

日本における農業簿記の研究：農業税務簿記、農業統計調査、農協簿記の3つの流れを中心に

戸田，龍介

<https://doi.org/10.15017/1654643>

出版情報：九州大学，2015，博士（経済学），課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

日本における農業簿記の研究

—農業税務簿記, 農業統計調査, 農協簿記の3つの流れを中心に—

戸田 龍介

目次

序章	研究の目的と課題	1
第Ⅰ部	日本における農業簿記の諸展開	
第1章	従来の農業簿記関連文献について	13
第2章	農業税務簿記の流れについての考察	37
第3章	農業統計調査および農協簿記の流れについての考察	54
第4章	日本における農業簿記の3つの流れ	77
第Ⅱ部	農業税務簿記に関する研究	
第5章	農業税務簿記の特徴と問題点 —農業簿記検定教科書3級における仕訳問題を題材にして—	101
第6章	収穫基準の両義性についての考察 —計算構造および記帳を中心として—	119
第7章	日本の農業に関する基準・標準の研究 —農業所得標準および概算金について—	128
終章	要約と展望	145
参考文献		159
補論	ヒアリング調査集	
(1)	全国農業経営コンサルタント協会前会長・西田尚史税理士への ヒアリング調査(第1回)	167
(2)	全国農業経営コンサルタント協会前会長・西田尚史税理士への ヒアリング調査(第2回)	182
(3)	全国農業経営コンサルタント協会会長・森剛一税理士他へのヒアリング調査	196
(4)	ミツハシライス管理部財務課長・澤田泰二氏へのヒアリング調査	218
(5)	神奈川大学経済学部・谷沢弘毅教授へのヒアリング調査	232
(6)	JA北ひびき営農部経営対策課・真嶋憲課長へのヒアリング調査	247
(7)	JA北海道中央会基本農政対策室・小南裕之室長他へのヒアリング調査	264

序章 研究の目的と課題

1 研究の目的

本論文は、日本においてこれまで展開されてきた農業簿記は、なぜ日本の農業経営の発展や競争力強化に資することができなかつたのか、言い換えれば、簿記が本来果たすべき経営管理に役立つ情報を提供するという役割を農業簿記は十分に果たすことができなかつたのかを、測定属性および会計計算構造の側面から問うものである。

2015年10月5日、ついに環太平洋経済連携協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）が大筋合意された。TPPの大筋合意を受けて、いよいよ待ったなしの対策を迫られているのが、日本の農業の競争力強化である。本論文は、TPPについての是非を議論するものではないが、日本の農業を取り巻く環境が、TPPという外的要因によって、激変していこうとしていること自体は論を俟たないであろう。これまで、日本の農業は、高関税と手厚い保護行政に守られてきた。言わば、「保護」⁽¹⁾の対象であった。しかしながら、TPP後の新たな世界においては、域内各国の農業・農産物との「競争」にさらされることが必至である。この域内の大競争に適切に対処するためにも、日本の農業の競争力強化は、喫緊の課題として現在急浮上してきたものである。

しかしながら、ここで大いなる疑問が湧き上がってくるのである。TPPという言わば外圧がかかる以前に、それまでの「保護」とは異なる「競争」という視座を、日本の農業界に新たに持ち込む契機は、果たして何も存在しなかつたのであろうか。ここに、本論文の研究対象である農業簿記という分野が、急浮上してくることになる。日本には、これまで農業簿記と呼ばれる分野が実務上も研究上も確かに存在してき。しかしなぜ、日本におけるこれまでの農業簿記は、日本の農業の競争力強化に寄与したり、あるいは少なくともそういった議論の契機になれなかつたのであろうか。「簿記」であるなら、これを用いて、農家の真の財政状態・経営成績を把握することができたはずであるし、利益計算に必須の原価を把握することで、競争力強化に大いに役立ってきたはずである。あるいは、直接的にはなくとも、そういった原価等の実態把握を通じて、TPP交渉のずっと以前に、日本農業の競争力強化に対し、何らかの問題提議を行ったり、警鐘を鳴らしているはずであった。ところが、これまで日本で展開されてきた農業簿記については、日本の農業経営の発展に寄与してきたという言説はもちろん、競争力強化に対する議論の契機を提供したという話すら、寡聞にして知らないのである。

以上のように、日本におけるこれまでの農業簿記に対する最大の疑問は、なぜ、TPPという言わば外圧がかかる以前に、簿記を前提とするならば当然行き着くはずである原価の問題等を契機に、競争力強化という新たな視座を、内生的・自発的に日本の農業界に持ち

込むことができなかつたのかという点にある。

ところで、そもそも、農業簿記の目的とは、一体どのようなものであるのだろうか。農業簿記の目的は、通常の簿記のそれとは異なるものなのであろうか。ここで、農業簿記の目的について、農業簿記検定試験を大原学園と共催している全国農業経営コンサルタント協会の前会長である西田尚史税理士が記述している箇所を次に示したい。

「農業簿記の目的は、正しい記帳を行うことにより、正しい損益計算書と貸借対照表を作成して、一定期間の経営成績を明らかにすること（損益計算書）、一定時点の財政状態を明らかにすること（貸借対照表）です。そして、正しい所得にもとづいた税務申告を行うだけでなく、農業経営の分析などを行い、農産物の生産に要した原価を把握してこれをもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与することが真の目的なのです。」（教科書 3 級 2013, 4. 傍点筆者挿入）。

この言にあるように、農業簿記の目的は、「正しい記帳」、つまり農家自身による記録に基づき、「農産物の生産に要した原価を把握」する、つまり農産物のコストを把握することにより、「農業経営の発展に寄与すること」なのである。これらの方法や手段、そしてその目的は、通常の簿記と異なるものではない。ではなぜ、日本におけるこれまでの農業簿記は、簿記であるならばできたはずのことを、そして簿記であるならば寄与できたはずの目的を、どれも遂行し寄与してきたと言い切ることができないのであろうか。

この疑問に対して、本論文では、これまで日本において展開されてきた農業簿記は、「簿記」という名称は付されているが、簿記本来の前提とは異なる前提に基づき、簿記本来の目的とは異なる目的を達成しようとしていたのではないかという仮説を置いて、論を進めていく。そもそも、簿記とは、帳「簿記」入または帳「簿記」録の略称であると言われていく。現在の世の中で昔ながらの帳簿を使うかどうかはおき、パソコンを含めた何らかの媒体に継続的・規則的に取引を記入・記録していき、少なくともそういった「記録」を前提としていくことは、「簿記」であるならば必須であると考えられる。そして、そういった前提に基づき、記録する者の財政状態や経営成績が計算されていくシステムこそ、簿記が生み出す最も重要なものである。なお、経営成績、つまり利益の計算において決定的に重要になるのが、コスト（原価）である。したがって、簿記あるところ、取引記録に基づいて記録者の財政状態と経営成績が示せるはずであり、特に、記録に基づくコストが計算されることで、コストの実態把握を通じた「コスト削減」という、競争力強化にとって不可欠な視点が必ずや醸成されるはずである。ところが、先述のとおり、日本で展開されてきた農業簿記は、そういった日本農業の競争力強化という新たな視座について、その議論の契機にすなわねず、ただ徒に TPP 交渉の大筋合意という期を迎えてしまったのである。これはやはり、日本におけるこれまでの農業簿記は、記録に基づきコストをはじめとする記録者の真の経営実態を算出するという、「簿記」本来の前提と目的とは、異なった前提と目的の下展開されてきた可能性が高いのではないだろうか。

本論文は、上記のような仮説を検証していくものであるが、その際、検証の対象である日本の農業簿記については、そもそも、どのようなものとしてこれまで展開されてきたのかという、言わば実態解明についての必要性が存していると考えられる。ちなみに、街中でも、大型書店に行けば、「農業簿記」と銘打った書籍は目にすることができる。ただし、「簿記・会計」のコーナーではなく、「農業」のコーナーであることがほとんどである。これは、工業簿記や商業簿記の書籍が、「工業」や「商業」のコーナーに置かれることはあまりないと対照的である。また、その農業簿記の書籍を広げてみると、簿記会計の知識がある者にとっては、少し違和感があると思われる。多くの農業簿記の書籍には、「事業主貸」であるとか「事業主借」であるといった、通常の簿記の学習ではお目にかかれない勘定科目が出てくる。また、そういった書籍には、説明のおりおりに、「青色申告」とか「所得税法」といった言葉が出てくるし、巻末を見ると「所得税青色申告決算書」というものが付録でついていたりする。事前知識なしに見れば、とにかく税の計算に関係した簿記という印象を抱くのではないか。ということは、農業に関する税について処理するのが、農業簿記なのだろうか。一方、農業高校や農業大学校に在籍した者なら、そういった授業科目を、学校内で学んだはずである。また、この分野に少し詳しい者や簿記会計の研究者なら、「大槻正男」という農業簿記の研究者の名前や、「京大式農業簿記」という名称をどこかで聞いた覚えがあるかもしれない。どうやら、農業簿記には、いくつかのとらえ方や流れが存在するようなのである。

そこで本論文では、農業簿記には、実はいくつかの流れがあるのではないかという観点から、これまで一口に「農業簿記」と言われてきたものを、まずいくつかに分類していきたい。ちなみに、戸田編（2014）では、これまで、「農家」や「農業者」と一括りにされてきた対象を、5つに分類した後、それぞれの分類対象ごとに記録の実態について調査し、またそれぞれの対象別に具体的な提言を行っている。当該書には一定の評価が与えられたが⁽²⁾、それは、実態調査や具体的提言もさることながら、これまで一括りにされることが多かった日本の農業者を「分類」して論を展開したことに対してのものだった。本論文においても、その対象、つまり日本における農業簿記を、可能な限り適切に分類して論を進めたい。そして、いくつかに分類される日本の農業簿記は、それぞれどのような前提と目的をもったものであったのかについて解明していく。

2 研究の方法

上記諸点の解明のために、本論文では、ヒアリング調査を重用・多用している。研究調査手法として、ヒアリング調査を重用・多用する理由はいくつか存在する。まず、農業簿記を実務的・實際上、使用・適用している実務家の生の声を聴く必要があったからである。実は、これまでの農業簿記の研究では、この現場における実態・事実の集積がおろそかに

されてきたきらいがあるのである。農業簿記の適用現場における実態・事実の集積については、農業に関する簿記処理を実際に行っている税理士の方から直接話を伺うのが、最も効果的な研究手法であった。さらに言えば、ヒアリング調査を受けて頂いた、農業簿記を実際に適用している税理士方は、全国農業経営コンサルタント協会という団体の幹部であったことも、本論文における研究の進展には大きな意味を持っていた。当該団体は、2014年に新設された農業簿記検定（2級および3級）という検定試験の、実質的な主導団体であったからである。つまり、実務としての農業簿記と、試験科目としての農業簿記とを共に、現在の日本において最高レベルで知る人物たちの生の声が確認できたのである。彼らへのヒアリング調査は、未だ黎明期である農業簿記検定制度についての、言ってみれば貴重なオーラルヒストリーの集積であるとも言えるのである。そして何より、彼らの生の声を聞くことにより、日本における農業簿記が有してきた驚くべき一面が、はじめて確認されたのである。彼らへのヒアリング調査によりはじめて確認された種々の農業簿記の実態は、文献研究のみの調査では、決して知ることができなかったものである。

本論文においてヒアリング調査を重用・多用する理由は、このように、文献にのみ頼る研究では、日本における農業簿記の実態を明らかにするには、限界があるためであった。この「限界」については、単に、実務家や関係者の生の声が文献に記録されていなかったことから生じたものばかりではなく、さらに根深い問題から生じているものもである。実は、農業簿記研究には、いやもっと言えば、日本における農業分野の研究には、当該分野の研究者がその研究を進めるに際し、意識的にか無意識にかは定かではないが、あまり触れてこなかった論点があるのである。それは、「農協」問題である。日本における農業問題を扱えば、必ず農協との関係が出てくるはずであるのに、とにかく最初から農協問題には一切触れないという姿勢が、一部の研究者に見られた。さらに由々しき問題は、農協の批判につながるような研究は、これまでほとんどといっていいほどなされてはこなかったことである⁽³⁾。勢い、どのような扱い方がされているかにかかわらず、農協について触れた文献は、その数がきわめて少ない—農業簿記関係では特に一ということになる。日本における農業簿記研究、さらには農業全般に関する研究においては、タブーが存在していたのである。

断っておくが、本論文では、むやみやたらな農協批判を繰り広げるつもりなど毛頭ない。しかしながら、日本における農業簿記の実態をさぐるうえで、農協または農協問題に触れざるを得ない場合は、タブーなく触れていく。そもそも、戦後日本農業界における最大のキープレーヤーと目され⁽⁴⁾、自民党、旧農林省（現農水省）と共に戦後日本農業のスキームであった「農政トライアングル」⁽⁵⁾の重要な一角を占めてきた農協が、日本において長くそして現実に展開されてきた農業簿記と、全く何の関係もなかったとするほうがとらえ方として難があるのではないだろうか。しかしながら、先述したように、農協問題に踏み込むというより、触れた文献すら少ないのが現実である。だからこそ、農業簿記と農協

との関係について、直接的にしる間接的にしる言及するヒアリング調査は、本論文における研究にとっては、必要不可欠なものであったことになる。さらに、例えば、その農協と国税局が相対で決定していく農業に関する基準等も、現在は公式には存在しないことになっているが、現実には存在している。それゆえ、こういったものの存在や使用状況の確認・調査については、ヒアリング調査によってしか成し得ないものであった。

以上のように、これまでの農業簿記研究においては、とにかくその実態の集積があまりにも欠けており、その結果、研究も実態とは向き合わない、「研究のための研究」となっていたきらいがある。また、農業簿記研究のみならず、日本の農業全般について考察・言及する際、農協問題を筆頭に強いタブーが存していたため、勢い研究も、タブーを避けあるいはあえて触れず、穏当な結論に終始してきたきらいがある。したがって、真に意味ある日本の農業簿記の研究のためには、農業簿記の現場におけるタブーなき実態調査が不可欠であり、そのためには、研究手法としてヒアリング調査に頼ることが絶対に必要であった⁽⁶⁾。なお、ヒアリング調査については、調査時に語られた言葉全てを、本論文巻末に「補論」として掲載している。これは、筆者の意図による恣意的なピックアップ問題を避けるためである。ただし、ヒアリング調査における筆者の問いかけ自体が、完全に価値中立的に行われているわけではないことは十分に認識している。

これまで述べてきたような理由により、本論文における研究手法としては、ヒアリング調査を重用・多用しているが、まずは当該ヒアリング調査を中心にして、これまで日本において展開されてきた農業簿記の実態を把握する。当該実態把握に際しては、これまで一般に「農業簿記」と称されてきたものは、ただ1つの流れではなく、実はいくつかの流れがあったのではないかという視点から行う。次いで、いくつかの流れがあったとして、では一体なぜ、日本における農業簿記は、そのどの流れにしても、簿記あるところ当然生み出されるべき競争力強化という視座を生み出せなかったのかという、本論文における課題を検証していく。

当該課題の解明にあたっては、いくつかの流れを有する日本の農業簿記は、その何れもが、まず目的として、通常の簿記が有するような目的、つまり先述したような、記録者の真の財政状態と経営成績を示すという目的とは異なる、何か別の目的のもとで展開されてきたのではないかという仮説を検証していく。さらに、重要な仮説として、これまで日本で展開されてきた農業簿記は、「簿記」という名はついているものの、通常の簿記がそのシステム遂行にあたり当然のごとく前提とするもの、つまり個々の農業者についての継続的・規則的な取引「記録」を、実は前提としていないのではないかという仮説を設定し、これを検証していく。これらの仮説を検証するにあたっては、ヒアリング調査によりはじめて確認された実態を踏まえながら、これまでタブーとされていた問題にまで踏み込んでいく。

3 本論文の構成

上記のような仮説検証を通し、研究課題を解明していくために、本論文では、次のような構成をとっている。

次章第1章では、これまで日本で出版・発行されてきた「農業簿記」と題する書籍・論文を概観することで、まずは先行研究のレビューを行う。全体を概観することで、これまで日本において展開されてきたのは、税務を中心とする農業簿記の流れと、研究対象としての農業簿記の流れの、大別すると2つの流れであることを文献上確認する。

第2章では、第1章で文献上確認された、税務を中心とする農業簿記の流れを、ヒアリング調査で再確認すると共に、この流れが現在の農業簿記の主流であることも確認する。なお、第2章より、この税務を中心とする農業簿記を、「農業税務簿記」と称し、この農業税務簿記が有する特徴と問題点について、これもヒアリング調査により確認する。

第3章では、第1章で文献上確認された、農業簿記「研究」対象としての農業簿記の流れを、ヒアリング調査で再確認する。ヒアリング調査により、この流れは、農業統計調査の傍流として行われたことが明らかになるため、第3章より、この流れを、「農業統計調査」と称している。さらにヒアリング調査により、「農協（のための）簿記」という、農業簿記の別の流れも存することも確認する。農業統計調査および農協簿記が有する特徴と問題点については、これもヒアリング調査により確認する。

第4章では、以上確認された点をふまえ、これまで日本で展開されてきた農業簿記は、1つの流れしかなかったわけではなく、実は3つほどの流れがあったことを、必要に応じて文献調査も随時加えながら明らかにする。3つの流れとは、それぞれ、農業税務簿記、農業統計調査、そして農協簿記という流れである。

3つの流れのうち、第1の流れである農業税務簿記が、現在の農業簿記の主流であり、一般に農業簿記と言う場合、この農業税務簿記を指していることが明らかになる。この農業税務簿記の目的は、農業者用の所得税青色申告決算書の作成であり、前提としているのが、「収穫基準」という特殊な収益認識規準である。農業簿記第2の流れである農業統計調査は、その目的が農産物の生産費（コストではない—戸田）の統計的推計であり、前提としているのが、統計関係の職員による「坪狩り」等のサンプル推計である。農業簿記第3の流れである農協簿記は、前提としては通常の簿記が置くものと同様であるが、その目的が、現在農協が行っている金融保険業務や、他の多様な経済業務を効率的に管理運営していくためであり、歴史的に要請された組合員農家全体のためではなかったことを確認する。つまり、第4章では、まず、日本における農業簿記に3つの流れがあったことを再度確認し、特に農業統計調査と農協簿記について、それらの目的と前提が、簿記本来のそれと異なっていることを明らかにするのである。

なお、第4章までを第I部、第5章からを第II部としているが、これは、第I部では、

これまで日本において展開されてきた農業簿記には3つほどの流れがあったという実態を示すものであるのに対し、第Ⅱ部では、3つの流れのうち最主流である農業税務簿記について、特別に焦点をあてて論じるためである。本論文第Ⅱ部において、集中して論じる点は、農業簿記第1の流れであり主流と見なされる農業税務簿記について、特にその前提とする「収穫基準」という独特の基準が、通常の簿記が前提とするものと、どのように異なるのかという点である。

そこでまず、第5章では、2014年に新設された農業簿記検定教科書3級に示された仕訳を題材にし、農業税務簿記の根幹である「収穫基準」が要請する前提と、通常の簿記が要請する前提に、違いが存するかどうかを分析する。なお、農業簿記検定教科書3級は、主に農業所得申告を主業務とする税理士たちにより作成されているため、そこに示される仕訳は、彼らが通常依拠する収穫基準に基づいたものとなっていることが確認されている。

第6章では、農業税務簿記の根幹である「収穫基準」を、計算構造および記帳の面から、通常の簿記と異なる面があるかどうかを分析する。分析にあたっては、収穫基準が理論上・原則上求めるものと、実務上・實際上求めるものの違い、つまりその両義性に注目する。最も注目すべき点は、収穫基準が實際上・実務上適用される局面で、通常の簿記が絶対の前提とする「記録」を、前提としているかどうかということである。

第7章では、第6章で明らかになる、収穫基準は実は記録を前提としていない点に注目し、しかし、それではなぜ、記録に基づかずに農業税務簿記の目的でありゴールである青色申告決算書が問題なく作成できるのかという点を分析する。第Ⅱ部全体で明らかになることは、農業簿記第1の流れである農業税務簿記の根幹である「収穫基準」は、その適用に際しての前提が、通常の簿記のそれと異なるのかどうかという点と、異なるならばどのように異なるのか、さらに異なっても実務上問題ないのはなぜかという点である。本論文における以上のような展開によって、農業簿記第2・第3の流れである農業統計調査や農協簿記はもちろん、農業簿記第1の流れである農業税務簿記も、通常の簿記とは異なる目的を、通常の簿記とは異なる前提の下、達成しようとしてきたことを明らかにしていく。

本論文における研究課題（リサーチクエスチョン）を改めて確認しておくこと、これまで日本において展開されてきた農業簿記は、なぜ、TPPという言わば外圧がかかる以前に、農業に関する本来の「簿記」であったならば必ず獲得できていたはずの競争力強化という視座を、内生的・自発的に日本の農業界に持ち込むことができなかつたのか、というものである。当該研究課題に対して、本論文では、日本においてこれまで展開されてきた農業簿記は、そのどれもが、「簿記」であるならば有すべき目的とは異なる目的を、「簿記」であるならば当然の前提に基づかずに達成しようとしていたのではないかという仮説を置き、これを検証しようとするものである。本論文における研究は、端的に言えば、これまで日本で展開されてきた農業簿記とは、そこに付された名称にもかかわらず、本当に「簿記」

だったのかを問うものである。その意味で、本論文における研究は、これまで日本において当然のごとく展開されてきた農業簿記というものの、タブーなき真摯な「棚卸し」作業であるとも言えるものである⁽⁷⁾。

注

(1)「保護」には各種のやり方があった。政権与党たる自民党は、自らを長期安定的に支援してくれる小規模農家や、彼らを束ねる農協に対し、当然のことながら手厚い「保護」を施していくことになる。自民党の保護のやり方には各種あるが、例えば、食糧管理法（食管法）の下、米を政府が買い上げていた時代は、とにかくその買い上げ価格を上昇させて、農家の手取りを多くするというやり方があった。こういった保護政策の下、小規模米農家は、他の産業では当然の各種事務作業をやらずに、とにかく米をつかってさえいけば、政治的な決着のもと米の政府買い上げ価格が上昇していき、所得も必然的に上昇していったのである。

農家への「保護」は、自民党だけでなく、農業をその主たる管轄とする農林省（現農林水産省）も、同様に行ってきた。農林省の保護のやり方も各種あるが、代表的なものは補助金の交付である。補助金交付については、農協を通さなければ実質的に不可能とも言われており、農協側からの強い意向が前提となっているという指摘もあるが、農林省側も、農業行政を遂行する上で、小規模農家を束ねる農協の協力は、必要不可欠だったと言われている。さらに、農林省は、農業予算や農業政策の法案を国会で通すために、自民党と強い関係を結ばねばならなかった。

ここに、「農協、自民党、農林省」という日本農業をめぐる強固な戦後スキーム、いわゆる「農政トライアングル」が出来上がるのである。この農政トライアングルは、むしろ3者のプレーヤー自身のためのものであるが、その基本には、小規模兼業米農家への「保護」があったと考えられる。

(2) 当該編著書は、2014年度の日本簿記学会・学会賞を受賞している。

(3) この点についての興味深い言説を次に示したい。「学者・研究者の仕事のひとつに批判という任務がある。しかし、農業関係の多数の学者・研究者にとって、聴衆は農協と農協に組織された農家である。彼らは、農家の所得が苦しくなる等の観点から農政を批判することはあっても、農協の批判はしない。そのようなことをしても、農協から講演依頼は来ない。しかも地方では、農協は農学部卒業生にとって数少ない就職先であり、実際、彼らの多くが農協に就職する。ある大学教授が農協批判をしたら、農協から学生を採用しませんよといわれた・・・そんな話も聞く。かくして、農協に不都合な農水省の政策は批判しても、農協の主張は擁護する“農協御用学者”が誕生する。」(山下 2009, 104)。

(4) 農協が、戦後日本農業界における最大のキープレーヤーとなれたのは、農地改革後、日本に多数出現した小規模米農家を一手に束ねられたからである。彼らは、その多数さゆえ、票田としての魅力・力を有していたのである。ただし、一農家一農家個別の動きをしていては、その魅力・力は無いに等しかった。ここに、彼らを束ね、戦後の日本農業のキーマンとなっていく存在として、これも戦後、新たに出現した農業協同組合（農協、JA）が、クローズアップされるのである。農協は、彼ら小規模米農家を束ね、戦後長く政権与党であり続けた自由民主党（自民党）の安定的に支持していく団体となり、その力を増していく。そして、政権与党から保護を受ける対象を一手に束ねる農協は、金融や保険といった農業以外の機能もワンストップで備えるという体制強化も功を奏し、設立当初には想像もできなかったような強い影響力を、戦後の日本農業界に及ぼしていくことになるのである。

小規模兼業米農家にとっても、農協はなくてはならぬ存在だった。その事情は次のようである。「片手間にしか農業をしないため時間的余裕のない兼業農家は、経済事業等と金融事業の両方に関して、農協に圧倒的に依存している。必要な資金は農協が貸してくれるし、資材の購入や農産物の販売もすべて信用事業の口座で決済できる。したがって、サラリーマンでもある農家は、農協に頼り、農協任せにしておけば、彼らの農家としての地位は守られ、営農を継続できる。このため、農協は、農業地域の預金の大半を持ち、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っており、農民への貸付に関して圧倒的な優位を持っている。農協が経済事業等と金融事業を兼業できることが、この状況をつくり出すのに大きな貢献をしているといえよう」（八田・高田 2010,16）。

(5) 農政トライアングルとは、「自民党、農林水産省、農業協同組合（農協）によって構成される」（内田 2015, 231）、戦後農政の基本スキームである。戦後の農政においては、「農村は農協（農業協同組合。以下、JA という農協を指す）によって組織化され、これに自民党や農水省も依存するという、農協＝自民党＝農水省の“農政トライアングル”が定着した。」（山下 2009,4）。この農政トライアングルにとって、最も重要なのは、日本に多数存在する小規模米農家の存在、端的に言うとならぬ彼らの「数」である。この多数存在する小規模米農家（彼らはその後、小規模「兼業」米農家となっていく）の保護こそ、自民党の、より正確に言うとならぬ大量の農民票で当選してきた自民党国会議員の、最大の眼目となったのである。また、彼ら与党議員の支持で農業政策を国会で通したり、彼らの圧力で補助金を中心とした農業予算の獲得を大蔵省（現財務省）に迫りたい農林省としても、小規模兼業米農家の保護は、自民党同様、絶対に必要なこととなっていった。

かような農政トライアングル、つまり戦後日本農業スキームは、その主眼を、日本農業の「発展」にではなく、先述のとおり、多数の小規模兼業米農家の「保護」に置いてきた。このような戦後日本農業スキームは、もともとその主眼が異なったものであった

こともあり、日本の農業の「発展」には大きくは貢献しなかった。しかしながら、さらにマクロ的な観点、つまり日本国全体のスキームの中では、非常に有効なものであったとも考えられる。敗戦後、GHQの占領下にあった日本は、戦争を放棄する新憲法の下、軍事的には米国の傘に入ることとし、加工貿易を軸とする産業立国として立ち上がることを、戦後のスキームとした。当該全体スキームは、結果としては大きな成功を収めた。国力が集中投下された工業分野は、世界的な「競争」を勝ち抜き、GDPは米国に次ぐ世界第二位にまで登りつめた。

当該全体スキームを首相として決定したのは、吉田茂だったと言われているが、その吉田は、現在の自民党に繋がる政党に所属していた。そして、日本国全体のスキームを支えていた政権与党であった自民党を、長期安定的に選挙で支えてきたものこそ、戦後農地改革で多数生まれた小規模兼業米農家であった。この大票田に、「競争」を持ち込むことは、絶対のタブーであったと考えられる。通常の産業であれば、その発展のために「競争」という視点は必須のものであるが、戦後日本農業界においては、そういった視点を必要としなかったばかりか、国家の全体スキームを政治的な面で安定的に支えるために、「競争」を意図的に排除してきたと考えられる。競争は、富が集中する勝者と共に、プレーヤーとしてプレーの場から退出を余儀なくされる敗者を生むのがその理であるが、戦後日本農業界という特殊なスキーム内では、どのプレーヤー（農家、農協、自民党、農林省）も、農業という場から競争に敗れた農家が退出する、つまりのその数が減ることを望まなかったのである。

(6) 本論文における研究手法としてヒアリング調査を重用・多用する理由は、文献調査では限界のある実態把握をタブーなく行うためであるが、実はそれにとどまらない。ヒアリング調査で確認された重要な実態や視点は、可能な限り文献でも確認をとって論を進めているが、その確認をとる文献についても、誰でも手にできる書籍や論文だけでなく、例えば「農業所得標準表」などの一般には知られておらず、また入手困難な資料を用いている。こういった資料も実は、ヒアリング調査を機にはじめてその存在を知り、ヒアリング調査の対象者が保有していたものを閲覧する機会に恵まれたために、本論文の中で使用可能となったものもあるのである。このように、ヒアリング調査は、そのヒアリングの内容が貴重であったばかりでなく、当該調査がなければ、決してたどり着けなかった資料の存在を知る上でも、本論文にとって必要不可欠なものであったことになる。

(7) 「これまでの日本の農業界において当然のごとく展開されてきた」もの、つまり「これまでの日本の農業界の常識」が、今大きく揺らいでいるのは、日本の農業の土台が、競争ないしは競争力強化という、これまでになく視座により揺らいでいるからなのである。ただしここで、注意しなければならないことがあると思われる。それは、「これまでの日本の農業界の常識」が、競争力強化という新たな視座と将来的にも全くつながらず、

だからその全てを無条件に改革・転換すべきであるというような、アприオリな問題設定は危険だという点である。もしかしたら、その「常識」は、使い方次第・発想の転換次第で、競争力強化という視座と、新たに結びつく可能性もあるかもしれない。あるいは、その「常識」は、常識そのものに問題があるわけではなく、本来用いられるべき対象に対し、あるべきやり方で用いられれば、競争力強化と言う新たな視座にも応えられるものかもしれないのである。今真に必要なのは、「これまでの日本の農業界の常識」や「これまで当然とされてきたこと」を無条件に改革・転換するのではなく、そもそもその「常識」は、一体どのような現実・実態により支えられていたのかという真摯な現実・実態解明であろう。仮にこれまでの常識に転換の必要性が認められたとしても、そうした真摯な実態解明がなければ、転換が有効に行えないし、さらに言えば、そうした現実・実態が本当に日本農業の競争力強化の阻害要因になるのかという確認がなければ、転換そのものに意味がなくなってしまうと考えられるのである。

第 I 部 日本における農業簿記の諸展開

第1章 従来の農業簿記関連文献について

1 はじめに

本章では、日本において発行・刊行されてきた「農業簿記」に関する書籍・論文を概観し、もってこれまで日本において展開されてきた農業簿記について、どのようなことが主に論じられてきたのかを確認する。なお、農業簿記は、実務・実践⁽¹⁾や教育⁽²⁾の場面では、農業会計の一環として行われまた教授されることもあるため、必要に応じて、書名や論文名に、「農業会計」とあるものも本章の考察の対象としていく。さらに、本論文の本来の研究対象は、日本における農業簿記であるが、日本における農業簿記研究の一環として、外国における農業簿記会計の研究や翻訳もこれまで行われてきたため、これらもまた必要に応じて適宜本章の考察対象に加える。

ただし、考察の中心は、これまで日本で刊行されてきた農業簿記関連文献であり、かつまた、日本において行われてきた農業簿記関連研究である。本章における注目点は、これらの農業簿記関連文献は、そもそもどのようなことを論じようとしてきたのかという点にある。その点を確認した後、さらに、それらの持つ共通した特徴を抽出したい。そうすることで、これまで日本において展開されてきた農業簿記は、共通した特徴かつ問題を抱えてきたのではないかということが指摘可能になる。この共通した特徴であり問題点の抽出にこそ、本論文の研究課題の解明に対し、有効となる仮説を提示する一助となることが期待されるのである。

2 これまでの農業簿記関連著書について

実は、これまであらわされた農業簿記および農業会計に関する文献は大量に存在する。家串(2000)では、「農業会計学文献目録(表2-1)」として、1879年から1999年までに著された農業簿記会計学文献が15頁にわたり掲載されているほどである。

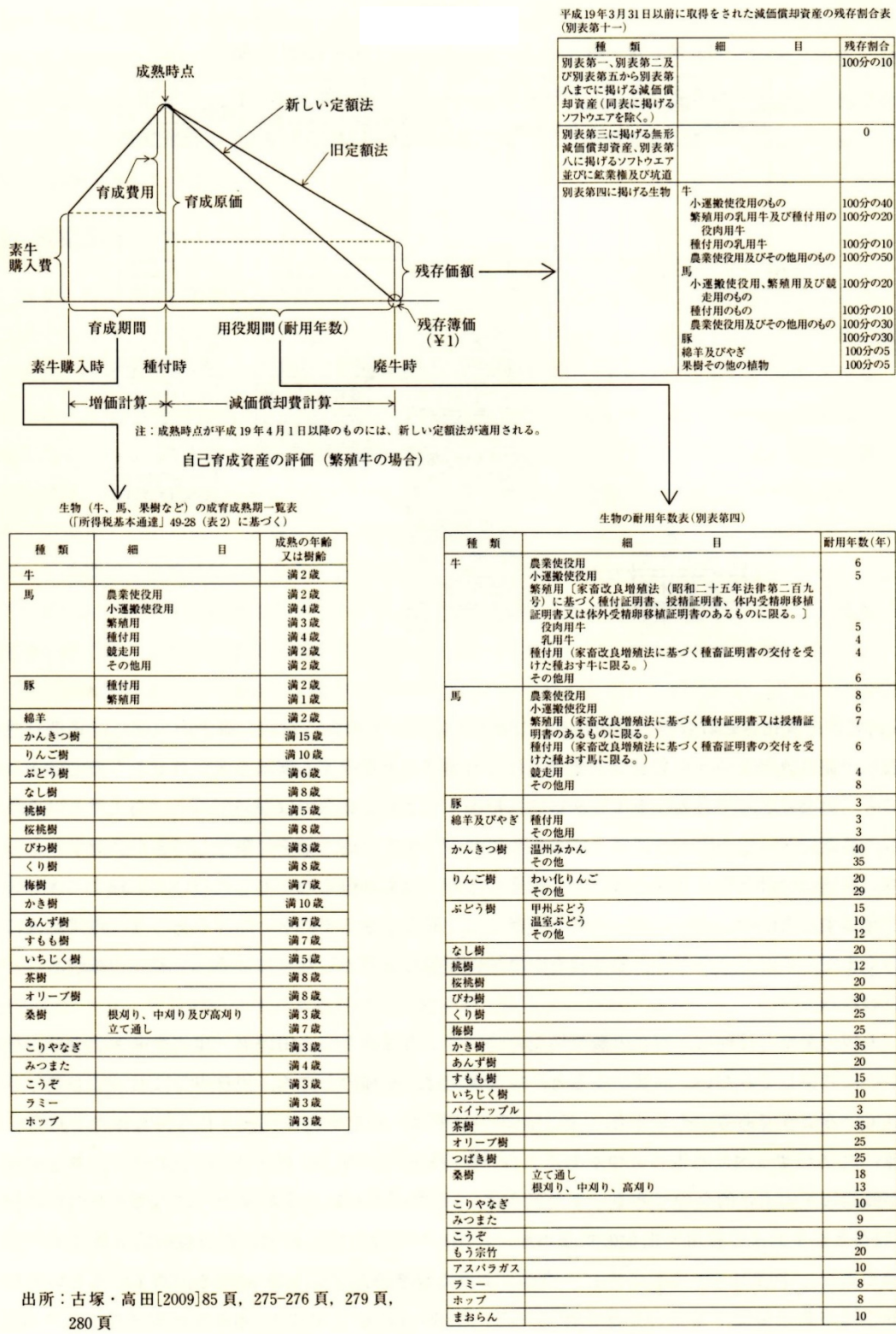
本節では、この中で、「農業簿記」という用語が使用されている書籍を中心に、そこでは何が主に取り扱われてのかを確認していく。ここではまず、農業簿記の関連書籍で現在最も人気の高い⁽³⁾、古塚秀夫と高田理の共著である『現代農業簿記会計』をとりあげることとする。同著書の最大の特徴は、税務からの強い影響が随所に見受けられることである。例えば、簿記記帳の目的について、「青色申告に代表される外部報告と経営管理に役立つ内部報告の2つがある」(古塚・高田 2009, 86)という2の目的があるとしているが、しかしながら、同著書をよく読むと、実際は青色申告の機能が最大の目的であるようである。この事情は、次のような自家労賃の取扱いを見ると理解できる。「自己育成資産を評

価する場合には、次の3点について検討が必要である。第1に、自家労賃の取扱である。すなわち、育成家畜や育成植物に投入した自家労賃の労賃部分を育成原価に算入するかどうかである。…外部報告目的では、自家労賃について、どちらの取扱をしても同じである。青色申告を例にとれば、青色事業専従者給与として必要経費に算入するか、それとも育成原価として算入するかということである。…ただし、青色事業専業者給与には、経営主の労賃が含まれないことに留意しなければならない。計算の煩わしさを考えると、青色事業専業者給与で処理しておくのがよい」（古塚・高田 2009, 86）。

このように、同著書において農業簿記とは、端的に言えば青色申告を主目的とするものなのである。このことについては、例えば、「農業所得を申告する場合、このような調整計算（収益と益金および費用と損金の調整－戸田）は必要ない。最初から課税所得計算目的で記帳できる」（古塚・高田 2009, 231）とし、農業簿記を、最初から課税所得計算目的とする利点が強調される。さらに「全国における農業簿記ソフトの90%を占めているといわれるS社の農業簿記ソフトの年平均出荷本数（平成13年から平成17年の5ヶ年平均）は7,000本」（古塚・高田 2009, 238）だそうだが、その「農業簿記ソフトを利用する主目的は青色申告」（古塚・高田 2009, 244）であると明示している。

さらに、同著書の目的が、課税所得計算に資することであることを、農家の自己育成資産を例に確認する。ここでいう自己育成資産とは、「繁殖や果樹などのように自己の農業経営で1年以上にわたって育成したものを利用して、肥育牛や果実などの生産物を生産する」（古塚・高田 2009, 85）特徴をもった資産である。そして、自己の農業経営で育成する自己育成資産については、育成期間・用役期間等全てにわたり、こと細かな税務規定が定められている。例えば、「実務上、これらの判断（育成期間と用役期間の区分判断－戸田）が難しい場合は、税法で定めている成熟の年齢・樹齢の標準を利用する」（古塚・高田 2009, 87）のである。また、牛、馬、果樹などの生育成熟期間についても、所得税基本通達 49-28 によって、詳細に定められている（古塚・高田 2009, 付属資料第6表）。次に、繁殖牛の場合における自己育成資産の評価図と、牛を含めた諸生物の減価償却に関する税務規定を、同著書における諸図表を合体させて、図表1-1として表示する。

図表 1 - 1 諸生物の減価償却に関する税務規定



出所：古塚・高田[2009]85頁，275-276頁，279頁，280頁

図表1-1より再度確認されることは、現在最も人口に膾炙されている『現代農業簿記会計』では、農業簿記を、税務申告においてこそ必要とされるものと捉えているということである。同著は多くの農業簿記に関する書籍において引用されているが、このことは、日本における農業簿記は、税務に深く関連したものとして展開されてきたのではないかという推察を当然のように生むことになる。ただし、事を複雑にしているのは、税務に深く関係した農業簿記は、その説明において、複式処理を前提としているものがほとんどであるということである。ここで、「複式簿記」ではなく「複式処理」とあえて言っているのは、貸借対照表や損益計算書の作成に必要な複式簿記という技法と、青色申告決算書の作成に必要な複式処理という技法は、たとえ形は似ていても、扱う対象やその目的に相違があるのではないかという考えに基づいている。「青色申告決算書の作成に必要な複式処理という技法」の対象には、通常の複式簿記が対象としないものが含まれることになる。典型的には、「事業主貸」勘定と「事業主借」勘定があげられる。

これらの勘定は、経営と家計が未分離の状態である農業者を対象に、担当の税理士が用いるものである。その説明を全国農業会議所が編集・発行する『複式農業簿記 仕訳ハンドブック』に聞こう。「農業経営に係る取引と家計に係る取引とは分離して記帳することが原則ですが、現実的には農業経営と家計との間のやり取りは避けられません。農業経営と家計との間のやり取りは事業主勘定を使って仕訳します。」(全国農業会議所 2011, 22)。しかしながら、経営と家計の分離は、簿記会計学の基本であり、「現実的には農業経営と家計との間のやり取りは避けられ」られないからといって、「事業主勘定を使って仕訳」することをはじめから前提とすることは、本来の複式簿記が立つべき前提とは異なっていると云わざるを得ない。さらに言えば、事業主勘定の使用は、確定申告のためであることも明らかである。これについても、次に聞こう。「**農業所得以外の収益**を『農外収入』とせずに『**事業主借**』、**その所得に係る費用**を『農外支出』とせずに『**事業主貸**』として仕訳しておく、確定申告の際便利です。」(全国農業会議所 2011, 22. 太字原文のまま、傍点筆者挿入)。

上記のように、事業主勘定を使った仕訳は、形の上では複式簿記と同様に見えるが、その目的は「確定申告」を問題なく行うことであった。このように、形の上では複式簿記による処理を説明しながら、最終的な目的は確定申告にあるという農業簿記関連書籍が、数の上では多数見受けられた。例えば、西村林編著の『農業簿記の基礎知識』においても、同編著のねらいを次のように記している。「本書は『自主申告を基本に』し、『**複式簿記の基本**』を取り入れつつ、『所得税の確定計算』における『青色申告』にも対応できるようにしました。」(西村編 1998, 2. 太字原文のまま、傍点筆者挿入)。つまり、青色申告に対応できる複式の所得税確定計算技法こそが、多くの書籍で言うところの「農業簿記」を指しているようであった。そのような意味での農業簿記は、その最大の目的が青色申告

にあるわけであるが、青色申告の趣旨について次に確認しておきたい。「一定の記帳義務を納税者に課して申告内容の信頼性を求めることの反面、納税者の税負担が軽減されるようにいくつかの優遇措置を認めるのが青色申告の趣旨です・・・(中略)・・・。代表的な特典としては、①青色事業専従者の必要経費算入、②引当金や準備金の繰入れ、③青色申告特別控除、④純損失の繰越し・繰戻し、⑤減価償却における割増償却・特別償却、⑥納税における異議申立てと審査の請求の選択などがあります。」(西村編 1998, 10)。我が国の税制上、この青色申告は白色申告より「有益」(西村編 1998, 8)であり、しかも記帳上、「複式簿記は単式簿記よりも優れている」(西村編 1998, 13)のであるから、複式簿記による青色申告こそが、最も望まれる農業簿記の目的となっているのである。

日本において刊行された農業簿記関連書籍は青色申告を重視する傾向にあったことについては、多くの当該書がその巻末に、付表や付録として青色申告書や税務資料を掲げていることから確認できる。例えば、先に取り上げた『農業簿記の基礎知識』では、「平成9年分所得税青色申告決算書(農業所得用)」の実例が参考資料として示されているばかりか(西村編 1998, 190-191)、巻末に「収支内訳書(農業所得用)の書きかた」が別刷りで綴じられている。さらに、「本書の第1の特徴は、農業簿記を企業会計原則に準拠して体系づけようとしたことである」(倉田 1996, 「はしがき」)と謳っている倉田貞著の『新版複式農業簿記』ですら、「青色申告決算書の作成」を付録として掲げているほどである(倉田 1996, 261-263)。

以上のように、これまで日本において著されてきた農業簿記関連書籍は、その多くが、青色申告を中心とする「税務」に関連したものであった⁽⁴⁾。この点について、農業会計研究会の2代会長である松田藤四郎氏は、次のように述べている。「戦後簿記の普及率は急速に高まったが、最大の要因は課税対策、すなわち青色申告の普及である。ここにおいて税務会計が優先され、経営会計の立場が弱く、記帳結果が経営管理に活かされないという問題を生じている」(松田 2000, 9)。つまり、課税対策を主目的とする税務会計が実務的に優勢となり、経営管理を目的とする経営会計との間に、矛盾が顕在化していることになるのである。

この問題について、新井(2000)も具体的に次のように述べている。「農業簿記の多くが税務会計を優先しているため、経営判断のための会計という点からみると、多くの修正が必要になる。例えば、乳牛の処分益は一定規模以下の経営では譲渡所得とされるため簿記上の収益に算入されないが、これは酪農経営の常識に反している。また税法では、固定資産は取得価額10万円未満(以前は20万円未満)の場合、償却資産に計上する必要がないため、一部の繁殖豚は資産勘定にも、またその償却費が損益計算書にも記載されず、このまま分析すれば経営の実態を反映しなくなる等である」(新井 2000, 204)。

上記の言における経営会計を、本来あるべき簿記会計ととらえることができるならば、それらは、現在の日本において主流となっている税務簿記会計とは大きく異なっている可

可能性があることなる。ただし、この点についての考察は、第4章以降の考察に譲りたい。

本節では、これまで日本で刊行されてきた農業簿記関連書籍について概観した結果、その多くは最終的に青色申告書作成実務に則っていること、つまり税務からの影響が非常に強いことを明らかにしたことになる。

3 農業簿記関連研究の考察

前節では、農業簿記に関する書籍を概観することで、これまで日本において刊行されてきた関連書籍は、税務からの影響を強く受けてきたことを確認した。なお、「農業簿記」というタイトルが付された書籍は、その内容に練習問題などを数多く含んでいるため、勢い実務・実践対応型のものが多かった。そこで本節では、実務対応型以外の、いわゆる「研究」の対象としての農業簿記も考察の対象としていく。その際、書籍だけでなく研究論文に対しても、かつまた、農業会計という別な名称が付されているが農業簿記がその内容として含まれているものに対しても、考察の対象を広げていく。もって、農業簿記研究も含めた、日本における農業簿記の特徴を抽出していきたい。

さて、これまで農業簿記という分野について行われてきた研究は、農業会計研究ともあわせて見ると、その数は、先述したようになりにのぼっている。そのあまたある農業簿記の研究の中でも、燦然と輝くのが、京都帝国大学農学部教授であった大槻正男氏の研究であり、彼が考案したと言われる「京大式農業簿記」という独特の農業簿記である。大槻氏の研究については、次節で詳しく考察することにするが、この伝統からか、農業簿記研究の分野では、京都大学農学部出身の研究者の活躍が目立つ。ただし本節では、その出身には拘泥せず、これまで行われてきた農業簿記研究について概観していきたい。

まず、農業簿記の特徴について、どのような論点が研究上指摘されてきたのかを確認していく。そもそも、農業簿記は、商業簿記や工業簿記と、一体どこが異なるのであろうか。対象となるものや目的が、それらの簿記と農業簿記では異なるのであろうか。また、そういった各種の違いが、農業簿記の特徴なのだろうか。ここで、農業簿記会計の特徴と考えられる事項を、「農業会計の基本的問題」と見なし、まとめた言説があるので次に聞くことにする。

「今日、農業会計における問題は基本的には次の点にあるように思う。

- a. 農産物には、人手の賦課、物財の添加なしに『自然増殖』あるいは自然に増加する現象がある。
 - ア. 成長と加工努力との関連は必ずしもパラレルではない。コスト・イフェクトがとらえにくい。
 - イ. 会計処理に当たっては自然増加を無視するかどうか。
- b. 農業は、生産プロセスの区切りが明確にできない。例えば、繁殖肥育一貫経営の場合、

繁殖の工程と肥育の工程に明確な区分けをすることができるか。また、成長の度合いが揃わないままに製品として出荷されることがある。製品に成長してもなお出荷されないまま維持のコストが負担されていく場合もある」(稲葉 2000, 168)。

上記で示された言説は、「農業会計における問題」としてであるが、実は、農業簿記における問題・特徴としても、多くの研究者が同様に指摘してきたものである。例えば、「もともと農業は、農地とその他の生産手段(建物、農機具、家畜、種苗、植物、自動車など)を利用して農業生産(耕種、養畜、養蚕、園芸など)を営んでいるので、天候・水などの自然条件によって生産高が大きく左右されてしまう」(西村編 1998, 4)という説明も、同様の指摘に連なるものとなる。つまり、農業簿記は商業簿記や工業簿記とは異なり、特殊な農業事象を対象とした簿記であり、したがって他の簿記とは異なったものとならざるを得ないという、いわば農業簿記特殊論に繋がる指摘である。こういった指摘は、研究上かなり一般に見受けられるものである。確かに、商業簿記が主に対象としてきた取引とは、日々生じる商品取引を中心としたものであり、農業においてしばしば生じる自然増価自体は、そのような取引とは異質なものである。例えば、土地の肥沃度の上昇は、農業の収穫高にとっては非常に重要なのであるが、金銭評価および将来への貢献度が測定できるわけもなく、複式簿記のシステムにのせることが現実的ではない。

しかしながら、考えてみれば、例えば従業員の人的能力のアップは、一般の簿記会計でもその対象、つまり「取引」とはしない。経営上重要であることに疑いの余地はないものの、周知のとおり、自己創設のれんの計上となるからである。その意味では、農業においていかに自然増加が多いといっても、自己創設のれんと同様に、本来の簿記会計ではそもそも扱わない事象であるという研究上の指摘があってもよかったのではないかと思われる。上記はほんの一例であるが、商業簿記であれ農業簿記であれ、「簿記」であるならば本来、対象とすべき取引と、対象とすべきでない取引は、当然のことながら峻別しなければならないはずである。これまでの農業簿記研究においては、農業簿記特殊論に立つものが多く、対して、本来の簿記としての議論、言ってみれば通常の簿記論として展開された農業簿記研究は、意外なほど少なかったのではないかと考えられるのである。

上記の問題は、何を農業簿記の取引とするかという問題であったが、これに関連して、その取引を認識する会計主体の問題も、農業簿記の研究上の課題として存してきた。これら諸問題について、稲葉(2000)は次のように指摘している。「家計をともにする家族間の金銭のやりとりにも、『取引』の条件が乏しい。『取引』がなければ仕訳も不可能である。・・・(中略)・・・このように個人経営と法人経営はその外観に相違がないようにみえたとしても、『取引』の認識、すなわち簿記上のコストの把握の仕方には全く異なったものがある。農業会計学はどちらの経営組織を研究の対象にするのか。このことが明確に区分されていない」(稲葉 2000, 167)。

ここに言う「どちらの」というのは、文中にもあるように、「個人経営」と「法人経営」

のどちらの、という意味である。この問いかけ自体には、日本における農業簿記が置かれてきた、特殊な構造が見てとれよう。通常の簿記会計学に基づくなら、当然の前提であるいわゆる「家計」と「経営」が分離した会計主体、つまり法人経営という経営組織を研究の対象にする。しかし、「農業会計学はどちらの経営組織を研究の対象にするのか」が、「明確に区分されていない」のである。研究上のこの指摘自体は重要であるものの、通常の「簿記」であるならば、家計と経営が未分離な個人経営、つまり個人農家は、当然その対象とはならなかったはずである。しかしながら、日本における農業簿記は、実務上だけでなく、研究上も、個人農家を主たる会計主体として設定してきたのである⁽⁵⁾。

この矛盾した状態に対する苦悩と決断を、阿部(1990)は次のように表現している。「農業会計と称しても、・・・種々の主体と客体を考えるであろう。またわが国独特の簿記会計に対する歴史的経緯を無視することはできない。しかし、本書では、個人農業者を主流として、しかも農業経営という、産業を担う一生産者としての立場からこれを見ることとし、若干これを補足することとする。」(阿部 1990, 8. 傍点筆者挿入)。

これまで見てきたように、農業簿記には、「会計主体の問題とその会計主体の担当する農業という個々の対象の問題」(阿部 1990, 8)があったわけだが、そのどちらの問題に対しても、本来の「簿記」であるならば、という現状肯定とは異なる視点からの批判的考察が、これまでの日本における農業簿記研究には乏しかったのではないかと思われる。つまり、従来日本の農業簿記研究は、現状肯定的な視点に立つ研究が多かったと考えられるが、そういった状況に風穴を開ける可能性があったのが、諸外国の事例の詳細で正確な紹介であった。

外国における農業簿記・農業会計の事例紹介は数あるが、日本に対する示唆に富むものとしてまずあげたいのが、四方康行氏による『ドイツにおける農業会計の展開』(四方 1996)である。同著書は、日本と同様に、税務と会計の濃厚な関係が存在する中で、ドイツ農業会計がどのように展開してきたかについて詳細かつ正確な紹介を行ったものである。注目されるのは、ドイツの農業専門税理士事務所が、早くから電算システムを導入し、ドイツ農家の経営改善に資することになっていたという記述である。なお同著書においては、本章第5節において後述するアルブレヒト・テーアが、商業分野において前提とされる複式簿記を農業分野に無条件に適用することについて、批判的に考えていたことに関する正確な引用があり参考となる。なお、このテーアが活躍した19世紀初頭のドイツにおける農業簿記・農業会計全体の様子を俯瞰するには、浅田(1988)が非常に参考になる。

諸外国における農業簿記研究については、米国において刊行された農業簿記の古典として、ジョン・A. ホプキンスおよびアール・O. ヘディ著、桑原正信・阿部亮耳・頼平・桜井倬治共訳による『農業会計の理論と応用』が注目される。同共訳書において特筆されるのは、農産品別の農業生産簿や財産台帳の作成を重視していることである。また、単式簿記による記帳についても、詳しく述べられている。むしろ、複式簿記による記帳につい

でも述べられているが、農業生産簿や単式簿記はそれに劣る後進的なものではなく、農家の形態によってはむしろ最適で必要不可欠なものとして取り上げられている。日本における農業簿記研究においては、アプリアリに複式簿記を前提としたものがほとんどであるが、同共訳書は、まずは農業に関する「記録」をどのようにとったらよいのかという視点を重視しており、大変参考になる。

上記のように、諸外国における農業簿記を紹介した研究には示唆に富むものが多いが、残念ながら、そこで提示された示唆が、日本における農業簿記研究において十分に生かされてきたとは言い難い。率直に言えば、日本における農業簿記会計研究には、後述する大槻の研究などの例外を除き、見るべきものが少ないように思われる。この理由について、これまでに指摘したような問題以外に、次のような研究方法論上の問題もあったと考えられる。

「これまでの農業簿記会計研究の成果の特徴は、一般会計学の理論や技法を農業へ適用し、その有用性や妥協性を検討する傾向が強かったように思われる。しかし、その重要性を否定するわけではないが、このような、いわば受身の方法論だけでなく、今日の多様な農業経営実態の中から農業にオリジナルな簿記会計の論理を抽出し、それを理論化し、さらにそれを技法化していくという研究方法論がとられる必要があるのではないか」(大室 2010, 244)。

当該言説は、日本における農業簿記会計研究に、その中でも特に農業会計研究に、見るべき研究が少ない理由について、最も明確に指摘したものであろう。この言にあるように、これまでの日本における農業会計研究は、日本の「農業にオリジナルな簿記会計の論理を抽出し、それを理論化し、さらにそれを技法化していく」ことより、「一般会計学の理論や技法を農業へ適用し、その有用性や妥協性を検討する傾向が強」く、「いわば受身の方法論」に基づく傾向が強かったと指摘できよう。

日本における農業会計研究とは別に、日本における農業簿記研究においても、実は問題は山積していたと考えられる。例えば、農業簿記は実際にどのように使用されているのか、そしてそもそも農業者は記録を本当にとっているのか等、つまり日本における農業簿記の実態について、その把握が疎かになってきたきらいがあると考えられるのである。日本における農業簿記を研究するなら、本来、日本における農業簿記の実態調査は必要不可欠であったはずである。ところが、この日本における農業簿記の実態把握が疎かになってきたため、考察すべき当然の問題点が見過ごされたり、よって抽出すべきオリジナルな論理が生み出せなかったのではないだろうか。

以上は、批判的な私見でもあるが、そういった自らの批判に対し、可能な限り応えようとしたのが、筆者が編著者となって刊行した『農業発展に向けた簿記の役割—農業者のモデル別分析と提言』(戸田編 2014)である。同編著書は、2010～2012年度の日本簿記学会・簿記実務研究部会(課題:「地域振興のための簿記の役割—農業・地場産業を対象とし

て一)の研究成果,特に2012年度日本簿記学会全国大会(熊本学園大学)において報告・配布した最終報告書『地域振興のための簿記の役割―農業・地場産業を対象として―最終報告』を基にした研究書である。

戸田編(2014)は,3部構成となっている。まず第Ⅰ部において,従来の農業簿記の問題点について,制度,理論,教育,実務の各方面から抽出することとした。抽出・考察の結果,従来の農業簿記の問題の本質は,小規模兼業農家のような多くの記録主体のおかれた環境を直視するよりも,税控除・補助金申請・欧米模倣・大学進学等のような種々の別な観点から,全ての農業者および農業者にならぬ者にまで,「複式簿記」を必須のものとしてその適用を暗黙裡に強いてきたことにあると考えられた。第Ⅱ部においては,5つにモデル分けされた日本の農業者における,「記録の状態」や「複式簿記の役割発揮」について,ヒアリングを中心とした調査結果をまとめている。「モデル分け」という,従来の研究には見られない新たな視点を導入した理由は,農業と簿記会計の問題を考える上で,全ての農業者を一律に論じることに疑問を抱いたためである。モデル分けについては,現在の日本で多数を占める小規模兼業農家を「モデル1」,自立的かつ営利的志向を有する農家を「モデル2」,農業法人を「モデル3」,6次産業化あるいは農商工の連携を目指す事業体を「モデル4」,農業関連上場企業を「モデル5」とした。

第Ⅲ部においては,第Ⅱ部で判明した調査結果に基づき,簿記会計的視点に基づく具体的提言を各モデルの農業者に対して行った。モデル1農家に対しては,「まずは記録をとってみませんか?記録は自立・自営の第一歩ですよ」という提言を行った。モデル2農家に対しては,「今つけている記録に『簿記的発想』も入れてみませんか?農薬管理等に有効ですよ」という提言を行った。モデル3農業法人に対しては,「税務や補助金の視点を一旦除いて,財務諸表をつくってみませんか?」という提言を行った。モデル4事業体へは,「事業主体が不明確なまま連携を進めるより,モデル3農業法人なり,地場の建設会社なりの明確な事業主体を中心として,6次産業化を進めた方がよいのではないですか?」という提言を行った。そしてさらに,モデル3農業法人およびモデル4事業体に対しては,「農業ファンドから資金を受け入れてみませんか?本当に成長したいなら一定以上の投下資金が必要です。そして,投下資金や回収余剰の計算・説明にこそ簿記会計が真にお役に立ちますよ」という共通する提言も行った。最後に,モデル5企業に対しては,「公正価値の適時・適正な適用による,投資家への効果的な情報提供という新たな可能性について考えてみませんか?」という提言を行った。これらの各提言は,「農業発展に向けての簿記の役割」という表題に対する同編著書なりの結論でもあり,かつ,これまで本章において行ったような批判に筆者なりに応えたものでもある。

本論文における研究は,戸田編(2014)で得た新たな視座に基づき,同編著書に次いで,日本における農業簿記の研究に一石を投じようとするものである。なお,戸田編(2014)で得た新たな視座のうち,本論文における研究においても有効だと考えられるものに,ま

ず、日本の農業（者）を一律に見ないという視座があげられる。この視座により、日本において展開されてきた農業簿記には、一律ではなくいくつかの流れが存してきたのではないかという仮説を設定できることとなった。さらに、同編著書で得た新たなそして本論文にとって有効な視座として、農業者が記録をとっていないという実態が確認できた場合、どうやって彼らに記録をとらせるのかではなく、なぜ記録をとらないで済むのかという点からその実態を観察するという視座があげられる。この視座により、特に本論文7章における、農業に関する基準・標準の考察が有効に行われることになる。

なお、戸田編（2014）では、日本の農家の多数を占める小規模兼業農家は、簿記を論じる前に、そもそも「記録」をとっていない実態をまず明らかにした上で、彼らが記録をとらないで済む理由について調査・確認を行っている。当該理由については、価格決定権を大手スーパーが握ってしまう市場流通問題や、記録に基づく原価の把握を虚しくさせる補助金問題等、いくつかの問題が存しているが、その最も大きな理由に、記録は農家ではなく農協が JA バンクへの記帳を通じて行っているのであり、よって記録の受益者が農家ではなく農協になっているという、農協問題が存することを指摘している。

上述の考察過程において、日本における農業簿記の実態をとらえようとするならば、つまり日本における農業簿記研究を有効に進めようとするならば、農協問題への目配せは欠かせないことが明らかになった。ところが、日本における農業簿記研究において、農協問題に触れているものは、ほとんど見当たらないのである。そのような中で、農協と簿記の問題を、GHQ との関係まで遡り丹念に掘り下げたものとして、坂内久氏による『総合農協の構造と採算問題』（坂内 2006）という研究書がある。坂内（2006）は、題名からも分かるとおり、農業簿記を直接の対象としたものではないが、第2章「総合農協方式と GHQ の視座」および第3章「1950年代の経営問題」において、日本の農業界、特に農協組織に複式簿記が導入された経緯について明らかにしている。ところで、坂内（2006）のような名作が、広く人口に膾炙しないのは、農協側の公式見解と異なるからのものであるが、実はこの点においてこそ、従来の日本の農業をめぐる簿記会計研究を見直すヒントが隠れているように思われる。坂内氏曰く、農協が複式簿記を導入したのは、元々は GHQ 側の意向のもと、農協が組合員農家に余剰を分配する分配可能原資を計算させるためのものであった。対して、農協側は、自らを律するために農協自らの判断で導入したという見解をとっている。本節では、いずれの見解が正しいか判断するものではないが、そもそもこれまで、日本における農業簿記と日本農業界のキーマンだった農協との関係を、簿記会計的視点から考察しようとする研究がほとんどなかったこと自体を、驚きをもって指摘するとどめておきたい。

本節における考察より明らかになったのは、日本における農業簿記をめぐる研究では、「簿記」であるならば本来考察の前提になっていなければならない条件が前提となっていなかったり、本来取り扱われるべき対象が意識的かどうかはさておき除外されてきたとい

うことである。このことは逆に、日本における農業簿記の研究には、新たな知見の獲得や新たな論理の展開・進展の可能性が依然残されているとも考えられるのである。

4 大槻正男氏の発案による京大式農家経済簿記について

前節では、これまで行われてきた、日本における農業簿記研究を概観した。そこには種々の問題が存したが、明確に指摘された問題としては、一般会計学の理論や技法を農業へ適用し、その有用性や妥協性を検討する傾向が強くなり、いわば受身の方法論に基づく研究が多く見られたことが指摘されている。しかしながら、日本の農業簿記研究の全てがそういった「受身」の研究ではなく、真に独創的な研究ももちろん存した。そういった研究の一つとしてあげられるのが、大槻正男氏の発案とされる京大式農業簿記に関する研究である。本節は、当該大槻研究について考察するものである。

そこでまず、大槻正男という人物の経歴を簡単に見ることとする。大槻氏は、大正十年四月に東京帝国大学農学部農学科を卒業後、農商務省に一旦就職するが、一年後には東大の助手となり、さらに大正十四年一月に京都帝国大学農学部に助教授として赴任している。これは、京大に、日本でただ一つの「農業計算学」という講座があり、当該講座を担当するためであった。農業計算学の内容は、「簿記および評価であり、さらにそれから出て経営計算をしたり、生産費計算をしたりする講座」（柏 1990, 14。なお大槻の経歴についても柏（1990）によっている）であった。したがって大槻は、農業技術の改良といった分野ではなく、農業関連数値の確保・収集・分析といった分野に、特に「生産費計算」という対象に、学問的関心を集中させていくことになる。

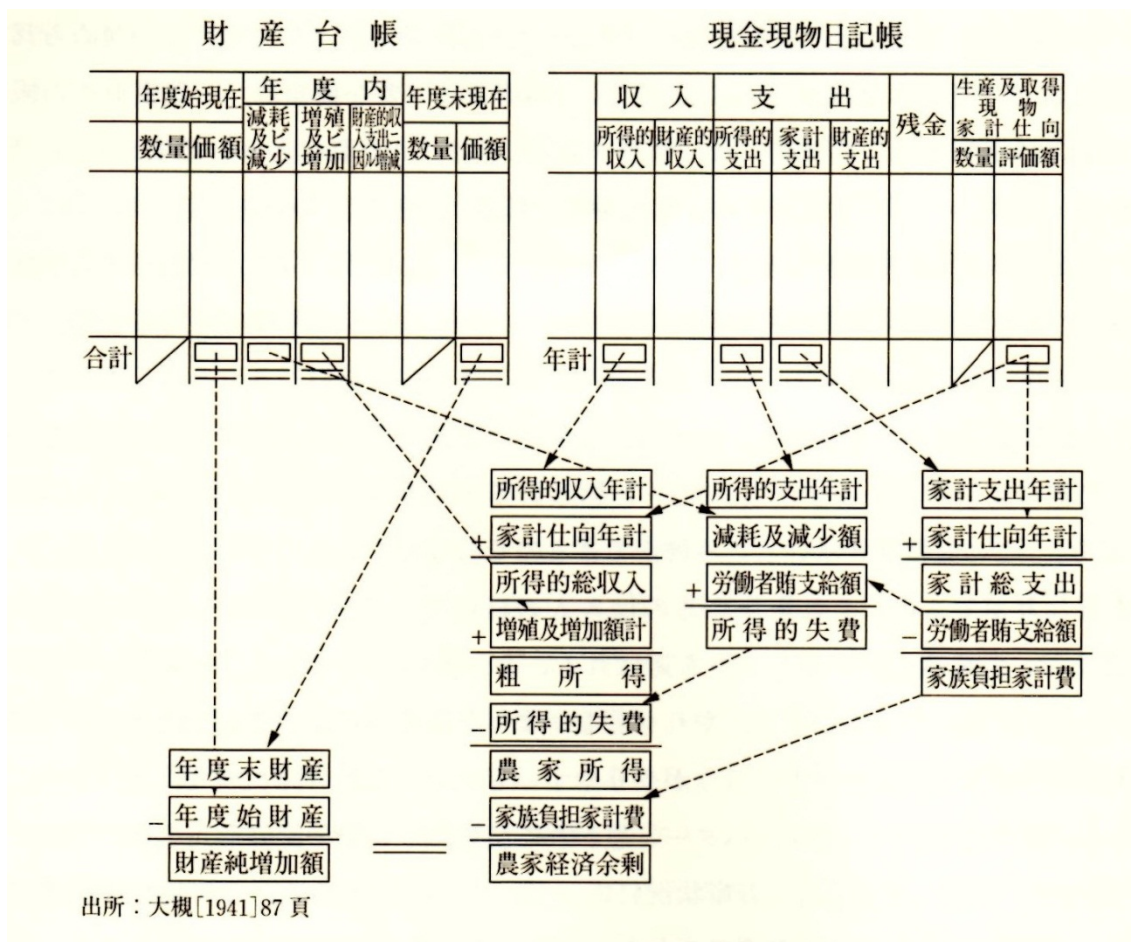
さて、大槻氏は上記の目的のもと、農業簿記を研究の柱としていくわけだが、その一つの到達点が『農業簿記原理』という著書の中で説かれている、「京大式農業簿記」と言われる記帳形式である。ここでは、農業簿記の古典としても名高い彼の業績として、『農業生産費考・農業簿記原理（昭和前期農政経済名著集 16）』をとりあげ、特に彼の説く独特の農業簿記を考察の対象としたい。なお、同著書は復刻合併本であり、農業簿記を直接取り扱った『農業簿記原理』は、単著として高陽書院より 1941 年に発行されている。『農業簿記原理』の最大の注目点は、大槻氏発案の独自の農業簿記が理論的に展開されたことである（後に実務的な普及も図られた）。欧米文献のキャッチアップに終始する傾向のある日本の研究において、大槻氏の研究に対する姿勢は後世語り継がれるべきものであろう。なお、大槻氏の考案した独自の記帳法は、自計式農家経済簿記、あるいは単記式複計算簿記と様々な名称で呼ばれることになるが、「京大式農家経済簿記」という名称が正確だとされているようなので、本節では以下この名称を使用する。

京大式農家経済簿記の特徴は、「企業簿記の複記式複計算簿記様式をとらず単記式複計算簿記として、経営と家計を含めている」（松田・稲本 2000, ii）こととされる。換言す

ると、家計に関する支出（家計支出）と農業経営に関する支出（所得的支出・財産的支出）とを、分けずに共に記帳するということである。つまり、簿記会計の公準・原則と言われる家計と経営との分離を、形式上行わないのである。このような記帳形式は、農村出身の大槻氏が、農家の実情に鑑み考え出したと言われている。

京大式農家経済簿記の概要については、大槻氏の著書より、図表1-2として次に抜粋表示する。

図表1-2 京大式農家経済簿記の抜粋表示



図表1-2からも分かるように、京大式農家経済簿記は、財産台帳による財産純増加額と現金現物日記帳による農家経済余剰とが、最終的に等しくなるような決算を指向したものであった。つまり京大式農家経済簿記とは、家計に関する支出と農業経営に関する支出を、分けずに共に記帳しながらも、財産純増加額と農家経済余剰とが、最終的に等しくなるような計算構造を有した、独特の簿記システムであったことになる。大槻氏の発案によ

る京大式農家経済簿記は、多忙な農家が、家計と農業経営とを分けずに記録しても、増加した財産と農業経営が生み出す利益が、それぞれが同額として計算できるシステムだったのである。

京大式農家経済簿記の要諦は、簿記会計の公準・原則と言われる家計と経営との分離を形式上行わないにも関わらず、複式簿記が生み出す、損益法利益計算と財産法利益計算の一致システムが生み出す機能は、何とか農家に享受させようとしたところにあると考えられる。複式簿記が生み出す損益法利益計算と財産法利益計算の一致システムとは、複式簿記システムのもと収益－費用として算出される利益と、同じシステムのもと期末資本－一期首資本として算出される利益とが、それぞれ同額のものとして共に計算されるシステムのことである。このシステムの下では、同額の利益を媒介として、収益－費用＝期末資本－一期首資本という関係が成り立つが、この関係が有する最大の利点は、期間計算された利益が、財産変動額によっても裏づけられることにある。当該利点は、むしろ両計算が複式簿記システムのもと行われていることを前提として、生み出されたものである。これに対し、京大式農家経済簿記は、複式簿記記入を農家が行わなくとも、複式簿記が生み出す利点・効用が最終的には変わらず存するものとして発案されたものだった。

つまり、京大式農家経済簿記とは、何とか難しくやっかいな複式簿記という記録形式によらずに、それでも複式簿記が生み出す効果だけは忙しい日本の農家に享受させたいという思いから、農家出身の大槻氏が独自に発案した記帳形式だととらえることができるのである。京大式農家経済簿記は、「この大槻簿記の精緻さと熱心な普及活動の結果、大槻簿記のファンは多く、大槻先生の人柄とも相まって一世を風靡した。しかし、高度経済成長を通して選択的拡大が進むなかで、家族経営も資本装備率が高まり変質してきたし、協業経営、生産組織、法人経営などが発展するにつれ、複式簿記による農業簿記の必要性が、また原価会計やそれと連携した経営計画手法の開発の必要性などが高まるなかで、大槻簿記からの脱却が徐々に進んできた」（松田・稲本 2000, ii）とされる。

京大式農家経済簿記が普及し続けることがなかった理由として、上述されたもの以外の理由もあると思われる。京大式農家経済簿記は、家計と農業経営に関する支出を一括して記入し、両者を分離する労を回避しようとしているが、実際は「所得的支出」「財産的支出」「家計支出」といった各支出欄へ分類して記入する必要がある、実質的には家計と農業経営とを分離しなければならないことになっている。さらに、農業経営に関する取引を複式に分類して記録する労を回避しようとしているが、実際は「所得的支出」と「財産的支出」とを分類して記録する必要がある、実質的には損益計算と財産計算という2系統に取引を分類しなければならない。しかも、所得的支出と財産的支出との分類が、基本的に農家の判断に委ねられているのである。以上のように、京大式農家経済簿記は、農家の複式簿記適用による労を何とか回避させることを意図していたものの、結果的には同様の、

いやそれ以上の労や適用力・理解力を必要としたため、実務的・實際上、普及し続けるのが難しかったと考えられるのである。

ただし、大槻氏の研究が後世に残したものは少なくなかった。大槻氏の研究・考察が現在に与える最大の示唆としては、商工業分野で発展を遂げてきた複式簿記思考や、複式簿記が適用される前提が、そのまま農業分野に適用可能かどうかを、真摯に、批判的に考察したことではないかと思われる。大槻氏が指摘する、通常の簿記会計が前提とする取引概念に対する批判（大槻 1941, 10-11）も、そういった考察の一環であると考えられる。しかも大槻氏は、自身の留学経験から、ドイツ・スイスで展開されていた最先端の複式簿記理論を知っていながら、それらの単純適用とは全く異なる、日本独特の農業簿記研究を志向したのである。農業に適合する簿記、それも日本における農業に真に適合する簿記という、オリジナルな研究を志向した結果生み出されたものこそ、大槻氏の発案による京大式農家経済簿記だったと言えるだろう⁽⁶⁾。

5 アルブレヒト・テアの農業簿記論

前節に引き続き本節でも、農業簿記に関する古典的名著をとりあげ、本章における考察の対象としたい。本節では、著者として、アルブレヒト・テア（Albrecht Daniel Thaer）を取り上げることにする。テアは、アダム・スミス『国富論』に比肩する歴史的名著と称される、『合理的農業の原理（Grundsätze der rationellen Landwirtschaft）』全3巻（農文協、相川哲夫（2007）訳。相川による訳を以下「邦訳 2007」と称する）を、1809年から1812年にかけてドイツで刊行している。この『合理的農業の原理』上巻第2編「経営・農法論（エコノミー）—すなわち農場経営の諸関係、組織、管理の学—」の第5章こそが、農業簿記についてテアが考察した箇所である。テアの研究は、むしろ日本における農業簿記の研究ではないが、農業簿記が普遍的に有する問題を最初期に論じたものであり、現在の日本における農業簿記を考える上でも有益な示唆を与えてくれるため、本論文の研究対象に加えたものである。

ここでは、まずテアの所説から検討をはじめることとする。テアは、前掲書第5章「農業簿記」の冒頭節において「§ 225. 簿記の重要性」を次のように示す。「経営を完全に、かつ合理的に管理するために避けて通れないのは、すべての経営諸関係を完璧に、かつ正確に表す簿記が必要ということである。業務について十分に学び、実地の体験を積んだ一定の水準以上の人であっても、すべての経営諸関係を一目瞭然に示すことはできないのである。経営が少しでも複雑になれば、感じとか記憶では、経営諸関係を明快に示したり、確実に規定したりすることができない。そうしなければどの仕組みが経営の最高目標の達成に正確に対応しているのか、それゆえ、その仕組みが経営の維持になるのか、改善になるのか、修正になるのかすらわからないのである」（邦訳 2007, 227）。上記文言を

要約するなら、農業経営を合理的に管理するためには、記憶や勘に基づくのではなく、「簿記」と評される記録形式が必要であるということになる。ここで注意しておきたいのは、テアアの言う「簿記」とは、複式簿記を直接的に指すものではなく、様々な農業関連帳簿または台帳へ記入することであり、まさに帳簿記入を意味しているということである⁽⁷⁾。

テアアによれば、「一般に簿記は、〔価値の財産変動を記録する〕実在勘定部分と、〔日々の経済活動を記録する〕名目勘定部分とに分かれ」（邦訳 2007, 227）、「前者の部分は、元帳（基本簿）と称するのが常である。これは、農場をその全体像とともに個々の有益部分のすべての姿をとらえるもので、できるかぎり明快に、かつ確定的に、すべての諸関係を完璧な姿において提示するものである」（邦訳 2007, 228）。この「元帳（基本簿）」には、地図類（測量地図、土地評価分級図、土地利用図）（§ 226.）や地図類に付属する台帳類（§ 227.）、および財産台帳（農場のすべての用益権、評価された土地資本、農場の年代記）（§ 229.～§ 231.）が含まれる。対して、農業的営業の日々の経済活動を記録する名目勘定としては、現金勘定簿（§ 235.）、穀物勘定簿のような現物勘定簿（§ 236.）、家畜勘定簿（§ 237.）、労働勘定簿（§ 239.）等が含まれる。さらに、「これまで見てきた台帳の類に次いで簿記の第2の主要な種類は、一覧表形式の帳簿である」（邦訳 2007, 247）とし、具体的には、播種一覧表（§ 242.）、取り入れ一覧表（§ 243.）、堆厩肥一覧表（§ 244.）、日賃金計算書のような労働一覧表（§ 245.）等があげられている。

テアアは上記のような具体的な帳簿（台帳）を例示しながらも、「§ 233. 記帳形式の多様さ」において次のように言っている。「記帳形式にはいろいろあり得る。今日にいたるまで、どの形式が最も合理的であり完全なものといえるのかは今なお決められないし、おそらくはそうしたものは、今なお存在しないと思われる。だから、無条件に普遍的と勧められるものはないし、経営と経営者の都合によって、多少ともベターと思われる形式を選ぶ以外に手はない」（邦訳 2007, 235）。つまり、「この記帳様式はいろいろ修正できるのであって、各自の考えと目的に即して形式を工夫することができる。それを決めるのは各人の自由である」（邦訳 2007, 245）のである。また、「実際上は、完成度の低いやり方でも選ばれることが多い。なぜなら、そうしたやり方でも各自の目的は十分達成されるわけで、やれもしないような高度の理想よりもよほどやりやすく、また大体において不完全なやり方のほうがやりやすいものである」（邦訳 2007, 236）。つまり、不完全なやり方で構わないので、まずはベターと思われる農業についての記録形式を選び実行することが、「農業者の能力、生産諸力、資産状況に応じて、できるかぎり最高の利潤を持続的に引き出す」（§ 2. 邦訳 2007, 43）という農業者の本来の目的を達成できることになる。

本節で取り上げたテアアの言説は、次のようにまとめられる。それは、自らが主体となって農場を管理するためには、まず必要なのは記録であり、さらに全体を俯瞰しつつ効率的・合理的に農業経営を行うためには、当該記録を帳簿において規則的・継続的に記帳す

る「簿記」が必要不可欠なものとなるということである。再度注意を要するのは、テーアの言う「簿記」とは、「複式簿記」を含んではいないということである。

そしてここに、前節でとりあげた大槻とテーアの共通点を見出すことが可能となる。つまり、複式簿記は難しく、農業者がいきなり複式簿記を取り入れるのは困難であるという認識である。ただし、記録に基づく簿記（複式簿記ではない一戸田）は必要であるとの認識は示しており、この点でも両者は一致していた。なお、大槻は、何とか難しい複式簿記を回避しようと、独特の単記式複計算簿記、先にとりあげた京大式農家経済簿記を発案することになる。対してテーアは、簿記の説明の後に、複式簿記の説明に挑むことになるが、その説明には相当苦慮したようである。

テーアは、複式簿記について、簿記（複式簿記ではない一戸田）を前提とする「表式化法にくらべて複式簿記の仕組みは決定的に優れている」（邦訳 2007, 254）し、複式簿記を会得すれば「経営の個々の細部だけでなく、相互の関連について明快に洞察でき、経営諸関係の是正を喚起できるアイデアが浮かぶ」（邦訳 2007, 262）ことができるとして、基本的には称賛している。しかしながら、農業簿記を複式簿記で行うにあたり、その説明に際し壁につきあたっていたと感じざるを得ない。最大の壁は、我々が損益勘定と呼んでいる勘定への記入法則の説明である。この点について、まず以下のテーアの説明を見てみたい。

「家畜の購入は、家畜勘定の借方にくるし、家畜の販売はその貸方にくる。家畜1頭が斃死すれば、これは棚卸表の貸方にくるし、続く家畜勘定の借方に転記される。たとえば乳牛が斃死すれば、その損失は酪農部門、すなわち乳牛用益勘定に回されるし、役馬が斃死すれば、損費は連畜勘定が負担することになる。この点は、たいていの者が初めのうち壁に突き当たることのひとつである。なぜなら、損費が家畜の棚卸表で借方のほうに記載されるということは奇異な感じを与えるからである。斃死によって年度末に家畜の価値が減るというかぎりでは、たしかに損費は棚卸表の借方にくる。あらゆる点においてここで大切なのは、こうした複式簿記の仕組み全体をはっきり理解しておくことであって、借方、貸方が、前者は、つまりそこに、“受け入れたもの”，そこに“向けられたもの”であり、後者は“出ていったもの、与えたもの”といった正しい意味を兼ねていることを理解さえしておけば、あれこれのむずかしさも容易に解消できる」（邦訳 2007, 260-261）。

上記説明文において、「たいていの者が初めのうち突き当たる壁」であり、「奇異な感じ」を抱くものに、勘定（上記文中では棚卸表）の借方に、増加だけでなく減少（上記文中では損費）も記入されることがあげられる。今日我々はこの問題について、つまり実在勘定と名目勘定は増加・減少が逆に記入されることを、資本等式や、複式簿記を前提としたシステムが生み出す貸借対照表や損益計算書の構造により理解しているのではないだろうか。しかし、テーアの生きた18世紀後半から19世紀前半において、なぜ増加は全て借方側ではないのか、についての説明は困難を極めたのであろう。21世紀の現代に生きる

我々には、資産とは異なる資本という概念の確立により、借方記入は増加だけでなく減少もあることを理解している。しかしながら、テーアや同時代の研究者には、資本概念がまだ確立していなかったと推察される。これは、何より貸借対照表自体が法的に強制されておらず、全体に知られていなかったことが大きく作用していたと考えられる⁽⁸⁾。

このような時代状況の中、農業に関する各種の取引を複式簿記により矛盾・混乱することなく説明することに困難が生じたのであろう。テーアは、「§ 247. 複式簿記の当初のむずかしさ」において次のように述べている。「複式簿記の当初のむずかしさについてはよく考えて練習を繰り返すことによって、十分克服できる。それゆえ、この種の簿記を取り入れたいと考える者に勧めたいのは、1年間これを試行してみることである。同時並行して従来からの記帳を続けてみて、その中で誤りを重ねながら、複式簿記の仕組みを自ら会得していくことである」（邦訳 2007, 262）。まさに、習うより慣れろ、である。

テーアもうまく説明できなかった、なぜ損費という減少が借方にくるのかという問題について改めて考えてみたい。既述のように、今日の我々なら、費用という資本を減少させる項目が発生しているから、という説明をするのではないだろうか。その際、資本は資産とは逆の記入法則であることを、資本等式または貸借対照表等式から説明するか、あるいは貸借対照表および損益計算書の構造形式により説明するのではないだろうか。この際、費用を資本の減少として説明する前提として、費用（および収益）は資本と同系列あるいは同性質、つまり同じ名目勘定として説明していることになる。しかしながら、テーアの説明体系の中では、資本とは土地資本のことを指し、財産台帳の中にある実在勘定という位置づけになる（「§ 230. 土地資本の評価」）。複式簿記の体系が困難なく説明可能となるためには、実在勘定としての資産とは異なる、名目勘定としての資本概念の確立が必要であることに、テーアの苦闘により改めて気づかされるのである。

以上のように、我々が今日知る資本概念が未確立な中では、複式簿記の説明において困難が生じるわけだが、説明ではなく実際の適用の局面においても、実は意外なところに複式簿記の難しさは潜んでいるのである。それは、会計公準としてはごく基本的なことであるが、対象の貨幣的評価を絶対の条件とするという点である。この点について、テーアはまず、「商業簿記ではすべてをひとつの共通尺度である金銭に還元するのは比較的容易だが、農業簿記ではそうはいかない」（邦訳 2007, 235）と明確に述べている。この点は、農業簿記を考える上で大変重要となる。複式簿記という記録形式は、貨幣による統一的评价を前提としている。つまり、金銭に還元・換算できる取引があつてこそ、複式簿記による記録に意味が生ずるのである。テーアも「§ 246. 複式簿記の形式」において、次のように述べている。「もちろん絶対に必要なことは、すべてを一つの共通尺度に還元するということであり、これは金銭以外には考えられない」（邦訳 2007, 254）。そして続けて、次のように述べるのである。「なぜなら、どのような経営計算も、結局のところはすべてそこに帰着するからである。ところが、計算をやっていくうえでしばしば問題になってく

るのが、必ずしも直接には金銭に還元できないような項目を、どのように金銭価格で評価すべきなのか、という点である」(同)。ここで注目したいのは、金銭への統一的還元を必須とする複式簿記という記録形式が、「評価」という行為を求めているという点である。そして、「こうした価値評価問題に当たって必要なことは、なんらかの原則であって、常にそうした原則に基づかなければならない」(邦訳 2007, 258)のである。つまり、複式簿記の適用こそが、金銭による「評価」を必要たらしめ、さらにその評価を貫き通す「原則」をも必要たらしめていると考えられるのである。

複式簿記は、対象の統一的貨幣評価や当該評価を支える原則の確立等、種々の条件が整っていることを必要とする。そして条件が整っている場合に、複式簿記は、次のようなテーアの言う通りの効果が期待できるのである⁽⁹⁾。複式簿記を会得すれば、「経営の個々の細部だけでなく、相互の関連について明快に洞察でき、経営諸関係の是正を喚起できるアイデアが浮かぶ。また現場に出かけることなく居ながらにして経営を正確にコントロールでき、あれこれの注意点についての指針が出せる」(邦訳 2007, 262., 「§ 247. 複式簿記の当初のむずかしさ」)。

しかしながら、農業という分野は、複式簿記が必要とする諸条件がその当初より自然に備わっている分野であるとは言い難い。条件不備の筆頭は、先にあげた統一的貨幣評価が困難な対象の多さである。そしてさらに重要なのは、テーアの著書においても不完全な説明に終わっていることがまさにその証左なのだが、複式簿記を体系的に矛盾なく説明しようとするれば、土地や設備資産とは異なる資本概念を前提としなければ困難であった。つまり、複式簿記がその効果を発揮するには、種々の条件の完備、例えば、対象の貨幣的評価の統一、その評価を支える原則等が完備していることが必要であるが、何より重要なのは、資本概念の完備・確立なのであった。

テーア理論の神髄は、農業は1つの事業であり、究極において相当の利潤を獲得することを目的とすることを明確に説いたことである。そして、当該目的のためには、厳密な計算が必要であり、その計算には「簿記」と呼ばれる規則的・継続的な記録が必要であることを指摘したのである。ここでいう「簿記」は「複式簿記」ではないが、複式簿記を用いる方がより効果的で効率的に農業経営が管理・運営できるとテーアは説くのである。ただし、複式簿記が効果的にその機能を発揮するためには、各種の条件の整備が必要であり、その中でも特に重要なのは、土地や設備資産とは異なる「資本」概念の確立であったことになる。

以上のようなテーアの研究や、当該研究が生み出す示唆は、農業簿記についての貴重な視座が、すでに19世紀初頭においてすべて語りつくされていると感じるものである。問題は、テーアの残してくれた農業簿記に対する貴重な視座を、後世の我々が、果たしてどの程度生かし切れているのかという点にこそ求められるべきであろう。

6 おわりに

本章の考察の結果、従来の農業簿記文献には、税務の影響が色濃い実務書・教科書の流れと、少なくとも税務とは直接関係しない研究上の流れがあることが確認された。次章以降、この2つの流れを、さらに文献調査以外の調査方法から追っていくことにしたい。

ちなみに、農業簿記あるいは農業会計というテーマは、簿記会計学研究のメインストリームではほとんど扱われないテーマであった。ただし、農業簿記や農業会計の著書・論文は、過去もそして現在においても意外にも多数のものが生み出されてきたのが現実である。その中には、先に見た大槻氏やテアの研究のように、真のオリジナリティに溢れたものや、農業簿記について貴重な視座を与えるものも確かにあった。しかしながら、簿記会計学研究の側からも注目せざるを得ないような著書・論文の数が、必ずしも多いとは言えない状況である。

これはなぜなのか。その理由については、既述ではあるが、次の言につきていると思われる。「これまでの農業簿記会計研究の成果の特徴は、一般会計学の理論や技法を農業へ適用し、その有用性や妥協性を検討する傾向が強かったように思われる。しかし、その重要性を否定するわけではないが、このような、いわば受身の方法論だけでなく、今日の多様な農業経営実態の中から農業にオリジナルな簿記会計の論理を抽出し、それを理論化し、さらにそれを技法化していくという研究方法論がとられる必要があるのではないか」(大室 2010, 244)。

「今日ほど生きた農業会計が求められているときはない」(松田 2000, 9)にもかかわらず、一部の研究を除き、「受身」の農業簿記研究がなされてきた可能性があるのである。なぜ、そういった研究姿勢が広まりを見せてしまったのであろうか。この疑問に対する答えを、そもそも問題の存していた文献研究から得ることは困難である。そこで、次章以降、主たる調査手法を、文献研究・文献調査からヒアリング調査に切り替えていく。まずは次章において、本章で確認された税務をメインテーマとする農業簿記について、文献研究とは異なるヒアリング調査の手法により、詳細に検討していくことにしたい。次いで次々章において、これも本章で確認された税務とは別の流れの農業簿記について、同じくヒアリング調査を活用することで、先の疑問の解明も含め詳細に検討していくことにする。

注

- (1) 実践としては、営農指導員に対する農業簿記指導も行われてきた。これについて、北田紀久雄氏は次のように述べている。「農業簿記普及活動は今日の農業改良普及センターにおける経営管理指導の重要な任務となっている。筆者らは以前、こうした普及センターにおける農業簿記学習を支援する目的で、パソコンによる農業簿記学習システムを

開発したし、筆者の所属する東京農業大学では、普及員や営農指導員などを対象として40年近くにわたって、毎年農業簿記講習会を開催しており、その受講生はすでに2,000人を超えている」(北田2000, 114)。

(2) 教育の面から注目される農業簿記関連書籍としては、工藤賢資と新井肇の共著である『農業会計』(1994年より農文協より発行)がある。同著書は、その書名に農業簿記という言葉は入っていないが、成川(2011)によると、農業高校における「農業簿記」教育において用いられている、主要な書籍であるとのことである。なお、同著書の「まえがき」にある次のような文章は注目される。「会計にはいくつかの方法があるが、現在では複式簿記による方法がもっともすぐれたものとされている。したがって農業経営は、商業・工業の会計とも共通する複式簿記の基本原則を理解し、記帳の実践を身につけることから始まる」(工藤・新井2011, i)。また、第2章「複式農業簿記」は、次のような簿記一巡の手続きに関する全11項から構成されている(工藤・新井2011, 10-96)。1 簿記の基本, 2 勘定科目と元帳, 3 取引, 4 仕訳と転記, 5 伝票による仕訳 6 資産の記帳 7 減価償却の記帳 8 負債・資本の記帳, 9 収益・費用の記帳 10 試算表 11 決算。当該第2章については、「基本的に簿記の説明としては商業簿記において説明されているところと何ら変わりはない」(成川2011, 2)と評されている。

さらなる成川氏の調査によると、農業簿記の時間に、一般の商業簿記をそのまま教授することもあるようである。なぜ、農業簿記の教授の場面に際して、複式簿記に基づく商業簿記が単純適用されてしまったのか。その理由については、農業簿記の最終目標が青色申告書の作成が複式処理されているからではないかという点と、他の目的として商業簿記検定の合格とそれによる大学進学への道の確保、という点があるのではないかと推測されるのである。大学進学についての農業高校の苦難の歴史について、京都府立桂高校教諭の片山一平氏は次のように述べている。「農業高校へ行ったら大学へは行けない。農家の跡継ぎであっても大学へは行きたいので、普通科へ進む。そういう流れが70年代にはでき上がった。その後も大学・短大・専門学校への進学率は上昇を続け、今や大学進学率は50%超。専門学校・短大を含めると80%近い高校生が進学する。進学に不利というイメージが定着した農業高校が苦戦するのも当然だ」(日本経済新聞2011.4.25.23面「教育」)。農業高校は、大学進学について不利な立場に置かれていたにもかかわらず、農業高校の在学生の進学意欲に応えようとした。当然、授業の内容も、農業の学習の中に、大学進学について有利となるようなものが組み込まれてくる。ここに、農業に固有の農業簿記ではなく、簿記検定合格に有利となる商業簿記への依拠、あるいは商業簿記そのものを教授しようとする誘因が見て取れるのである。

(3) 「農業簿記」と「書籍」というアンド検索をかけると、どの検索サイトでも最上位となるのが同著書である。アマゾン(amazon.co.jp)においても、「農業」部門で常に上位にランクインしている。

(4) 日本においては、農業簿記が税務と強く結びついてきたわけだが、結びつきの強さは、日本だけでなく、ドイツも同様のようである。「ドイツにおける農業簿記の普及は、所得税法の展開と密接に結びついている。すなわち、1925年の所得税法から、農業簿記の記帳結果が農業所得の算定に用いられることになり、そして、1932年の租税基本法によって初めて一定の農業者に対して農業簿記記帳の義務が導入された。その後、しだいに記帳義務の条件を満たす経営が増加するにつれ、農業簿記の普及は拡大していった」(四方 1996, 64)。さらに、四方(1996)によると、1980年の所得税法改正により、農業者は、正規の簿記による記帳が義務づけられる農業者、利益の算定に収支余剰計算を行なう農業者、それ以外の記帳を必要としない農業者に分けられることになったようである(同)。ドイツにおける農業簿記について、特にその記帳義務と利益の計算方法について、2000年当時の状況を四方(2000)の次の記述により見ていくことにしたい。

「現在の租税基本法の第141条によると、農林業者は、次の限界を1つでも超えると簿記の記帳義務が生じる。

- a. 売上高 50万マルク(暦年)
- b. 自分で経営している農林業用地の経済価値4万マルク
- c. 農林業からの利益4万8,000マルク(暦年)

この簿記記帳義務者は、所得税法第4条第1項により、利益の算定が経営財産(Betriebsvermogen)の比較によって行われる。ここでいう経営財産とは自己資本のことである。経営財産の比較は次のようになる。(当該会計年度末における経営財産) - (前会計年度末における経営財産) + (経営主の払出し) - (経営主の払込み) = (会計年度の利益または損失)」(四方 2000, 156)。

ここで注目されるのは、ドイツでは、上記のような計算や記帳を、農業者が行うのではなく、外部にアウトソーシングしていることである。その事情を、次に聞こう。「ドイツ農業会計はとくに税制度と密接に結びついて発展してきたが、農業者は自ら簿記を記帳するのではなく、税の申告との関連で外部の会計事務所等に委託してきた」(四方 2000, 147)。アウトソーシング先として有名な税理士事務所に、DATEV社等がある。

(5) 農業簿記会計にとって、「個人経営」と「法人経営」のどちらがあるべき会計主体であるべきか、「明確に区分されていない」だけでなく、より積極的に、「個人経営」であるとする考えも存している。これについては、次の言を参照のこと。「ここに500万円の現金があってこれを農機具更新に使うか、住宅改善に使うかは家族経営がしばしば迫られる意思決定であるが、これは本来家族経営が農家というひとつの会計単位であることを意味している」(新井 2000, 205)。ことほど左様に、日本において展開されてきた農業簿記は、本来の簿記会計が置くべき前提と、異なる前提のもとで展開されてきたという可能性が指摘できるのである。

(6) 大槻氏が設定した各種の前提は、本来の簿記会計的な視点から見れば、疑問視せざ

るを得ない点も見受けられる。しかしながら、そもそも、大槻氏の目的が、簿記会計的なそれとは異なる、別のものだった可能性も十分ありうる。その目的については、第3章において明らかにする。

(7) 複式簿記に基づく商業簿記と、必ずしも複式簿記に基づかない農業簿記を同一視すべきでないことについては、テーアも次のように言っている。18世紀末のドイツにおける農業簿記の記帳形式には、「…欠点や問題点、あいまいさを残すものとなっている。これは当たりまえというべきで、商業簿記が今日の完成度にいたるために費やした努力と洞察力をどれぐらい農業に投入してきたのか疑わしく、また、商業簿記でさえなおかつ意見が割れている現状があるからである。商業簿記にさえ見られない完璧さを、農業簿記に求めるのは至難の技である」(邦訳(2007, 235), 「§ 233.記帳形式の多様さ」)。さらに次のように言っている。「そのうえ、農業にも精通し同時に学問的でもある人物に、機会を与えてできるかぎり合理的で完璧な簿記の考案に到達させるべく、簿記の研究に向かわせることは無理である。時には、その時間と労力を簿記に捧げてきた者もないわけではないが、それらの者は一少なくとも私の知るかぎりでは一高度の合理的農業経営についての全般的な知識を有しないか、または必ずしも実践的にそれを実行した者ではなかった。特に農業実践の有無の点では、その方法を実際に種々の複雑な経営に適用してやる必要があると思われる。なぜなら実際にやってみると、理論では考えられないような問題点が次々に生じてくるからである」(同)。

(8) テーア自身は、次の言によると貸借対照表については知っていたようである。「…さて私(テーア)は、商人の複式簿記についてのさまざまな著作を読んだ結果、複式簿記の表示と貸借対照表(Bilanz)の考えはなるほど全体的には良いが、しかし商人の形式は農業簿記にとっては合目的ではないと確信した。」(四方1996, 17)。

(9) 「複式簿記」の効果に対する一般の農業者のイメージは、これを使った青色申告書と同義であるようだ。その証左が、外資系企業のトップ営業マンでありながら、農業に転身し成功を収めた杉山経昌氏の次の文言にあらわれている。「農水省もお金を使うなら、・・青色申告特別控除五十五万円(当時一戸田)は複式簿記と貸借対照表に対してではなく、JAに入力してもらったのではない自前のコンピューター原簿をそのまま報告する者に100万円の補填を出す。それは産業のインフラを作り上げる努力に対する補填であって補助金ではない」(杉山2008, 109)。由々しき問題は、「複式簿記=税務申告手段」と見られており、しかも「複式簿記」と「記録」とが別なものと捉えられていることである。杉山氏は別の著書で次のように指摘している。「数値(会計)で経営の実際を見ないと、いつまで経ってもどこを改善すべきなのかわからない。だから、絶対にデータを取らなければならないのである」(杉山2011, 43)。この言で注目されるのは、「データ=数値=会計」と捉えられており、先の「複式簿記=税務」とは異なる捉え方がなされている点である。

農業に関する規則的で継続的な「記録」「データ」の重要性については、上記の杉山氏を含め、特に他業種から農業に転身したり、早くから農産物の加工販売に進出し苦労しながら成功を収めた者たちが異口同音に指摘している。例えば、コンニャク市場の暴落によって破産状態に直面する中で、コンニャクの製品加工に進出したという経験を有する「野菜くらぶ」代表の澤浦彰治氏は、自著『農業で利益を出し続ける 7つのルール』において、「できる農家は毎日欠かさず日記をつけている」というルールがあり、「農業で成功する一番のコツは日記をつけることだ」（澤浦 2010, 173）と指摘している。これは、次のような経験から生じているようだ。「ある会議をしたとき、もしやと思いました。『農業日誌か日記をつけている人は手を挙げてみて』みんなに質問してみました。すると面白いことに、毎年よい農作物を生産して業績が伸びている生産者は、間違いなく農業日誌か日記をつけていたのです。毎年同じ失敗を繰り返し、うまくいかない農業をしている人は、そのような記録や日誌をつけていませんでした。これが、うまくいく人と、いかない人との違いだと確信しました」（澤浦 2010, 171-172）。

また、(株)船井総合研究所勤務の経営コンサルタントから農家に転職した有坪民雄氏は、より具体的に次のように語っている。「必要に応じて記録をつけてください。仕事の記録が経営改善に力を発揮するからです。野菜の栽培には、連作のことを考えて植える場所を決めるのが原則ですが、多種類の野菜を作っていたりすると記憶が混乱します。一年前のことは覚えていても、二年前、三年前はどこに何を植えていたのかわからなくなることがよくあります。酪農家が毎日の乳量記録を残すのは当然のことです。クリスマスのイチゴや彼岸用の菊などを作る農家は、特定の期間や日付に出荷しなければ商品性がなくなるので、植付時期や日々の気温、肥料をいつどれだけやったかなどの記録を残しているはずです」（有坪 2002, 208）。これらの言のように、成功している農業者は、例外なく農業に関する規則的・継続的な「記録」や「データ」をとることを重要視しているのである。

第2章 農業税務簿記の流れについての考察

1 はじめに

前章において、これまで「農業簿記」と総称されてきたものの中には、税務を中心とする流れと、それ以外の流れという、少なくとも2つの流れがあったことが確認されている。本章では、この2つの流れのうち、税務を中心とする流れについて、ヒアリング調査から改めて確認・調査するものである。いくつか存すると考えられる農業簿記の流れのうち、まずもって、税務を中心とする流れを取り扱うのには理由がある。そもそも現在、「農業簿記」と言った場合、それは農業税務に関する簿記であるという理解が、すでに一般的になっていると思われるからである。

例えば、前章で見たように、現在「農業簿記」という名称が付されている書物は、ほとんど農業に関する税務を簿記的に解説したものとなっている。また、多くの農家や農業法人が使用していると言われているソリマチ社のソフトは、「農業簿記」という名称が付されているが、その目的は青色申告書の作成にある。さらに、2014年に新設された農業簿記検定という検定試験も、その主導団体は、農業者用の所得税青色申告決算書の作成を主業務とする税理士達であり、検定用教科書には、「所得税法に基づく取扱い」という説明が頻繁に見受けられるのである。ことほど左様に、現在の日本において、農業簿記についての一般的な理解としては、農業所得を青色申告するために税務上必要とされる簿記、言い換えれば、農業税務に関する簿記だということと思われる。そして、このことは、本論文で取り上げるものとは別のヒアリング調査、例えば戸田編（2014）で紹介された多くの農家あるいは農業法人へのヒアリング調査によっても、その確認がとれている。

つまり、これまで日本において、「農業簿記」と総称されてきたものには、確かにいくつかの流れがあるようだが、その中でも、最も大きな流れと言っているのが、農業税務に関する簿記の流れということになる（以下、この流れを「農業税務簿記」と称す）。したがって、本章では、農業税務簿記という農業簿記第1の流れの存在を、前章のような文献調査ではなく、ヒアリング調査という新たな研究方法を手掛かりに確認・調査していくことにする。ここで、「手掛かり」というのは、文献研究では決して知り得ない実態・事実や実務の手法を、関係者へのヒアリング調査を通して掴んでいくことを意味している。なお、確認・調査にあたっては、所得税法に基づく実務、つまり農業者用の青色申告書の作成について、それを実際に行っている税理士へのヒアリング調査を重視した。彼らへのヒアリング調査を重視した理由は、農業に関する税務業務の実態に最も詳しいからである。

したがって、本章の特徴は、農業税務簿記を実際に適用する税理士達へのヒアリング調査を通して、彼らしか知り得ない事実や実態を把握することで、日本においてこれまで主

流を占めてきた農業税務簿記を、従来の研究とは全く異なる視点で考察しようとする点に求められるのである。

2 ヒアリング調査からみる農業税務簿記の特徴

—収穫基準を中心に—

前節で見たように、現在「農業簿記」と言えば、農業税務簿記を指すことが一般的となっている。事の適否は一旦おき、本節では、この、現在主流と考えられている農業税務簿記を調査の対象とする。調査手法としては、前節で述べたようにヒアリング調査を用いるが、ヒアリング調査の前に、農業税務簿記の基本特徴を押さえておきたい。農業税務簿記の最大の特徴でもあり、また多くの問題を抱えているのが、「収穫基準」という独特の収益認識規準である。そこで本節では、この収穫基準の本質について、関係者へのヒアリング調査を中心に、これを抽出することにしたい。

ここで、ヒアリング調査の前に、収穫基準の定義について確認しておくことにする。収穫基準とは、『農業簿記検定教科書 3 級』（以下「教科書 3 級」と称す）によると、「所得税の所得計算においては、米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上することとされています。これを農作物の収穫基準といいます」（教科書 3 級、40）と説明されている（同様の定義は所得税法第 41 条、所得税法施行令第 88 条でも行われている）。当該収穫基準は、販売という事実を収益認識の基本とする実現主義とは異なるものであり、農業簿記を特徴づける最大の論点でもある。

収穫基準に基づく簿記処理の特徴は、まず期首農産物棚卸高と期末農産物棚卸高の位置づけに現れる。通常の簿記処理の考え方では、売上原価算出の考え方（売上原価＝期首商品棚卸高＋期中仕入－期末商品棚卸高）により、期首農産物棚卸高は費用プラス、期末農産物棚卸高は費用マイナスと考える。しかしながら、農業税務簿記では、期首農産物棚卸高は収益マイナス、期末農産物棚卸高は収益プラスと考える。この直接的な理由は、農業税務簿記の最終的なゴールである所得税青色申告決算書（農業所得用）の農業収入欄への記入に際して、そのような指示（期首農産物棚卸高は農業収入からマイナス、期末農産物棚卸高は農業収入にプラス）があるからである。さらに、収穫基準の特徴として、期末農産物の棚卸に際し期末に確認された数量に乗じるのは、「収穫時の時価」であり、通常用いられる期末の時価あるいは取得原価ではないことがあげられる。

さて、上記のように通常の簿記会計学の原則とは異なったところのある収穫基準であるが、「実務的には今も絶対的」（西田発言、戸田（2015d, 133））な基準であり、これを除外・無視して農業簿記を語ることや、農業簿記の教科書を編むことは事実上不可能であると、関係者が異口同音に述べる場所である。ただし、将来的にも、収穫基準が農業簿記の中核を占め続けるかどうかについては、関係者の中でも温度差があった。

全国農業経営コンサルタント協会前会長である西田尚史税理士は、収穫基準については、実務的には現在でも絶対的なものであるが、会計学的にはおかしいところがあり、将来的には条件付きで廃止も検討すべきであるという見解を持っているようであった。なお、収穫基準は、実は米に限った基準であるともとらえており、そういった考えが分かるヒアリング調査を以下に掲げておく（戸田 2015d, 124-125）。

【戸田】 ……ところで、この米なんかの穀物に関する収益については、収穫基準という、独特の収益認識規準が使われていますよね。この収穫基準について、お伺いしたいと思います。前に、森先生（全国農業経営コンサルタント協会現会長—戸田）とお話した時に、収穫基準は、「米、麦などに限って」の基準なのかをお聞きしたことがあります。森先生のお答は、いや、そうではなくて、農産物全体にかかるんだというものでした。「米、麦などに限って」というのは、畜産物なんかとは違う、という意味なんだと。

【西田】 どうなんでしょう、私はやはり、「米に限って」と、捉えていますけどね。米が一番のポイントで、だから農政も、ずっと米に対してのものだった。政府としては、戦中戦後、抛出米を集めなきゃならんわけでしょう。御船とかうちの辺りでも、戦中戦後、自分のお米を自分が食べれないわけですよ。少しとっておこうとしても、やっぱりダメで、ちゃんと分かって持っていかれる。だから、つくった米は全部とられた。兵隊さんの食べる分とかにね。戦後でも、特に戦後のすぐのころは、基本的に何も変わらなかった。

だから、税法上の収穫基準だって、まずは米を対象としていた。とにかく、米の収穫が終わった時にちゃんと所得を上げるようにしましょう、というのが収穫基準なんですよ。収穫基準で一番メインになるというのは、何と言っても米です。あとは、あったとしても麦くらい。だから、「米、麦などに限って」という、収穫基準の文言になるんです。それに、日本の農家って、主力商品がやっぱり米、麦くらいしかなかったんです。今でこそハウスで野菜の栽培をなんて結構ありますが、私が事務所を開業した昭和 59 年頃辺りでも、やっぱり米が一番主でしたよ。

だけど、これは戸田先生たち、学者さんが考えて欲しいことだけど、収穫基準にもおかしかところがあるんです。そりゃやっぱり、（農産物が）売れた時じゃなく、採れた時、収穫した時に売り上げをあげるというのは、やっぱりね。別な点から言うと、本当は売れないかもしれないけど、棚卸しがあるっていうことになる。棚卸しがあるということは、私たち税理士から見ると先払いなんです、税金の。しかも、その在庫というのが、工場製品なんかだったらいいんですけど、農産物ですよ。いつまでももたんじゃないですか、米や麦以外は。

だから、収穫基準というのは、米だから（適用）できた、米の買上価格が決まるとっ

だから（適用）できたわけです。（以下略）。

さらに、収穫基準に対する、西田氏の考えが明確になるヒアリング調査があるので、そのもようも以下に掲げておく（戸田 2015d, 133）。

【西田】 ……、きちんとした費用収益の対応をとる、つまり正しい損益を出すためには、これまで我々実務家が当然として処理してきたもんも見直さにかいかんと思います。

【戸田】 その、当然だとされてきたものの中に、ここでずっと話題になってる収穫基準もあるわけですね。

【西田】 そう、だから悩ましい。実務的には今も絶対的なんだけど、これからのことを考えるとね。でもやっぱり、会計っていう点から考えるんなら、会計を本当に農業にいれようとするんなら、収穫基準というもの問題はなくしていかにかいやらんことがあるかもしれません。もちろん、それはあくまで、会計の話。やっぱり一方で、課税庁としては、画一的に大量に短時間で税を徴収するためには、収穫基準のような基準がどうしても必要でしょう。会計と税がつながってる日本では、そりゃ、税の考えが会計を縛ることになる。

【戸田】 森先生も、そうおっしゃってました。税務が会計を規定するんです、って。

【西田】 ただ、私は森先生とちょっと違うところもあってね。だから、税が会計を規定する、そういうのはどうかと思ってる。それは、じゃあ、何のために帳面つけるかって言ったら、確かに税金のためにそうするのもあるでしょう。でも、自分のところの本当の経営を見たいと思っつけてるような人もおりますよね。確かに、農家の人も帳面つけてる人は、どちらかという、税金のために仕方なくつけてる人が多いでしょう。でも、会社というか組織になれば、税金は抜きで経営感覚でもって経理をせよやらん、帳簿をつけにかいかんじゃないですか。そして、農家もこれから、組織として農業経営していかならんものだから、農業にも税とは別の会計が必要になってくるんじゃないですかね。シャープさんが、農業にも会計が必要だと言ったようにね。

そして、組織だけじゃなくて、農業に携わる人たちがみんな、やっぱりちゃんと帳面つけとかにかいかんと思っ、帳面ばつけることが当たり前になったら、収穫基準をなくしていいんです。なくすべきです。その時は、農産物が売れた時に、売れるまでにかかった原価を帳面から計算すりゃええことになる。米や麦だって、収益と費用がきちんと対応して、正しい損益が計算できることになる。

ただ、こんな風になるまでには、相当長い時間が必要でしょう。（以下略）。

上記のヒアリング調査からも分かるように、西田氏は、収穫基準に対しては基本的に疑

問を抱いているようであった。それは、「本来は農業簿記には収穫基準を入れるべきじゃないという、会計学的にはそう考えていいんですよ。というのは、収穫基準はもともと所得税法上のものでしょう」(西田発言, 戸田 (2014b, 91)) という発言や、「収穫基準にもおかしなところがあるんです。そりゃやっぱり、(農産物が一戸田) 売れた時じゃなく、採れた時、収穫した時に売上をあげるというのは、やっぱりね。別な点から言うと、本当は売れないかもしれないけど、棚卸しがあるっていうことになる。棚卸しがあるということは、私たち税理士から見ると先払いなんですよ、税金の。」(西田発言, 戸田 (2015d, 125)) といった発言からも分かることである。

ただし、次のようにも発言している。「私だって、収穫基準に問題があることは分かかっておっても、実務ではやっぱりそれに従っちゃる。実務家としては、お上が言ったやつ(収穫基準—戸田)でやっておったら、何も言われんじゃないですか。」(西田発言, 戸田 (2015d, 128))。収穫基準に問題を見出している西田氏であるが、一方で、実務上、収穫基準は絶対的であることもまた認めている。だからこそ、「収穫基準というのは、本当に頭の痛か問題」(西田発言, 戸田 (2015d, 129)) なのだといえることができる⁽¹⁾。

しかしながら、それでも、西田氏の真意は、いつかは収穫基準を廃し、農産物の正確な原価を算出し、もって農業経営の発展に資するような、「本当の(農業—戸田)簿記」(西田発言, 戸田 (2015d, 128)) が、この日本において現われることにあると推察される。これまでの農業税務簿記は、なぜ、「本当の簿記」ではなかったのか。それは、「本当の簿記」ならば、「記録」を前提とするはずであるのに対し、農業税務簿記の根幹である収穫基準は、帳面につけられた「記録」を、そもそもの前提としていないからである。「記録」を前提とした「本当の簿記」に、農業税務簿記を変えていくべきである。この西田氏の真意が明確にあらわれたヒアリング調査を、以下に掲げておきたい(戸田 2015d, 127)。

【西田】・・・, 収穫基準に従うことで、いろいろな問題、例えば農産物のちゃんとした原価が出ないといったことが起こります。だから、収穫基準の問題は、やっぱり解決はせにゃならんが、帳面をちゃんをつけることは絶対必要ですよ。それは小さな農家さんだって、本当は。農業簿記全体を、そういうふうに変えてもらいたいです。本当のことを帳面から分かるためにも。みんなが帳面の大事さが分かったら、そういう風にだって変えられるんです。

収穫基準については、西田氏以外にも、全国農業経営コンサルタント協会現会長(ヒアリング調査時点では専務理事)の森剛一税理士もまた、そこに問題を認めつつも、しかしながら、現行の環境下では規範として確立した基準であるとの認識を示している。森氏の発言を、次に掲げておく。「今現在も、農業者個人から見ると、収穫基準は原価基準による棚卸資産の評価に比べて不利なわけですよ。なぜかという、通常時価の方が原価より高

いわけで、時価評価をして棚卸をするということは、未実現利益が計上されてしまいますから不利なわけです」(森発言, 戸田 (2014c, 109))。しかしながら、「戦後ずっとこの収穫基準というのが続いています。税法が会計を規定してしまっているんです。そもそも、農業簿記の基本的な考え方が税法から来ているということもよく分からないで(農業簿記検定教科書3級を一戸田)書いている人も、もしかしたらいるかもしれません。そのぐらい規範として確立してしまっているの。われわれ税理士は、税法に書いてあるからというのは知っていますけど、税理士でない人はそういうものだと思っている人もいますね。」(森発言, 戸田 (2014c, 122))。

西田氏や森氏も認めるように、収穫基準は、農業者にとって不利になるとも考えられる収益認識規準である。しかしではなぜ、収穫基準が、特に農業税務簿記において、収益認識における主流の考え方として長きにわたり用いられてきたのであろうか。ここで改めて押さえておきたいことは、収穫基準という独特の基準は、両氏も述べているように、もともと所得税法上のものであるということである。そして、税法である限りには、基本的に、課税庁側の意図・意向と無関係であるというわけにはいかないということである。だからこそ、西田氏の次の言が重要なのである。「課税庁としては、画一的に大量に短時間で税を徴収するためには、収穫基準のような基準がどうしても必要でしょう。」(西田発言, 戸田 (2015d, 133))。これはつまり、収穫基準は、農業者側の継続的な記録を全く必要とせず、期末の一括処理だけで農業所得を算定するための基準であったことになる。

ここではさらに、所得税法上なぜ、かような基準が設けられたのかについても考察したい。これについては、森氏が示唆に富む発言をしているので、次に記すことにする。「なぜ税法上収穫基準なるものが設けられたかという、農業者に原価計算というものを適用させるのに、実態上困難があったからだと思うんです。結局、農産物を原価で棚卸をする場合には、当然原価計算をして、その単位当たりの原価というのを出さなければ、棚卸ができないわけですよ。収穫したお米全量を秋で売ってしまうとか、あるいは逆に、全量を翌年に繰り越すということであればいいかもしれませんが、そうでない限り、収穫した年に一部を売り、一部在庫として残している場合には、原価を計算するだけじゃなくて、収穫量を把握しないと、単位当たりの原価というの出ないわけですよ。(中略)。農業者の所得を計算する上で、原価計算をやらないと所得計算ができないというような税法の仕組みになっていたとしたら、これはきわめて執行が難しいわけですよ。」(森発言, 戸田 (2014c, 108-109))。つまり、収穫基準には、税の執行可能性の観点が非常に色濃く反映されていると考えられるのである。

森氏は、さらに続けて次のように述べる。「そういうことも背景にあり、農業者の方はものづくりをしているわけですから、当然の簿記の理論から言えば、原価計算をして棚卸をするということになるわけですが、それができないということになればどうするかというと、じゃあ時価だと。特に戦後間もなくというのは、ほとんど農産物には公定価格があっ

て、時価というものがきわめてはっきりしているわけですから、あとは推定収穫量、あなたのうちは田んぼがどれだけあって、平均反収はこのぐらいだから、このぐらい農産物がとれましたねと。じゃあ、幾ら幾らの収入になってるはずですねということが推定できるわけです。実際売っていなくても、収穫したということを基準に収益を計上するという事になれば。」(森発言, 戸田 (2014c, 109))。最終的に、森氏は次のように言う。「時価評価をして棚卸をするということは、未実現利益が計上されてしまいますから不利なわけですが、若干税金を余分に取られるという意味での不利になる要素よりも、原価計算をしなくて済むという、そういう実務上のメリットというのが大きくて、なかなかこれは戦後何十年もたっているわけですが、改正されないんですよ。実際それを変えようとする、恐らく相当困難な問題があるんじゃないかと思うんです。」(同)。

上記の森氏の言ほど、収穫基準に基づくと、なぜ農作物の棚卸計算には定義上「収穫時の時価」が適用されてきたのか、そして農業所得計算の基本として、なぜ収穫基準が長く続いてきたのかについて、的確に示すものはないであろう。森氏の話のを要約すると、収穫基準というものは、収穫したという事実をもとに農業所得を算定する基準なのであり、しかもその算定は、農業者側の記録に基づく原価計算ではなく、農産物の公定価格である時価と栽培面積から推定される収穫量に基づいて、課税庁側が推計するものであった。したがって、森氏が述べるように、「税の執行側のニーズがあって、収穫基準というのが導入された」(森発言, 戸田 (2014c, 109)) わけであるし、そして現在も変わらずに実務上大きな効力を有していると考えるのが妥当であろう。

3 農業税務簿記を支えるもの(1)

—農業に関する基準・標準の問題について—

前節で見たように、農業税務簿記の特徴である収穫基準は、収穫という事実を基に期末に一括で農業者の農業所得を推計するという、税の執行側のニーズに応える基準でもあった。収穫基準に基づくなら、農業者側が記録に基づく原価計算をしなくても済み、したがって必然的に、期中の継続的な記録も基本的には必要なくなる。ではそもそも、収穫基準は、一体どの局面で実際に機能しているのだろうか。これについて、森氏は次のように語っている。「じゃあ、本当に収穫基準が適用されるのはどこかということ、期末の手持ち在庫の部分だけということなんです。」(森発言, 戸田 (2014c, 118))。「棚卸だけは省略できないから、そう(収穫基準が適用—戸田)なる。だから実際上、収穫基準が機能しているのは、期末の在庫の評価だけなんです。あと、家事消費、事業消費のところ。」(同)。

森氏の言にしたがうなら、期末在庫の評価、そして家事消費・事業消費のところだけは、収穫基準が機能していることになる。つまり、期末在庫の評価や家事消費・事業消費に際してのみ、収穫時の時価を、確認された在庫量や消費量に乗じることが、実務上要請され

ることになる。そして、その数値が、農業税務簿記の究極のゴールである、所得税青色申告決算書（農業所得用）の該当欄に記入されることになるはずである。

ところで、当該申告書の中には、「期首農産物棚卸高」や「期末農産物棚卸高」といった欄と並び、先ほどからとりあげている「家事消費・事業消費」の欄がある。当該欄は、親戚にあげたり自分で食べた分を収入として計上する欄である。これらはすでに収穫した分であるから、収穫基準に基づき農業収入としてカウントされることになる。しかし、親戚にあげたり自分で食べた分を、本当に測定・記録し、さらに複式仕訳処理を施す農業者など果たして存在するのだろうか。この素朴な疑問が氷解したのが、西田氏との次のやりとりであった（戸田 2014b, 86-87）。

【戸田】 これ（家事消費仕訳―戸田）本当に、こんな処理をする農家さんってあるんですか。

【西田】 処理します。これはやらないと、税務署からいろいろと言われます。実際に食べますからね。それで、これから先生にお見せしますが、大体の標準があるんですよ。本来は標準というのはないことになってるんですけど、標準を作っておかないと大変でしょう。

【戸田】 そうすると、1つ1つ記録をつけるのが難しい時は、大体その標準というのを見るわけですね。

【西田】 そういうことなんですよ。標準がないと分かりっこないんですよ。これ、さしあげます。

【戸田】 ありがとうございます。

【西田】 これは熊本版です。

【戸田】 各県で違うんですか。

【西田】 各県で違います。国税局で違うんですよ。これは正式には公表はされてないけど、これでやれということですね。分かりにくいから。

【戸田】 確かにここに、1人当たりの自家消費の標準額がありますね。

【西田】 はい。自家消費は1人当たり 12,500 円で計上しろということです。1年間にです。保有米は玄米 60 キロを単位とします。

・・・(中略)・・・

【西田】 ……。いずれにせよ、これは国税局が出しています。これは 24 年の所得税の分。さらに 25 年の分もあるんですよ。

【戸田】 毎年、各県でこういうものがあるんですか。

【西田】 あるんです。これには、農産物だけじゃなく、牛とか馬の標準価格も載っています。ただし、各年で価格が違っているのが分かるでしょう。

【戸田】 これらの標準価格はどうやって決まるのですか。

【西田】 JA と国税局が話し合いをしながら決めているんです。要は、こういうのがないことに表向きはなっているけど、それじゃあ仕事できませんでしょう。それで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。昔はもっと細かい規定があったんですよ。反別課税とか。

・・・(中略)・・・

【西田】 これは毎年1月頃に話し合いをするんです。本来なら国税局から出るものでしょうけど、今、国税局はこういうのは出さないんです。だからJAの名前で出しているんです。でも、これで実務はやっていくんです。

【戸田】 でも、これは勝手につくっているわけじゃなくて、もちろん国税とJAがきちんと打ち合わせをして作成しているんですね。

【西田】 打ち合わせしてやってる。それでこの前、千葉のある税理士先生から電話あったんですけど、西田先生、棚卸しはどうやってやってるのって私に聞くんです。その人の言うには、農業所得の申告は初めてで、標準表のようなものが今は原則としてないと言われてるから、どうしようかと。それで、熊本じゃあ、こうやってあるよと。だから、もう少しJAなり国税局なりで聞いてごらんって言ったんです。

【戸田】 でも、各地の国税局にとっては、標準をしっかりと把握している税理士さんがいてもらったほうがいいですよ。ばらばらに申告書をつくってこられるよりも、基本的には標準表に基づく方が好ましいでしょうね。

【西田】 標準表に基づかないと駄目なんです。でも、標準は毎年変わるんですよ。

西田氏との以上のやりとりの結果判明したのは、例えば家事消費については、具体的には「6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額」という標準が、実務的・実際上は使われているということであった。例えば、当該標準額が12,500円で、6歳以上の家族が4人いれば、その一家の家事消費金額は50,000(12,500×4)円と、青色申告決算書には記入されることになる。標準の使用は、期末の在庫評価においても行われる。具体的には、各県あるいは各地域の「玄米60kg当たりの基準額」という標準に、棚卸しで確認された袋数(1袋60kg)を乗じることで米の在庫評価額が求められ、青色申告書の該当欄に当該数値が記入されることになる。ここで重要なのは、「本当に収穫基準が適用される」(森発言, 戸田(2014c, 118))主たる局面において、定義上・原則的には「収穫時の時価」が適用されるべきところ、実務的・実際上は標準値が適用されているということである。

上記のような西田氏とのやりとりにおいて、これらの標準は、誰が、いつ、どのような目的のために作成しているのも明らかになった。これについて、西田氏の言を再び確認しておこう。「JA(農協―戸田)と国税局が話し合いをしながら決めてるんです。要は、こういうのがないことに表向きはなってるけど、それじゃあ仕事できませんでしょう。そ

れで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。昔はもっと細かい規定があったんですよ。」(西田発言, 戸田 (2014b, 87))。「これは毎年1月頃に話し合いをするんです。本来なら国税局から出るものでしょうけど、今、国税局はこういうのは出さないんです。だからJAの名前で出しているんです。でも、これで実務はやっていくんです。」(同)。つまり、農業に関する様々な標準は、各地のJA(農協)と国税局との間の「話し合い」を経て決定されていることになる。収穫基準に基づいて農業所得を計算する必要がある税理士事務所にとっても、「地域ごとの現実に基づいた標準は絶対必要」(西田発言, 戸田 (2014b, 97))なのである。

本章における注目点としては、収穫基準は農業者側の記録に頼らずに農業所得を確定する基準と見なし得るが、それがなぜ可能だったのかについて、農業に関する基準・標準の存在が一定の解を導いてくれることである。ただし、農業に関する各種の標準・基準そのものに問題があると、本章で指摘したいのではない。標準・基準の存在は、公平・中立・簡素を旨とする課税の視点からすれば、むしろ好ましいものであろう。しかしながら、そういった標準・基準は、その適用にあたり「記録」を必要としないという点で、記録を前提とする簿記会計的な視点からすれば、看過できない問題を抱えていると指摘せざるを得ないのである。というのは、記録の不在は、記録に基づく原価の算定を不可能にし、勢い原価の把握なしにまともな価格交渉はできず、これが結果的に、日本の農産物の価格決定権は買い手側の大手スーパー等に握られている一因となっているからである。買い手側優位の構造が不変である限り、農業者側にお金は回らず、政府の掛け声とは裏腹に、いつまでたっても日本の農業は成長分野とはならない。以上のような観点から見て、農業に関する基準・標準については、特にその安易な適用については、大いなる問題が潜んでいると考えられるのである。

4 農業税務簿記を支えるもの(2)

—概算金の問題について—

前節では、農業税務簿記が、なぜ農業者側の記録に依拠せずとも、収穫基準に基づく農業所得計算を実務上遂行できるのかについて考察した。結論としては、農協と国税局との間で相対で決定された、農業に関する各種の標準・基準が適用されているからであった。農業に関する各種の標準・基準については、その存在の確認を文献研究から行うことは困難であり、ヒアリング調査によるほかなかったことになる。

本節では、「収穫時の時価」に再び焦点を当て、引き続きヒアリング調査でしか知り得なかった知見に注目して論を進めていきたい。既述のように、農業税務簿記の根幹をなす収穫基準は、「収穫時の時価」という独特の測定属性の適用を原則的に求めている。先に見たように、「収穫時の時価」には、農業に関する様々な標準・基準が使われていることが確認

された。ここではさらに、日本農業の中心である「米」に関する現代的な標準・基準について、ヒアリング調査に基づき論じていきたい。なお、ここで「現代的」と言うのは、過去において、食糧管理法に基づく政府の買上価格が存在した時代があり、「過去」にも米の標準・基準があったことと対比したものである。

食管法が廃止され、米の政府買上価格もなくなった今、米に関する標準・基準もなくなっていったのであろうか。否、そうではない。そうでないどころか、「概算金」と呼ばれる、米の集荷に際して農協（全農）が農家に渡す前払金あるいは仮渡金が、米に関する新たな標準・基準として大手を振っているのである。そして、本章での注目点である「収穫時の時価」にまで、当該概算金の実務上適用されていることが、全国農業経営コンサルタント協会現会長（ヒアリング時は専務理事）である森税理士へのヒアリング調査で確認されたのである。以下に、そのやりとりを示す（戸田 2014c, 117-118）。

【森】 ……、今のご質問（収穫時の時価をどうやって把握するのか—戸田）に答えることになるんですが、収穫時の時価というものを実務上どこでとっているかという、概算金単価なんです。例えばお米で言うと、最初契約金というのをもらうわけですが、概算金とか仮渡金という言い方をする時もありますけど、それを受け取るわけです。その受け取ったものというのが、本来はこれは農家から見ると売上ではなくて、前受金なんです。

【戸田】 教科書（農業簿記検定教科書3級—戸田）ではそう処理していますね。

【森】 ところが農家のほとんどが、農業法人も含めて、仮渡金、概算金を受け取った時に売上を計上しているんです。

【戸田】 実際には？

【森】 実際に。なぜかという、清算というのが2年後になっちゃうんです、最終清算って。野菜とか畜産物の清算。農産物というのは、ほとんどが買取販売ではなくて委託販売なんです。ですから農協に出荷した時に、法的には農家の所有権のまま農協に販売を委託して、預け在庫にすぎないんです。それを法的な形式に沿って仕訳すると、本来ならば仮渡金を受け取った時に、借方現金預金、貸方前受金という経理をして。と同時に、その段階で期末を迎えたら、借方農産物、貸方期末農産物棚卸高という仕訳を入れなきゃいけない。じゃあ、この時の期末農産物棚卸高というものを幾らで評価するかという、仮渡金と同額になるわけです。

つまり、第1番目の仕訳の借方現金預金、貸方前受金という仕訳、これは資産と負債の仕訳ですから収益は発生していないわけですが、期末における借方農産物、貸方期末農産物棚卸高という仕訳、これは貸方の期末農産物棚卸高が収益の勘定になるわけですね。でも、これはさっき言った前受金と同額なわけですから、前受金として計上するのはやめちゃって、その段階で売上高って経理して、期末の棚卸を省略

しても、収益は変わらないわけです。実務上はそうしているということです。つまり、農協に預けている在庫なんだけど、それを在庫として認識せずに、仮渡金（概算金一戸田）をもって販売金額というふうに認識をして経理しているのがほとんどです。（以下略）

上記のやりとりから分かるように、特に米については、概算金の受取をもって売上計上するのが、農家のみならず農業法人においても、日本における一般的な実務となっているようである。「基本的には仮渡金（概算金一戸田）をもって売上高にあげているのが、商慣習として定着」（森発言，戸田（2014c，118））しているのである。これは、現金主義の経理処理になっているのではないかという筆者の問いに、森氏も、「まあ、現金主義ですね。そうですね。」（同）と答えている。当該実務、つまり全農から渡される概算金をもって売上とする処理については、全国農業経営コンサルタント協会前会長の西田税理士も、「まあ、そういうことです。農協というか全農が、今やってるやり方ですね」（西田発言，戸田（2015d，127））として認めている。

以上のように、収穫基準の理論上の要請とは全く別に、実際は農業者側が全農から受け取る概算金をもって売上として計上する商慣習が、現在、特に米においては強く根付いていることが窺われる。米の「収穫時の時価」は、現在の実務上、概算金単価でとられているわけである。さらにそれにとどまらず、概算金は、実は日本で流通する米価格全体に多大な影響を与えていることが、中堅の米卸し会社のミツハシライスに管理部財務課長として勤務する澤田泰二氏へのヒアリング調査から明らかになった。澤田氏は、「日本の米のベンチマークは、特に価格的には、概算金によって決まるんだと思いますね。全農が各農家に支払う概算金が、日本の米の取引価格のスタートになるんです。」（澤田発言，戸田（2015a，319））と明言している。

ところで、澤田氏が勤務するミツハシライスを含め、米卸し会社は、殆どの米を全農から仕入れるようだが、その際重要なのは価格より量なのだそう。澤田氏は次のように言う。「一般的にあまり知られていないことと言うと、価格の形成なんかの前に、とにかく量の確保とその発注があることですかね。価格の話以前に、例えばどこ産の何とかという品種を、当社はどれぐらい必要としているということを全農さんに伝えることから、実際の米の取引はスタートします。」（澤田発言，戸田（2015a，313-314））。こうやってスタートする米の取引だが、本節の主題の概算金は、全農と米卸しとのやり取りの中において、次のような段階で重要になる。「その後、希望を出してきた各社に、どのくらいの量を、どのくらいの価格でだせそうかということ、全農の中で調整することになるんだと思います。このステップに移る前に重要なのが、実際の米の集荷に際して農家に支払う仮渡金あるいは概算金です。多分、全農の中では、こういったことを大枠で決定する前のタイミングで、仮渡しはどれぐらいにしようかなみたいな話があるんだと思うんですけど。」（澤田発言，

戸田 (2015a, 316))。

つまり、量のやり取りが先にあって、次いで価格の話に移るのだが、この価格に決定的に重要なのが概算金なのである。これほど重要な概算金なのであるが、確たる算定根拠があるというわけではないようで、「いくら払うから、このくらいは集荷させてくれという世界」(澤田発言, 戸田 (2015a, 317)), あるいは、「米を集めるために全農がどこまで出せるか」(澤田発言, 戸田 (2015a, 318)) という世界であり、最終的には「これくらいの価格だったら集められる、っていうところを全農が意思決定」(同)した額となるようである。

このような、「本来の米のバリューとは全然関係ないところで決ま」(同)る曖昧な価格が、なぜすんなり成立してしまうかという、集荷する全農側の問題だけでなく、「米を提供する農家さんにしても、この価格で売りたいというのはない」(同)からなのである。この極めて重要な点について、澤田氏は以下のように語っている (戸田 2015a, 318) ⁽²⁾。

【澤田】 この価格以下では原価割れで商売にならない、なんて発想はそもそもないはずなんです。たとえ赤字になっても、最終的に補助金をもらえれば、というのが日本における米を作る環境なんじゃないでしょうか。米の流通の中で最大の構造的な問題は、農家さんだけでなく、これくらいの原価がかかっているんだからこれこれの価格で取引しなきゃペイしないという、こういった発想がそもそも形成されていないことだと思いますね。

上記の澤田氏の言に明確に見られるように、日本における米の流通の中での最大の構造的な問題は、農家だけでなく多くの農業関係者が、ペイする価格をめぐる交渉を行うために、記録に基づいて原価を把握しようという発想が全く形成されていないということである。この構造の中では、概算金が、日本における米価格の決定要因になっていく、いや、なっていくざるを得ないのである。

概算金の問題を、本節の最後に改めてまとめておきたい。そもそも日本には、「公正な市場や公正な価格が、米に関しては基本的にない」(澤田発言, 戸田 (2015a, 311)) ののである。そういった環境に加え、1次生産者も含め米に関わる全ての関係者に、記録に基づく「内部コストがいくらなのかという原価計算の発想がほとんどない」(同) ののである。したがって、結局のところ、全農が各地の農業者にキャッシュで前渡しする概算金しか、米に対するベンチマークが存在せず、当該概算金が、必然的に日本で流通する米の現代的な標準・基準とならざるを得ないことになる。そして、現代における米の標準・基準となってしまった概算金こそ、農業税務簿記の根幹である収穫基準のもと適用されるべき「収穫時の時価」であると、現在、実務上も見なされているのである。食管法の廃止により政府買上価格がなくなった現在においても、日本の農産物の中心である米については、「収穫時の時価」として、形は変わっても概算金という農業に関する基準・標準が適用されているこ

とになるわけである。つまり、現在の米を中心とする日本の農業の世界、特に農業税務の世界では、記録を必要としない標準・基準の適用が連綿として行われているのが、ヒアリング調査より明らかとなった現実の姿なのである。

5 むすび

本章の研究上の特徴は、農業簿記、その中でも現在主流と見なされている農業税務簿記について、通常の文献研究からではなく、ヒアリング調査に基づきアプローチしたことにある。

その結果、農業税務簿記の最大の特徴である収穫基準は、実は課税庁側の執行上のニーズに基づいたものであったことが判明した。また、収穫基準の実務上の適用にあたって、農業者側の継続的な記録を必要としないのは、農協と国税局が相対で決定する各種の標準・基準が使われているからであることも判明した。さらに、特に米については、全農が農業者から集荷する際に仮渡しされる概算金をもって、売上計上してしまう商慣習が定着していること、さらに当該概算金単価が、米に関する「収穫時の時価」になっていること、またかつての政府買上価格に代わり新たな標準・基準となっていること等が判明した。判明したいずれの実態も、文献研究からは知り得ないもので、唯ヒアリング調査から解明・確認されたものばかりである。特に、農業に関する基準・標準については、「国税は個別評価をせよというのが原則」（西田発言、戸田（2014b, 99））で、「今は標準や基準はないっていう建前」（西田発言、戸田（2015d, 128））なため、本来はまず表に出てこないものであり、だからこそ、ヒアリング調査という手段に頼るしか現実に確認する手がなかったことになる⁽³⁾。

むろん、ヒアリング調査に頼る研究には、限界と問題も存していることは自覚している。ヒアリングした内容が、時代や地域を超え、本当に一般的な事実だと言えるのかという点を確認する必要があるからである。ただ一方で、これまでの日本の農業簿記研究において、一般的な事実と考えられるものの集積が、あまりにも少なかったことも事実である。したがって、まずは、農業簿記に関する事実・実務・事項を、一般的か特殊かを問わず、ヒアリング調査を通して集積していかなければならない。そこからしか見えてこない新たな知見や発想⁽⁴⁾が、21世紀における日本の農業簿記研究の端緒となると期待されるからである。

最後に、本章における貢献をまとめると、日本における農業簿記の主要な流れである農業税務簿記について、その知られざる実態や事実を、ヒアリング調査により集積していったことがあげられよう。ただし、日本における農業簿記には、本章で確認・調査した農業税務簿記とは異なる、別な流れも存在していることがすでに判明している。そこで次章では、これまで日本において展開されてきた、農業税務簿記とは別な農業簿記の流れについ

て、さらに考察を進めていくことにする。

注

(1) 問題を有する収穫基準であるが、具体的にどういった条件が整えば、その廃止を検討できるのだろうか。この点について、次の西田氏の発言は示唆に富む。「農業に携わる人たちがみんな、やっぱりちゃんと帳面をつけとかにやいかんと思ひ、帳面ばつけることが当たり前になったら、収穫基準をなくしていいんです。なくすべきです。その時は、農産物が売れた時に、売れるまでにかかった原価を帳面から計算すりゃええことになる。米や麦だって、収益と費用がきちんと対応して、正しい損益が計算できることになる。」

(西田発言, 戸田 (2015d, 133))。これは、もし農業者自らが、「自分のところの本当の経営を見たいと思つて(帳簿を一戸田)つける」(同) ようになったら、つまり、農業者の真の経営の姿を導くことのできる本当の「農業『者』簿記」が当然になったら、事態は変わる可能性もあることを示唆している。

(2) ここでの指摘は非常に重要であるが、記録に基づく原価計算のインセンティブに乏しいのは、米の1次生産者だけではない。実は、米卸し会社も、「いわゆる原価計算があまり発達していないというのが現実」(澤田発言, 戸田 (2015a, 311)) のようである。驚くことに、米卸し各社は、「お互いが全農といくらで相対取引したのかは、完全にブラインド状態」(澤田発言, 戸田 (2015a, 322)) で、米の取引を行っている。「基本的にはすべて(全農との一戸田)相対の世界なので」(同)、全農側から伝えられた米仕入価格が、他社への卸値と比較して、高いのか安いのかも分からない。

知られざる、日本における米の流通の実態だと思ふが、米卸し会社に不満はないのだろうか。次の澤田氏の言を聞こう。「ないですね。米卸しというのは、玄米を売買するのと、精米する事業が2つあるんですけど、主力は玄米の売買なんです。そして、マーケットバリューを握っているような米卸し会社は、玄米を同業に転売してさらなる利益を出すんです。その場合、同業より安く仕入れて、そこに利益をのっけて売るということになります。例えば神明さん(米卸し取扱高1位企業一戸田)なんか、うちよりも100円安く(全農から一戸田)買って、50円利益を乗っけて、うちに売るんです。それでもうちは、普通に仕入れるより50円安く仕入れることができるんですから、この取引は成立するんです。」(同)。

つまり、日本における米流通の世界は、米卸し会社の利幅は会社によって異なるとしても、全農も含めそこに関わる全ての会社が確実に利益を獲得できるようなシステムになっているのである。本章で見たように、とにかくスタートは全農が農家に支払う概算金なのだが、全農も含めた各社が自社の利益をそこにのせて米を流通させていくのである。流通段階では、競争入札などは基本的に行われず、全農との相対取引が完全ブライ

ンド状態で行われる。他社より安く仕入れたのか、高く仕入れたのかも分からない。だが、別に不満は生じない。なぜなら、その金額が高かろうと安かろうと、とにかく仕入値に各社の利益をいくばくか乗せてさらに流通させていけば、利幅の違いこそあれ、米に関わる全ての会社が確実に利益を得ることができるからである。この全体構造において、各種の費用を積み上げ計算するはずの原価を、できるだけ正確に把握しようとするインセンティブが働かないのは当然であろう。

(3) 農業所得標準自体は、公式的には廃止されていることになっている。ただし、実際には、地域によって未だ標準・基準等は使用されているし、概算金のような新たな標準・基準が使用されていることについては、本章で確認した通りである。農業所得標準については、その歴史的推移も含め、以下の章で詳細に検討する。

(4) 例えばであるが、農産物の中でも特に米の取引は、通常の商品の売買と全く異なるものであったかもしれないといった発想も、ヒアリング調査を通して初めて得ることができた。それは澤田氏がいみじくも言った、「全農さんとか農協さんとかいうのは、お米の取引に対する感覚が通常の商品の売買じゃないんですよ。」(澤田 2015a, 314) という言葉に起因したものである。

澤田氏の言う通り、日本の農政の中心にあった米は、全農や農協と言わず、歴史的にも、その売買によって利益をあげるための通常の商品と見なされてきたことがあるのだろうか。米は、時代によって、租税として徴収されるものであったり、経済力を測る指標であったりした。さらに第二次大戦前後は、全量完全に徴収され、日本国民が餓死しないように公平に分配される対象だった。この辺りの事情は、次の西田氏の発言から確認できる。「米が一番のポイントで、だから農政も、ずっと米に対してのものだった。政府としては、戦中戦後、抛出米を集めなきゃならんわけでしょう。御船(熊本の地方名一戸田)とかうちの辺りでも、戦中戦後、自分のお米を自分が食べれないわけですよ。少しとっておこうとしても、やっぱりダメで、ちゃんと分かって持っていかれる。だから、つくった米は全部とられた。兵隊さんの食べる分とかにね。戦後でも、特に戦後のすぐのころは、基本的に何も変わらなかった。」(西田発言、戸田(2015d, 125))。さらに、高度成長期以降は、農業補助金の投入先であり、米に対する政策が票に直結する、あるいは政治的な駆け引きの対象という意味で、言ってみれば政治銘柄と化していたとも考えられる。

しかしながら、簿記会計は、特に複式簿記は、そういった特殊な対象を管理するためのものではないのではないか。利益をあげる目的を純粹に有する商品、そういった意味での通常の商品の売買・取引を記録し、目的通りの利益があがったのかどうかを、自らが生み出す計算構造の中で測定する手段、それが複式簿記なのではないだろうか。そういった意味で、日本の農産物の中で中心的な位置を長く占めてきた米が、「通常の商品」となる時こそ、日本の農業において複式簿記が真に役立つときなのではないだろうか。

以上のような発想は、これまでの文献のみを対象とした農業簿記研究からではなく、ヒアリング調査を含めた実際の会話の中からしか出てこないものであった。

第3章 農業統計調査および農協簿記の流れについての考察

1 はじめに

前章までの考察の結果明らかになったことは、これまで日本において「農業簿記」と総称されてきたものには、実はいくつかの流れが存していたが、その流れの中でも最大のものであり、現在の主流となっているのが「農業税務簿記」という流れであることであった。この考察結果を受け、本章では、農業税務簿記という流れ以外に、どのような流れが、これまで日本において展開されてきた農業簿記には存していたかを調査・確認する。調査手法としては、文献調査はもちろん、それ以外にもヒアリング調査を重用・多用する。ヒアリング調査に重きを置いている理由は、序章でも述べたように、文献研究では決して知り得ない実態・事実について、これらを別な角度から確認・調査できるためである。

したがって、本章の研究上の特徴は、ヒアリング調査を通してしか知り得ない実態・事実を手掛かりに、日本においてこれまで主流を占めてきた農業税務簿記以外に、そのような別な農業簿記の流れが存していたのかを調査・確認しようとする点に求められることになる。なお、上述のように、本章における主たる研究手法はヒアリング調査であるが、ヒアリング調査により確認された実態・事実について、さらに深く考察する必要がある場合は必要に応じて文献調査も加えていく。

2 ヒアリング調査から確認された農業統計調査の流れ

前章で確認したように、現在、農業簿記と言えば、農業者用の所得税青色申告決算書の作成をゴールとする農業税務簿記を指すことが一般的となっている。しかしながら、本章では、他の方向性を有する農業簿記もあったことを、関係者からのヒアリング調査により確認していくことにしたい。

さて、農業税務簿記とは異なる農業簿記の流れについて、筆者がはじめて自身の中で明確に確信できたのは、神奈川大学経済学部教授で、日本経済史が専門の谷沢弘毅氏へのヒアリング調査が大きな契機となっている。なお、谷沢氏へのヒアリング調査は、筆者が学内紀要（神奈川大学経済学会発行の『商経論叢』）に上梓していた一連の論文に対する谷沢氏のコメントを契機としている。谷沢氏は、2014年度までの筆者の農業簿記に関する研究には、「明確にしていない点がある」（谷沢発言、戸田（2015c, 103））と指摘する。そして、その「明確にしていない」最大の点は、「農林省サイドの調査の基本」（谷沢発言、戸田（2015c, 105））である、「農家経済調査（農経調）」（同）への目配りの欠如であると明確に指摘する。また、それまでの筆者の農業簿記研究は、税務会計を中心とした旧大蔵省サイドの調

査にその焦点があてられており、農家経済調査を中心とした旧農林省（以下「農林省」とする）サイドの調査も加えなければ、真の研究としては問題があることを指摘する。それらの指摘は、具体的には以下のものであった（谷沢発言，戸田（2015c，106））。

【谷沢】・・・，農業実態に関する調査としては，戦前戦後とも農家経済調査がそのメインです。農家経済調査って，基本は農家の所得調査なんですよ。戸田さん会計屋さんだから，（税務―戸田）会計のほうに引っ張りたいたいの分かるんだけど，農家の所得を正確に調査してきたのは，やはり農家経済調査なんですよ。もちろん所得というフローだけでなく，所有資産というストックも調査してた・・・（中略）・・・。農林省管轄下の農家経済調査がすごかったのは，1カ月ごとに家族がどのぐらい労働投入しているかとか，あるいは労働時間がどのぐらいあるかと，そこまで調査してたこと。もっと言えば，戦前の農家経済調査は，戦後の調査よりさらにストックだったってことなんですよ。

さらに谷沢氏から，農家経済調査について次のような情報を得た。まず，農家経済調査のような「農家や農業の実態調査って，これを正確にとろうとすると負担がものすごい。農林省は，かなりの数の統計職員を内部で抱えてたから，これができた。でも，そういった統計職員達が中曽根行革でバツサリやられてしまっって，農林省も農家経済調査を，総務省にほっぽり出さざるを得なくなった。」（谷沢発言，戸田（2015c，106））。つまり，他省庁に比して多くの統計職員を農林省内部に抱えていたため，緻密で正確な農業統計をとることができたことになる。もっと具体的に言えば，日本全国に多数あった農業事務所にあった統計職員達が，『坪刈り』という方法で一生懸命田んぼを見ながら，極めて緻密に調査」（谷沢発言，戸田（2015c，107））してきたわけである。したがって，「ある意味，税金や課税とは全く別のアプローチなんだけど，すごく緻密にやって」（同）きたという歴史，農業税務簿記とは全く異なる流れがあったことになる。しかしながら，そういった緻密な農業統計調査を支えていた多数の統計職員が，中曽根行革において目をつけられ削減されてしまった結果，農林省サイドでは農家経済調査を自前で行えなくなり，その調査権限を総務省に移管せざるを得なくなってしまうことになる。

さて，現在は総務省に移管されてしまった農家経済調査であるが，この調査は，特に戦前は農林省だけではやれるものではなかった。当該調査に対する有力な協力機関が，京都大学農学部であった。戦前においては，京都帝国大学農学部の名前で，農家経済調査の調査が行われているほどである。農家経済調査と京大農学部との関係について，谷沢氏は次のように語っている。「京大農学部のかつての凄さってのは，この農家経済調査への関与にあったと思う。とにかく日本の農業というか，農家の実態把握については，やはり統計的手法に基づく農家経済調査がきっちりやってきた。戦前戦後を問わず，調査手法として根

付いていた。」(谷沢発言, 戸田 (2015c, 109))。この言にあるように, 日本の農業の実態把握に関しては, 農林省サイドの農家経済調査が, 少なくとも中曽根行革までは緻密にやられてきたわけであるし, この流れの統計調査が農業税務簿記とは異なる目的を持って遂行されてきたわけである。そして, この流れの中に, 京都大学農学部との深い関与があったということになる。

つまり, 一般的に「農業簿記」と称されるものの中に, 旧大蔵省サイドの農業税務簿記とは異なる, 旧農林省サイドで京大農学部とも深い関係があった2つ目の流れが存していたことになる。農業簿記についての2つ目の流れについて, さらに明確な形で語ってくれたものに, 全国農業経営コンサルタント協会元専務理事(現会長)の森剛一税理士に対する次のようなヒアリング調査があるので以下に示す(森発言, 戸田 (2014c, 120))。

【森】 農業簿記の体系も, 大きく分けて2つあるわけですね。1つは, 税務会計のサイドの農業簿記と, それともう1つは, 簿記論的ではあるんだけど日商簿記の体系とは全く違う, 京都大学の先生方がおつくりになった体系と大きく2つあって, それらは全然相いれないんですね。相いれないというか, 全然違うところが多いです。私は両方を知っているので, なかなかその統一が難しいですね。

【戸田】 私も研究論文で書きましたけど, 大槻正男という方が京大式農業簿記といったすごい試みをされていますよね。複式簿記は大変なので, 何とか複式じゃない会計を, という。私が見る限り, さらにややこしくなっている感じがしますけど。

【森】 やっぱその影響というのはすごく大きいというか, 農業の世界で農業の簿記論, 農業簿記をやっている人たちというのは, 京大の人たちの理論の流れをくむ人たちがほとんどなので。私はすみません, 戸田先生を存じあげなかったんですが。多分その流れじゃないということですね。

【戸田】 全然違ってきます(笑)。

以上のように森氏は, 農業簿記には, 「税務会計サイドの農業簿記」とは異なる, 2つ目の農業簿記が存在しており, これには京都大学農学部の理論の流れをくむ研究者が深く関与してきたことを明瞭に語っている。では, この2つ目の農業簿記は, 基本的にどのような目的と結びついたものだったのであろうか。この問いに対して森氏は, 筆者とのやりとりにおいて次のように語っている(森発言, 戸田 (2014c, 121))。

【森】 (農業簿記に関する一戸田)研究会なんかも, ほとんどその流れの人(京大の人たちの理論の流れをくむ人一戸田)たちで占められていますから。

【戸田】 そうですね。その流れの人たちが書いた農業簿記の文献は大量にあって, こんなにあったのかという感じですけど, でも会計研究側からはほとんど知られていない

と思います。

【森】 だから（京大農学部の農業簿記研究は一戸田）全然違う。ガラパゴスみたいなんです。別の論理体系，理論なんです。要は，大槻先生もそうなんですけど，基本的には農産物の生産費調査と結びついているんです。

【戸田】 そうなんですよね。

【森】 基本的に，私もかつてそういう仕事をしていたんですが，国の政策として，政府買上価格を決める上で彼らの理論というものは構築されているので，要は複式簿記だとか財貨の流れとかということよりも，所得補償する上でのコスト，生産費というものを解明するということが主眼なんです。京都大学の流れの学説というのはそういうふうにできているんで，逆に言うと，それでもう彼らは行き詰まっちゃっているんで，それ以上進化しないんですよ，そこの垣根は取っ払いたいと私は思っているんですけど。

【戸田】 重要な点は，生産費を調査するために使ったのは，複式簿記ではなく，統計という技術であったということだと思います。

【森】 そうですね。まさにおっしゃるとおりで，生産費用を統計的に解明するための学問体系なんです。

上記のヒアリング調査からも明らかなように，農業簿記の第2の流れとは，「農産物の生産費調査と結びついている」ものであり，「生産費を統計的に解明するための学問体系」に結びついたものであった。先の谷沢氏の言と併せると，旧農林省主導ながら，京大農学部の調査協力も得て，政府買上価格の基礎と見なされる農産物の生産費を統計的に解明しようとする流れこそ，農業簿記第2の流れと見なし得ることになる。本論文においては，この農業簿記第2の流れを，以下「農業統計調査」と称して論を進めていくことにする。

3 ヒアリング調査から確認された農協簿記の流れ

前節において，これまで農業簿記と一般に呼ばれてきたものには，現在主流となっている農業税務簿記以外に，農業統計調査という別な流れもあったことが，特にヒアリング調査から明らかとなった。本節ではさらに，農業簿記には，第1の流れである農業税務簿記や，第2の流れである農業統計調査以外に，さらに別の流れも存していたかどうかを，これもヒアリング調査を中心に明らかにしていく。

結論から言えば，農業税務簿記や農業統計調査とも異なる，さらに別の農業簿記の流れは確かに存しており，その流れとは，「農協簿記」⁽¹⁾ という流れであった。この農業簿記第3の流れは，少し言葉を加えるならば，「農協のための簿記」ということになる。ここで，農業簿記第3の流れである農協簿記について，この言葉を最初に聞いた際のヒアリング調

査のもようを以下に示すことにしたい（真嶋発言，戸田（2015f, 79））。なお，ヒアリング対象者は，北海道士別にある JA 北ひびきの営農部経営対策課課長の真嶋憲一氏である。また，農協は，「農業協同組合」の略称であるが，本論文全体を通し，当該略称あるいは JA という略称を用いることにする。

【戸田】 真嶋さんは，どこで農業簿記を習ったんですか。

【真嶋】 JA カレッジというところです。高校を卒業した後，1年間そこで農業簿記，というか農協簿記をみっちり勉強させられました。

【戸田】 農協簿記？

【真嶋】 ええ。確か，JA カレッジの講義の中に，そんな名称の簿記の時間があったと思います。農業だけじゃなくて，金融取引とか共済取引とか，今農協がやってる業務の簿記処理を習うんです。

【戸田】 なるほど。農業簿記，じゃなくて農協簿記っていうのが，何だかとても意味のある言葉だと思いますね。（以下略）

真嶋氏の語るように，農協簿記とは，農業に関する取引以外に，「金融取引とか共済取引とか，今農協がやってる業務」全般を処理する簿記なのである。こういった簿記は，農協の複雑で多岐にわたる業務を管理するために，つまり農協自身のために必要とされていることになる。注意を要するのは，この種の簿記は，農業者のための簿記というより，農協のためにこそある簿記だということである。したがって，農業簿記第3の流れとは，「農協簿記」，より正確に言えば，「農協のための簿記」ととらえることができるのである。

さて，この農協簿記であるが，その具体的な展開事例に，「クミカン」と称される簿記処理実務が北海道にあるので，次にこれを紹介したい。クミカンとは，「組合員勘定」の略称であるが，このクミカンについてのやりとりが真嶋氏との間であったので，以下にその模様を示す（真嶋発言，戸田（2015f, 79-80））。

【真嶋】 ……。だから正確に言うと，クミカンっていうのは，営農管理の仕組みというよりも，資金繰りの仕組みですね。

【戸田】 なるほど。その独特の資金繰りの仕組みは，なぜ北海道にだけ広まっているんでしょうか？

【真嶋】 私が思うに，要するに北海道って府県と違って，冬の間の収入がまずないんですよ。だから，そもそも資金繰りが大変だったっていうことが大きかったんじゃないんでしょうか。だからクミカンって，農家さんに対する総合貸付口座みたいなものなんですよ，しかも計画に基づくね。どういうことかと言うと，まず年の初めに，今年どういう作物をどれだけ作付けして，どれだけの収益を上げて，肥料代や農薬代が

どういふふうにかかるのかという営農計画を出してもらって、その計画に基づいて農協がお金を供給する仕組み、これがクミカンなんですね。最初は貸し付けから入るのは、はじめは肥料だとか農薬だとか、費用っていうかクミカンから引かれていくものが先ですからね。農産物の販売代金は秋以降、後にならないと入ってこないのですね。

つまり、クミカンとは、北海道の農協が使用する「帳票のシステム」(真嶋発言, 戸田 (2015f, 79)) であり、より正確に言えば、組合員農家への「資金繰りの仕組み」である。注意を要するのは、農協 (JA) 全体として全国でやっているわけではなく、北海道独自で運営している仕組みであるという点と、資金供出に際しては営農計画を前提条件としているという点である⁽²⁾。したがって、「北海道の農家は、営農計画とクミカン (組合員勘定) 制度というしくみの中で農業経営を管理している」(小南 2009, 28) ことになる。

クミカンについてはさらに、真嶋氏から紹介を受けた、JA 北海道中央会基本農政対策室室長の小南裕之氏に話を聞いた。小南氏によると、「クミカン制度というのは、組合員勘定取引約定書に基づいて、営農計画書によって定めた取引から生ずる債権、債務を普通預金で決済して、残高不足の場合は当該組合員勘定から別口座に移し貸越決済する、こういった仕組みを持っている制度」(小南発言, 戸田 (2015g, 90)) であり、昭和 36 (1961) 年に北海道でつくられた制度である。

また、小南氏と同様 JA 北海道中央会に所属している平野茂貴氏 (農業振興部農業企画課主幹) も、クミカンを次のように説明する。「クミカンとは、正確に言えば、営農計画と一体となったクミカン制度です。ものの本によると、やはり資金繰りに関係しているようですね。農産物の収穫期って基本的に秋ですよ。なのでそれまでの、肥料・農薬などの生産資材を買ったりするお金が必要になります。このお金がないと、資金繰りが悪化して、資金繰り倒産みたいなことが起こる。だから、そういったことを防ぐために、クミカンから農家に資金を提供するわけです。あとは、いわゆる営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的もあったようです。こういったようなことのために、北海道中央会の先輩が考案してつくった仕組みが、クミカンというわけです。」(平野発言, 戸田 (2015g, 91))。

上記平野氏の言は、クミカンは元々秋冬の間の資金繰りのためであったという、真嶋氏の先の言を裏づけるものである。ここで注目したいのは、クミカンにはそういった本来の目的とは別に、「営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的もあった」ということである。クミカンの 2 つの狙いについて、小南氏も次のように語っている (小南発言, 戸田 (2015g, 94))。

【小南】 ……。そこ (小南氏から提示された資料—戸田) にクミカンの狙いということで、いくつか書いています。まず、1 つ目は組合員経済の計画化、ということなん

です。どういうことかと言うと、クミカンとは計画、営農計画書と我々は呼んでいるんですけど、とにかくこの計画に基づいて実践し、チェックするのを狙いとしているんです。営農計画書には、年間の耕作計画とか資材調達計画とかが載っていますが、そういった計画と実績を対比して課題を洗い出し、さらに次の年の営農計画書につなげていくんです。

クミカンの別な狙いに、組合取引の集中管理、ということもあります。農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握できることとなります。こうすることで、組合員さんに必要な資材なり資金を、営農計画書で把握された単年度の見込み収益の範囲内で速やかに供給することができるようになります。こういったものは全部、管理報告票というものに記載されてきます。

小南氏や先の平野氏が語っているように、クミカンには、営農計画書に基づいた資金繰りのチェック、いわゆる「組合員経済の計画化」と共に、農協との取引の常時一元的な把握、つまり「組合取引の集中管理」という狙いがあることになる。

本節で注目したいのは、2つ目の狙い、つまりクミカンの「別な狙い」にある。ヒアリング調査で明らかとなったクミカンのもう1つの狙い・目的とは、組合員の「営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的」であり、彼らと「農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握」することである。この際に重要なのは、誰がそういった情報を管理・把握するのかであるが、むしろそれは組合員農家ではなく、農協がということになる。つまりクミカンという制度は、雪のため冬の間の収入がまずない北海道の農家にとって、確かに有難い資金供給システムではあるのだが、一方、農協にとってみれば、農協と取引のある農家の状況を一元的に把握・管理できるシステムともなっていると指摘できることになる。この点について、小南氏は自身の論文で次のように書いている。「クミカン制度は、『単年度の営農計画書により定めた取引から生ずる債権債務を普通貯金により決済し、残高不足の場合は、当座貸越より自動貸出するとともに、取引内容を営農管理情報として提供』するしくみと定義されている」（小南 2009, 28）。

さらに小南氏は、同じ論文内で、クミカン勘定を使った複式仕訳について、農家側および農協側それぞれを提示している。そこではまた、クミカン勘定の簿記会計的性格について、次のように記述している。農家側の「農協取引部分については、相手勘定が全てクミカン（運転資金供給の科目）となる。水田・畑作経営の場合は、支出が先行（クミカン残高が赤）するため、クミカンは農家からすれば、『短期借入金』的な性格となる。」（小南 2009, 30）。したがって、クミカンは農協側からすれば、短期貸付金的な性格になるわけである。

ところで、農協側はいざ知らず、果たして農家側がクミカン勘定を用いたその仕訳を本当におこすかどうかについては、「まあ、みんなが全部するのは無理なんじゃないですか。」

(真嶋発言, 戸田 (2015f, 80)) と真嶋氏も語っている。つまり, クミカン制度は, 別勘定への「振替 (=自動貸越)」を含めて, 上記のように複式簿記を活用した仕組みでもあるが, 実質的にその仕組みを使って農家に対する短期貸付金を一元管理するという便益を受けているのは, 専ら農協側であることになる。クミカンは, 確かに, 冬の間収入のなくなる北海道の農家にとって, 有難い資金供給の仕組みであるという一面がある。ただ, 別な観点から見れば, 貸越有の短期貸付金をクミカン勘定として複式簿記システム内で使用することにより, 組合員農家と農協との取引を一元的にモニタリングできるという, 農協自身にとって有益な管理ツールという一面も有していると指摘することが可能である⁽³⁾。

以上のように, クミカンはその一例であるが, 農協の複式簿記活用の仕方は, 農協自身のためであると言えるのではないだろうか。つまり, 農協は, 現在確かに複式簿記の効用を存分に享受してはいるが, それは組合員農家のためというより, 農協自身のためであると指摘できるのである。特に, 現在重要なのは, 金融や保険 (共済), その他の複雑な経済事業を効率的に管理・運営するために, 農協は複式簿記の効果を積極的に活用している点である。そういった使用のためにある簿記は, 農業者のための簿記というより, 農協のための簿記と捉えられる。ここでは, そのような農協のための簿記を総称して「農協簿記」ととらえているが, この「農協簿記」こそ, 農業簿記第3の流れだととらえることが可能であろう。

本節で明らかとなったことは, これまで日本において展開されてきた農業簿記には, 農業税務簿記という第1の流れ, また農業統計調査という第2の流れ以外に, 農協のための簿記, つまり農協簿記という第3の流れも確かに存しているということである。言葉通り, 農業簿記第3の流れとは, 「農協」を主体としたものである。そこで次節では, 農協簿記の主体であり, かつまた, 日本の農業界のキーマンでもあった農協について, これを特に簿記との関連性がある問題を中心にして考察することにした。

4 農協問題について (1)

— 「記録」の問題を中心に—

前節では, 日本において展開されてきた農業簿記には, 農協簿記という流れが存することが明らかになった。そこで本節では, 当該農協簿記の主体である農協を, 日本の農業簿記研究において欠かすことのできない考察対象であるとして, 改めてとりあげることにしたい。考察に際しては, 日本の農業界における「記録」の問題に, 農協はどうかかわってきたのかという視座から行うこととする。なお, 前節で農協に触れる際は, ヒアリング調査を主に用いたが, 本節の考察においては, 文献調査を主に用いることにする。

さて, 本論文全体の考察対象はむろん農業簿記であるが, 農業「簿記」であるからには, 字義的には農業簿記も簿記の一種であると言うことができる。そして, そもそも簿記とは,

帳「簿記」入，あるいは帳「簿記」録の略称とも言われている。ということは，簿記と言うからには，記入や記録を前提としたものであるはずであり，農業簿記もその例外ではないはずである。では，日本の農業界においては，一体どのような記録がなされてきたのであろうか。結論から言えば，そもそも日本の多くの農業者，特に小規模で米をつかっておりかつ他に主たる収入のある兼業農家，つまり小規模兼業米農家は，記録へのインセンティブが極端に小さいことがすでに明らかになっている（詳細については，戸田編（2014）第1章を参照のこと）。

日本の農業者から記録へのインセンティブを奪ってきたものについては，市場流通問題⁽⁴⁾，反別課税問題⁽⁵⁾，そして補助金問題⁽⁶⁾等，様々な問題が存するが，冒頭述べたように本節では新たに，農協の問題を考察する。ここで指摘しておきたいのは，農協と，農業者がつける記録との関係を考えるうえで，鍵となるのが，農協が行っている金融事業であるということである。農業者がつける記録と，農協の金融事業とは，一見何の関係もないように見えるが，実は深い部分で関わっているのである。ここではまず，どのような関わりがあるのかを明らかにする前に，農協の金融事業について，その問題点も含め概観しておきたい。

そもそも，農業を成長産業とするためには，農業分野の成長のための資金が必要となる。しかし，「農業従事者が融資を受ける先としては，農協もしくは日本政策金融公庫以外の選択肢がほとんどないのが現状である」（鈴木 2011, 97）⁽⁷⁾。農協の資金量は圧倒的で，2005年の値で，「信用事業の預金残高は78兆6000億円であり，長期共済保有契約高は360兆円」（八田・高田 2010, 74）であり，国内のメガバンクや大手保険会社の預金残高・契約高と肩を並べるほどである。ただし，本来あるべき営農関連事業への融資は少なく，「いまや，住宅資金貸付（多くはアパートの建設運営資金）が主力になるなど，JAの金融事業は非営農関連が大きくなっている」（神門 2012, 171）。また，かつて農林中央金庫の副理事長であった増田陸奥夫氏は，「これまでの農協融資は農業の成長にあまりつながらなかった。先進的な農業法人のスピードにもついていけない」（日本経済新聞，2010.10.31，3面）と，農協の金融事業の問題点を指摘している。

農協の金融事業は，実は様々な問題点を内包しているのである。しかし，なぜそもそも農協は，その本来の目的であるべき農業関連の営農事業以外に，金融を中心とした信用事業を兼業できているのであろうか。歴史的には，農協設立を戦後主導した「GHQの最高部には，農協が様々な事業を兼営することは不可能であり，信用事業を分離すべきであるとの考えがあった」（合田他 1998, 23）。しかしながら，農林省の強力なバックアップのもと，農協は，農産物販売や資材購入といった経済事業のみならず，銀行，保険，損保という信用事業も兼営できることとなっていったのである。

しかし，「いくつかの事業を兼営する総合農協という日本の特殊な経営形態」（坂内 2006, 34）⁽⁸⁾が，その後，農協内部だけでなく日本の農業分野全体に問題を発生させる。特に，

他の事業体には認められていない信用事業の兼営が可能となったことが、次のような問題を生むことになる。「農協は、農村における金融事業における独占的地位を持つ一方で、金融事業と経済事業等を兼業しているのだから、借入を要請している農業者に対して、『貸してやるから、農協の経済事業で扱っている肥料や農機具を買え』という圧力をかけることができる」（八田・高田 2010, 28）。なお、八田・高田（2010）は、経済学的視点から、日本の農林水産業が抱える問題を丹念に描写してみせたものであるが、特に第3章「政府の失敗(2)―農協事業分野への新規参入抑制」において、農協の金融兼業体制が、あらゆる農協問題の根源であることを喝破している。さらに、同章において、直接的に農協の抱える会計問題（ながく会計監査の対象となつてこなかったこと、セグメント別会計がなされず金融部門の黒字が本来の農業部門の赤字に補填されていること等）を指摘している。

以上のように、日本の農協における金融兼業体制は、世界の他の農協にも類を見ない独特のシステムであるのだが、この農協の金融兼業体制こそが、結果的に、日本の農家の多数を占める小規模兼業米農家から、記録へのインセンティブを奪っていったのである。この事情については、次のような説明がある。「片手間にしか農業をしないため時間的余裕のない兼業農家は、経済事業等と金融事業の両方に関して、農協に圧倒的に依存している。必要な資金は農協が貸してくれるし、資材の購入や農産物の販売もすべて信用事業の口座で決済できる。したがって、サラリーマンでもある農家は、農協に頼り、農協任せにしておけば、彼らの農家としての地位は守られ、営農を継続できる。このため、農協は、農業地域の預金の大半を持ち、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っており、農民への貸付に関して圧倒的な優位を持っている。農協が経済事業等と金融事業を兼業できることが、この状況をつくり出すのに大きな貢献をしているといえよう」（八田・高田 2010, 16）。この言にあるように、特に農協に全面的に頼り切る小規模兼業農家のお金の出入りは、全て農協の信用事業の口座、つまり JA バンク⁽⁹⁾の口座に記録されていくことになる。この構造にこそ、簿記会計的に見た農協問題の本質がある。つまり、農業に関する記録については、それを農業者自らが自らのためにとるのではなく、農協が金融兼業体制を生かして、JA バンク通帳へ記入してくれていることになるのである。

この点についてさらに、市場流通問題とも絡めながら活写した言があるので、次に掲げたい。「そもそも、農家と農協との間の取引方法自体が、かなり前時代的である。農家は商品と引き換えに、その代金を手に入れることができないのだ。まず、農家は農協の所有する倉庫に作った作物を納品する。すると農協は作物を卸売業者、もしくは大手小売業者などに販売し、その代価として受け取った代金から自らの手数料を差し引き、農家の口座に入金する。農家はしばらく後に口座を確認し、その入金された金額を見るまで、自分の作った作物がいくらで（農協に）販売できたかわからないのである。・・・（中略）・・・。農家は自分たちの商品が、農協からいくらで卸売業者、もしくは流通業者（スーパー）に

販売されているかを知ることができない。農協が結果的にブラックボックスとなって、市場や買い手の姿が見えない状態にしているのだ」（鈴木 2011, 28-29）。ここに言う「口座」とは、もちろん JA バンクの口座である。こうして、「農協には、コストをかけることなく、農家の経営状況がガラス張りのようにわかるのだ。また、十分に自己の経営を把握していない、兼業農家のような片手間農家の場合には、農協のほうが農家経営をよく知っていることになる」（山下 2011, 83）。

上記の諸言にあるとおり、自ら記録をとるという労を放棄した農業者は、JA バンクの記録を通し、農協からモニタリングされる存在になってしまう。農協の信用事業兼業体制は、こうして、農業者が記録をとるインセンティブを奪っていったのである。

以上見てきたように、農協は、戦後その設立を主導した GHQ の当初の意図に反して信用事業（金融・保険等）を兼営しているため、経済事業（農薬肥料販売・農機具販売等）も含め、農協と取引のある農業者のお金の出入りのほとんどを、JA バンクの口座において記録・決済できるのである。このような環境において、日本の農家の多数を占める小規模兼業農家が、農業経営の自立・発展のために、自ら「記録」をとろうとするであろうか。現在、農協問題は様々に議論されているが⁽¹⁰⁾、簿記会計的に見た農協の最大の問題は、日本の農業者の 7 割を占める小規模兼業米農家たちにかわって、農協自身が記録者となり⁽¹¹⁾、かつその記録の受益者となってしまっていることだと考えられるのである。

5 農協問題について（2）

—ヒアリング調査により明らかとなった強固なワンストップ制について—

前節では、農協簿記の主体である「農協」について、特に「記録」との関係に注目して考察を行った。前節で明らかになったのは、農協は、JA バンク等の農業以外の金融業務を兼業していることが主因となり、当該 JA バンク通帳への記入を通して、農業者ではなく農協が農業に関する記録者となっており、かつその受益を享受していることであった。ことほど左様に、日本の農業簿記研究において、農協は欠かすことのできない考察対象なのである。農業簿記研究のみならず、日本における農業全般について深く研究しようと思えば、農協が絡む事項・問題を避けて通ることはできないはずである。にもかかわらず、これまで農協の問題を正面から取り扱った研究は、非常に数少ないと言わざるを得ないのである。

そこで、本節でも、前節に引き続き、農協問題を考察対象とすることとしたい。前節でも指摘したように、農協が日本の農業界においてここまで屹立した存在であったのは、金融業務等の農業以外の様々な業務を兼業しており、農協を頼ればすべての業務を一括して農協がやってくれるという、言わば農協の「ワンストップ制」があったからこそである。そこで、本節では、農協が屹立した存在であったという実態と、それを支えてきた農協の

ワンストップ制について、大手ハウスメーカーS社に勤務経験がある仮名 Y 税理士へのヒアリング調査を中心に明らかとしていきたい。

同税理士 Y 氏は、大手ハウスメーカーS社において、市街化区域内の農地にアパート（「特殊建築物、われわれは特建と呼んでいました」、Y 氏発言、戸田（2015b, 325））を建てることを目的とした支店に配属されていた。Y 氏は、業務の過程で、農家と深く関わっていくのだが、その過程は以下のようなものであった（戸田 2015b, 325-326）。

【戸田】 特殊建築物というのは、農地転用後の土地に建てるアパートとか、そういったものですか？

【Y】 それが一番メインですね。2階建てのアパート、それから場所によっては3階建てのマンションぐらいまでは、積水ハウスのようなハウスメーカーが単独で建てられますので。あとは、例えばテナントであったりとか、コンビニエンスストアであったりとか、そういう構造物形を専門で扱う支店に配属になりました。

【戸田】 一般的に、大手ハウスメーカーS社といえば、夢のマイホームというか、一戸建ての建築メーカーというイメージが強いんですけど、そういった特殊建築物が全体の売上高に占める割合というのはかなりのものなんですか？

【Y】 全体的なパーセンテージまでは覚えてないですけど、実は売上全体に占める割合はそれほど大きくないはずなんですね。ただ、利益率が高い仕事だったんです。特にバブル期を挟んで、市街化区域内の農地に関しては地価がどんどん上がっていったので、そこでそのままにしておくのと相続税がとんでもない金額になってしまって、資産を全部持っていかれてしまうという時代がありました。ですので、都心からちょっと離れたゾーンの市街化調整区域ではなくて、市街化区域内にある農地を持たれた農家の方たちというのが、私たちの商売のメインターゲットだったわけです。

こうして、農家への関与が始まった Y 氏であるが、やがてアパートなどの特殊建築物を販売するトップセールスマンになっていく。Y 氏の成功は、むしろ Y 氏個人の能力や努力もあったからこそではあるが、それとは別に、勤務していた大手ハウスメーカーS社の有していたある体制が裏にあった。Y 氏の勤務していた当時、農家に対する特殊建築物の世界では、S社とD社の寡占状態だったという。その理由について、Y氏は次のように語っている（戸田 2015b, 334）。

【Y】 ……。ここも肝となる話なんですけど、もともとなぜ、S社なんかのハウスメーカーに多くの農家さんが頼みたかったかということ、もう1つ大きな理由があって、結局不動産関係の別会社を持っていたことなんです。例えばS社だと、S不動産というところですよ。

【戸田】 私の元ゼミ生も、1人そこに就職しています。

【Y】 S社はS不動産、D社はD不動産という不動産会社を、共に持っていたんです。

D不動産は今は完全に独立した形になってますけれど、もともとD社がつくった不動産会社で、この不動産会社2社が家賃保証という独特のスタイルを取ってたんですね。

簡単に言うと、例えば1部屋8万円の家賃だとします。8万円満額を保証しますというわけにはいかないで、入居者からは8万円もらい、その代わりにあなたには家賃7万円を保証しますと。契約期間が決まっていますので、一生ではないですけど、ある一定の年限で一定の家賃を保証しますと。管理も一切合切うちでやりますよと。ですから、S社に頼めば、アパートなんかを建てるのはもちろん、建てた後の賃貸関係を含めた管理とか、さらには相続対策まで、煩わしい業務は全部丸投げにできたんです。これは農家さん側に見れば、すごいメリットであったと思います。

ただ、このワンストップ体制を整えられたのは、当時はS社とD社だけだったんです。だから、特殊建築物の受注も、この両社に偏っていたわけですね。私が勤めている当時は、K社さんは、そこまでの丸抱えのシステムができていなかったと思います。当時、S社とD社が幅を利かせてた理由というのは、自らの不動産子会社と組んだワンストップ体制をいち早く確立していたからで、セット売りということじゃないですけど、すべて含めてセットでやります、と農家さんに提案できたことが大きかったですね。

以上のように、Y氏が勤務していたS社とD社のみが、不動産子会社により、「アパートなんかを建てるのはもちろん、建てた後の賃貸関係を含めた管理とか、さらには相続対策まで、煩わしい業務は全部丸投げにできた」わけである。S社とD社の当時の寡占状態は、この「ワンストップ体制」を、両者だけが農家に提案できたことが大きかったことになる。ワンストップ体制は、「建てるだけではなくて、建てた後もすべからず全部面倒見ますよ、というのが大きい。賃貸人とのトラブルなんかも、全部子会社の不動産会社が扱いますよ、それに、家賃保証もしますから、毎月固定的にお金が入ってきますよ、そのお金を借入金の返済に振り分けていくこともできますよ、とね。節税スキームも含め、おんぶに抱っこで全部お任せくださいということができ」(Y氏発言、戸田(2015b, 336)) たのである。

しかしながら、S社とD社のみが築き上げていたこの体制にも、大きな弱点があった。それは、「これだけのワンストップ体制も、農協との関係がないと農家さんに伝えられない」(同)ということである。「ハウスメーカー単独で動いても、信用力は全く乏しい」(Y氏発言、戸田(2015b, 335)) のが現実であったようだ。では、どうやってY氏は、農協との関係を築いていったのであろうか。次のY氏の言を聞こう(戸田 2015b, 334-335)。

【Y】 農協との関係ということで言えば、おもしろいことがありました。例えば農家の方たちのところに行くときに、ハウスメーカーとして行くというよりは、「どこどこ農協と提携してます、S社のYと申します」みたいな感じの言い方をしないと、なかなか話を聞いてもらえないことがありましたね。

【戸田】（中略）

【Y】 ・・・。実は、特に過渡期には、営業マンの中から数名が、研修という名目で3カ月とか半年ぐらい、各農協の職員として働くことがあったんですね。もちろん、受け入れてくれれば、の話ですし、今はやってないかもしれないですけど。

【戸田】 実際はS社の営業マンが、形式的には農協の職員として働く、というわけですね。その間、給料はどうなるんですか？

【Y】 もちろん給料はもとの会社から出て、農協からは一切もらいません。こうする理由は2つあって、1つは農協の人たちと仲良くなれるということと、2つ目は、農協の組合員の人たちとも仲良くなれることです。例えば何かイベントであったりとか、個別に農家さんを回ったりするときに、一緒に連れてってもらって顔を覚えてもらうんです。そうすると、実はターゲットとしている農家さんから、あなた農協にいたよね、なんとか農協の人でしょう、と。いえいえ違うんです、私実はハウスメーカーのものなんで、あ、そうなの、みたいな。とにかくそういう感じにもっていけるんです。

以上のY氏の発言で興味深いのは、いくらS社がアパート建築や管理のワンストップ体制を持っていたとしても、いきなりは聞いてもらえず、とにかく農協との関係が必須であったということである。経済的にS社でやったらどんなに有利かと説明する前に、まずは農協の人と一緒にところを見られる、というのが大事だったということである。そういった農協との関係を築くためには、たとえ農協からの給与の支給はなくとも、いわば手弁当による農協活動への協力が、とにかく「最初の一步」となり得たことになる。とにかく、農家との関係を築くためには、農協との関係を築けるかどうか、この一点にかかっていたわけである。昨今様々な点で批判の対象となっている農協であるが、日本の農家が絶大な信用・信頼を寄せてきたのも、紛れもないこの農協なのであった。

そして、農協に寄せる彼ら農家の信頼の源こそ、農協の有する「ワンストップ体制」であった。日本の農家が農協組織を全面的に頼ってきたのは、「とにかく、ワンストップで、全部の便宜の供与を受けられるということにつき」（Y氏発言、戸田(2015b, 332)）るのである。このワンストップ体制の中でも、特に金融サービスを行えるということが、農家からの信頼を獲得するうえでも、農協自身が経済的に発展するためにも、非常に大きかったということは、前節の文献調査でも確認されたところである。そして、金融サービスを含めた農協のワンストップ体制に、日本の多くの農家は、大きく依存していくこととなっていくのである。同様に、農地に建てるアパートも、地場の工務店による価格のたとえ倍に

なっても、「おんぶに抱っこで全部お任せください」というワンストップ体制を整えた S 社、しかも農協との関係を有する S 社に発注されることが多くなっていったのである。ワンストップ体制への全面依存という、日本の農業界に見られた特殊な関係について、これも Y 氏の言を次に聞こう（戸田 2015b, 336）。

【Y】 ……。商売人の方なら、これをやるといくら収入があつて、対して手数料はいくらで、融資は利率何パーセントで、最終的に手元に残るのはいくらになるはずとか、そういう発想になると思います。ですが、はっきり言って、多くの農家の方はもともと農協にすべてお任せなので、農協の関係者みたいで信用できそうだし、何となく得なんだろうな、だからうちもあそこでやってみるか、という発想のほうが強かったと思います。（以下略。傍点筆者挿入）

まさにこの言にあるように、日本の多くの農家は、「農協にすべてお任せ」の状態であったのが実態であろう。農協も、すべてお任せされるだけのワンストップ体制を整えて、農家からの期待に応えてきたことになる。この実態や両者の関係が、すべて問題であると言うわけでは決してない。しかしながら、簿記会計的視点に立てば、どうしても看過できない問題が、そこには存在するのである。それは、簿記の前提である取引の「記録」や、その「記録」に基づく自己の正しい姿の把握まで、農協にすべてお任せしてしまつては、簿記や会計は、実は日本の農業界にとって不要なものだということになってしまうという問題である。実態として本当にそうだったのかという点については、本論文で別に検討する。

本節では、まずは、ハウスメーカー S 社に勤務していた Y 氏へのヒアリング調査により、ワンストップ体制を有する農協への「すべてお任せ」状態を、具体的に確認したことになる。さらに、日本の農家との関係を築くためには、農協との関係を築けるかどうかにかかっていた点も、具体的に確認したことになる。Y 氏へのヒアリング調査は、結果的に、農協こそが、日本の農業界において欠くことのできないキープレーヤーであったことを、図らずも証明するものとなったのである。

6 むすび

本章でとりあげた各種のヒアリング調査および文献調査から、日本における農業簿記には、現在主流と見なされている農業税務簿記の流れ以外に、2つほどの別な流れがあることが確認された。農業税務簿記を農業簿記第1の流れとすると、農業統計調査という第2の流れと、農協簿記という第3の流れである。これら第2および第3の流れについては、通常の文献研究からのアプローチには限界があり、ヒアリング調査によりはじめてその存在が確認・確証できたことになる。

ここで、本章において明らかになった、農業統計調査および農協簿記という、税務・課税を目的とする農業簿記とは別な流れを有する農業簿記について、改めてまとめておきたい。まず農業統計調査の流れであるが、この流れは、より正確に言うと、農業統計調査の傍流としての農業簿記「研究」の流れでもあった。当該第2の流れは、戦前戦後における日本の農業実態調査の主流であった農業統計調査と表裏の関係にあったわけだが、実は、農業者自身による「複式簿記」の活用ではなく、担当部局職員による「統計」の手法に依拠する流れであった。

次いで、農協簿記という流れであるが、この流れの中では、複式簿記自体は活用されているものの、それは組合員農家のためというより、金融をはじめとする多様な運営事業の管理のため、そして組合員農家への短期貸付金管理のため、つまり農協自身のために活用されているのである。かような簿記は、「農業（者のための）簿記」ではなく、「農協（のための）簿記」と位置づけるほかないであろう。さらに本章では、当該農協簿記の主体である「農協」についても調査し、主に金融業務の兼業から生み出される、比類なきワンストップ制について、その実態を明らかにした。

以上のように、本章では、日本において一般に「農業簿記」と称されているものの中に、前章で明らかになった農業税務簿記という第1の流れ以外に、農業統計調査という第2の流れ、そして農協簿記という第3の流れが存することを調査・確認したわけである。調査・確認にあたっては、主にヒアリング調査による成果を積極的に活用した。ヒアリング調査を重用した理由は、文献調査では入手困難な実態や事実に迫ることが可能だったからである。そもそも、これまでの日本の農業簿記研究においては、研究対象の実態や事実の集積が、十分になされてきたとは言い難いのである⁽¹⁾⁽²⁾。したがって、本章も含めた第I部の研究では、農業簿記に関する実態・事実・実務等を、まずはヒアリング調査を通して集積することに力を注いできたことになる。第I部の終章である次章第4章では、本章までの考察で明らかになった日本における農業簿記の3つの流れを、文献研究による追加調査も交え、改めて確認・考察することとする。

注

(1) 「農協簿記」という用語については、例えば、書籍名に当該名称が付されているものがある。具体例としては、問題編と解答・解説編の2冊から構成されている『例解 農協簿記 ワークブック』（平野公認会計士事務所編、平野秀輔監修）があり、全国協同出版より2003年に初版が刊行されている。なお、その内容については、次章で詳しく見ることにする。

(2) これら以外のクミカンの特殊性としては、貸し越しがあるということ、取引情報が札幌の電算センターで集中的に処理されていること、「以前、JAバンクシステムに移行

するとき、クミカン制度をなくす、なくさないで、北海道としても中央ともめたことがあった」(平野発言, 戸田 (2015g, 92)) こと, 農協以外との取引や減価償却費のような内部取引は扱えないこと, 税務申告と完全には結びついていないこと, 「クミカンを扱う場合, 基本的には抵当や担保の設定が必要」(小南発言, 戸田 (2015g, 103)) など, この担保次第で貸越利率が変動すること, 「運転資金でないもの, 例えば機械を買うとか土地を買うとかいった支出, そういうものへのクミカンからの支出は基本的に禁じられてい」(同) ること, ただし「家計費現金供給限度額というものが設定されてい」(同) るため, 子供の進学に必要な資金はクミカンから供給され得ること, 等があげられている。

(3) 本章で問題視したのは, クミカン勘定を用いた複式簿記処理の活用が, 農業者側ではなく農協側でのみ行われていることであり, クミカン制度そのものを批判したわけでは決してない。北海道におけるクミカン制度の意義については, 筆者なりに理解しているつもりである。また, クミカンを使って農協が組合員農家を隷属させているという言説は, 誤解であるという点も申し添えておきたい。

なお, クミカンについては, 運用してきた北海道の農協自身も反省点があるとしている。この問題点について, 小南氏は次のように述べている。「クミカンも, 我々としては非常に役に立つものだとは思っておるんですが, いろいろと改善する時期に来ているのかもしれない。資料を見ていただきますが, そこには、『クミカンの反省点』を載せています。クミカンについては, これまでも, JA ごとに取り扱いの差があったり, 運用の仕方に差があったんです。でも, これ自体はある意味当然なんですけど, 問題は, 営農計画書がきちんと出されていないのにクミカンを使ったり, 使ったあとのサポートを JA としてしていなかったり, 営農計画書は出ていても, それに基づき計画的にクミカンを使っていなかったり。そういった問題も, 一部とはいえ確かにあったのかなど。それと, 単年度でクミカンが結局赤だった場合, それを安易に別勘定に書き換えたり, 安易にそれを毎年繰り返していると, 負債が膨大に膨らんでいくわけです。つまり, あるべき運用をしてなかったことによる, そういった弊害も, クミカンという制度に一部あったのかなと思います。」(小南発言, 戸田 (2015g, 102))。

(4) 市場流通問題については, 次の言が詳しい。「農業には『市場流通』と呼ばれる, 自分は営業せずに全部を市場に出す売り方があります。この売り方だと市場に値段づけを含めて 100%マーケットに委ねる契約となります。農協が買ってくれるわけではなく, あくまで市場にもって行ってくれるだけの委託販売です。営業努力をして顧客や販路を開拓しなくても, 標準的な価格で買い取ってもらえるので, 消費者と無理に顔を合わせる必要がありません。市場流通は農家にとっては非常に都合のいい方法なだけに, 儲けも出ません」(浅川・飯田 2011, 116)。つまり市場流通問題とは, たとえ農作物は出

荷しても、市場で販売されるまで販売価格が分からず、さらに JA バンクの口座に入金されるまでいくらの収入があったのか分からないということを意味する。

ここで肝心な点は、価格決定権が農業者側にないということである。価格決定権を持たないような主体から構成されている分野を「産業」とは呼ばない。つまり、農業は、第1次「産業」とは、実は呼べないのかもしれないのである。この点に関して、農業ベンチャーである株式会社ナチュラルアートの鈴木誠代表取締役も、日本の農業について、「“産業”としての体を成していない」（鈴木 2011, 21）と指摘している。そして、価格決定権がなければ、いくら以下では売れない、つまり原価割れは基本的にはできない、という発想が生まれにくい。このことが、原価計算の必要性を減じ、ひいては原価計算の基礎資料としての「記録」へのインセンティブを削いでいると考えられるのである。

なお現在、農産物の価格決定権は、大手スーパーが握っていると言われている。この事情については、次の言が詳しい。「農業業界が零細の集まりであることの大きな弊害の一つが、流通業者とのパワーバランスの偏りであることは前に述べた。大手流通業者（スーパー）に対して、生産者であるところの農業業界は、非常に弱い立場にある。流通業者が価格決定権を一方的に掌握しているのだ。何度でも言うが『農作物の値段は、スーパーの言いなり』である」（鈴木 2011, 91）。つまり、農産物の販売価格は、農業者側の「記録」に基づく原価算定数値に基づくことなく、大手スーパー側のバーゲニング・パワーに基づき決定されてしまっているのが現状なのである。そこでは、消費者が望んでいるから、という大手スーパー側の論理が強く働き、不当に廉価で農産物が買いたたかれるという事態が発生しやすくなる。結果的に、農業者側にはお金が回らず、第1次産業はますます衰退していくという悪循環が起きていることになる。市場流通問題は、農業を専業として営むことを困難たらしめていると指摘できよう。

そして、簿記会計的に見た最大の市場流通問題は、当該システムにより農業者がコストを把握しようとする行為を空しいものたらしめ、結果として記録へのインセンティブを奪っていたことにある。

(5) 反別課税とは、「ある地域で、どの作物を何 a つくれば所得はいくらであるという」

（全農協 1999, 20）課税システムである。反別課税自体は、サラリーマンなどの他の納税者との「課税上のバランス」（全農協 1999, 21）を保つため、やむを得ず行われていたとされる。反別課税が行われている場合、記録をとり帳簿を作成するインセンティブが著しく減じられる。なぜなら、「課税の基準よりも多く所得を挙げている人にとって、帳簿があっては不利」（全農協 1999, 20）になるからである。「ここには会計の入り込む余地」（同）がないのである。反別課税と簿記会計の関連を、自由化される前の米価で活写したものとして次の文章を引用しておく。「反別課税の代表的なものが米価です。昭和 56 年まで、米の価格は 10 年ごとに倍々になっていました。だから、米をつくっても売ることを考える必要はありませんでした。ただよい品質の米を生産すればよかった

のです。生産すれば、年末に米価が政治的に決着して、所得は確定する。誰がすき好んで、難しくてややこしい帳簿を作成する必要があるでしょうか」(全農協 1999, 20-21)。以上のような、作物の種類と作付面積により課税する反別課税問題は、記録へのインセンティブを奪うどころか、農業者が記録しないことへのインセンティブになっていたのである。

(6) 補助金問題の根幹は、補助金が自立した農業経営の意識を阻害してしまうことにあると考えられる。補助金を、「返済する必要のない“もらいきりの資金”のこと」と捉えてしまうと、「もらえるものはもらわなければ損ということでしょうか、その補助金で農業経営をどう変えようか、という意識を持って取り組んでいる農協、農家が非常に少ない」(農業経営者 2009, 30)と指摘される通りになってしまう。日本の農業がいか「補助金漬け」になっているかは、各国比較に基づく次の指摘からも明らかである。

「経済協力開発機構(OECD)によると、日本の農業補助金は農家総収入の49%に上り、欧州連合(27%)、米国(10%)に比べて高い。農産物輸入国の日本が、食料自給率の高い欧米主要国よりも保護色が濃く出るのはやむを得ない面もあるが、『補助金漬け』が農業の成長力を阻む恐れもある」(日本経済新聞社 2011, 96)。

補助金は、簿記会計的に見てどうして問題なのか。この点を、象徴的に示す見解を示したい。以下の見解は、『農業経営者』という雑誌がアンケートで募った補助金に関する自由回答の1つである。回答者は補助金に頼らない経営を目指しており、回答は「私が補助金をもらわない理由」と題されている。「補助金に頼らない理由は、まず第一に、農業者本来の『つとめ』を忘れてしまう心配があるからです。本来、生産者である私は、私のお客様に頭を下げるものですが、補助金に手を出すと行政に頭を下げることになり、自分の経営を見失うことになりそうです。…もうひとつの理由は、補助金をもらわないと、自分の経営がダイレクトに数字に表れてくるからです。補助金を取ってくるのも経営者としての力だとは思いますが、しかし、補助金がない場合を考えると、なんとか自分の経営を良くしようと真剣に知恵をしぼり、工夫をし、努力をします。そうした試行錯誤にしても、補助金がある場合とない場合では、違った方法をとるかもしれません。補助金をもらっている人が知恵をしぼらず、工夫をせず、努力をしないということではありません。ただ、自分の判断がすべてで、そのぶんリスクも負うとなると、その知恵なり工夫なり努力なりに甘えは許されなくなるのです。真剣勝負なのです」(高木正美(岐阜県・コメ・46歳)) (農業経営者 2009, 29)。

この回答の中で重要なのは、補助金に頼ると経営の自立性が損なわれる危険性があるということだが、簿記会計的に見てより重要なのは、補助金をもらってしまうと、「自分の経営がダイレクトに数字に表れ」なくなることである。補助金の問題は、一般的には、補助金農政が農業者のモラルハザードを引き起こし、農業発展どころか農業衰退への原因にすらなってしまうことにあると言われている。ただし、簿記会計的な視点から

の問題としては、日本の農業が、「どうやって効率的に補助金を受け取るかを考える農業」（浅川・飯田 2011, 37）になってしまい、「どうやって効率的に利益を出せるかを考える農業への転換」（同）の必要性がいつまでも認識されないことだと指摘できる。そして、補助金が生み出すこの構造は、ひいては正確な利益計算を行う基礎資料としての「記録」へのインセンティブをも削いでいると言えるのである。

さらに言えば、補助金問題とは、農業に対する補助そのものに問題があるというよりも、補助金投下に対する効果測定視点の欠落にこそ当該問題の本質を見るべきものだと考えられる。農業に対する補助が、もらいきり、もらいっぱなしでよい現状の補助金によってなされる限り、その効果・リターンの測定が求められることはない。対して、投下資金とその回収余剰の測定という要請があってはじめて、簿記会計的視点が求められ、そのための「記録」も真に必要とされる。つまり、資金の投下とそこから回収される余剰の確定のために、「全部でいくらの資金が投下されたのか」「投下資金を超える余剰はいくらか」を計算することが求められ、これらの正確な計算のために「記録」が必要になるのである。そうではなく、とにかく最後は補助金でトントンとなればよい、ということになれば、面倒な記録を行うインセンティブは削がれよう。

(7) 農業金融が、農協に偏ったものとなっている理由として、本節でも指摘していくように農協が金融業務を農業関連業務と共に兼業する体制が最も大きな要因として考えられる。ただし、それだけではなく、農業事業への融資に対する債務保証制度の問題も大きいと言われている。例えば、農業ビジネスを行う中小企業への貸し出しについては、本来は銀行等が債務保証のために利用している中小企業信用保証制度を使うべきところであるが、この制度は、「貸付対象事業が農業である場合には、利用できない制度になっている」（八田・高田 2010, 16）。中小企業信用保証制度が農業ビジネスを行おうとする中小企業への融資に対して適用されないため、結果的に地方銀行等の農業金融への参入が困難となっているのが実情である。

また、中小企業信用保証制度とは別に、「農業に対する貸付の債務保証のためには、農業信用保証保険制度というものがある。しかし農業信用保証保険制度は、データベースの仕分けが粗く、債務者の信用度を詳細にチェックする仕組みでないため、使い勝手の悪い制度である。農協の多くもこの信用保証保険制度を使っていない。それにもかかわらず、農協が農家に貸付をできている理由は、前にも述べたとおり、農協は農業地域の預金の大半を持ち、また経済事業を兼業していることから、地元の農民の資産状況、家族構成、家族の職業等について詳しい情報を持っているためである」（八田・高田 2010, 54）。さらに、農業金融が農協によって独占される状況を許している原因として、農地不動産市場問題があると言われている。それは、農地法により企業の自由な農地売買に規制が加えられていることを主因として、「農地不動産市場が未発達であるため、農地

を抵当とすることが難しいので、農地購入への融資ができない」（八田・高田 2010, 27）という問題である。

(8) GHQ が農協の経理制度を検討するために組織した「協同組合経理改善委員会」（坂内 2006, 26）の提出した報告書では、「いくつかの事業を兼営する総合農協という日本の特殊な経営形態が、事業の複雑性と経理組織の後進性を伴って、経理方式の改善と部門別損益計算の実施を困難」（坂内 2006, 34）にしていることが指摘されていた。なお、坂内氏は、「GHQ 側が農協のみならず日本社会全体に求めた経理方式等の早期整備という圧力」（坂内 2006, 33）ということや、利用高配当という「課題を可能とする経理方式の実行は GHQ の基本視座であった」（同）という、注目すべき視点を自著において示している。

(9) JA バンクとは、JA（単位農協）、都道府県にある信連（信用農業協同組合連合会）および農林中金（農林中央金庫）で構成するグループの名称である。JA 信用事業の特色は、相互金融、指導金融、組織金融（系統金融）の 3 つである（中島・中島 2010, 3-4）。ここで注目されるのは、指導金融である。「JA は、組合員が協同して組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする協同組織である。このため資金を融通する場合にも、組合員の事業経営と家計を両立させる指導を行っている」（中島・中島 2010, 3）。つまり、JA バンクは、家計の把握まで行っていることになる。また、JA バンクシステムとは、「農協・県信連・農林中金が実質的に『ひとつの金融機関』として機能するシステム」（田代編 2009, 172）を表すという説明もある。ただし同時に、「農林中金の方針に基づく指導が信連から単協にまで拡大され、中金の実質的な全国連化と統制強化になった」（田代編 2009, 267）とも指摘されている。農林中金を中核とした農協の JA バンク化は、農協の信用事業の「組織再編を JA バンク方式に染め上げ、『信用事業のための組織再編』化していく」（同）だけでなく、「信用事業以外の事業方式もいわば『信用事業の都合』に即して改変させられていく」（同）という問題点の指摘と危惧も表明されている。

農協の金融機関化の問題は、都市農家の変質と共に、早い段階で立花隆氏によっても次のように指摘されていた。特に東京などの都市においては、「ごく一部のまじめに農業を継続している農民をのぞいては、大部分が事実上、農業を捨てて、地主業ないし不動産賃貸業に転じ、あるいは形ばかりの農業をつづけながら、偽装農地のさらなる値上がりを待っているだけの偽装農民という構成になりつつある。そして、農協自体は金融機関に化していき、少数の正組合員とそれに数倍する準組合員という構成になっていく」（立花 1980, 33-34）。

(10) 昨今、農協問題は様々に議論されているが、筆者が疑問に思い残念だと感じるのは、農業簿記・農業会計の著書・論文で、この点に批判的な視点から触れているものが殆ど見当たらない点である。農業における記録の問題を真摯に考察するなら、当然誰かが気

づき指摘すべき問題であったと思われる。農協の問題は、農業簿記や農業会計の側からではなく、上記に掲げたような異なる分野の書籍や実務に根差した書籍において指摘されてきたのである。ただし、断っておかねばならないのは、農協が全ての農業問題の諸悪の根源であるなどと指摘したいのではないことである。そうではなく、簿記会計的に見た農協の最大の問題は、農業者自らではなく農協が JA バンク記帳を通じて記録をとっており、かつその記録の受益を受けるのが農業者ではなく農協になっていることであると指摘したいだけなのである。

(11) 金融・保険業を含めた複数の事業を同時に行う農協の兼業体制は、農協による記録を、つまり農協自身の会計を、一般企業とは異なったものにしてている。農協 (JA) の会計の特徴として、次のような説明がされている。「JA の事業は、信用・共済・購買・販売・その他と多岐にわたり、このため用いる会計手法は銀行・保険・その他一般企業の会計を組み合わせたものとなっています。よって通常の企業会計と比較して JA の会計はその内容が複雑化することになります」(平野 2010, 6)。こういった事業とは別に、さらに農協は、税理士法の特別規定(税理士法第 7 章第 50 条(臨時の税務書類の作成等の許可の基準))により、税務申告業務も行うことが可能となっている。

また、農協職員研修マニュアルによると、「農協の簿記には、非出資組合の簿記、出資組合の簿記、連合会の簿記」(全国協同出版 2002, 26. 傍点筆者挿入)があり、その特徴として、「事業方式は、原則として無条件委託方式であるため、勘定科目や処理法に特殊なやり方(受託売買的処理など)が多い」(同) こと等があげられるという。農協の簿記、つまり「農協簿記」の特殊性としては、「農協では勘定科目や、各業務の経理要領などについて、全国農協中央会から標準的なものが示されて」(全国協同出版 2002, 60) いることもあげられている。

(12) 日本の農業簿記に関する実態や事実の収集が進んでいなかった要因の 1 つに、「農業には、これまで触れちゃならんことが多かったから」(西田発言, 戸田(2015d, 132)), つまりタブーの問題があったと考えられる。農業関連の研究におけるタブーの 1 つに、農協についての批判的な言説・事実の収集があったのではないか。農協批判が、かつては全くのタブーであったことをうかがわせる事実が、全国農業経営コンサルタント協会前会長であった西田尚史税理士への、次のようなヒアリング調査においても明らかになっている(戸田 2015d, 132)。

【西田】 批判と言え、今でもそうですが、特に地方では農協に対する批判はなかなか出しにくい。実害の無い都会の人は、バンバン言いよるけどね。地方じゃ、実害があるんですよ。昔、ちょっとだけ農協のことを批判した『熊本県 JA の経営分析』を私が書いたときは、出版差し止めを食らいましたからね。

【戸田】 農協批判をされたんですか？

【西田】 いや、批判ちゅうもんでなく、熊本県の農協を全部調べて、どこの農協に問題があるか、どんな問題があるか、っていうのを書いただけです。でも、農協から、そんな本の出版はやめてくれって。

【戸田】 先生、今なら出せるんじゃないですか。

【西田】 出しませんよ。僕は地域社会で、ここ熊本で生きていかならん。地方で農協を敵にしたら、干上がってしまいます。先生には、分からんこつでしょうが。

農協批判はなぜタブーになっていたのかについては、序章の注 3 における山下 (2009) の言説を参照のこと。山下 (2009) の言説が全て正しいかどうかはともかく、農協批判をタブー視する研究者が、それに関係せざるを得ない農業の実態や事実の収集を無意識のうちにでも怠ってきたのであるならば、そういった態度こそが、日本の農業に関する研究（ここでは特に農業簿記研究を指す）の進展を阻んできた要因の 1 つではないか、と不遜ながら思う次第である。

第4章 日本における農業簿記の3つの流れ

1 はじめに

前章までの調査・研究により、日本においてこれまで「農業簿記」と総称されてきたものの中には、実は3つの流れがあったことが確認されている。ここで、既述の結論を改めて確認することにしたい。まず、農業簿記第1の流れとして考えられるのは、公平・中立・簡素を旨とする税務に依拠する「農業税務簿記」という流れであった。この農業税務簿記の流れは、これまで日本で展開されてきた農業簿記のうち最大の流れであり、現在「農業簿記」と言った場合、一般にこの農業税務簿記を指すほどでもあることが確認されている。

ただし、農業簿記には農業税務簿記以外の別な流れが存しており、その別な流れとは、1つは「農業統計調査（の傍流としての農業簿記研究）」の流れであり、もう1つは「農協（のための）簿記」という流れであったことが、これも主にヒアリング調査により確認されている。つまり、これまで日本において「農業簿記」と総称されてきたものには、「農業税務簿記」、「農業統計調査」、さらには「農協簿記」という、3つの流れが存していたことが、前章までの調査により確認されたことになるのである。

本章では、この3つの流れを、新たな文献調査も加えて、改めて調査・確認していくものである。本章の考察において重要となるのは、3つの農業簿記の流れについて、それぞれの目的と、その目的を遂行する上で置かれている前提を、これも改めて調査・確認することである。注目されるのは、3つの流れがそれぞれ目指す目的と、それぞれがよって立つ前提は、通常の簿記の目的や前提と同じなのか、それとも異なるのかという点である。この点の調査・確認こそ、これまで日本で展開されてきたいずれの農業簿記も、なぜ競争力強化という視座を日本の農業界に持ち込むことができなかつたのかという、本論文の研究課題の解明につながるものだからである。

2 農業税務簿記の流れ（1）

—その前提と目的について—

農業は、現在、日本で最も注目を集めている分野とって過言ではなからう。2015年10月5日、ついに「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）」が大筋合意され、これまで長きにわたり高関税で守られてきた日本の農業界に激震が走った。周知のとおり、TPPは、加盟各国に対して、最終的には関税ゼロを要請するものだからである。また、日本国内においても、安倍政権が掲げる景気浮上のための「第三の矢」として、農業が、戦略的成長分野に具体的に指名されている。農業こそ、日本に残された数少ない成長分野として大い

なる期待を集めている分野であると共に、長きにわたって手厚い保護の対象でもあったため、いかに国内外の環境の激変に対処し自らを変革していけるかという点で、大変注目が集まっている分野なのである。

さて、この農業分野と簿記会計とのかかわりについては、「農業簿記」と言われるものが存してきたわけである。前章までの考察の結果、この農業簿記というものには、実は3つほどの流れがあり、その中でも、農業税務簿記という流れが主流であったことがすでに明らかになっている。ところで、この農業税務簿記の実態については、関係する税理士以外にはほとんど知られてこなかったと言っていいだろう。ただし、新たな事情が生じてきている。農業税務簿記を知悉した税理士が集った全国農業経営コンサルタント協会という団体が、日本ビジネス技能検定協会という団体と組み、2014年4月6日に、農業簿記検定という新設検定試験を共催したのである。「農業簿記」というものが、やっと一般の人の目にも触れるようになったのである。さらに、本論文の研究上特に注目されるのは、当該農業簿記検定に対して用意された教科書と問題集である。これら試験対策用の教科書・問題集は、主に全国農業経営コンサルタント協会の税理士達により編集されているため、これらの書籍を見れば、農業税務簿記の特徴について知ることができるのである。そういった点からも、農業簿記検定という新設検定試験は大きな意味を持っていたのである。

本節では、まず、当該新設試験に向けて出版された『農業簿記検定教科書3級』（以下「教科書3級」と称す）をとりあげ、そこで取り扱われている事例に注目することにより、現在の農業簿記実務の中心である、主に税務の視点から構成される農業税務簿記について考察することにしたい。なお、教科書3級において提示されている多様な仕訳については、次章で詳しくとりあつかうので、本節では、未販売農産物の期末棚卸に絞って考察を行う。さっそく、教科書3級において示されている、未販売農産物の期末棚卸仕訳例を次に示すことにしたい。

(借) 期首農産物棚卸高	xxx	(貸) 農 産 物	xxx
農 産 物	xxx	期末農産物棚卸高	xxx

上記の仕訳について教科書3級では、まず、1行目仕訳の貸方農産物勘定については、「決算整理前試算表の農産物勘定の金額」（教科書3級2013, 84）、次いで、2行目仕訳の借方農産物勘定については、「棚卸しによって確定した農産物の金額」（同）という説明がなされている。ところが、期首農産物棚卸高および期末農産物棚卸高の両勘定については、特に簿記会計的説明がなされることはないのである。

上記の仕訳は、商業簿記の知識がある者が見れば、仕入勘定における売上原価計算仕訳と同様ではないかと思うだろう。このように考えた場合、期首および期末の農産物棚卸高勘定は、費用勘定に近い位置づけということになる。しかしながら、上記仕訳が掲載され

た頁の次頁にある「所得税青色申告決算書における取扱い」（教科書 3 級 2013, 85）により、それらの勘定の簿記会計的性格は、収益勘定と解釈されることが明らかになる。

その事情を、原文のまま引用する。「農産物の期首棚卸高と期末棚卸高は、農業所得の計算では収入金額欄において記入されますが、小売業・卸売業など一般の事業所得の計算では、売上原価として費用の欄で記入されます。これは、棚卸高の金額が、販売価格で計算されるか、仕入などの原価で計算されるかの違いから生じます。棚卸高の金額が販売価格で計算されるのは、収益計上の時期に収穫基準を採用しているためで、収穫基準を採用している場合の農業所得の計算の特徴です。」（教科書 3 級 2013, 85）。ここでのポイントは、「収穫基準」に基づき、「当期末の棚卸高は収入金額に加算され、期首の棚卸高は、収入金額から控除される」（同）ことである。

ここで改めて、農業税務簿記の特徴であるという、その「収穫基準」の定義について見てみたい。教科書 3 級によると、「所得税の所得計算においては、米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上することとされています。これを農作物の収穫基準といいます。」（教科書 3 級 2013, 40）と説明されており（同様の定義は所得税法第 41 条、所得税法施行令第 88 条でも行われている）、簿記会計学の基本である販売という事象に基づく実現主義とは異なった収益認識規準だということが分かる。さらに、期末農産物棚卸高の算定においても、通常のように期末の時価または原価を用いることなく、「収穫（時の販売）価格」、つまり収穫時の時価的な属性に棚卸で確認された数量を乗じることが求められている（教科書 3 級 2013, 89。同様の定義は所得税基本通達 41-1 でも行われている）。

以上のように、教科書 3 級つまり農業税務簿記では、通常簿記会計学の基本である実現主義ないし販売基準とは異なった、ある意味で非常な特殊性を有する収穫基準を、中心的な収益認識規準として置いていることになる。収穫基準に基づけば、農産物の期末棚卸高は、すでに収穫されているのだから農業収入にプラスとなり、農産物の期首棚卸高は、収穫されたのは当期ではなく前期なのだから農業収入にマイナスとなる。この関係については、教科書 3 級に「記入例」として具体的に図表で説明されている（教科書 3 級 2013, 85）が、実はその説明図は、「所得税青色申告決算書（農業所得用）」の一部なのである。当該申告書および教科書 3 級で説明された記入例の原型のアップを、図表 4-1 としてあわせて以下に示す（太枠や拡大効果部分は筆者挿入）。

図表4-1 所得税青色申告決算書（農業所得用）および収入金額欄アップ

平成 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

法人	農業者名	事務所所在地
フリガナ氏名	農業者名	氏名(名称)
	電話番号	電話番号

平成 年 月 日 損益計算書 (白 月 日 至 月 日)

収	借	貸	貸
金額	金額	金額	金額
販売金額 ①	農業用衣料費 ⑨	差引金額 ⑩	
雑収入 ②	農業用器具費 ⑩	貸倒引当金 ⑪	
雑収入 ③	農産物運搬費 ⑪	雑引当金 ⑫	
小計 (①+②+③) ④	農産物運搬手取料 ⑫	計 ⑬	
農産物の棚卸高 ⑤	購入費 ⑬	貸倒引当金 ⑭	
期首 ⑤	種子・肥料費 ⑭	雑引当金 ⑮	
期末 ⑥	植代・肥料費 ⑮	雑引当金 ⑯	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	土地改良費 ⑯		
	雑費 ⑰		
	雑費 ⑱		
	雑費 ⑲		
	雑費 ⑳		
	電力光熱費 ㉑		

販売金額 ①	
家事消費金額 ②	
雑収入 ③	
小計 (①+②+③) ④	
農産物の棚卸高 ⑤	
期首 ⑤	
期末 ⑥	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	

したがって教科書3級および農業税務簿記において重要なことは、青色申告決算書の「収入金額」欄にどのような値を入れるのかということであり、ここに収穫基準という独特の基準が大きく影響していることである。ところで、期首や期末の農産物は、先述した収穫基準の定義にしたがって、本当にその収穫時の時価で測定されるのだろうか。詳細は第7章に譲るが、特に米についての実務的・実際上の取り扱いは、農協と国税局との相対策定される標準額（具体的には、「玄米 60 kg当たりの基準額」）に、棚卸しで確認された袋数（1袋 60kg）を乗じることにより、上記図表内の数値を確定させているのである。また、こういった標準は、期末棚卸時のみならず、自家消費や贈与時等多くの場面で用いられるのである。つまり、収穫基準は、理論的には大変な記帳を必要としているように見えても、実際の実務では、農業者側の記帳を必要としない基準だともいえるのである。

ここで、農家に対する課税が、そもそも農家側の記帳に基づいていない現状について、次のヒアリング調査（戸田 2015d, 122）により確認しておきたい。

【西田】 ……。それに、はっきり言えば、今でも、農業に対する課税が農家さんの記帳に基づいてるかって言えば、それはどうでしょう。農家の人は朝から晩まで働いて、帰って焼酎1杯飲んだら、その日の夜はごろっと寝て、もう仕事はしないでしょう。帳面つけろといくら言ったって、そりゃ無理ですよ。そうすると、あんた反別で、こんくらいの収穫高があるはずじゃろってしたほうが、課税もしやすいし、払うほうも納得して払ったんじゃないかと思います。だから、今はもうない反別課税だって、よかともあったんだろうと思います。ただ、今はもう、青色申告が当たり前になってる。だから一応、建前としては、帳簿をつけることになつとる。でも、これが実はとても難しい。

それでも、例えば街の床屋さんでも、普通の小売屋さんでも卸屋さんでも、彼らは帳簿をつけないと、特に銀行は相手にしてくれません。だから、彼らは帳簿をつけることに何の抵抗もない。ところが、農家の人たちだけは、そういう抵抗感が今でも根強いんですよ。

【戸田】 農業の世界では、今でも帳簿をつけるというのはなかなか難しいことなんですね。でも、他の商売と違って、銀行は相手にしてくれるわけですよ。特に JA バンクが。それに、記帳だって、JA バンク通帳への記帳という意味では、JA、つまり農協がやってくれてるわけですよ。

【西田】 まあ、そうとも言えるかしらんですね。

上記のヒアリング調査により確認できることは、中小企業の世界では、銀行融資において前提とされることから、帳簿をつけることにそれほどの抵抗感がないのに対して、農業の世界では、JA バンクが対人信用により融資に応ずることもあり、帳簿記帳への抵抗感が今でも根強く残ったままということである。ここで重要なことは、農業税務簿記の根幹である収穫基準に基づけば、農業に関する各種の基準・標準の適用により、農家側の帳簿記録を必要としないまま、農業者所得を青色申告決算書において算出・確定できてしまう点である。つまり、収穫基準は、農家側の帳簿記録と結びついたものではないのである。

そして、「記録」を前提としない収穫基準は、本来あるべき簿記会計という視点から見れば、異形の基準ともとらえることが可能なのである。これらの点については、次のヒアリング調査からも確認されている（詳細は第2章第2節参照）。「実務的には今も（収穫基準は一戸田）絶対的なんだけど、これからのことを考えるとね。でもやっぱり、会計っていう点から考えるんなら、会計を本当に農業にいれようとするんなら、収穫基準というものの問題はなくしていかんやらんことがあるかもしれません。もちろん、それはあくまで、

会計の話。やっぱり一方で、課税庁としては、画一的に大量に短時間で税を徴収するためには、収穫基準のような基準がどうしても必要でしょう。会計と税がつながってる日本では、そりゃ、税の考えが会計を縛ることになる。」(西田発言, 戸田(2015d, 133))。

以上の西田氏の言から分かるのは、収穫基準とは、課税庁が、「画一的に大量に短時間で税を徴収するために」どうしても必要とした基準ではあるが、「会計を本当に農業にいれようとする」のなら、廃止も含め検討すべきものだということである。ただし、収穫基準の廃止については、「農業に携わる人たちがみんな、やっぱりちゃんと帳面つけとかにやいかんと思ひ、帳面ばつけることが当たり前」(西田発言, 戸田(2015d, 133))になっていることが必要なのである。このことは逆に、現在の農業税務簿記の現場では、農業に携わる人たちの多くが、帳面という「記録」をつけることが当たり前になっていないことを証明していよう。

本節におけるこれまでの考察の結果、収穫基準を中核に据える農業税務簿記は、農業者側の記録にその前提を置いていないことが明らかになった。また、その目的としては、「自分のところの本当の経営」(西田発言, 戸田(2015d, 133))を見ることではなく、「所得税青色申告決算書(農業者用)」を期末に一括・一気に作成することであることが、これも明らかになった。これらの農業税務簿記の前提や目的は、通常の「簿記」がよって立つ前提や、通常の「簿記」が求める目的とは、大きく異なったものであることが指摘できるのである。

3 農業税務簿記の流れ(2)

—農業税務簿記を支えるトライアングル体制について—

前節で見してきたように、農業簿記検定3級、さらにはその底流にある農業税務簿記に対しては、収穫基準をその基礎におく青色申告決算書作成実務からの影響が強いことが明らかになった。そこで、本節における新たな課題は、当該申告書の作成を目的とする農業税務簿記は、どのような社会的構造から生まれたのかを明らかにすることである。

ここで、これまで筆者が行ってきた各種のヒアリング調査に基づき、日本の農業税務簿記をめぐる社会的構造の原型を示しておきたい。そこには、国税局、農協、農業専門税理士事務所、さらに日本の農家の多数を占めてきた小規模兼業米農家の4者の主たるプレーヤーがいると想定できる。これについては、前節で触れたように、青色申告決算書を作成する上で必要な各種の標準が、農協と国税局との間で相対で決定されていることを基本としている。さらに当該標準(表)は、農協から農業専門税理士事務所に渡され、農業専門税理士事務所は、この標準表と小規模兼業米農家から渡された農業関連証票とに基づき、彼ら農家の農業所得を算定し国税局に申告するに至ることも確認されている。場合によって小規模兼業米農家は、兼業収入との損益通算により、各種の還付を受けることが可能な

ことも確認済みである。以上のように、農業税務簿記をめぐる環境について、まずはこの4者による社会的構造が想定できるのである。

ここで、当該4者による社会的構造を図表4-2として示す前に、そのような社会的構造を想定するにあたり、重要であったヒアリング調査を抜粋しておきたい。まず、農業に関する様々な基準・標準が、農協と国税局との間で相対で決定され、この標準表に基づき農業専門税理士事務所が税務実務を行っていることが確認されたヒアリング調査のもよう（詳細は第2章第3節を参照）のうち、特に重要な言を次に示すことにしたい。「JAと国税局が話し合いをしながら決めているんです。要は、こういうの（農産物の標準—戸田）がないことに表向きはなっているけど、それじゃあ仕事できませんでしょう。それで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。昔はもっと細かい規定があったんですよ。反別課税とか。・・（中略）・・。これは毎年1月頃に話し合いをするんです。本来なら国税局から出るものでしょうけど、今、国税局はこういうのは出さないんです。だからJAの名前で出しているんです。でも、これで実務はやっていくんです。」（西田発言，戸田(2014b, 86-87)）。

西田氏の発言にあるような標準（表）を、JA（農協）から渡された農業専門税理士事務所は、この標準表と農家から渡された農業関連証券とに基づき、彼ら農家の農業所得を算定し国税局に申告することになる。場合によって農家は、兼業収入との損益通算により各種の還付を受けることも期待できるが、この点が確認されたヒアリング調査のもようを以下に示す（戸田 2014d, 124）。なお、このヒアリング調査において、日本の農家の多くが兼業し米をつくっている、つまり兼業米農家である理由が語られている。

【戸田】　・・・。ちょっと話を、さきほどの農家への優遇について戻らせていただきます。前回のヒアリング調査でも先生に伺ったんですが、特に兼業農家さんにとって、会社員や公務員としての所得と農業所得との、いわゆる損益通算は、実は結構大きな意味があるという話でしたね。例えば、基本的には工場で働いているとして、でも親から継いだ農地があった場合、主業を農業で申請するんですか。

【西田】　はい。例えば、私が県庁の職員とか会社に勤めてるとするでしょう。でも、田舎にいて、田舎だから田んぼを持ってる。そうすると農家だって言える。それで、農業だけで申告すると、だいたい赤字になるわけですね、所得の計算では。農業が赤字だったら、会社員として払ってた税金が、赤字分と通算され、結果的に還付される。

だから、うちの事務所にも、還付のために確定申告の依頼がくる。損益通算による還付申告をするためにうちに頼んで、それで仮に50万還付され、うちが10万もらったって、40万得するじゃないですか。だから、そういった依頼は結構あります。そうそう、今度から国民健康保険料が変わりますから、得する金額はこれまでの倍くらいになるんじゃないでしょうか。そんなこんなで、特に兼業農家の人は、還付のための

申告をしている人が多いんじゃないでしょうかね。

【戸田】 そうすると、そういう方にとっては、農業所得が黒字になっちゃったら、逆にまずいですよね。農業所得がすごい黒字とかになっちゃったら、還付に使えない。

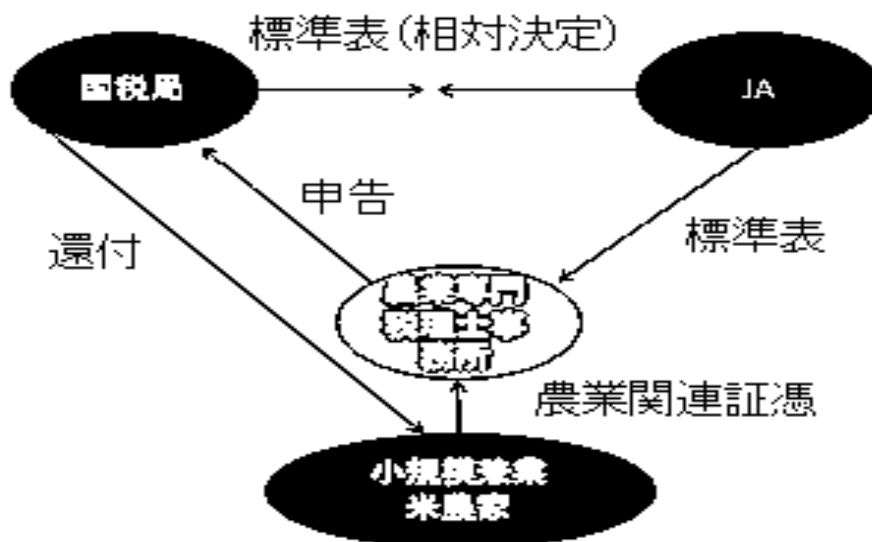
【西田】 まあ、そんなことはまずないと思いますけどね。ところで、サラリーマンなんかの兼業農家さんにとって一番いいのは、何と云って米ですよ。手が要らんですもん。

【戸田】 週末だけの作業でいい、とかそういうことですよね。

【西田】 そういうことですね。トマトとかキュウリとかナスなんていうのは、常に作業していかないと駄目でしょう。兼業農家さんには、できんですよね。

以上のようなヒアリング調査により、農協と国税局との相対で農業に関する基準・標準が決められていること、そして小規模兼業米農家の申告を農業専門税理士が行うことで、当該農家へ税の還付が国税局より行われていたこと把握・確認したのである。こういった、ヒアリング調査によりはじめて得られた知識に基づき、最初期段階で想定した農業税務簿記をめぐる社会的構造は、次のような図表4-2で表せるものであった。なお、図表4-2の想定当時は、プレーヤーを農協、国税局、農業専門税理士、小規模兼業米農家の4者に設定していた。

図表4-2 農業税務簿記をめぐる社会的構造(1)



図表4-2で表せるような社会的構造は、ヒアリング調査から確認できたものなので、存在自体は必ずしていると言えるものであった。ただし、一般的・普遍的な構造・体制なのかについては、想定を行った筆者自身に疑問が湧き上がってきた。もし上図のような構造・体制が一般的であるならば、確定申告時期に、小規模兼業米農家が各地の農業専門税理士事務所に大挙して押し寄せるはずであるが、そのような話は寡聞にして知らない。これはどういうわけであろうか。この謎を解くカギが、「臨時の税務書類の作成等の許可申請の審査基準及び標準処理期間の公表手続について」⁽¹⁾という税理士法関係の個別通達において示されている。ここで、この個別通達を次に掲げることにした。

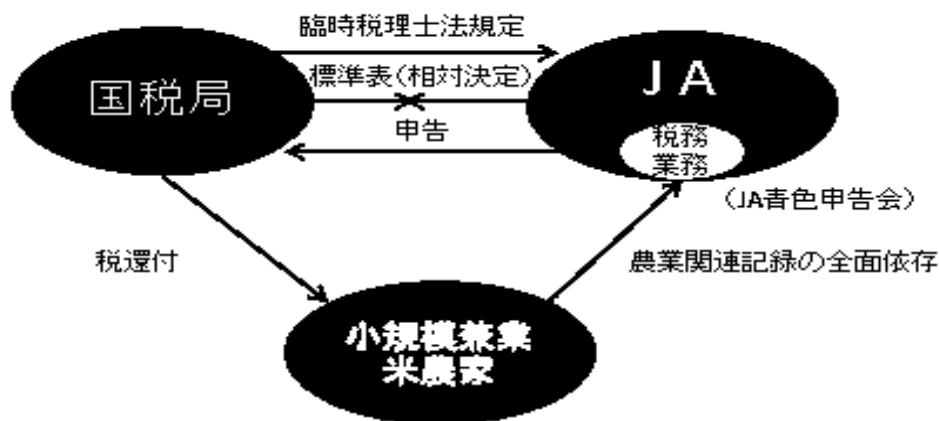
「税理士法 第7章 第50条《臨時の税務書類の作成等》関係（臨時の税務書類の作成等の許可の基準 50-1 法第50条第1項に規定する租税の税目の目的は、原則として、申告所得税及び個人事業者の消費税に限るものとし、その許可を与える基準は、次の各号に掲げる地方公共団体その他の法人の役員又は職員のうち、申告者数その他の事務の性質及び分量等を考慮し、相当と認める人数に対して、50-3及び50-4の条件を付して許可するものとする。ただし、許可を受けた者を単に機械的に補助する者については、許可を要しないものとする。(1) 地方公共団体 (2) 農業協同組合 (3) 漁業協同組合 (4) 事業協同組合 (5) 商工会」(傍点筆者挿入)。

上記の個別通達から明らかなように、「税務行政に協力すると認められた者に限り、申告者数その他の事務の性質および分量等を考慮し、相当と認める人数に対し」、所得税の申告が許可される団体があるとされる。そして、当該団体の1つとして、地方公共団体等と並び、農協があげられているのである。つまり農協は、臨時的には言え、所得税申告業務を行うことが制度的にも許されているのである。

この点を加味すると、先に想定されたプレーヤーのうち、特に農協の役割が重要になってくる。そもそも農協は、JAバンクを通して小規模兼業米農家のお金の出入りを把握しているが(戸田編2014, 第1章参照)、臨時税理士法規定により税務業務まで行えるため、本来農家が行うべき記録・記帳はもちろん、税務申告や税還付手続きまでワンストップで行える体制を整えていると考えられる。むしろ、地域によっては、農業専門税理士が農家の所得申告を行うところがあっても、全国的には、税務申告や税還付手続きまでワンストップで行える体制を整えている農協が、特に小規模兼業米農家の税申告については、これを代行していることが多いと考えられる。

こういった考察の結果、初期に構想された図表4-2のような農業税務簿記をめぐる構造・体制は、次の図表4-3に示されるような社会的構造へと想定され直すこととなった。

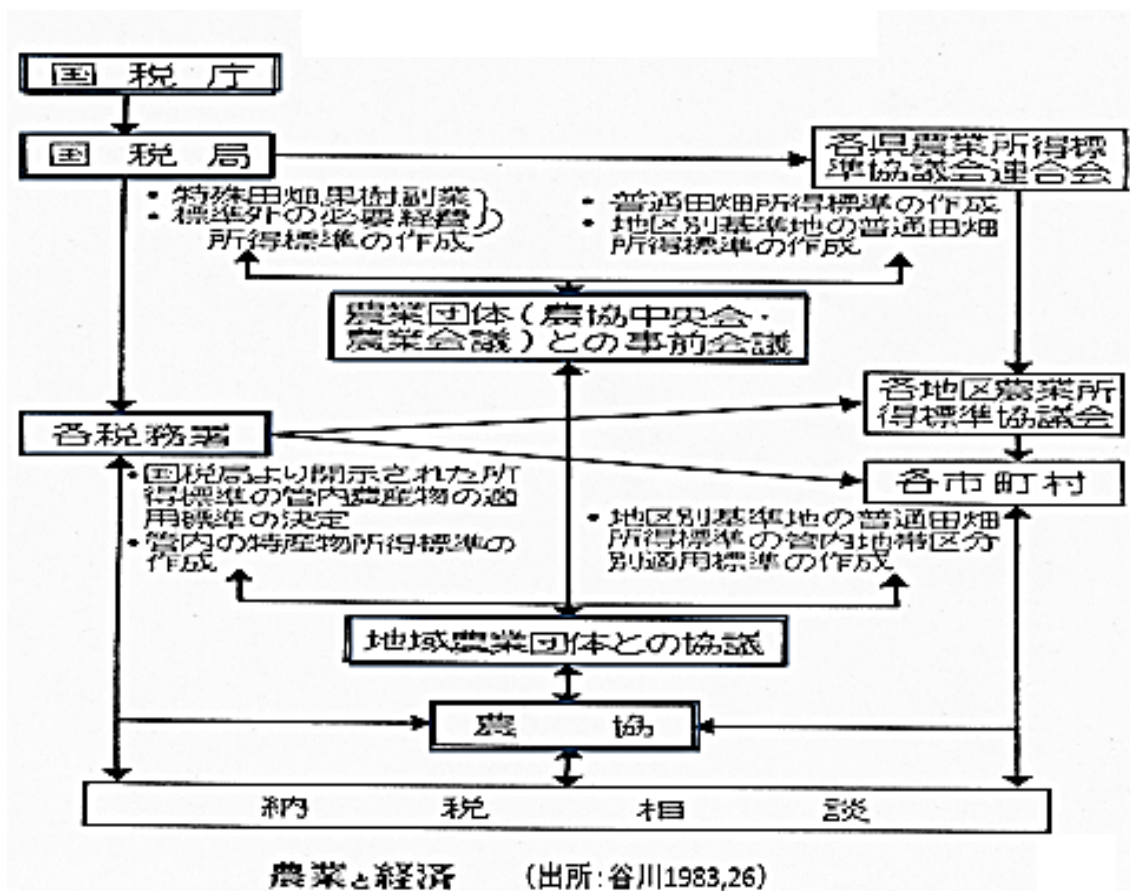
図表4-3 農業税務簿記をめぐる社会的構造(2)



上記図表4-3が構想された際は、この構造・体制こそ、農業税務簿記を支えるトライアングル体制ではないかと考えていた。しかしながら、図表4-3における社会的構造には、ある大きな問題点が存していた。それは、農協に全面依存するしかなかった小規模兼業米農家を、独立した1プレイヤーとして見て果たしていいのかという問題であった。

この問題を考え、かつ有効な代替案を提示する上で、つまり小規模兼業米農家に代わる農業税務簿記をめぐる第三極を探る上で、ある農協職員が示した図(原文では、「図表1 所得標準の決定、適用図」)が大いに参考になった⁽²⁾。以下に、図表4-4として掲げるその図は、かつての農業所得標準の決定の様が図示されたものである。

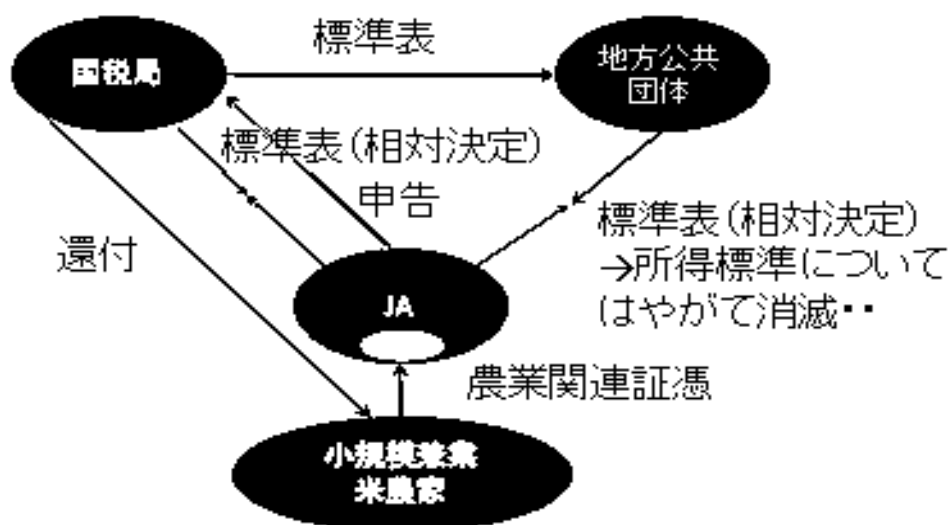
図表 4-4 所得標準の決定、適用図



上記図表4-4は、農協職員が所得標準の決定の様を図示したものであるが、これを元にするると、日本の農業税務簿記をめぐる社会的構造・体制を、改めて考え直すことが可能となる。まず、これまでプレーヤーとして想定してこなかったにもかかわらず、実は農業税務にとって重要な農業所得標準の決定に関わってきた各市町村（以下、「地方公共団体」と称す）を、農業税務簿記をめぐる社会的構造・体制の一極を担うプレーヤーであったと想定することができる。そして、農業所得標準の策定については、この地方公共団体の他に、農協と国税局しか関与していなかったことを考慮すると、これまでは独立した1プレーヤーと見なしてきた小規模兼業米農家については、実は独立したプレーヤーではなく、農協に全面的に依存するしかなかった存在ととらえ直すことが妥当となる。すると、農協と相対で各種の農業に関する基準・標準を決定する国税局、帳簿記録や税務申告をワンストップで遂行できる農協、そして標準の決定に彼らと共に関わってきた地方公共団体、というトライアングル体制、言ってみれば「農業税務簿記を支えるトライアングル体制」が、農業税務簿記をめぐる社会的構造・体制として存してきたことが、改めて想定されること

になる⁽³⁾。当該「農業税務簿記を支えるトライアングル体制」を図示すると、次の図表4-5のようになる。なお、JAの楕円の中に位置するもう一つの白抜きの楕円は、農協がその業務を行うことが特別に認められた税務業務を表すものである。

図表4-5 農業税務簿記を支えるトライアングル体制



本節における以上の考察をまとめると、農業簿記第1の流れである農業税務簿記は、農協、国税局、地方公共団体という3者が主たるプレイヤーとなった強固なトライアングル体制の中で、その展開が図られてきたと考えられることになる。このトライアングル体制の下、農業簿記第1の流れである農業税務簿記は、その目的を国税局に提出する青色申告決算書の作成においてきたのである。そして、まさにこのトライアングル体制を構築する3者のプレイヤーによって定める所得標準を、目的とする当該青色申告決算書の作成に際して適用してきたのである。

以上のように、本節による考察は、農業簿記第1の流れである農業税務簿記の目的と、その目的を達成するための前提を、置かれてきたと考えられる社会的構造という面から改めてとらえ直したものであった。ただし、このトライアングル体制の下展開されてきた農業税務簿記も、日本における農業簿記をめぐるいくつかの流れのうち、その1つの流れでしかなかったことが、前章までの考察の結果すでに明らかになっている。そこで、農業税務簿記以外の、別な農業簿記の流れについて、次節以降で考察していくことにしたい。

4 農業統計調査としての流れ

本節では、前節の考察で確認された農業税務簿記以外の、別な農業簿記の流れ、具体的には農業統計調査の流れについて、改めて調査・確認を行う。ここではまず、農業税務簿記の流れとは全く異なる、別の農業簿記の流れが確かに存することが確認されたヒアリング調査のもよう（第3章第2節を参照）のうち、最も明確に語られたものについて、以下に示すことにしたい。「農業簿記の体系も、大きく分けて2つあるわけですね。1つは、税務会計のサイドの農業簿記と、それともう1つは、簿記論的ではあるんだけど日商簿記の体系とは全く違う、京都大学の先生方がおつくりになった体系と大きく2つあって、それらは全然相いれないですね。相いれないというか、全然違うところが多いです。」（森発言，戸田(2014c, 120)）。

実は、戦前戦後とも、驚くほど多くの農業簿記・農業会計関連の論文が公表されている。これらは主に、上記の森氏も述べている京都大学（農学部）に所属するか、あるいは出身の研究者によるものであった。その中でも、特に有名な研究者が、大槻正男氏である。大槻氏は、京大式農業簿記と称される独特の簿記法の提唱者であり、20世紀初期にドイツ・スイスで展開されていた当時最新の勘定理論についても直に知る機会を得ていた稀有な研究者であった（戸田編 2014, 第2章および大槻 1990, 34-126 参照）。大槻氏の研究以来、京都大学農学部は農業簿記・農業会計の研究拠点の一つと見なされていくことになる。ただし、重要なことは、大槻氏や戦前の京都帝国大学農学部で課されていた国家的使命は、旧農林省に課されていたのと同様に、戦前日本の農家の経済実態を調査（農家経済調査）すること、すなわち農業関係の正確な統計調査を行うことであった。

しかしながら、彼らが担っていた調査は、戦後激変を迎える。事情は次のようである。「戦後崩壊に瀕した農林統計を立て直すため、農林省はGHQの『日本の作物報告精度改善に関する勧告』を基に、昭和22年4月1日農林本省に統計調査局を新設し、行政機関から完全に独立した統計調査の直轄全国組織を発足させた。」（竹下 1999, 220）。この農林省統計調査局は、統計的手法を駆使し、当初は「米を中心とする主要食糧作物の収穫量の客観的な把握」（同）をその課題としていた。そしてさらに、農業収入の調査まで行うようになっていった。農業収入に関しては、税務申告により旧大蔵省がその数値を把握する機会があったにもかかわらず、別な調査が行われていたわけである。

私見によれば、農林省統計調査局の行う統計調査は、戦後の農地改革で多数生まれた小規模兼業米農家を中心とする日本農業の把握については、かなり正確な精度で捉えていったと考えられる。これは、家計と経営が未分離な状態で、かつ記録へのインセンティブが著しく低かった日本の小規模兼業米農家の把握のためには、経営体が家計から完全に独立していることを公準とする「会計」や、日々の記録を自らが継続的に帳簿に記録していく

ことを前提とする「簿記」に基づく調査よりも、サンプル調査に基づき統計局職員が推計する「統計（調査）」⁽⁴⁾の方が、彼らの実態を把握するのに適していたということでもある。

ここで問題となるのは、戦前は一時興隆を極めた京大農学部を中心とした研究体制は、戦後は何を指すべきであるかということであった。戦前の農産物調査を共に担った農林省は、戦後は、自民党・農協と共に「農政トライアングル」を形成し、農政を具体的に推進していった。対して、京大農学部の研究体制はどこに向かったのか。その1つに、「米等の政府買上価格に対応した生産費の調査・算定」があったのである。この事情については、第3章第2節のヒアリング調査によりすでに確認されているが、最も明確に語られている言を次に抜粋して示す。「基本的に、私もかつてそういう仕事をしていたんですが、国の政策として、政府買上価格を決める上で彼らの理論（京大農学部の農業簿記理論―戸田）というものは構築されているので、要は複式簿記だとか財貨の流れとかということよりも、所得補償する上でのコスト、生産費というものを解明するということが主眼なんです。京都大学の流れの学説というのはそういうふうにできているんで、逆に言うと、それでもう彼らは行き詰まっちゃっているんで、それ以上進化しないんですよ」（森発言, 戸田(2014c, 121)）。

上記で明確に語られているように、京大農学部の流れをくむ農業簿記研究は、「生産費を統計的に解明するための学問体系」となっていたのである。そして、特に、日本の農産物の中心であった米の生産費を統計的に解明するということが、政治的に決着した政府買上価格を、数値的に裏づける作業を行うということと同義であった。ただしこの作業は、食糧管理法のもと、米に対する政府買上価格が存在している時代に求められたものだったと言えよう。それでも、この作業・調査にはまだ統計的処理を磨く等、統計に基づく研究を実質的に行う対象が確かにあったことになる。対して、戦前から京大式農業簿記などの栄光に浴してきた農業簿記研究のその後は、方向性を見出すのが難しかったのではないだろうか。誤解を恐れず言えば、その対象（戦後の日本農業の中心を占めてきた小規模兼業米農家、また彼らを束ねてきた農協）との真摯な対峙を行うことなく、簿記「学」・会計「学」の成果を援用した農業簿記・農業会計に関する「研究」だけが行われるという傾向が見られたのではないだろうか。

ここでは、農業簿記研究のこういった傾向を指摘した、次の言を再度掲げておきたい。「これまでの農業簿記会計研究の成果の特徴は、一般会計学の理論や技法を農業へ適用し、その有用性や妥協性を検討する傾向が強かったように思われる。しかし、その重要性を否定するわけではないが、このような、いわば受身の方法論だけでなく、今日の多様な農業経営実態の中から農業にオリジナルな簿記会計の論理を抽出し、それを理論化し、さらにそれを技法化していくという研究方法論がとられる必要があるのではないか」（大室 2010, 244）。

したがって、農業簿記第2の流れは、農業統計調査という戦後の日本農業に対する調査方法が「主流」となり興隆を迎える中、ある意味その「傍流」として展開されたものであり、忌憚なく言えば「受身」の農業簿記「研究」という流れであったと考えられるのである。ただし、この流れは、農産物の生産費を統計的に調査・解明するための学問体系でもあったので、当該農業簿記第2の流れについては、これまでも「農業統計調査」の流れとして論じてきたし、今後とも当該名称を付し論じていくことにする。

ここに、これまで日本において展開されてきた農業簿記には、第1の流れとしての農業税務簿記の流れだけでなく、第2の流れとして農業統計調査の流れも存していたことが、改めて確認されたわけである。ちなみに、第1の流れである農業税務簿記は、旧大蔵省（現財務省）の管轄であったのに対し、第2の流れである農業統計調査は、京大農学部の協力を仰ぎながらも、基本的には旧「農林省（現農林省一戸田）サイドの調査」（谷沢発言、戸田（2015c, 105））であった。農林省が主導する農業統計調査は、関係者も認めざるを得ない程精緻なものであったようだが、これはなぜだったのか。この事情については、次のヒアリング調査を見たい（戸田 2015c, 107）。

【谷沢】 ……、僕ははっきり言えば、農業関係の税務のアプローチの仕方というのは、ちょっと甘いんじゃないのと思ってしまうんだよね。

【戸田】 先生が、実態調査、特に農業統計調査の点から、そのように思われているのは不思議ではないと思っています。ここでは、その農業統計調査について、さらにお聞きしていきたいと思います。前に、ちょっと伺った、米の生産費調査について、あらためてお聞かせ願いたいのですが。

【谷沢】 それについては、まず米価審議会の話からしないといけないですね。米価審議会って、何のデータを基にして審議するかということ、これが極めて重要ですよね。なんといっても、米に対する補助金を算定する審議会ですから。そして、米価審議会が最も基礎とするデータが、米の作付調査という調査データなんです。このデータのために、日本全国に何万とある各地の農政事務所、農業事務所とも言うんでしょうが、あそこの人たちが、「坪刈り」という方法で一生懸命田んぼを見ながら、極めて緻密に調査しているんですよ。ある意味、税金や課税とは全く別のアプローチなんだけど、すごく緻密にやっているんです。

もちろん、農林省の中でも、幾つかのアプローチの仕方、あるいは幾つかの統計手法があるでしょう。でも、少なくとも、中曽根行革前までは、農業事務所に多数存在していた職員が、米に関しては正確な実態をつかんでいたんだと思いますよ。

以上のヒアリング調査で明らかになったように、農林省は他省庁に比して多くの統計職員を内部に抱えていたため、緻密で正確な農業統計をとることができたことになる。もっと

具体的に言えば、日本全国に多数あった農業事務所には統計職員達が、『坪刈り』という方法で一生懸命田んぼを見ながら、極めて緻密に調査」(谷沢発言, (戸田 (2015c, 107)) してきたわけである。つまり、「ある意味、税金や課税とは全く別のアプローチ」(同)により、農業統計調査は過去行われてきたということである。

ただし、日本における農業統計調査は、大きな転換を迎えることとなったようである。この事情についても、次の谷沢氏の言を聞こう。「農家や農業の実態調査って、これを正確にとろうとすると負担がものすごい。農林省は、かなりの数の統計職員を内部で抱えてたから、これができた。でも、そういった統計職員達が中曽根行革でバツサリやられてしまっただけで、農林省も農家経済調査を、総務省にほぼり出さざるを得なくなった。」(谷沢発言, 戸田 (2015c, 106))。つまり、緻密な農業統計調査を支えていた多数の統計職員が、中曽根行革において目をつけられ削減されてしまった結果、農林省サイドでは農家経済調査を自前で行えなくなり、その調査権限を総務省に移管せざるを得なくなってしまったわけである。こういった影響もあり、現在も行われている農業統計調査は、かつてのような正確性・頑健性等を失いつつあると考えられる。さらに、農業統計調査に、税務による数値を使うことが多くなり、ここにますます「課税・税務のための農業簿記」という流れが際立ってきているともいえよう。このような状況の中で、農業簿記とは、そもそも農業税務簿記を指すものであるという理解が、一般に広く浸透するようになったと考えられるのである。

以上、本節で見てきたように、日本において農業簿記として展開されてきたものには、農業税務簿記の流れだけではなく、農業統計調査の流れも確かに存していた。この農業統計調査という農業簿記第2の流れは、生産費(コストではない—戸田)を統計的に調査・算定することを目的としたものであった。そして、当該目的の達成のため、農水省に多数在籍していた統計職員が「坪狩り」などのサンプル調査を行い、これらのデータを統計処理してきたわけである。本節では、農業簿記第2の流れである農業統計調査が有していた目的と、その目的を達成するための前提を、それぞれ確認したことになる。

5 農協簿記としての流れ

これまで、日本の農業簿記をめぐる2つの流れを見てきたが、さらに第3の流れもあったことが、特に第3章第3節におけるヒアリング調査の結果明らかとなっている。それは、「農協(のための)簿記」である。北海道士別にあるJA北ひびきの営農部経営対策課課長の真嶋憲一氏は、筆者に次のように語ってくれた。「確か、JAカレッジの講義の中に、そんな名称(農協簿記—戸田)の簿記の時間があったと思います。農業だけじゃなくて、金融取引とか共済取引とか、今農協がやってる業務の簿記処理を習うんです。」(真嶋発言, 戸田 (2015f, 79))。

真嶋氏の語るように、農協簿記とは、農業に関する取引だけでなく、「金融取引とか共済取引とか、今農協がやってる業務」全般を処理する簿記なのである。こういった簿記は、農協の複雑で多岐にわたる業務を管理するために、つまり農協自身のために必要とされていることになる。注意を要するのは、この種の簿記は、農業者のための簿記というより、農協のためにこそある簿記だということである。したがって、農業簿記第3の流れとは、「農協簿記」、より正確に言えば、「農協（のための）簿記」ととらえることができるのである。

農業簿記第3の流れである、この農協簿記であるが、前章の注1で触れたように、その名称が付された著書があるので、次にその内容を確認しておきたい。まず、具体例としては、問題編と解答・解説編の2冊から構成されている『例解 農協簿記 ワークブック』（平野公認会計士事務所編，平野秀輔監修）があり、全国協同出版より2003年に初版が刊行されている。なお、同著問題編において、農協簿記に特徴的な事業項目が章別に示されているので、そのいくつかを次に示すことにする。なお、信用事業、販売事業およびその他の事業については、その細目も示しておく。

「第2章 信用事業（2-1 普通預金 2-2 当座預金 2-3 定期預金（期日を過ぎてからの払戻し） 2-4 総合口座 2-5 定期積金 2-6 譲渡性貯金 2-7 表示 2-8 証書貸付 2-9 手形貸付 2-10 為替 2-11 手形割引 2-12 表示 2-13 余裕資金の運用）」、「第3章 共済事業」,「第4章 購買事業」,「第5章 販売事業（5-1 受託販売 5-2 受託販売（共同計算） 5-3 買取販売）」,「第6章 その他の事業（6-1 利用事業 6-2 指導事業）」。

またこれとは別に、上記著書の監修者が同じく監修したDVDに、『新・JAの簿記会計』というものがあり、2010年にJA全中が初版を発行している。同DVDは、初級編と中級編からなっており、初級編の全時間520分中最大の118分を占めているのが、「第8章 信用事業の取引記帳」であるのが特徴的である。こういったことから明らかなように、「農協簿記」とは、農業に関する取引だけでなく、主に「金融取引とか共済取引とか、今農協がやってる業務」（真嶋発言，戸田（2015f, 79））を処理する簿記なのである。より詳しく言うと、次のような指摘となろう。「JAの事業は、信用・共済・購買・販売・その他と多岐にわたり、このため用いる会計手法は銀行・保険・その他一般企業の会計を組み合わせたものとなっています。よって通常の企業会計と比較してJAの会計はその内容が複雑化することになります」（平野 2010, 6）。ここで言う「JAの会計」こそ、「農協簿記」と見なせることになろう。

さらに、農協職員研修マニュアルによると、「農協の簿記には、非出資組合の簿記、出資組合の簿記、連合会の簿記」（全国協同出版2002, 26. 傍点筆者挿入）があり、その特徴として、「事業方式は、原則として無条件委託方式であるため、勘定科目や処理法に特殊なやり方（受託売買的処理など）が多い」（同）こと等があげられるという。農協の簿記、つまり「農協簿記」の特殊性としては、「農協では勘定科目や、各業務の経理要領な

どについて、全国農協中央会から標準的なものが示されて」（全国協同出版 2002, 60）
いることもあげられている。

以上のように、一般的な簿記とは様々点で異なる「農協簿記」であるが、その基本は、
金融や保険といった多様で複雑な現行の農協業務を、農協自身が効率的に管理・運営でき
るようにする手段であるということである。しかしながら、この第3の流れにおける複式
簿記の使われ方は、戦後に要請されたものとは大きく異なるものであった。この事情につ
いて、以下で見ていくことにしたい。

日本の農協は、第二次世界大戦の後、1947年に農協法が公布され、戦前の農業会の流れ
を汲む組織として成立した。その後の1949年、戦後の税制に大きな影響を与えたシャウ
プ税制勧告が出されたのだが、実はそこで、農業記録に関して改善勧告が出されていた（福
田監修 1985, 249-250）。そして同勧告と平仄を合わせて、GHQ 経済部経済課長 J.L.ク
ーパー氏は、「農業協同組合として今後努力すべき点」というステートメントを公表し、
農協へ各種の改善要請を出しているのである（坂内 2006, 25）。クーパー氏および GHQ
側の農協への改善要請は、①経理方法の改善、②利用高配当（農協との取引に応じた剰余
金の払戻し）制度の導入、この2点に集約されるものであった。そして、両者への同時的
対策のため、1951年には、公認会計士 J.C.エッシーン氏が経理技術顧問として招聘され
ることになるのである。来日した同氏も、利用高配当を日本の農協がとるためには、旧来
の経理方法では駄目であると考えていたようである（坂内 2006, 27）。では、どのよう
な経理方法をとるべきだとしていたのであろうか。

それが分かるのが、1951年6月に、同氏が GHQ に提出した経理・監査研究報告書であ
る。そこにおける内容は、坂内（2006）によると次のようであった。「経理方式の現状と
改善点について、・・・例えば、新たな経理処理となる簿記記帳法の改善については、す
べての取引を現金取引に擬制した収支簿記の『大原式』簿記から、すべての取引を貸借二
元の要素に分解して記帳する『貸借』簿記法ないしは『複式』簿記法が提起されている。」

（坂内 2006, 28）。つまりエッシーン氏は、組合員農家に対し払戻し可能な剰余金の計
算・確定のため、できたばかりの日本の農協に対して「複式簿記」の適用を提起していた
のである。しかしながら、エッシーン氏の農協への改善要請は、これとは別に GHQ より
出されていた「信用事業を分離すべきである」（合田 1998, 23）という要請と共に、農
協側により守られることはなかった。それどころか、農協は、本来分離が要請されていた
金融や保険といった複雑な金融業務を管理していくため、また、そういった信用事業だけ
でなく多種多様な業務を効率的に管理するために、複式簿記という技術を自らのために使
用していくのである。

ここで、農協自らのための複式簿記利用という観点から、「組合（員）勘定」（略して
「クミカン」とも呼ばれている）という、特殊な形式による組合員農家の掌握法に再度注
目したい。その事情は次のようである。「農家のための口座である農協の組合勘定には、

貸付限度額というものがある。2ヘクタールの農家なら、150万円程度だ。貸付がこれを超えると、農協は長期の資金に借り換えさせて、組合勘定の貸付残高をいったんゼロにする。こうして、また農家が肥料や農薬を買えるようにする。このため、借金が雪達磨式に膨れ上がる。ある農家は、これを『水面下に潜りっぱなしで、浮上しない原子力潜水艦』と呼んだ。」（山下 2011, 83）。当該事情は、次のようにも説明される。「毎年、農家は農協より借金をして、種籾や機械、農薬、肥料などの農業資材を購入する。そうして農作業に従事し、収穫した作物を農協に売って、そのお金で借金を返す。手元にはいくらか残るところか、借金すらすべては返しきれずに、また新たな借金をして、翌年の農作業を行う。農協の預金口座には、組換と呼ばれる世にも便利で恐ろしい、自動貸越（口座残高以上の金額を自動的に貸すこと）の制度が導入されている。この繰り返しで、農家は返せるはずもない借金を、雪だるま式に増やし続けている」（鈴木 2011, 20）。

この組合勘定を、より簿記的に考察してみたい。JA 北海道中央会の小南裕之氏によると、「北海道の農家は、営農計画とクミカン（組合員勘定）制度というしくみの中で農業経営を管理している。クミカン制度は、『単年度の営農計画書により定めた取引から生ずる債権債務を普通貯金により決済し、残高不足の場合は、当座貸越より自動貸出するとともに、取引内容を営農管理情報として提供』するしくみと定義されている」（小南 2009, 28）。クミカン制度とは、端的に言えば、「農協が農家に運転資金を供給するしくみ」（同）なのである。そして、「農協取引部分については、相手勘定が全てクミカン（運転資金供給の科目）となる。水田・畑作経営の場合は、支出が先行（クミカン残高が赤）するため、クミカンは農家からすれば、『短期借入金』的な性格となる」（小南 2009, 30）。

ここで、小南論文で紹介されているクミカン勘定を使用した仕訳例を、以下に記すことにしたい。

(例 1) 除草剤を購入し、クミカンより支払った。			
(借) 農薬衛生費	×××	(貸) クミカン	×××
(例 2) 1月分乳代が清算されクミカンに入金となった。			
(借) クミカン	×××	(貸) 牛乳収益	×××

尚、農協側の仕訳は、クミカン科目の貸借が逆になる。

(例3) クミカンから、除草剤販売代金を引き落とした。

(借) クミカン ××× (貸) 購買品収益 ×××

(例4) 1月分乳代をクミカンに入金した。

(借) 受託販売品勘定 ××× (貸) クミカン ×××

注：例3，4とも農協の科目としては、「普通貯金（クミカン口）」または「組合員勘定」を使用

出所：小南（2009，30）。

クミカン制度の簿記的特徴を概観すると、特に仕訳において顕著なのは、本支店会計ないしは連結会計を想起させることである。農協取引部分については相手勘定が全てクミカン勘定なのだから、取引相手が農協に限定される農業者は、クミカン勘定を通じて農協のコントロール下にあるとも見なし得る。前述の自動貸越や組換というシステムにより、農協以外に販路を持たない農家は、農協に「組合勘定で隷属させられてきた農家」(山下 2011, 83) という指摘もある。「隷属」という言葉は誤解を招く表現であるが(前章の注3を参照)、少なくともクミカン制度は、農家側というより農協自身のために、複式簿記を使って組合員に対する短期貸付金の状態を正確に把握・管理するのを可能にしてきたと指摘できるだろう⁽⁵⁾。

このクミカン制度の狙いについては、前出の小南氏が、興味深い話を第3章第3節のヒアリング調査において語ってくれているので、次に抜粋して再び示す。「クミカンの別な狙いに、組合取引の集中管理、ということもあります。農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握できることになります。」(小南発言、戸田(2015g, 94))。クミカンには、営農計画書に基づいた資金繰りのチェック、いわゆる「組合員経済の計画化」と共に、小南氏が語っているように、農協との取引の常時一元的な把握、つまり「組合取引の集中管理」という狙いがあることになる。本節で注目したいのは、2つ目の狙い、つまりクミカンの「別な狙い」にある。ヒアリング調査で明らかとなったクミカンのもう一つの狙い・目的とは、組合員の「営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的」(平野発言、戸田(2015g, 91))であり、彼らと「農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握」することである。クミカンは、確かに、冬の間収入のなくなる北海道の農家にとって、有難い資金供給の仕組みであるという一面がある。ただ、別な観点から見れば、貸越有の短期貸付金をクミアイ勘定として複式簿記システム内で使用することにより、組合員農家と農協との取引を一元的にモニタリングできるという、農協自身にとって有益な管理ツールという一面も有していると指摘することが可能なのである。

以上見てきたように、クミカンもその一例であるが、農協の複式簿記活用の仕方は、農

協自身のためであると言えるのではないだろうか。つまり、農協は、現在確かに複式簿記の効用を存分に享受してはいるが、それは組合員農家のためというより、農協自身のためであると指摘できるのである。特に、現在重要なのは、金融や保険（共済）、その他の複雑な経済事業を効率的に管理・運営するために、農協は複式簿記の効果を積極的に活用している点である。農協は、当初エッシーン会計士あるいはGHQより要請された使用目的とは全く異なる目的で、複式簿記を使用していることになる。つまり、組合員農家に対する利用高配当原資の計算のためではなく、金融をはじめとする多様な運営事業の管理のため、そして組合員農家への短期貸付金管理のために、現在の農協は複式簿記を使用していると指摘できるのである。

本節における考察の結果、これまで日本において展開されてきた農業簿記には、農業税務簿記や農業統計調査とも異なった第3の流れとして、「農協のための簿記」、つまり「農協簿記」という流れが確かに存してきたことが改めて確認された。さらに、当該農業簿記の現在の目的は、組合員農家に対する利用高配当原資の計算という歴史的に要請された目的とは異なり、金融をはじめとする多様な経済事業を効率的に管理・運営することにあることも確認された。農協簿記の主たる対象は、農業というより、現在の農協が力を入れる金融や保険等の信用事業ということになり、その意味でも、農協簿記とは「農協のための簿記」と言い得ることができるのである。

6 むすび

本章における課題は、前章までに主にヒアリング調査で確認された日本の農業簿記における3つの流れを、文献調査を加えることによって、改めて調査・確認することであった。さらに、それぞれの流れの目的と、その目的を遂行するために拠って立つ前提を、これも調査・確認することで、本来あるべき簿記の目的および前提と、比較検討を行うことであった。

農業簿記第1の流れとしての農業税務簿記については、農協・国税局・地方公共団体というトライアングル体制の下、農業者用の所得税青色申告決算書の作成・提出を目的とすることが改めて確認できた。さらに、当該青色申告書については、「収穫基準」という所得税法上要請される特殊な基準に基づいて、課税庁側が見やすいように作成されていることも明らかになった。収穫基準は、期末に一括で課税所得を確定・算出するために不可欠な基準であることが確認されたが、その一方で、農業者の記録に基づいていないという、本来の簿記という視点から見れば大いなる問題が存する基準でもあることが判明した。

農業税務簿記という第1の流れに対して、農業統計調査という、農業簿記第2の流れも存してきたことが、本章における考察により改めて確認されている。この第2の流れは、戦後日本の農業実態調査の主流でもあったわけだが、その目的は、主に政府買上価格を裏

づける生産費調査であった。そして、農業統計調査の前提としては、財の流れを複式簿記により記録するのではなく、統計部局職員による坪狩り等のサンプル推計調査、つまり統計の手法に依拠するものであった。

これら2つの流れの他に、農協簿記という、農業簿記第3の流れも存してきたことが、これも改めて確認されている。本章では、これまでの農業簿記の研究上、あまりその俎上に乗ってこなかった「農協」について、その問題点も含め様々な角度から考察した。そして、農協の力の源泉が、金融業務を中心とした信用事業の兼務体制にあることを確認した。また、その農協に対して、歴史的には、組合員農家への利用高配当の原資の計算のために、複式簿記の適用が要請されていたことも判明した。しかしながら、現在の農協は、歴史的に要請された当初の目的のためではなく、金融業務をはじめとする多様な事業を効率的に管理・運営していくために、複式簿記を活用しているのである。そして後者の目的こそ、農業簿記第3の流れである農協簿記の目的なのである。このように、農協簿記に求められる目的は大きく変容してしまったわけだが、変容を余儀なくされたのはその目的だけではない。農協に本来求められたのは営農指導に代表される農業関連業務であったが、現在人と資金が集中的に投下され、全体収益の多くを生み出しているのは、金融業務を中心とする信用事業である。勢い、農協簿記の主たる対象も、本来あるべき農業関連事業というよりも、金融・保険・損保等の信用事業となることになる。ここに、農協簿記は、その目的のみならず、主たる対象、言い換えれば拠って立つ前提についても、大きな変容があったことが指摘できるのである。

以上、本章で確認された、これまで日本で展開されてきたいずれの農業簿記の流れも、簿記の本来の目的、およびその目的を達成する上での前提と、異なる目的を有し異なる前提に立っていることが明らかになった。簿記の本質を前提とした農業簿記本来の目的については、序章に引き続き、今一度、教科書3級の中にはっきりと書かれている文言で確認しておきたい。「農業簿記の目的は、正しい記帳を行うことにより、正しい損益計算書と貸借対照表を作成して、一定期間の経営成績を明らかにすること（損益計算書）、一定時点の財政状態を明らかにすること（貸借対照表）です。そして、正しい所得にもとづいた税務申告を行うだけでなく、農業経営の分析などを行い、農産物の生産に要した原価を把握してこれをもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与することが真の目的なのです。」（教科書3級2013, 4）。

上記文言より確認できるとおり、農業簿記は、「正しい記帳」という前提に立って、正しい経営成績と正しい財政状態を明らかにすることなのである。そして特に、「農産物の生産に要した原価を把握してこれをもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与すること」こそが、農業簿記の真の目的なのである。残念ながら、これまで日本で展開されてきた農業簿記のいずれの流れも、以上のような農業簿記の真の目的とは異なる、別の目的を有していた。しかも、それぞれの異なる目的に対し、正しい記帳、つまり「農業」に関する取引

「記録」という、簿記本来の前提に立たずに、これを達成しようとしていたのである。本章では、この点をはっきりと確認したことになる。

本章で確認されたことは、これまで日本において展開されてきたいずれの農業簿記の流れも、簿記本来の前提に立っておらず、さらに農業簿記本来の目的を追求するものではなかったことである。これについては、日本において展開されてきた農業簿記のどの流れも、本当に「簿記」あるいは「農業簿記」と呼べるものだったのかという疑念に繋がるものである。この疑念を検証する上でも、その名称に「農業簿記」という言葉が入り、しかも農業簿記第1の流れとして、現在でも広く実務上・實際上展開されている「農業税務簿記」を対象に、次章以降改めて詳細に検証することにしたい。検証にあたっては、農業税務簿記がその根幹を置く「収穫基準」を、仕訳・記帳やその計算構造といった、これまで扱ってこなかった新たな視点により行うこととしたい。

注

- (1) 国税庁 HP : <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/zeirishi/950413/01.htm>
- (2) 当該「所得標準の決定、適用図」の入手については、国税庁税務大学校・税務情報センター租税資料室の牛米努研究調査員他に、多大なお世話になった。
- (3) 当該「農業税務簿記のトライアングル体制」も、現在はその関係が大きく変わりつつある。最も大きな変化は、農業に関する基準・標準の策定から、地方公共団体の関与が無くなりつつあることである。これは、かつて存在したかなりの厚さの『農業所得標準(表)』の公式上の廃止により、農業に関する基準・標準の策定が、昔のように3者が公に行うのではなく、農協と国税局が相対で行うようになったことがその一因と考えられる。したがって、現在は、トライアングル体制というより、2者相対体制といったほうがより適切であるかもしれない。
- (4) ここで言う「統計」とは、農産物の生産量の統計的な調査、といった意味で使用している。なお、統計の本質は何かということについては、次の言は示唆に富む。「統計調査というのは、筆者の考えでは、近代国家の中央政府が、その管轄下にあるすべての調査対象について、数量上の情報を獲得するということである。それ故、統計調査は、実験や観測と異なり、きわめて社会的な過程であり、近代国家の活動と結び付いて歴史的制約を負ったものである。」(豊田 1999, 132)。
- (5) さらに、クミカン制度は、農業者側にとってコスト高に結びつきやすかったようである。北海道根室の佃中山農場の中山勝志氏は次のように語っている。「コスト削減のためにクミカン取引をやめ、普通貯金取引にすることで、飼料や生産資材の購入費を大幅に削減することに成功しました」(全農協 1999, 50)。

第Ⅱ部 農業税務簿記の研究

第5章 農業税務簿記の特徴と問題点 —農業簿記検定3級における仕訳を題材にして—

1 はじめに

本論文第I部において、これまで日本において展開されてきた農業簿記は、ただ1つの流れではなく、農業税務簿記、農業統計調査および農協簿記という3つほどの流れがあったということが明らかとなった。さらに、この3つの流れのうち、農業税務簿記の流れこそが、最も農業簿記実務への影響が強いものであり、一般に「農業簿記」と言う場合、この農業税務簿記を指していることも確認されている。そこで、本章以降第7章までをII部として独立させ、特に農業税務簿記に焦点をあてて考察していくことにする。本章では、まず、農業簿記検定教科書3級に示された仕訳を題材にして、農業税務簿記の根幹である「収穫基準」について、当該基準が拠って立つ前提と、通常の簿記が前提とするものとの、どのように異なるのかという点を中心に考察を進めていく。

さて、実は2014年という年は、農業簿記にとってエポックメイキングな年であった。なぜなら、同年4月6日(日)に、農業簿記検定2級および3級の新設検定試験が行われたからである。この検定試験は、日本ビジネス技能検定協会(Japan Association of Business Certification, 略称JAB, 創立1989年, 一般財団法人成立・設立2009年)⁽¹⁾により執り行われた。また、当該検定の監修については、一般社団法人の全国農業経営コンサルタント協会⁽²⁾が行っている。さらに、当該検定試験に対する教科書や問題集については、この全国農業経営コンサルタント協会および学校法人大原学園大原簿記学校が共同で、『農業簿記検定教科書』・『農業簿記検定問題集』の2級・3級用を大原出版株式会社より出版している。本章ではこのうち、『農業簿記検定教科書3級』(以下「教科書3級」と称す)をとりあげ、その中でも、特に収穫基準が強く影響している仕訳問題を題材にして、収穫基準の特徴と問題点について論じることとする。

なお、当該教科書3級は、その内容について、あらかじめ税務側(全国農業経営コンサルタント協会側)と会計側(大原学園側)が調整を図ってきたものであるが、本章でとりあげる家事消費取引、期末棚卸評価および収穫基準等はいずれも、税務側の主張に基づいていることが確認されている(詳細は戸田(2014b)を参照のこと)。つまり、そこに示される仕訳は、主に農業所得申告を主業務とする税理士たちが、通常の業務上依拠する収穫基準に基づいたものとなっていることが確認されているのである。よって、本章では、農業簿記検定3級において説かれる仕訳の解釈を、農業税務簿記の特徴と見て論を進めていくことにしたい。

2 農業簿記検定教科書3級の概要

本節ではまず、農業簿記検定教科書3級の内容を、目次から見ていきたい。目次を見ると、次のように全7章の構成をとっている。「第1章 農業簿記の概要」、「第2章 簿記一巡の手続き」、「第3章 勘定科目」、「第4章 収益・費用の記帳方法」、「第5章 流動資産および流動負債など」、「第6章 固定資産」、「第7章 決算書の作成」。この中で、農業簿記独特と思われる部分は、次のような箇所となる。「第1章(4)農業の特徴」、「(5)農業簿記の目的」、「第3章(1)農業簿記の勘定科目」、「(2)農業経営と勘定科目」、「第4章(2)農業特有の会計処理」、「第7章■農業用固定資産の耐用年数の例」。また、巻末資料として示される「◇農業簿記勘定科目◇」も、これに該当しよう。これらの項目につき、特に商業簿記とは異なる農業簿記に特有の説明箇所に注目しながら、以下にいくつかをピックアップして見ていきたい。

まず、「第1章(4)農業の特徴」であるが、次の6つの特徴があるとされている。「1. いきものを通じた経営」、「2. 自然を相手にする」、「3. 価格の決定権」、「4. 政策との関係」、「5. 収入の機会が限られている」、「6. 個人事業が主体」。本文を要約すると、農業簿記検定3級で想定されている農業者とは、主に「農地法の要件に該当した」「個人事業者」であり、「価格の決定権」を持たず、助成金や補助金など「国の政策により大きく左右」される存在であるということになる⁽³⁾。

第1章部分に次いで、農業簿記独特のものとして、「第3章(1)農業簿記の勘定科目」、「(2)農業経営と勘定科目」にも触れておきたい。第3章では、農業経営のタイプ別に使用する勘定科目が異なることが例示される。当該教科書においては、①稲作、②野菜、③果実、④畜産の4タイプに分けられて、使用する勘定科目が例示されている。なお、教科書における具体的な事例においては、主に稲作と畜産とに2分されて説明が行われているものの、問題集における事例のほとんどは稲作である。

さらに、「第4章(2)農業特有の会計処理」では、農業における「収益の取引」と「費用の取引」について、代表的な仕訳事例を用いて説明がなされている。ちなみに、農業の収益としては、①売上取引（米、麦、大豆など）、②売上値引、③作業受託収入、④補助金などの収入、⑤家事消費取引の5つの代表的な仕訳事例が示されている。農業の費用としては、①種の仕入取引、②賃金の支払い、③草刈り機の購入、④修繕費の支払取引、⑤借入金の元金と利息の支払取引の5つの代表的な仕訳事例が示されている。ここで、収益取引の「①売上取引（米、麦、大豆など）」のうち「JAへの委託販売」についての設例を、本文のまま以下に示す。

①売上取引（米，麦，大豆など）

（イ）JAへの委託販売

JAへの販売は，農家がJAに販売を委託するという方法で行われており，これを**委託販売**といいます。この場合，販売予約をした春先にJAから農家に契約金が支払われ，実際に出荷した秋に，すでに支払われた契約金を相殺して残金が支払われます。一般の米取扱業者への販売では，このような契約金の支払いは行われていません。

◆ 次の取引の仕訳を行いましょ ◆

1. JAに対し米400俵の出荷を契約し、契約金として2,400,000円が普通預金に入金された。

（借）普通預金 2,400,000 （貸）前受金 2,400,000

2. 予定どおり400俵の出荷をしたところ、売上代金4,800,000円のうち契約金として入金されていた2,400,000円が控除され、残額の2,400,000円が普通預金に入金された。

（借）普通預金 2,400,000 （貸）水稻売上高 4,800,000
前受金 2,400,000

（出所：教科書3級2013，41）

上記の説明からも明らかなように，教科書3級には，「JAとの取引」という，日本の農業者が現実にも直面する場面を想定した取引事例が示されていることになる。ただし，上記の仕訳説明は，複雑な妥協の産物とも考えられる。実は，米に関する仕訳処理は，米の集荷に際して農協（正確には全農）から支払われる仮払金ないしは前渡金（正確には「概算金」）をもって，売上処理してしまうのが現実の実務であることがヒアリング調査により確認されている（戸田2014b，117-118）。したがって，実際の処理は，上記「仕訳1」については，「（借）普通預金×× （貸）売上××」となっていることになる。ただし，教科書3級では，現金受領に対する役務の提供が未だ行われていないことに鑑み，貸方は「売上」ではなく「前受金」とし，ある種原則的・理論的な仕訳を解答としていることになる。

次いで，「仕訳2」であるが，今度は反対に，理論的には問題がある仕訳説明となっている。設例によれば，確かに米は出荷されているが，当該設例はあくまで「JAへの委託取引」である。つまり，理論上は，出荷はされてはいるといってもJAに販売を委託しているだけであり，米の所有権はあくまで農家側に残存しており，農家にとっては「預け在庫」となっているにすぎない。よって，仕訳2の貸方「水稻売上高」は，委託販売の原則的・理論的な見方からすれば問題が残ることになる。

ただし、本節で指摘したいことは、そういった原則的・理論的な問題が教科書3級に存していることではない。そもそも、上記の指摘事項は、教科書3級を編纂した担当者が、すでに十分承知していることである（詳細は戸田（2014b）を参照のこと）。それを承知して、上記のような処理説明を行っているのであり、適用可能性と論理性をギリギリのところまで見極めて、教科書3級を最終的に編んでいるのである。その際、次節以降で取り扱う税務側と会計側のぶつかり合いだけでなく、適応可能性と論理性のぶつかり合いもあり、それら各々の主張についてどう折り合いをつけるのかについて、大変な苦労があったことを筆者は知る機会を得ている。

本節で示したかったのは、目次から見る教科書3級の概要と共に、「JAとの取引」といった日本の農業界独特のトピックがその中に入っていることや、教科書編纂に際し、そういった取引の仕訳説明において知られざる葛藤があったという事実についてである。

3 農業税務簿記の特徴について

3-1 家事消費取引

前節では、「第4章(2)農業特有の会計処理」における、収益取引の「①売上取引（米、麦、大豆など）」のうち「JAへの委託販売」についての設例を扱った。本節では、まず、同項目における「⑤家事消費取引」について扱う。さっそく、家事消費取引の教科書3級における設例を、以下に示す。

⑤ 家事消費取引

生産した農産物を自家用に使用したり、親戚に贈答用として送ったりすることがあります。この場合には、代金を貰い受けることはなく、現物の農産物をそのまま消費することになります。このように代金の収受がない取引でも、事業としては収益が上がったこととなりますので、それを収益として計上するとともに、家事消費にともなう正味財産の減少を資本金の減少として処理します。

◆ 次の取引の仕訳を行いましょ ◆

新米がとれたので、例年のように親戚の吉田さんに米60kgを贈答用として送った。
このときの米の見積価格は60kgで12,000円だった。

(借) 資 本 金 12,000 (貸) 水 稻 売 上 高 12,000

所得税法青色申告決算書における取扱い

事業主に対する債権は、事業主貸勘定を使います。

(借) 事 業 主 貸 12,000 (貸) 家 事 消 費 高 12,000

(出所：教科書 3 級 2013, 43)

上記家事消費取引の仕訳説明には、「所得税法青色申告決算書における取扱い」がかなり考慮されていることが明瞭である。ここで、家事消費取引の仕訳解答例を再び以下に示す。

(借) 資本金 12,000 (貸) 水稻売上高 12,000

なぜ、上記のような仕訳が解答となるのだろうか。実はここに、「所得税法青色申告決算書における取扱い」の影響が強く見受けられるのである。まず貸方側であるが、「所得税法青色申告決算書における取扱い」によれば、上記取引の分類は、「家事消費高」となることである。当該「家事消費高」勘定は、「青色申告決算書（農業所得用）の収入金額記入例」（教科書 3 級 2013, 85）によれば、収入金額に加算されることになっている。したがって、教科書 3 級の 15 頁で説明される「取引の 8 要素」によれば、「収益の発生」という性格を有していなければならないことになる。

次に借方側であるが、「所得税の課税所得計算においては・・・事業から派生して生じた損益であっても、農業所得（所得税法に規定する事業所得）に含めないこととされている取引」（教科書 3 級 2013, 114）がある場合、「これらを事業所得から除外するために、事業

主借、事業主貸という勘定科目を使用」(同、太字は原文のまま)するとされている。そして、当該事業主借勘定や事業主貸勘定の性格は、資本の増減という性格を有していなければならないことになる。それは、「所得税の申告のために作成する貸借対照表では、資本金勘定の代わりに、元入金勘定を使用」(教科書3級2013, 70)するからである。そして期末元入金の計算において、事業主貸勘定はマイナスされるべき勘定として、つまり「資本の減少」という性格を有していなければならないことになる。

ここで改めて見ておきたいのが、「所得税法青色申告決算書における取扱い」に基づく贈答時処理である。当該処理は、教科書3級における解答仕訳を導くものであるが、その仕訳は、「(借)事業主貸 12,000 (貸)家事消費高 12,000」(教科書3級2013, 43)というものであった。個人事業なら当然の「事業主貸」勘定は、商業簿記の勘定にはないため、引出金と同様のものと解釈して、「資本金」の減少として落とし込んだことになる。また、農業所得を算定する上で、農業収入に加算する「家事消費高」も、商業簿記の勘定にない上に、収穫基準の適用により「収穫時の販売価格(時価)」により測定されるため、「原価」で算定される「仕入」の取り消しという処理が出来ない。そこで、費用の取り消しではなく、「水稻売上高」という収益の増加という処理を正解とする他なかったことになる。

最後に、改めて確認できることは、通常商業簿記ならば、「借方:費用(損失)の発生/貸方:資産の減少」と考えられる仕訳が、教科書3級では、「借方:資本の減少/貸方:収益の発生」として処理されているということである⁽⁴⁾。そしてその理由は、「所得税法青色申告決算書における取扱い」の規定と、齟齬なく複式処理することが最優先された結果だと考えられるのである。

3-2 未販売の農産物の棚卸評価

さらに、税務の影響が強いと思われるものに、棚卸資産に関する期首期末の棚卸評価額の処理がある。ちなみに教科書3級では、棚卸資産については、①未販売の農産物(製品(または、農産物))、②未収穫農産物(仕掛品)、③原材料など、と3区分して説明している。ここで、当該教科書における①未販売の農産物(製品(または、農産物))の説明を以下に見てみる。ここで、教科書3級に初出されている取引仕訳例を以下に示す。

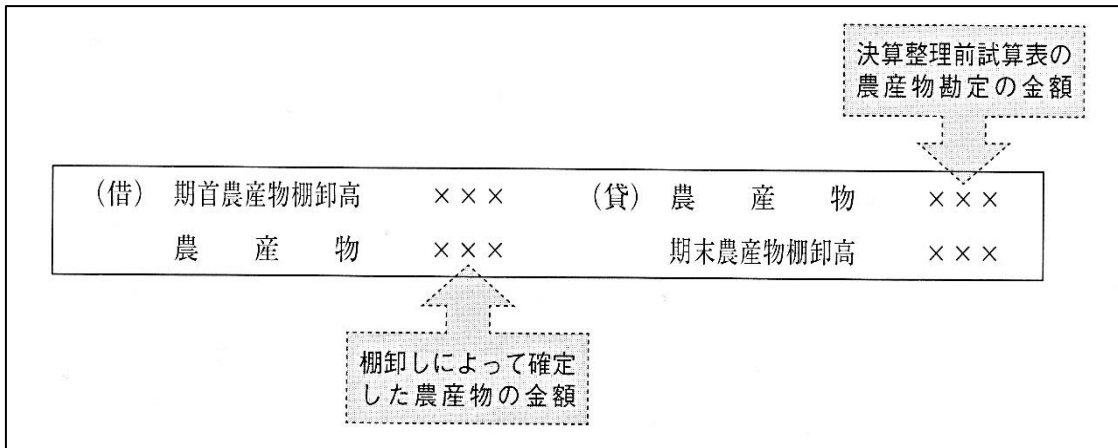
12/31	山田農場では水稲作をしているが、年度末に米の在庫を調べたところ 60 俵あった。なお、米の 1 俵当たりの販売価格は 13, 000 円である。		
	(借) 農 産 物	780, 000	(貸) 期末農産物棚卸高 780, 000
12/31	山田農場の前年末の米在庫の金額は 567, 000 円であった。		
	(借) 期首農産物棚卸高	567, 000	(貸) 農 産 物 567, 000
(注)	期末の決算整理の詳細については、第 7 章で説明します。		
(注)	農産物…貸借対照表勘定 期首農産物棚卸高, 期末農産物棚卸高…損益計算書勘定		

(出所：教科書 3 級 2013, 59)

上記仕訳および説明を、商業簿記の知識がある者が見れば、仕入勘定における売上原価計算仕訳を思い浮かべるかもしれない。このように考えた場合、農産物棚卸高勘定は、費用勘定の位置づけと考えられる。しかしながら教科書 3 級では、農産物棚卸高の位置づけは収益勘定と解釈される。なぜそのような位置づけとなっているのかについて、第 7 章「決算書の作成」における「②農産物・原材料の棚卸し」の説明を見ることにする。

当該箇所においては、未販売の農作物の棚卸しについて、次のように説明されている。「未販売の農作物については、期末にその作物ごとに実際の数数を数えます（実地棚卸し）。そして、数に単価（収穫時の販売価額）を乗じて農産物の期末における在庫の価額を決定します。この期末の在庫金額を棚卸高といいます。」（教科書 3 級 2013, 84）。ここで注目すべきは、農産物の棚卸高は、期末に実際に数えた農作物に、「収穫時の販売価額」を乗じて求めることである。

上記説明の後、水稲と大豆の例が例示され、次のような説明文が続く。「棚卸しにおいて確定した未販売の農産物は、貸借対照表の農産物勘定（借方）の金額となります。しかし、すでに決算整理前試算表の農産物勘定には、前期末の棚卸しで確定した前期末の農産物の棚卸高の金額が計上されています。そこで、前期の農産物を振り替える仕訳を行い、さらに棚卸しによって確定した期末における農産物を計上する仕訳を行います。」(同)。続けて、次のような仕訳形式が、吹き出し式の説明と共に例示される。



(出所：教科書 3 級 2013, 84)

上記吹き出し付きの仕訳は、既述のように、商業簿記を学んだ者ならば、仕入勘定における売上原価計算仕訳と同様ではないかと思うだろう。しかしながら、上記吹き出し付きの仕訳が掲載された頁の次頁にある「所得税法青色申告決算書における取扱い」(教科書 3 級, 85) により、農産物棚卸高勘定の会計的性格は、収益勘定であることが明らかになる。

その事情を、原文のまま引用する。「農産物の期首棚卸高と期末棚卸高は、農業所得の計算では収入金額欄において記入されますが、小売業・卸売業など一般の事業所得の計算では、売上原価として費用の欄で記入されます。これは、棚卸高の金額が、販売価格で計算されるか、仕入などの原価で計算されるかの違いから生じます。棚卸高の金額が販売価格で計算されるのは、収益計上の時期に収穫基準を採用しているためで、収穫基準を採用している場合の農業所得の計算の特徴です」(教科書 3 級 2013, 85)。ここで、農産物の棚卸高が、農業所得用の所得税法青色申告決算書において、どのように記入・計算されるのかを、教科書 3 級に示されている通り次に示す。

【青色申告決算書（農業所得用）の収入金額記入例】

科 目			金 額 (円)	
収 入 金 額	販 売 金 額	①	8,250,000	
	家事消費 事業消費 金 額	②	220,000	
	雑 収 入	③	300,000	
	小計 (①+②+③)	④	8,770,000	
額	農産物の 棚卸高	期 首	⑤	158,000
		期 末	⑥	165,000
	計 (④-⑤+⑥)		⑦	8,777,000

(出所：教科書3級2013, 85)

上記の記入例からも分かる通り、「収益の計上は、収穫基準を採用しているため、当期末の棚卸高は収入金額に加算され、期首の棚卸高は、収入金額から控除される」（教科書3級2013, 85）ことになる。

以上の、基本的に税務上の要請に基づき、農産物棚卸高勘定の性格は、費用勘定ではなく「収益」勘定であり、期末農産物棚卸高勘定は「収益の発生」であり、期首農産物棚卸高勘定は「収益の減少」であると、それぞれ位置づけられることになる⁽⁵⁾。しかし、その会計要素およびその増減に関する明確な記述には難があったのか、教科書3級の中で期首および期末の農産物棚卸高勘定については、特に説明はなされないままとなっている。

3-3 未収穫の農産物の棚卸評価

所得税法青色申告決算書における考え方が、簿記の原則に強い影響を与えていると考えられる項目として、既述の項目の他に、仕掛品の位置づけとなる「未収穫農産物」があげられる。そこで、この未収穫農産物についての仕訳処理方法を、以下で見ていくことにしたい。なお、太字部分や(注)については原文のままである。

②未収穫農産物（仕掛品）

年度末において圃場や温室で栽培育成中の未収穫の農産物は、次年度に収穫したのちに販売をして初めて収益に計上されます。しかし、未収穫農産物には、種苗費、肥料費、農薬費などの費用がすでにかかっています。これらの費用は、**仕掛品勘定**を通して次年度に繰り越し、収益が生じた年において費用とします。この処理の方法には、**純額法**と**総額法**があります。

（出所：教科書 3 級 2013, 59）

「(イ) 純額法

種苗費、肥料費、農薬費などの各科目について、仕掛品の生育のためにかかった費用を集計し、それぞれの勘定科目から仕掛品勘定へ振り替える方法です。この方法によると、振替後の種苗費などの各科目の残高は、当期中に製品の完成のためにかかった費用の純額が表示されます」（教科書 3 級 2013, 59）。次いで、教科書 3 級では、純額法の取引仕訳例が示される。これも以下で見ることとする。なお、傍点は筆者が付した。

12/31 山田農場は、秋蒔き小麦を作付けしている。この収穫は来年の春である。当年度の小麦作付けに、種苗費 65,000 円、肥料費 112,500 円、農薬費 82,200 円がかかり当期の費用に計上しているため、期末において仕掛品へ振り替える。

(借) 仕掛品	259,700	(貸) 種苗費	65,000
		肥料費	112,500
		農薬費	82,200

12/31 山田農場では、前年に作付けし当年度収穫した秋蒔き小麦の期首評価は、種苗費 84,000 円、肥料費 145,300 円、農薬費 106,860 円であった。

(借) 種苗費	84,000	(借) 仕掛品	336,160
肥料費	145,300		
農薬費	106,860		

(注) 仕掛品…貸借対照表勘定

(注) 種苗費、肥料費、農薬費…損益計算書勘定

（出所：教科書 3 級 2013, 60）

上記の未収穫農産物に対する純額法処理に対しては、最初の12月31日、つまり期末の処理は費用の振替処理として理解できるのに対し、次の12月31日、つまり期首の処理に対しては違和感をおぼえざるを得ない。その大きな理由に、12月31日という期末時点で、「期首評価」という聞き慣れない処理を行っており、そこで得られる数値を、当期収益と対応できる費用として新たに評価・計上し直していることがあげられる。

なお、教科書3級では、純額法に引き続き、総額法の表示法も説明されている。以下に、その説明と共に、上記取引を総額法で処理した場合の仕訳例についても、原文通りに示す。

「(ロ) 総額法

種苗費、肥料費、農薬費などの各科目について、仕掛品の育成のためにかかった金額を、それぞれの勘定から減額せずに、その合計額で仕掛品棚卸高という勘定科目を使って仕掛品勘定へ振り替える方法です。この方法によると、振替後の種苗費などの各費用科目の残高は、当期に支出した総額が表示されます。これにより、当期中の支出金額の規模と当期中に製品の完成のためにかかった費用の両方を把握することが可能となります」(教科書3級2013, 60)。当該総額法で前記同様の取引を仕訳すると、以下のようになるとしている。なお、※の文章は原文のままであるが、傍点は筆者が付したものである。

12/31	(借) 仕 掛 品	259, 700	(貸) 期末仕掛品棚卸高	259, 700
	※ 期末仕掛品棚卸高は、費用を減少させる性質をもつ勘定です。			
12/31	(借) 期首仕掛品棚卸高	336, 160	(借) 仕 掛 品	336, 160
	※ 期首仕掛品棚卸高は、費用を増加させる性質をもつ勘定です。			

(出所：教科書3級, 60)

さらに、「(ハ) 純額法と総額法の表示の比較」では、「どちらの方法を採用しても、結果としての当期の費用は同額になりますが、表示される金額が異なります」(教科書3級2013, 61)と説明される。以下に、その表示例を見てみることにする。

(ハ) 純額法と総額法の表示の比較

どちらの方法を採用しても、結果としての当期の費用は同額になりますが、表示される金額が異なります。

損益計算書の表示例

純 額 法		総 額 法	
		期首仕掛品棚卸高	336,160円
種 苗 費	84,000円	種 苗 費	65,000円
肥 料 費	145,300円	肥 料 費	112,500円
農 薬 費	106,860円	農 薬 費	82,200円
		期末仕掛品棚卸高	△259,700円
当期の費用 = 種苗費(65,000円 - 65,000円 + 84,000円) + 肥料費(112,500円 - 112,500円 + 145,300円) + 農薬費(82,200円 - 82,200円 + 106,860円) = 336,160円		当期の費用 = 336,160円 + 65,000円 + 112,500円 + 82,200円 - 259,700円 = 336,160円	

(出所：教科書 3 級 2013, 61)

上記の「損益計算書の表示例」を見ると、当期の費用は結局のところ、前年に作付けし当年度収穫した農産物の「期首評価」額となる。当該期首評価額を、「期首仕掛品棚卸額 336,160円」として表示するか、あるいは「種苗費 84,000円、肥料費 145,300円、農薬費 106,860円」として表示するかが、総額法と純額法の違いとなる。

上記設例では、当年の作付けに係る支出金額に対応する収穫は全て来年である前提と、当年の収穫に対応する費用は全て前年にかかっているという前提に立っている。しかしもし、当年の作付けに係る支出金額に対応する収穫が、一部当年であるということになれば、按分計算の対象となるのかという問題が生じる。そして、もし按分計算が常態となるならば、「期首評価」される仕掛品は、前年度支出から前年度按分額を引いた差額という複雑な計算になるのかという問題も生じる⁽⁶⁾。むろん常識的・現実的に考えれば、前年度末の仕掛品残高が振替えられたということになるのであろうが、「期首評価」というものがいかなる会計的意味を有するのかの説明が、本来は求められるところである⁽⁷⁾。

3-4 収穫基準

ここまで見てきたように、農業簿記検定 3 級には、「所得税法青色申告決算書における取扱い」、つまり税務が多なる影響を及ぼしていることが分かる。そして、当該取扱いに対して、最も強い影響を与えているのが、「収穫基準」という独特の収益認識規準である。そ

ここで、本節の最後に、この収穫基準に焦点を当てることとしたい。

まず、収穫基準の定義についてであるが、次のようであるとされる。「所得税の所得計算においては、米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上することとされています。これを農作物の収穫基準といいます。」(教科書 3 級 2013, 40。傍点筆者挿入)。このように定義される収穫基準は、簿記会計学の基本である、販売という事象に基づく収益認識規準とは、大きく異なったものなのである。ところで、「第 4 章 収益と費用の記帳方法 (1) 収益と費用 1. 計上方法」においては、収益を計上する時期について、「原則として、農産物などを販売したときです。これを**販売基準**といいます。」

(教科書 3 級 2013, 40。太字は原文のまま) と説明されている。つまり、少なくとも農業簿記の教科書レベルでは、収益は販売基準に基づくことが「原則」としてしている。この文言から判断すると、収穫基準は、原則と謳われる販売基準とは異なった、言わば「例外」的な収益認識規準と位置づけられることになる。さらに、所得税法が定義する収穫基準は、米を中心とする特定の農作物がその対象となっており、その意味からすると、全農産物に対する収益認識規準としては、「例外」的なものという位置づけとなるはずであった。

しかしながら、収穫基準は、教科書 3 級における説明全般において、さらに本章で取り上げた仕訳の解説においては特に、最も「原則」的な収益認識規準として取り扱われているのである。一見すると、この関係は矛盾しているとも思える。収穫基準が含意する、この矛盾した関係性については、次章で詳しく扱う予定であるが、本項では次の点だけを指摘しておきたい。本章で考察したように、所得税法青色申告決算書の作成において重要な意味を持つ収穫基準には、簿記会計学の立場から見ると、確かに矛盾した点があり、理論的にも問題を抱えていると指摘できる。しかしながら、そういった問題は確かにあるものの、一方で、日本における農業における「現実」を、かなりの程度反映した基準でもあると指摘できるのである。

例えば、小規模兼業農家が農産物の販売を処理するといっても、第三者に農産物が渡り、しかもその対価が受領される時、つまり実現まで待つのはじめて処理を行うことなど、とても現実的とはいえないだろう。その意味で、農協 (JA) への委託販売を含め、農産物の販売時点以外の収益認識時点を許容する収穫基準は、日本の農業の現実を反映した基準ともいえよう。また、収穫基準に基づけば、「収穫時の販売価格 (時価)」を測定属性とする点についても、これをもって農産物の原価を算定できないではないかという批判は、あまり現実的とは、これもいえないだろう。日本の農産物の中心である米についていえば、米の在庫 (未販売分) 評価といっても、他の農家の米 (玄米) とントリーエレベーターにおいて一緒になるので、そもそも個別に原価計算できないのが「現実」であるとも考えられる。さらに言えば、収穫基準は、定義上、「米や麦などの農産物に限つた収益認識規準であるとしても、別な観点からすれば、日本の農家の 7 割もが米をつくっているという「現実」⁽⁸⁾ を反映した規準であるとみなすこともできるのである。

つまり、実は収穫基準は、簿記会計的な点から見れば多くの問題を内包しているが、一方、価格決定権を持たない日本の多くの小規模兼業米農家の「現実」と、うまく適合した収益認識規準であるとも考えられるのである。

4 むすび

これまで縷々述べてきたように、農業簿記検定3級には、「所得税法青色申告決算書における取扱い」、つまり税務が多大なる影響を及ぼしていた。したがって、本章では、農業税務簿記の特徴と問題点が、教科書3級の中に色濃く現われていると考え、特にそこで取り扱われているいくつかの仕訳に注目して論を進めてきた。結果、所得税法における収益認識規準である収穫基準が、家事消費取引や、未販売および未収穫の農産物の棚卸評価に、通常の簿記会計学の観点を超えて、多大な影響を及ぼしていることが確認された。

ここで改めて、教科書3級が、特に農産物に関する収益や費用の処理について、簿記会計の原則より、税務の目的を優先していることを確認しておきたい。「第4章 収益と費用の記帳方法 (1) 収益と費用」において、次のような説明がなされている。「所得税の青色申告決算書は、所得税の規定に従った課税所得を計算する目的で作成するため、簿記の原則と異なる取扱いをするものがあります。これについては、『所得税法青色申告決算書における取扱い』として、参考までに説明を加えています」(教科書3級2013, 40)。つまり、教科書3級では、「簿記の原則」よりも「課税所得を計算する目的」が優先される局面があるわけで、その意味でも、当該教科書には、農業税務簿記の特徴が具体的に、特に仕訳問題として現れると考えて間違いないことになる。と同時に、そういった仕訳問題には、農業税務簿記の問題点もまた、顕著に現われるはずである。本章では、以上のような考えに基づき、農業簿記検定教科書3級における仕訳を題材に、農業税務簿記の特徴と問題点を探ったことになる。

最後に付言しておきたいのは、筆者は、「農業に複式簿記を」という熱い思いで教科書3級を編んだ方々の苦労を軽んじるつもりは毛頭ないということである。反別課税時代を知る方々には、農業の現場に簿記を導入することがどれだけ困難だったのかという痛いほどの思いがあることについて、多少とはいえ存じあげているつもりである。そして、現実の農協との取引をベースに、所得税青色申告決算書作成方法といかに齟齬なく農業簿記を説明・教授すべきかについて、真摯に考えてこられたこともまた存じ上げている。筆者は、そのご苦労と熱意を最大限に賞賛するものである。

ただ、それでもなお、以下の点だけは指摘しなければならないと考える。先にも指摘した通り、農業税務簿記の根幹になる収穫基準は、その測定属性に「収穫時の販売価格」という、特殊な「時価」を適用することになるため、勢い継続的な記録・記帳は必須のものとはならず、必然的に農産物の「原価」が算定できないという難点を抱えている。このこ

とは、教科書3級の冒頭に書いてある「農業簿記の目的」と、大きな隔たりがあると指摘せざるを得ないのである。ここで、既述ではあるが、教科書3級で示された農業簿記の真の目的を、原文のまま次に再度記すことにしたい。「農業簿記の目的は、正しい記帳を行うことにより、正しい損益計算書と貸借対照表を作成して、一定期間の経営成績を明らかにすること（損益計算書）、一定時点の財政状態を明らかにすること（貸借対照表）です。そして、正しい所得にもとづいた税務申告を行うだけでなく、農業経営の分析などを行い、農産物の生産に要した原価を把握してこれをもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与することが真の目的なのです。」（教科書3級2013、4。傍点筆者挿入）。

まさに、本章でとりあげた教科書の冒頭に、「正しい記帳」、つまり記録に基づき、「農産物の生産に要した原価を把握」し、もって「農業経営の発展に寄与すること」が、農業簿記の真の目的であることが高らかに謳われているのである。にもかかわらず、当該教科書が大きく依拠する収穫基準は、「収穫時の販売価格」という特殊な測定ベースで青色申告書を作成するという前提に立っているため、記録に基づいた原価を把握できない。このことは、収穫基準の拠って立つ前提は、記録に基づいた原価ベースで売上原価を求めるという本来の簿記の前提と、大きく異なっていることになる。この点が、本章で明らかになった、最も重要な点である。次章ではさらに、収穫基準の拠って立つ前提が、本来の簿記の前提とどのように異なるのかを、会計計算構造の面および記帳の面から考察していく。

注

(1) 同協会の目的は、「一般財団法人日本ビジネス技能検定協会ご案内（平成25年10月版）」によると、「社会で有用な各種ビジネス技能検定試験の実施を通して、ビジネスに関する職務能力の向上を計ると共に実社会に貢献し得る人材を育成し、もって我が国産業社会全体の生産性向上に寄与する事」としている。そしてこの目的を達成するために、5つの事業を行うとしているが、その筆頭にあげられているのが「1. 簿記及び漢字等の各種ビジネス技能に関する検定試験を実施し、レベル別の技能を公正に評価すると共に、その評価に応じた登録及びその証明書の発行」事業である。

注目されるべきは、「我が国産業社会全体の生産性向上に寄与する」という目的を達成するために、まずもって「簿記」に注目している点である。同協会は、上記「ご案内」パンフレットの冒頭で、「平成の『読み・書き・そろばん』能力検定をめざします」と掲げているが、「簿記」こそ「平成の『読み・書き・そろばん』」の筆頭であると謳っていることになる。

(2) 同協会は、以下に明らかなように、平成5年8月に「全国農業経営コンサルタント協議会」として発足し、平成22年4月に一般社団法人化し、名称も「全国農業経営コンサルタント協会」となった。同協会の目的とするところは、同協会の前代表であった

西田尚史税理士が農業簿記3級教科書および問題集の冒頭「はじめに」に寄せた文から明らかとなるので、以下に当該「はじめに」の全文を示すことにする。

「シャウプ使節団日本税制報告書においては、当時の農業者は申告納税者の部類に入っているが、実際は自分で申告納税することは殆どないこと、また、農業者の純所得は、税務署の管轄する地域内の各種の土地に対して、税務署が設定した標準を基礎として推計されている旨が報告されています。

このように、昭和50年代までは経営面積から10a当たりの所得を推計して課税する『反別課税』がなされており、農家には、帳簿記帳の必要はありませんでした。その後、農家に対する課税は、収入金課税、収支計算と変遷し、現在は、複式簿記による青色申告決算書を作成する農家が増えています。また、最近では、集落営農の法人化や、個人事業から法人経営への転換、異業種企業からの農業参入等、農業簿記による計数管理を通して、近代的な農業経営を確立する必要が高まっています。

私ども『一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会』は、平成5年8月に『全国農業経営コンサルタント協議会』として発足し、平成22年4月に一般社団法人化したしました。当団体の目的は、『我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していく為には、効率的且つ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような…農業の経営管理の合理化に、税務・会計・経営の専門家集団（税理士、公認会計士）として、農業の健全な発展に寄与すること』です。今回『農業簿記検定教科書3級』を出版するにあたり、この本が農業者、JA職員等の直接農業に携わる方々だけでなく、農業に関心を持つ方々に少しでも農業簿記を理解していただく一助になれば幸いです。」（教科書3級2013、「はじめに」）。

上記「はじめに」にあるように、農業簿記検定3級は、「効率的且つ安定的な農業経営を育成」することで、「農業の経営管理の合理化」に寄与することを目的として執り行われることになったわけである。

(3) このうち、3. 4. 6. について、全文を次に示す。全文を示す理由は、農業簿記検定3級は、非常に特殊な会計主体を対象としていることを確認するためである。なお、傍点は筆者が挿入したものである。

「3. 価格の決定権

農業は、一般的に生産者自身が売り値の値決めができません。大規模農家の場合は自分で販路を開拓して、自分で値決めをして販売しているところもありますが、一般的に米などはJAへの委託販売であり、その代金の清算にも時間がかかります。豊作になっても値段が上がらず、豊作貧乏になったり生産物を廃棄しなければならない場合もあります。原価計算上の販売価格形成が取れないばかりか、ロス原価が発生してしまう場合があります。

4. 政策との関係

農業は、誰でもどの法人でも参入できるものではありません。農地法の要件に該当した者のみが農業参入の対象となります。また、米の戸別所得補償制度や色々な助成金、補助金などについても、国の政策により大きく左右されます。

5. (中略)

6. 個人事業が主体

農業の場合、個人事業者が多く法人形態は少数です。個人農業者の場合は農業経営と家計が区分されていないことが多いので、会計帳簿について期末修正で農業所得を正しく計算する必要があります。例えば、自家消費や親類・友人などへの贈与消費などを正しく区分する必要があります。」(教科書3級2013, 3)。

以上の文言から類推されるのは、農業簿記検定3級で想定されている農業者とは、主に「農地法の要件に該当した」「個人事業者」であり、「価格の決定権」を持たず、助成金や補助金など「国の政策により大きく左右」される存在であるということになる。

(4) 全国農業経営コンサルタント協会前会長の西田尚史税理士によれば、3-1で取り上げた問題の解答仕訳は、「(借方) 交際費 / (貸方) 事業消費高」であるべきだということであった(戸田2014a, 86)。

(5) この解釈とは異なり、『農業簿記検定 問題集3級』の問題57の解答(問題集3級2013, 63)によると、「期末農産物棚卸高」は売上高と共に収益に振替えられているが、「期首農産物棚卸高」は種苗費等と共に費用に振替えられている。ただし、改訂版では、どちらの農産物棚卸高も収益に振替えられる予定であることを、同問題集の編集に携わっている大原学園大原簿記学校の野島一彦講師から伺っている。

(6) 既出の西田氏へのヒアリング調査では、特に米については、年度内で作付・収穫が全て終了するため、按分問題は現実には生じないということであった。また、作付面積が前年同様なら、期末棚卸の処理自体を省略できることも、次のような西田氏の発言により知ることができた。「実は実務では、同じ面積の作付けだったら、期末棚卸の処理はしなくていいというのが所得税法にあるんです。同じ面積で、これに小麦を作付けするとするでしょう。5ヘクタールつくっていたと。今年も5ヘクタールだった、来年も5ヘクタールだったときは、こういう期末の仕掛品棚卸高の仕訳はせんでいいよと。なぜかって同じでしょと。だから、棚卸自体を省略してもよろしいという規定があるんです。所得税法の中には。同じことだからですね。」(西田発言, 戸田(2014a, 96))。

(7) 「期首評価」という用語は、今後改訂される教科書3級から削除される予定である。この件については、全国農業経営コンサルタント協会が主催して行われた、「農業簿記検定教科書3級についての意見交換会」の場で確認された。同意見交換会は、2015年10月26日、AP品川の9階会議室で行われた。出席者は、筆者のほか、全国農業経営コン

サルタント協会から森剛一会長をはじめ8名、大原簿記学校から野島一彦氏をはじめ2名、日本ビジネス技能検定協会から藤原和彦氏が参加し、全12名であった。

同意見交換会で確認されたのは、農業簿記検定教科書3級については、今後ともそのベースに収穫基準があり、家事消費取引や農産物の棚卸評価についても、「収穫時の販売価格」が基本的な測定属性として用いられるということであった。また、フリーターキングとして、収穫基準について、その存続・改廃・選択制導入等、今後の動向について意見交換がなされた。

(8) この事情については、次を参照のこと。「農家の7割がコメをつくる。稲作は機械化が進み、兼業でも楽に作れるという事情もある。」(日本経済新聞, 2014.2.21., 2面)。実は、日本の農家の7割もが米をつくっている大きな「理由は楽だから」(有坪2008, 149), である。このことは、戸田編(2014)において「モデル1」と位置づけられた、小規模兼業農家にとって特にあてはまる。なぜなら、小規模兼業農家にとって、週末のような特定期間だけ集中的に作業すればよいスタイルがとれる農産物は、米をおいてほかにないからである。日本の農家の大きな割合を占める当該小規模兼業農家が、このような理由で主に米を慣行栽培し、かつ全量を農協(JA)に委託販売する姿が、少なくともこれまでの日本における農業の「現実」の姿だったのである。

第6章 収穫基準の両義性についての考察 —計算構造および記帳を中心として—

1 はじめに

本章を含む第Ⅱ部は、既述のとおり、農業簿記第1の流れである農業税務簿記に焦点をあてるものであり、特にその根幹である収穫基準を深く考察するものである。前章では、まず、2014年に新設された農業簿記検定教科書3級に示された仕訳を題材にして、収穫基準が拠って立つ前提について改めて調査した。その結果、通常の簿記では、記録に基づく原価ベースで売上原価をはじめとした各種の財務数値を導出する前提に立つところ、収穫基準は、「収穫時の販売価格」という特殊な測定ベースで農業者用の所得税青色申告決算書に必要な数値を導出する前提に立つことが判明した。このことはつまり、収穫基準を中核とする農業税務簿記は、本来の簿記とは、その前提に大きな違いがあるということである。

本章では引き続き、収穫基準に注目し、その前提とするところが本来の簿記の前提と異なるのかどうかを、新たに会計計算構造の面、および記帳の面から考察していくことにしたい。

2 収穫基準の両義性について（1）

—計算構造的視点からの考察—

本節ではまず、収穫基準についての定義を確認しておきたい。収穫基準についての明確な定義は、教科書3級では「所得税法青色申告決算書における取扱い」において見られるが、そこでは、「所得税の所得計算においては、米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上することとされています。これを農作物の収穫基準といいます。」（教科書3級2013、40。同様の定義は所得税法第41条、所得税法施行令第88条でもなされている）と説明されている。

このような収穫基準は、簿記会計学の基本である販売という事象を基にした実現主義とは、実は異なった収益認識規準なのである。しかしながら、すでに前章において指摘したように、また戸田（2014b）および戸田（2014c）等のヒアリング調査からも明らかなように、少なくとも現在までのところ、収穫基準は日本の農業税務簿記の最大の特徴と断言していいものである⁽¹⁾。

ここではさらに、以上のような収穫基準について、その具体的な計算方法を、特に売上原価計算の面から見ていく。重要な点は次の2点である。まず、①「収穫基準による期末農産物棚卸高の評価」であるが、次のような計算方法をとるとされる。「期末棚卸数量×収

穫（時の販売）価格」（所得税基本通達 41 条第 1 項）。次いで 2 点目に、②「農産物については、その収穫した年分の総収入金額に算入し、同時にその金額で取得したものと見なす」（所得税法第 41 条第 1 項および第 2 項）という、農業所得計算方法があげられる。上記 2 点を、収穫基準の特殊性という点からまとめると、①「年初・年末の在庫高を計算する際、収穫時点の販売価格を用いる」ことと、②「その年中の仕入高に、収穫高をあてる」ということになろう⁽²⁾。

ところで、上記①および②に基づけば、例えば通常の売上原価を算定しようとするならば、バッティングすることが容易に予想される。なぜなら、通常の売上原価計算においては、年初・年末の在庫高を計算する際は、期末時点の販売価格または原価が用いられるのが通常であるし、その年中の仕入高は、仕入れた金額そのものが売上原価算定の基礎になるのが通常であるからである。つまり、通常の売上原価とは、その年中に販売した商品の原価であり、計算式は「年初の在庫高＋その年中の仕入高－年末の在庫高」となるはずである。さらに、棚卸資産の評価法についても、原価法または低価法の適用が基本であり、実は所得税法上もそのように規定しているのである（所得税法施行令 99①一、二）。

ここでしっかりと確認しておきたいことは、収穫基準を適用した場合でも、売上原価を必要経費として計算することは、原則的・理論的には求められていることである（北村・森谷編 2013, 12）。しかも、農産物の「棚卸は、その年の売上原価を算定するために必要」（北村・森谷編 2013, 59）だとされているのである。しかしながら上述のように、収穫基準による年末在庫高の算定のためには、「期末時点の販売価格または原価」ではなく、「収穫（時の販売）価格」を用いることが求められる。また、売上原価計算式における「その年中の仕入高」に、「その年中の収穫高」をあてることも、収穫基準に基づく計算では求められるのである。

ここまで考察してきて明らかなのは、収穫基準は、その理論上の要請と実際の適用に、大きな齟齬・乖離があるということである。この事情を、「収穫基準」を適用した場合の具体的計算例における「原則的な計算方法」（北村・森谷編 2013, 12-13）と、「簡易な計算方法」（北村・森谷編（2013, 14））とに分けて考察していくことにしたい。考察にあたって、まず、収穫基準の「原則的な計算方法」について、数値例等がすでに設定してあるものを、そのまま図表 6-1 として以下に示す。

図表 6-1 「収穫基準」を適用した場合の具体的計算例（原則的な計算方法）

<p>○ 年初の在庫高（収穫価額）……………5,000,000 円</p> <p>○ 収穫高（収穫価額）……………34,000,000 円</p> <p>○ 販売高（販売価額）……………38,000,000 円</p> <p>○ 年末の在庫高（収穫価額）……………7,000,000 円</p> <p>○ 生産経費……………20,000,000 円</p> <p>○ 販売経費……………4,000,000 円</p>	
<p>【回答】 農業所得は、次の1～3により計算します。</p>	
<p>【解説】</p>	
1	<p>総収入金額の計算</p> <p>(収穫高) 34,000,000 円 + (販売高) 38,000,000 円 = <u>72,000,000 円</u></p>
2	<p>必要経費の計算</p> <p><u>11 (年初の在庫高) 5,000,000 円 + (収穫高) 34,000,000 円 - (年末の在庫高) 7,000,000 円</u></p> <p>+ (生産経費) 20,000,000 円 + (販売経費) 4,000,000 円 = <u>56,000,000 円</u></p>
3	<p>農業所得金額の計算</p> <p>(収入金額) 72,000,000 円 - (必要経費) 56,000,000 円 = <u>16,000,000 円</u></p>

(出所：北村・森谷編 2013, 12。「2 必要経費の計算」における太囲み線は筆者挿入)

図表 6-1 において示された計算式で注目したいのは、「2 必要経費の計算」の箇所である。当該箇所において、「(年初の在庫高) 5,000,000 円」は必要経費、つまり売上原価の計算において加算されている。また、「(年末の在庫高) 7,000,000 円」は減算されている。したがって、収穫基準を適用した場合の「原則的な計算方法」においては、期首農産物在庫と期末農産物在庫は、通常の売上原価計算通りの処理をすることが要請されていることが分かる。この事情について、特に計算構造的な視点から示したものとして、あらためて図表 6-2 を以下に示す。

図表 6-2 「収穫基準」に基づく農業所得算定の原則的な計算構造

年初の在庫高 5,000,000 円	
収穫高 34,000,000 円	収穫高 34,000,000 円
生産経費 20,000,000 円	販売高 38,000,000 円
販売経費 4,000,000 円	
農業所得 16,000,000 円	
	年末の在庫高 7,000,000 円

(出所：北村・森谷編 2013, 13。「年初の在庫高」「収穫高」「年末の在庫高」における薄黒囲みは筆者挿入)

図表 6-2 において示された計算構造では、年初年末の在庫額は、必要経費つまり売上原価の計算のため、年初高は加算されまた年末高は減算されているのが確認できる。

しかしながら、一転して、「「収穫基準」を適用した場合の具体的計算例(簡易な計算例)」(北村・森谷編 2013, 14)では、期首農産物在庫と期末農産物在庫の性格は、必要経費の計算のためではなく、収入金額、つまり農業収入の計算のためと性格を変えることになる。これは、「原則的な計算方法」の計算構造においては、借方側にあった「収穫高」(本来は「仕入高」と、貸方側にあった「収穫高」が、それらが同額であるために、「簡易な計算方法」の計算構造から除外されることで生じたものである。

ここで、「「収穫基準」を適用した場合の具体的計算例(簡易な計算方法)」を、数値設定例および計算構造設定例等をそのままの形で、図表 6-3 として以下に提示する。

図表 6 - 3 「収穫基準」を適用した場合の具体的計算例（簡易な計算方法）

問 前問の場合で、もう少し簡単に計算する方法はないのでしょうか。

〔回答〕 実務的には、次の1~3による計算方法も認められています。

〔解説〕

1 収入金額の計算
 (販売高) 38,000,000 円 + (年末の在庫高) 7,000,000 円 - (年初の在庫高) 5,000,000 円 = 40,000,000 円

2 必要経費の計算
 (生産経費) 20,000,000 円 + (販売経費) 4,000,000 円 = 24,000,000 円

3 農業所得金額の計算
 (収入金額) 40,000,000 円 - (必要経費) 24,000,000 円 = 16,000,000 円

※ この方法で計算しても、農業所得の金額は 16,000,000 円となり、前問の計算による額と一致します。

○図にすると、次のとおりです。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">年初の在庫高 5,000,000 円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; height: 100px;">生産経費 20,000,000 円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">販売経費 4,000,000 円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">農業所得 16,000,000 円</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; height: 100px;">販売高 38,000,000 円</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年末の在庫高 7,000,000 円</div>
--	--

(出所：北村・森谷編 2013, 14。「1 収入金額の計算」における太囲み線、および図の中における「年初の在庫高」「販売高」「年末の在庫高」の薄黒囲みは筆者挿入)

図表 6 - 3 で示された「簡易な計算例」に基づく計算構造において、期首農産物在庫高と期末農産物在庫高は、「必要経費（売上原価）の計算」のためではなく、「収入金額（農業収入）の計算」のためとその性格を一変させている。そして、売上原価の計算上は、年

初の在庫高は仕入（金額的には収穫高と同一）にプラスされ、年末の在庫高は仕入からマイナスされるはずだったが、農業収入の計算上、年初の在庫高は収入（販売高）からマイナスされ、年末の在庫高は収入にプラスされることになったわけである。前者の原則的・理論的な計算においては、必要経費としての売上原価の算定に重点が置かれていたのに対し、後者の実務的・実際上の計算においては、収入金額としての農業収入の算定に重点が置かれ、必然的に同じ年初年末の在庫高であっても、その性格を変えざるを得なくなっていたのである。

ここで注目したいのは、「原則的な計算方法」も「簡易な計算方法」も、どちらも同じ収穫基準が求めている計算方法であるということである。つまり収穫基準は、原則的・理論的には必要経費としての売上原価の算定を求めているが、実務的・実際上は収入金額としての農業収入の算定を求めているのである。このように、収穫基準とは、異なる目的を同時に内包するという意味で、「両義的（アンビバレント）」な基準と見なし得るだろう。別な意味では、広く解釈が可能な、議論の余地を大いに残す独特の収益認識規準だと指摘できよう。

3 収穫基準の両義性について（2）

—記帳の視点からの考察—

前節で考察したように、農業税務簿記の根幹たる収穫基準には、「原則的な計算方法」と、「簡易な計算方法」という相異なる計算方法が混在していることになる。本節では、「原則的な計算方法」を「原則的・理論的な適用」として、「簡易な計算方法」を「実務的・実際上の適用」として捉え直し、さらに論を進めていきたい。

さて、収穫基準に本来求められる「原則的・理論的な適用」と、「実務的・実際上の適用」が全く異なるものに、前節でとりあげた、売上原価計算のような計算構造上の問題がまずあった。本節ではさらに、「記帳」をめぐる問題を取りあげ、収穫基準の両義性について別な視点より追及していきたい。

実は、農作物受払に関する記帳は、収穫基準に「原則的・理論的」に基づくならば、少なくとも次の回数だけ必要になるのである（平成18年1月12日付課個5-3「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について」（法令解釈通達）。「1 収穫したとき」、「2 販売したとき」、「3 家事消費や贈与をしたとき」、「4 年末の棚卸をしたとき」。つまり、収穫基準に基づくならば、実に4回もの記帳が原則的・理論的には求められるのである。

しかしながら、「実務的・実際上の適用」では、ただの1回の記帳も必要ないのである。この事情を次に見ていくことにしたい。まず、「1 収穫したとき」であるが、実務的・実際上は記帳はなされない。なぜなら、前節の図表3「「収穫基準」を適用した場合の具体的計算例（簡易な計算）」における計算構造設定例で確認したように、原則的・理論的には求

められていた収穫高についての2回の記帳は、それらが同額であることにより、簡易な計算（つまり実務的・実際）上は相殺されてしまい、結局のところ記帳されなくとも何ら問題とはならないのである（北村・森谷編 2013, 14, 所得税法第 41 条第 2 項等）。

次いで、「2 販売したとき」も、原則的・理論的には記帳が求められるが、実務的・実際上は記帳されることはない。理由は、特に米の場合、農協（JA）が集荷のために農家に前渡しで支払う概算金をもって売上とする、言わば現金主義とも言える処理が実務的・実際上は行われているからである。つまり、特に米については、販売したときではなく、農協が集荷のために前渡しで支払う概算金が農家に渡されるときが、記帳されるときとなる。しかも、この記帳を自身で行うのは、米を集荷する農協（正確には全農）側であり、出荷する農家側は、農協側が JA バンク通帳に当該概算金の振り込み額を記帳してくれるため、実務的・実際上はやはり記帳の必要がないのである。

さらに、「3 家事消費や贈与をしたとき」も、原則的・理論的には自家消費した分や贈与した分を記帳する必要があるが、実務的・実際上は記帳されることない。では、どうやって所得税青色申告決算書（農業所得用）の「家事消費・事業消費金額」欄を埋めるのであろうか。これについては、農協と国税局との相対で策定される標準額（具体的には、「6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額」）が、実務的・実際上は使われるのである。例えば、当該標準額が 12,500 円で、6歳以上の家族が4人いれば、その一家の家事消費金額は 50,000 (12,500×4) 円と、青色申告決算書には記入されることになる。

このような標準額の適用は、「3 家事消費や贈与をしたとき」のみならず、「4 年末の棚卸をしたとき」も行われる。年末棚卸についての実務的・実際上の取り扱いは、家事消費高と同様に、標準額（具体的には、「玄米 60 kg 当たりの基準額」）を用いて、税務申告上の数値を確定させているのである。さらに、この他の理由からも、年末棚卸時における記帳の必要が実はないことが指摘できる。例えば、そもそも、農業所得 300 万円以下の農家は現金主義を採用でき、したがって年末棚卸自体が必要なくなるのである（北村・森谷編 2013, 34-35）。

本節における以上の考察をまとめると、収穫基準は、原則的・理論的には大変な記帳を必要とするが、実務的・実際上は農家側の記帳を全く必要としないということである。つまり、農業税務簿記の最大の特徴である収穫基準は、大変な両義性を抱える基準であることが、前節と同様にあらためて指摘できることになる。

4 むすび

これまでの考察から明らかになったのは、農業税務簿記の大きな特徴でもある収穫基準は、原則的・理論的には、大変な記帳や会計理論に沿った計算構造を前提にしているにもかかわらず、実務的・実際上は、農家側に全く記帳を強いない単純な構成をとっていると

いうことである。つまり、すでに指摘した通り、収穫基準は、その内部に大変な両義性を有する、言ってみれば大きな矛盾を抱える基準だと指摘できるのである。

もっとも、実務的・実際上は農家側の記帳が全く必要ないという点は、日本の多くの農家、つまり小規模で兼業して米をつくっている農家が、自ら継続的に記録するというインセンティブを著しく欠いているという現実・現状（戸田編 2014, 3-16）に対し、驚くほど適合しているという見方もできる。つまり、会計理論的な首尾一貫性という面では問題をはらむ収穫基準は、日本の農家の多くを占めてきた小規模兼業米農家が、自ら記録をとることが著しく少ないという「現実」を反映した基準なのだという指摘はできるかもしれない。さらに言えば、実は収穫基準は、所得税法によってのみ支えられているのではなく、小規模兼業米農家と農協との取引における「現実」⁽³⁾に沿った収益認識規準だとも考えられるのである。

ただし、大きな問題も残っている。本章の考察の結果、農業税務簿記の根幹たる収穫基準は、通常の簿記が絶対の前提とする「記帳」や「記録」を、実は前提としていないことが明らかとなった。しかしながら、農業者が、自らのために記帳・記録することなくして、つまり「記録」を前提とすることなくして、果たして本来の農業「簿記」と言えるのかどうかという問題が残っているのである。そして、この問題はさらなる疑問を呼ぶ。それは、農業税務簿記の根幹である収穫基準は記録を前提としていないとして、それではなぜ、記録に基づかずに、農業税務簿記の目的である青色申告決算書の作成が問題なく遂行できるのかという疑問である。次章では、この疑問を解明していく。

注

(1) 収穫基準については、前述のように、農業簿記検定を監修した団体内部でも異なった考え方が存していた。例えば、西田尚史氏（全国農業経営コンサルタント協会前会長、税理士）は、「収穫基準は会計学的にはおかしい。税金の前払いにもなっている。学者がその点を指摘し、改善して欲しい」と考えておられる。対して、森剛一氏（同協会現会長、ヒアリング調査時は専務理事、税理士）は、「税法に基づく収穫基準は、たとえ会計理論的に問題があっても、農業簿記の基本として外せない。なぜなら、税務が会計を規定するからである」と考えておられる。

(2) 仕入高にたいして収穫高をあてるという、収穫基準に基づくこの独特の処理の意味について、幾つかの示唆を受けることができたので、以下に紹介したい。まず、横浜国立大学の齋藤真哉教授より頂いた示唆を示したい。齋藤教授によると、収穫基準の本質は、利益がセグメント別に分離されて算出される場所にあるのではないかというものであった。ここで言うセグメント別の利益とは、「収穫基準による利益」と「販売サービス利益」をいう。図表 6-1 で具体的に見ると、「収穫高」と「生産経費」との差額とし

て「収穫基準による利益」が、また、「販売高－（年初在庫＋収穫高－年末在庫）－販売経費」として「販売サービス利益」が、それぞれ求められるのではないかというご示唆であった。さらに、上記式内の「（年初在庫＋収穫高－年末在庫）」で求められる数値は、「売上原価」というより「未収金」をあらわすものではないかというご示唆であった。

また、近畿大学の浦崎直浩教授より、次に示すような仕訳解釈を頂いた。それは、4月田植えにあたり、まず「(借) 将来代金受取権利××／(貸) 将来商品引渡義務××」という取引が生じており、4月から9月の育成期を経て、10月の収穫期にあたり、4月田植え期において起きた借方および貸方勘定が、次のように反対記入されるのではというものであった。10月の収穫期の仕訳とは、「(借) 将来商品引渡義務××／(貸) 売上(収穫高)××」という仕訳と、「(借) 仕入(収穫高)××／(貸) 将来代金受取権利××」という仕訳であるとされる。この2つの仕訳により、4月田植え期の仕訳が消去される。よって、「(借) 仕入(収穫高)××／(貸) 売上(収穫高)××」という同額仕訳が収穫期に残ることになる。当該仕訳こそ、当期収穫分を販売前に売上計上し、かつ当該収穫分を仕入金額とするという、収穫基準の特徴ではないかというご示唆であった。

さらに、立教大学の倉田幸路教授により、貴重な示唆を頂いた。倉田教授によると、収穫基準に基づくとされる一連の不自然な仕訳や計算構造は、確定的な「資本」が拠出されてないためではないかというものであった。「資本」が確定しないために、その増加分である「収益」や減少分である「費用」を算出する構造を持ち得ず、結果的に収入と支出だけで計算構造を構成せざるを得なかったのではないかというご示唆であった。

(3) 農業における「現実」については、既出の西田尚史氏や森剛一氏、さらにミツハシライス財務経理部課長の澤田泰二氏等、様々な方へのヒアリング調査から知ることができた。各氏へのヒアリング調査は、本論文に補論として全文を収録している。

第7章 日本の農業に関する基準・標準の研究 —農業所得標準および概算金について—

1 はじめに

本章では、前章で明らかになった、収穫基準は実は記録を前提としていない点をふまえ、それではなぜ、記録に基づかずに、農業税務簿記の目的である青色申告決算書の作成が問題なく遂行できるのかという点を考察していく。

さて、周知のとおり、現在、我が国農業の振興についての激しい議論が続いている。農業の振興については、昔から様々な議論があったが、昨今の状況は、一昔前の議論とは性格を異にしている。現在の議論は、TPPなどを考慮に入れ、グローバルな世界でいかに競争が可能かというものであって、かつての保護一辺倒の議論とは様変わりしている。このような時代にあつて、日本の農業も真の産業として自立するために、他の産業では当然とされるもの・システム・制度等が、やはり必要ではないかという議論が、近年やっと思られるようになってきた。

そして、他の産業では当然とされるものの一つに、経理、つまり簿記と会計があり、これらが農業においても俄然注目されることになっている。ところで、農業に関する簿記には、「農業簿記」というものが存していたし、また現に存していることが知られている。ところが、その内容に関しては、関係者以外に知られることはほとんどなく、また、ここが重要な点であるのだが、これまで日本で展開されてきた農業簿記が、日本の農業の発展に寄与してきたと指摘されることも、またほとんどなかったのである。どうしてこのような事態に陥ってしまったのか。

この問いに答えるべく、本論文ではまず第Ⅰ部において、これまで農業簿記と総称されていたものの中に3つの流れがあることを、主にヒアリング調査に基づき確認した。そして、その3つの流れの中でも最大の流れであり、現在の日本において一般に「農業簿記」と見なされているものとして、農業税務簿記の流れが存してきたことを確認した。したがって、第Ⅱ部においては、農業簿記第1の流れである農業税務簿記を対象に絞り、その根幹である収穫基準についてさらに考察を進めてきたわけである。これまでの農業簿記に問題があるとすれば、それは農業税務簿記に、さらにはその根幹たる収穫基準という独特の基準に、大きな問題が存していたからだと考えられるためであった。

第Ⅱ部におけるこれまでの考察の結果、収穫基準の最大の問題は、通常の簿記なら絶対の前提である「記録」を、その前提とはしていない点であることが判明している。ということは、つまり、農業税務簿記の前提は、本来の簿記が拠って立つ前提とは、異なったものだと指摘できることになる。しかしながら、ではなぜ、記録に基づかずとも、農業税務

簿記の目的である青色申告決算書の作成が問題なく遂行できるのであろうか。この疑問の解明が、本章の課題である。

2 農業所得標準の概要について

前節で述べたように、本章における課題は、記録に基づかずにどのようにして青色申告決算書が問題なく作成できるのか、つまり農業所得を問題なく算定できるのかという疑問を解明することである。実は、こういった疑問に対して、ある程度の解が、これまで本論文で示してきた各種のヒアリング調査の結果、すでに与えられている。その解とは、農業に関する基準・標準の存在である。よって本章では、この農業に関する基準・標準を、より深く考察していく。

本章で論じる農業に関する基準・標準について、筆者が初めて知ったのは、全国農業経営コンサルタント協会前会長の西田尚史税理士へのヒアリング調査中であつた。当該ヒアリング調査では、農家が収穫した農産物を自分の家で食べた分、つまり自家消費分の記帳について伺っていた。そんな記録を果たして農家がつけるのか疑問に思っていた筆者の質問に対して、西田氏は、「処理します。これはやらないと、税務署からいろいろと言われます。」(西田発言, 戸田 (2014a, 86)) と一旦答えている。その回答に納得できない筆者が、さらに食いが下がっていると、「大体の標準があるんですよ。本来は標準というのはないことになってるんですけど、標準を作っておかないと大変でしょう」(同) と答え、農業所得を計算する際の標準表を持ってきてくれたのである。当該標準は、毎年1月頃、「JA と国税局が話し合いをしながら決めている」(西田発言, 戸田 (2014a, 87)) とのことであるが、地域ごとの実態を捉えたものとなっているようである。ちなみに、現在はかなり簡略化されたものとなっているが、「昔はもっと細かい規定があつた」(同) そうである。

過去の農業所得標準については、後にその推移を詳細に検討するが、それに先立ち、農業所得標準の概要について検討しておきたい。まず、農業所得標準とは、「農家が所得税の確定申告等をする場合の目安として、課税者側(市町村, 税務署等)が開示する農業所得金額の推計基準」(八木 1987, 74) をいう。そして、各市町村あるいは地域ごとに、さらに作物ごとに所得標準が作成され、農家の所得を計算する基準となってきたのである。

ここで注意したいのは、我が国の所得税制の基本は、シャープ勧告の影響もあつて、昭和 22 (1947) 年に、戦前の賦課課税制度から、納税者が自ら正しい所得を計算して申告・納税する申告納税制度に切り替えられていることである。しかしながら、「一般の農家の実態をみると、記帳慣行に乏しいというのが現状であり、さらに農業所得の場合は、自家消費される農産物の評価及び未成熟の果樹や牛馬等の育成費の区分経理の問題など農業特有の記帳技術の困難性もあつて、一般の農家に収支実額による所得計算を行っていただくには、いろいろ困難な問題があることは事実である。このように、収支実額による所得計算

が期待できない場合に、適正・公平な課税を行うためには、各農作物等ごとに一定の所得計算の目安を作成し、これにより申告してもらうことが望ましい」（石森 1983, 14）とされたのである。

上記の言から分かるのは、所得税制が基本的には申告納税制度に移行した後も、「一般の農家」は、収入及び経費について「正確に記帳する」という「記帳慣行に乏し」く、「収支実額による所得計算が期待できない」ので、「適正・公平な課税を行うために」、農業にだけは農業所得標準を適用する、つまり戦前から続く賦課課税制度をとってきたというわけである。農業所得標準による課税方式は、課税の基本となる種類によって図表 7-1 のように大別される。なお、当該図表の「農業所得標準による課税方式の態様」は、国税庁直税部所得税課長補佐（当時）であった石森宏宜氏が記述したものを、筆者が表にまとめたものである。

図表 7-1 農業所得標準による課税方式の態様

面積課税方式	水稲・麦・野菜等の一般的な田畑作物について広く採用されているもので、面積を課税基本とし、これに単位面積（通常 10 アール）当たりの標準を乗じて所得を算定する方式をいう。
頭羽数課税方式	畜産関係について採用されているもので、家畜の頭数または家きんの羽数を課税基本とし、これに単位頭（羽）数当たりの標準を乗じて所得を算定する方式をいう。
収穫量課税方式	主に果樹類について採用されているもので、収穫量を課税基本とし、これに単位収穫量（通常 100 キログラム）当たりの標準を乗じて所得を算定する方式をいう。
収入金課税方式	主に葉たばこ、乳牛、施設園芸作物、高級野菜類等について採用されているもので、収入金額を課税基本とし、これに単位収入金額（通常 100 円）当たりの標準を乗じるなどして所得を算定する方式をいう。

出所：石森（1983, 14）における記述から筆者作成。

図表 7-1 にある面積課税方式は、いわゆる「反別課税方式」⁽¹⁾と同義であり、特に水稲に対する課税方式として永く使用されてきた。ただ、水稲に対する課税は、ずっと面積課税方式であったわけではなく、「昭和 29 年以前は玄米 150 キログラム（一石）当たりの標準による収穫量課税方式が採用されていた」（石森 1983, 15）。

これは、次のような事情によっていた。「第二次世界大戦の戦中戦後の食糧難時代においては、主要農産物について価格統制の下に供出制度が採られており、特に米穀については、

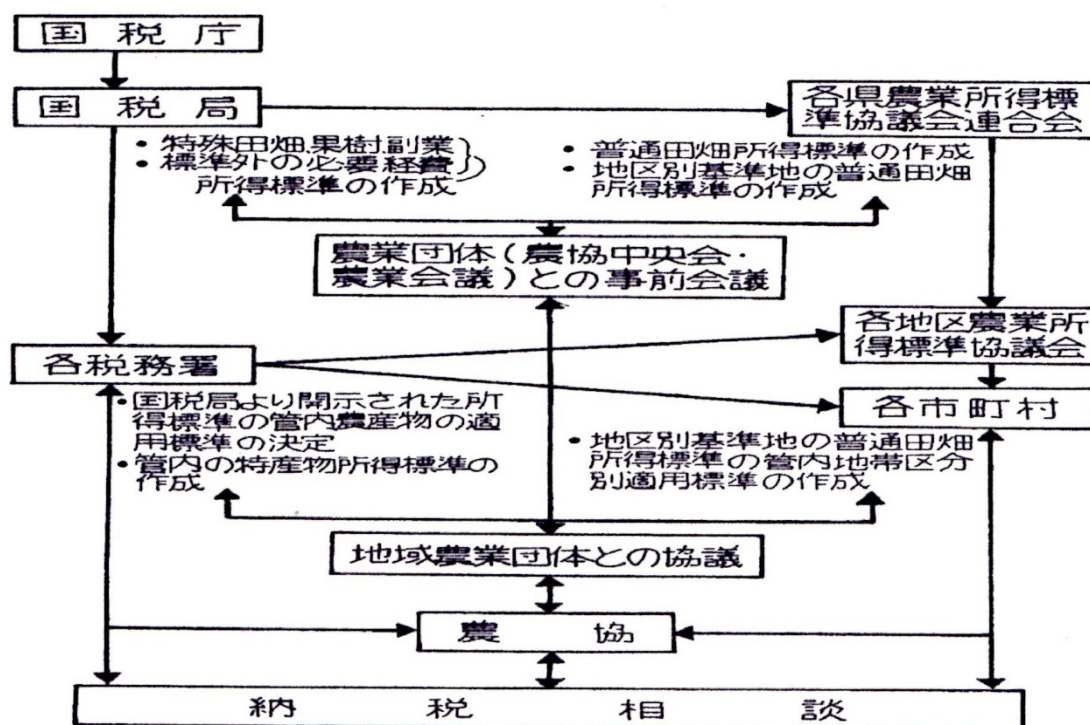
昭和 29 年まで『供出割当制度』が継続された。この供出割当制度の下では、市町村長が、個々の農家ごとに耕作面積やその地力等級などに基づいて水稻の総収穫量を計算し、その総収穫量から家族の自家消費量や再生産のための種子量などの『法定保有量』を差し引いた残量を供出量として割り当てていた。この総収穫量は各農家の水稻耕作の実態をよく反映したものであったので、昭和 29 年までは『供出割当ての基礎となった総収穫量』に基づいて水稻耕作農家の所得金額を計算する方法が採られていた。」(石森 1983, 15)。

つまり、特に米については、「第二次世界大戦の戦中戦後」の一時期とはいえ、面積課税方式ではなく収穫量課税方式が採られていたことになる。これは、市町村当局が計算する各農家の総収穫量は、「各農家の水稻耕作の実態をよく反映したものであった」ため、国家に供出する米の計算はもちろん、水稻耕作の実態を反映した所得計算にも使えたためであった。ではなぜ、その後、収穫量課税方式から面積課税へと再び移行したのであろうか。これについても、石森 (1983) の次の説明を聞こう。

「昭和 30 年になって、米穀の集荷制度が従来の『供出割当制度』から『事前売渡申込制度』に改められ、供出割当の基となった総収穫量が市町村当局において計算されないこととなったため、各農家の総収穫量を基準とした標準によることが困難となった。このため、水稻についても他の一般の農作物と同様、耕作面積当たりの標準によることとし、市町村の地力等級などに応じて区分し、当該地域区分ごとに標準を作成する方法が採られた。この方法は、現在においても引き続き採用されている。」(石森 1983, 15)。

以上のような事情で、特に米については、昭和 30 年を境に、その標準課税方式が、収穫量課税方式から面積課税方式に再び転換したわけである。面積課税方式の場合、重要となるのは、単位面積当たりの標準の決定である。ここで、当該標準の決定が、どのような社会的構造の下で行われたのかを示すのが、第 4 章で提示した図表 4-4 である。重要な図表であるので、それを以下に図表 7-2 として再掲する。

図表 7-2 所得標準の決定、適用図



出所：谷川（1983，26）

上記の図表 7-2 は、昭和 58（1983）年ごろの、徳島県における農業所得標準の作成に関する実態を、徳島県農協中央会農政広報課長代理（当時）であった谷川清二氏が表したものである。この図表にあるような実態は、全国に共通するものだったと考えられる。それを窺わせる資料が、石森（1983）によれば、昭和 30（1955）年 10 月 28 日に閣議決定された「水稻所得に対する所得税の課税について」にあるので、そこにおける文言を次に見てみよう。

「反当所得標準の作成及びその適用等に当たっては、税務官庁は、現地の関係市町村長並びに農業委員会及び農業協同組合等の農業関係諸団体の長と密接な連絡を保ち現地の実情を反映した意見を尊重することとし、また、関係官庁は、これらの者が税務官庁に所要の資料を提出することについて協力するよう指導すること」（石森 1983，15）。当該閣議決定からも明らかなように、農業所得標準については、税務官庁、関係市町村（長）、農業協同組合の 3 者が、主要なプレーヤーとなって決定していったことが伺われる。

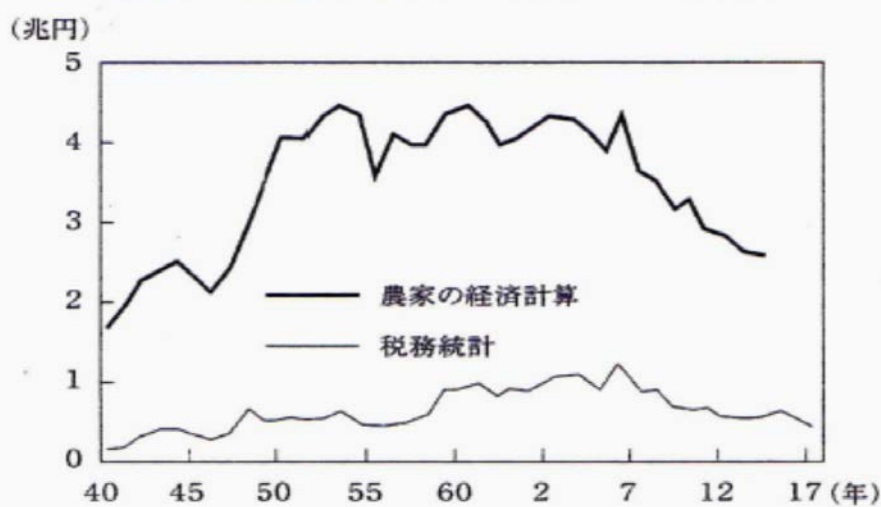
注目点として、農業課税標準の決定に当たっては、単に「現地の実情」に即したものと

言うわけではなく、「現地の実情を反映した意見を尊重する」(傍点筆者挿入)となっている点である。これは、第二次世界大戦の戦中戦後期、一時的に収穫量課税方式が採用されている際に、市町村長が個々の農家ごとに計算した水稻の総収穫量が、「各農家の水稻耕作の実態をよく反映したものであった」(傍点筆者挿入)ということと、かなり異なっていることになる。戦後民主主義の中で、市町村長達は、次の選挙のことを考えざるを得ず、課税標準について低くして欲しいという農業関係諸団体の意見を、勢い尊重せざるを得なかったとも考えられるのである。

この点を明らかにするものとして、経済産業調査室(当時)の荒井晴仁氏が、斎藤(1982)を引用しているものがあるので、次に見てみよう。「農業所得は、かねてより、実態より低いことが指摘されてきた。例えば、立教大学教授(当時)の斎藤精一郎氏は、昭和57年の著書で、新聞記事を引用し、あるハウス栽培農家の場合、農業所得標準で計算した課税所得が168万円に過ぎないのに対して、実際の粗収入は1500万円あり、経費率を50%と高く仮定しても、実際の課税所得は750万円に上ることを指摘している。」(荒井2007, 29)。さらに、斎藤氏は同著において、「農民は一般に流布されているほどブラックではなく、かなり正直に所得申告をしているが、ただ実態に合わない『農業標準』による『合法的逃税』の余地が事実上大きい」(斎藤1982, 194)と結論している。

農業所得標準が甘かったかどうかについては、その程度も含め諸説あるが、例えば、横浜国立大学経済学部助教授(当時)の碓井光明氏は次のように分析している。「農業所得課税の甘さは、低めの所得課税率もさることながら、納税者の抵抗を避けたいという市町村の意向もあって、根強く定着してきた。」(碓井1987, 58)。さらに、マクロ的な視点からは、以下に示す図表7-3が非常に参考になる。

図表7-3 税務統計と「農家の経済計算」の農業所得



出所：荒井(2007:27)

図表7-3から明らかなのは、農水省側のマクロ推計による農業所得と、国税庁側の申告所得集計とは、大きな乖離が存在することである。本章は、この乖離の原因について直接的に追及するものではないが、少なくとも上図表は、「農業所得課税の低さ・甘さ」の一端を証明していると考えられるのである。

かように低めに、そしてはっきりと言え、かなり甘めに設定されてきた農業所得標準であるが、時代の趨勢と共に変化を余儀なくされていくことになる。結論から言えば、まず、課税標準が面積から収入へ、さらには収支計算による青色申告に段階的に移行していったようである。この移行について、次の文言を見たい。「近年は、農業の経営も多様化し、収益や生産手段の個人差が著しくなってきました。これにともない、農業所得の課税については、いわゆる収入金課税方式の所得標準を適用する対象作物の拡大や収支計算による所得の申告が要求される」（馬淵 1993, 27）ようになっていったようである。

ただし、筆者の調査によれば、米穀の期末棚卸高や自家消費分等について未だ基準等が存在する地域もあり、また、直接的な基準を指示する代わりに、後に触れる概算金を新たなベンチマークにして各種の項目を算定させる地域も出てきている。したがって現在、農業に関する基準・標準等は、形式的には廃止されているものの、実質的には、従来とは形を変えながらも存在し続けていると考えられるのである。

3 農業所得標準の変遷

—熊本における実際の適用状況調査—

前節で取り扱った農業所得標準であるが、現在は、形式的には廃止されていることになっている。もっとも、何をもって所得標準とするかで解釈は分かれ得る。本章では、経費率等にも標準や基準を用いることをもって、農業所得計算に標準・基準を使用していると捉えているが、面積（反別）課税や収入金課税という意味での農業所得標準は、現在確かに廃止されている。

正式な廃止通達は、平成 18（2006）年、国税庁長官が国税局長・沖縄国税事務所長に宛てた「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について（法令解釈通達）」（課個 5-3, 平成 18 年 1 月 12 日）において、これまで特例として認めてきた農業所得標準の廃止が通達されている。廃止の趣旨については、次のように記されている。「（趣旨）農業所得の計算上、これまで申告手続きの便宜を図るため、『目安』として農業所得標準を作成し、開示してきたところであるが、農業所得の計算は、他の事業所得の計算と同様に収支実額計算をすることが原則であり、また、個々の農家の実態に応じた適正な課税を図る必要があるため、所要の整備を図るものである。」（傍点筆者挿入）。

以上の通達により、農業所得標準は、形の上では平成 18（2006）年度の決算申告時より廃止されることになったわけである。なお、平成 19（2007）年分の所得税の確定申告

から、「これまで2ヘクタール未満の稲作農家に対して認められていた農業所得簡易計算（農業所得標準）による申告が完全に廃止」（日本農業新聞，2008.2.16.，東北ワイド版9面）されたことをもって，農業所得標準は終了したと見る向きもある。いずれにしても，平成18（2006）年，平成19（2007）年あたりをもって，形式的な農業所得標準は姿を消して行ったことなる。ただし，廃止の傾向は，それ以前から見られた。例えば，次の記事を参照されたい。「中小，零細農家を中心に一般的だった農業所得標準を廃止し，収入金課税への移行や記帳による青色申告を求める動きが加速している。広島，福岡国税局が今年（平成12（2000）年一戸田）から農業所得標準を原則廃止するのにつき，来年は高松，東京国税局なども追随。所得標準見直しの動きは全国に広がりそうだ。」（日本農業新聞，2000.2.16.，3面）。

ここで，農業所得標準がどのように変遷していったのかについて，熊本市の実際の状況を確認したものを，図表7-4として次に掲げる。

図表 7-4 熊本市内の米に対する農業所得標準の適用状況

税務署	区分	年														
		昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年				
熊本東税務署 (上益城地区)	熊本市A(H6よりB区分、H12よりA区分で全地域適用)	108,600	116,800	110,700	129,500	101,850	113,750	117,010	114,430	81,700	102,560	85,770				
	熊本市B(H6よりC区分、H12より廃止)	103,900	112,000	104,900	124,100	97,350	108,750	112,240	106,960	77,900	98,150	81,750				
	熊本市C(H6よりD区分、H12より廃止)	94,600	102,100	98,800	113,300	92,850	104,040	107,190	102,200	74,000	93,460	77,730				
	熊本市早期米地域(H6よりA区分新設、H12より早期米区分)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A				
	御船町A(H6よりB区分、H10よりA区分)	125,300	138,200	134,900	135,500	109,100	122,350	117,560	109,520	82,900	99,840	98,930				
	御船町B(H6よりC区分、H10よりB区分)	107,800	119,600	116,600	117,000	93,300	105,110	100,730	93,570	69,700	84,950	84,010				
	御船町C(H6よりD区分、H10よりC区分)	90,500	100,700	98,200	98,600	77,500	87,870	83,890	70,060	50,000	67,300	69,380				
	熊本市1(H3よりA、H6よりB区分)	108,600	116,800	110,700	129,500	101,850	113,750	117,010	111,430	81,750	102,560	85,770				
	熊本市2(H3よりB、H6よりC区分)	103,900	112,000	104,900	124,100	97,350	108,750	112,240	106,960	77,920	98,150	81,750				
	熊本市3(H3よりC、H6よりD区分)	94,600	102,100	98,800	113,300	92,850	104,040	107,190	102,200	74,080	93,460	77,730				
熊本西税務署 (熊池地区)	熊本市A(H6より新設)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A				
	熊本市1(H2に「旧1名称、H3より旧1区分へ」)	112,900	122,500	115,600	126,800	104,620	114,790	114,840	112,490	A区分へ	N/A	N/A				
	熊田町2	101,500	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A				
	山鹿市A	102,900	120,000	108,890	N/A	87,340	102,870	N/A	N/A	N/A	N/A	86,520				
	山鹿市B	100,900	117,600	106,860	N/A	82,980	97,920	N/A	N/A	N/A	N/A	82,040				
山鹿税務署 (鹿本地区)	山鹿市C	84,500	98,500	89,320	N/A	78,380	92,700	N/A	N/A	N/A	N/A	77,370				
	山鹿市平均	100,900	117,600	106,860	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A				
	税務署	区分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年				
		熊本市A(H6よりB区分、H12よりA区分で全地域適用)	121,570	98,670	106,650	84,670	106,740	68,890	98,500	94,570	87,980	N/A				
		熊本市B(H6よりC区分、H12より廃止)	116,250	94,160	102,040	80,450	102,380	65,780	N/A	N/A	N/A	N/A				
熊本市C(H6よりD区分、H12より廃止)		111,200	89,650	97,150	76,470	97,980	62,680	N/A	N/A	N/A	N/A					
熊本市早期米地域(H6よりA区分新設、H12より早期米区分)		136,420	103,010	121,660	77,700	98,580	59,910	79,820	N/A	N/A	N/A					
御船町A(H6よりB区分、H10よりA区分)		125,510	95,750	102,300	77,730	101,590	62,790	95,860	93,400	90,740	N/A					
御船町B(H6よりC区分、H10よりB区分)		107,850	81,150	82,490	64,800	87,690	52,980	82,860	80,410	78,120	N/A					
御船町C(H6よりD区分、H10よりC区分)		90,480	63,350	62,680	52,130	73,520	43,180	69,860	67,430	65,260	N/A					
熊本市1(H3よりA、H6よりB区分)		121,570	98,670	106,650	84,670	東西同一	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
熊本市2(H3よりB、H6よりC区分)		116,250	94,160	102,040	80,450	東西同一	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
熊本市3(H3よりC、H6よりD区分)		111,200	89,650	97,150	76,470	東西同一	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
熊本市A(H6より新設)		136,420	103,010	121,660	77,700	東西同一	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
熊田町2		N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
山鹿市A		N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
山鹿市B		N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
山鹿市C	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A						
山鹿市平均	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A						

上記図表7-4を作成するのに必要であった資料を閲覧する許可は、全国農業経営コンサルタント協会前会長であり、熊本市小峰にある未来税務会計事務所所長の西田尚史税理士より得ている。なお、金額の表示がある場合は、ほ場10アールあたりの所得標準を、単位は円で表したものである。昭和58年からの資料となっているのは、西田氏がこの年に税理士事務所を開業したことによっている。

図表7-4より明らかなように、熊本では、平成15(2003)年に面積課税方式の農業所得標準が廃止されている。平成15(2003)年あたりに、米に対する農業所得標準が廃止されていったのは、全国的にも見られた状況だったようである。柴原編(2004)によると、平成15(2003)年から平成16(2004)年にかけて、普通田畑(水稲・麦等)に対しても特殊田畑(野菜・果樹等)と同様、農業所得標準から収支計算への移行が全国的にも行われていることが明らかになっている(柴原編2004, 42-43)。

ただし、米と事情が異なるのが野菜や果物に対する課税である。熊本における野菜や果実に対する農業所得標準の歴史的推移を調査すると⁽²⁾、農作物により多少のズレはあるものの、平成元(1989)年あたりを境に、面積課税方式から収入金課税方式へと農業所得標準に変化が見られる。この点について、西田氏は、「消費税の導入が大きい」(西田発言、戸田(2015b, 121))と見ているようである。さらに、平成12年(2000)年になると、収入金課税方式の表示そのものが農業所得標準表に見当たらなくなってしまふ。このことに鑑みれば、先の日本農業新聞の記事にあるように、熊本国税局も、広島や福岡国税局と同様、当該年度に野菜や果実に対する農業所得標準の適用を廃止したと見ることが可能であろう。

熊本における農業所得標準の適用状況をまとめておくと、野菜や果実に対して、平成元(1989)年あたりに収入金課税方式に移行したり、平成12(2000)年に当該農業所得標準自体を廃止した後も、米にだけは面積課税方式である旧来の農業所得標準を暫く使い続けていたが、平成15(2003)年にはついに廃止されたことになる。以上のことが、図表7-4および脚注の図表7-6から確認できるのである。

4 概算金の概要とその問題点

前節まで考察してきた農業所得標準は、完全ではないが、現在その姿を消しつつある。しかし、それに代わって存在感を増してきているのが、「概算金」というものである。本節では、一般的にはあまり馴染みが無いと思われる概算金について取り上げ、当該概算金の問題が象徴する、日本の農業における簿記会計の不在問題を考察したい。

まず、概算金の概要についてであるが、特に米の概算金とは、「JA等の集荷業者が生産者の出荷の際に支払う仮渡金であり、県単位で全農県本部・経済連が決定」(農林水産省

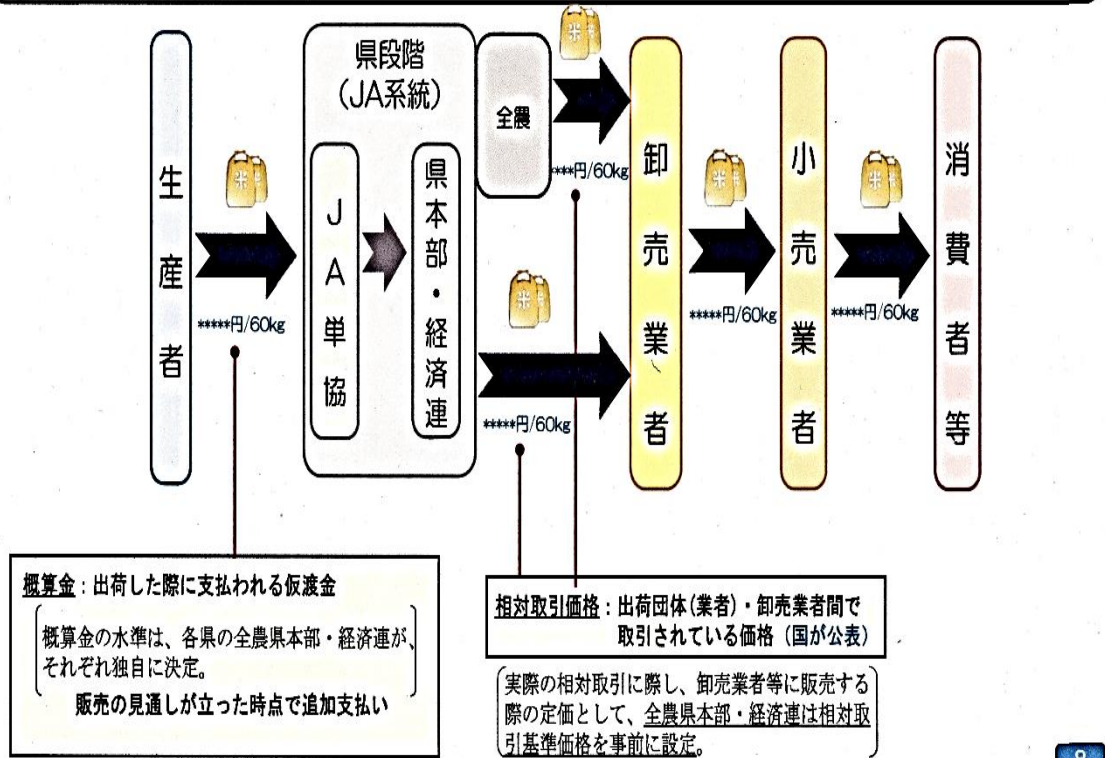
2014, 8) するものである。したがって、概算金は、基本的には県単位で決定されるもの
のようだが、これはなぜなのか。次の言を聞こう。「概算金は普通、JA 単独では決めませ
ん。米は『県域共計』といって、売り上げや流通経費を県全体でプール計算（共同計算）
するシステムなので、概算金も全農県本部が単協（単位農協の略、地域農協と同義一戸田）
とも相談しながら決めて、発表するものなんです。」（季刊地域編 2015, 12）。

当該概算金は、昨今、突然に注目を浴びる事態となっている。その事情は次のようであ
る。「2014 年産米の概算金が出そろった。一部銘柄を除き 1 俵（60 キロ）1 万円を割り込
み、ほとんどの稲作農家が耳を疑った。これほど採算ベースを割り込む価格はこれまでで
なく、農家が稲作を続けることは不可能といえる。」（日本農業新聞, 2014.9.17., 3 面）。
元々、米の概算金は、近年下落傾向にあった。しかし、2010 年から始まった戸別所得補償
のような上乗せ効果のある補助金の存在で、最終清算段階では 1 俵 1 万円台を確保してき
たようである。2014 年産の概算金のショックが大きかったのは、「14 年産から変動補填交
付金が廃止となり、最終段階でも 1 万円を割る銘柄が出る恐れ」（日本農業新聞, 2014.9.17.,
3 面）があったからである。ただし、概算金に対しては別な見方もある。「コメ価格への影
響が大きい概算金の決まり方が外部には見えにくい」（日本経済新聞, 2015.4.2., 20 面）
という批判もあり、概算金を含め現在の米の流通システム全体を見直すべきという声も出
てきている。そこで、ここではまず、米が生産者から消費者に届くまでの流通システムを、
概算金等を含め以下の図表 7-5 に示すことにしたい。

図表 7-5 米の主な流通経路および概算金決定の流れ

米の主な流通経路及び概算金決定の流れ

- 米の概算金は、JA等の集荷業者が生産者の出荷の際に支払う仮渡金であり、県単位で全農県本部・経済連が決定。
※ JA単位で独自に上乘せする場合もある。
- また、全農県本部・経済連は販売の見通しが立った時点で、販売見込額から経費・概算金を除いた額を生産者に追加払い。
- 全農・経済連から卸売業者等に対する販売は、全農・経済連が相対取引基準価格(定価のようなもの)を踏まえ、卸等と協議して決められている。



出所：農林水産省 2014，参考資料 1-1，PDF 資料 8 枚目。

図表 7-5 により改めて確認すると、米の概算金については、全農の各県本部あるいは経済連が決定していることになる。支払いについては、まず生産者が単協に出荷した際に概算金が生産者に支払われ、さらに、「販売の見通しが立った時点で、販売見込額から経費・概算金を除いた額を生産者に追加払い」(農林水産省 2014, 8) するようである。こうして集荷された米は、全農あるいは経済連から、相対取引価格により卸売業者に卸され、さらに小売業者を介して我々消費者が最終的に購入していくことになる。

米の概算金が重要なのは、上記のような米の流通ルートからも分かる通り、「米価格のス

ターゲット」であるからなのである。しかしながら、これほど重要な概算金であるが、驚くことに、決め方についての明確なルールはないようである。この事情については、次の説明を聞こう。「概算金は社会的影響力が大きくて、その年の米の相場をつくってしまうものにはあるんですが、各県事情も違うので、決め方についての全国統一のルールなどはないようです。米の売れゆき・相場観、それから各県全農のフトコロ事情などが影響してきます。」(季刊地域編 2015, 14)。別な言い方をすれば、全農が、「これぐらいの価格だったら(米を一戸田)集められる」(澤田発言, 戸田 (2015a, 318))と見た価格,あるいは、「いくらまで農家にはらえるか」(季刊地域編 2015, 12)という視点で決められた価格が,結果的に概算金となるようである。

上記のように,概算金については,確たる算定根拠がないために,様々な思惑で乱高下する事態となっている。これを少しでも改善するために,「農協やコメ卸, 外食などの需要家で作る『米の安定取引研究会』は3月30日, コメ取引で価格の乱高下を防ぐための方策をまとめた報告書を発表した。全国農業協同組合連合会(全農)などJAグループが設定する概算金について, 過去5年のうち最高値と最低値を除いた3カ年の平均値(5中3平均)を基本とする案などを提言した。」(日本経済新聞, 2015.4.2., 20面)。しかしながら, 5中3平均という概算金の考え方には, 米の売り手も買い手も懐疑的だとされている。なぜなら, 「報告書の発表には15年産のコメ価格を引き上げようとする政治的な思惑も見え隠れする」(日本経済新聞, 2015.4.2., 20面)からである。

上記のように, 現在, 概算金の問題は迷走を続けているが, そもそもの問題は, 中堅米卸し会社のミツハシライスに勤務する澤田泰二管理部財務課長が指摘するように, 「米の公正な市場って基本的でない」(澤田発言, 戸田 (2015a, 310))という点にあるのである。だからこそ, 算定根拠が不確かな概算金が米のベンチマーク価格にならざるを得ず, 農家側も「概算金=米代金というイメージ」(季刊地域編 2015, 15)を持ち, 「農家のほとんどが, 農業法人も含めて, 仮渡金, 概算金を受け取った時に売上を計上している」(森発言, 戸田 (2014b, 117))のが実情なのである。しかしながら, 簿記会計的に見れば, 当該経理処理は, 明らかにおかしい。本来はまだ販売しておらず, 農協に卸しただけの「預け在庫」(森発言, 戸田 (2014b, 118))なのだから, 概算金を受け取った際の仕訳は, 「(借)現金×× (貸)前受金××」となるはずである。ちなみに, 『農業簿記検定教科書3級』(以下「教科書3級」と称す)では, 当該仕訳が正解であるとしている(教科書3級 2013, 41)。

ただし, 仕訳の問題が, 概算金における最も大きな簿記会計的問題ではない。最大の問題は, 概算金を議論する際に, 簿記会計的な視点が一切抜け落ちている点にある。5中3平均という提案も, そもそも原価はいくらなのか, ということと全く切り離されて議論されている。また, 概算金に対する不満が渦巻く農家側にしても, 「この価格で売りたいというのはない」(澤田発言, 戸田 (2015a, 318))なのである。なぜなら, 「この価格以下では

原価割れで商売にならない、なんて発想はそもそもないはずなんです。たとえ赤字になっても、最終的に補助金をもらえれば、というのが日本における米を作る環境」(同)だからである。澤田氏は、続けて次のように言うのであった。「米の流通の中で最大の構造的な問題は、農家さんだけでなく、これくらい原価がかかっているからこれこれの価格で取引しなきゃペイしないという、こういった発想がそもそも形成されていないことだと思いますね。」(澤田発言, 戸田 (2015a, 318))。澤田氏のこの言にこそ、概算金をスタートとした日本の米取引において、どのような看過できぬ簿記会計的な問題が存しているかが、端的に示されているものはないのではなかろうか。

上述の言の通り、農家側は秩序性・網羅性ある記録をとっていないので、自分がつくった米の原価を主張することができない。結果的に、受け取った概算金をもってよしとするか、とにかく概算金を上げてくれと関係者に訴えるしかない。また、全農や米卸し会社も、概算金に各自の取り分をのせて流通させれば一定の利幅は確保できるため、農家側も含め米の生産・流通に関わる全ての関係者に、かかった経費を積み上げるという意味での「原価」を計算する必要性が基本的にないということになる。この構造において、原価の算定のために不可欠な記録や帳簿、さらにその帳簿に秩序性・網羅性をもって記帳する簿記の技術は、必然的に無用の長物とならざるを得ない。簿記会計的に見た概算金の最大の問題は、この点にこそあると考えられるのである。

5 むすび

—標準・基準の使用がもたらす簿記会計的弊害—

本章では、前章で明らかになった、収穫基準は実は記録を前提としていない点をふまえ、それではなぜ、記録に基づかずに、農業税務簿記の目的である青色申告決算書の作成が問題なく遂行できるのかという点を考察した。考察の結果、それは、農業に関する様々な基準・標準が使用されていたためであることが明らかになった。米を集荷する際に全農が農家に支払う「概算金」も、現代的な米に関する基準であることも確認された。ここに、農業簿記第1の流れである農業税務簿記が、本来の簿記ならば、必ず拠って立つべき「記録」という前提に立たずとも、なぜその目的を遂行できるのかが明らかになったのである。

なお本章では、農業に関する基準・標準として、特に農業所得標準と概算金を取り上げたが、両者こそが日本の農業発展を阻害する諸悪の根源だと批判したいわけではない。ただ、現在は少なくなってきた農業所得標準の使用や、概算金を基本とする新たな標準の使用には、本来の「簿記」という観点から見て看過できない問題が存することを指摘したいだけなのである。

ここで、簿記会計的な問題点を総括する前に、標準(率)の使用についての問題を明確に語った言説があるので、次に掲げることにはしたい。「標準率による方法は、農業所得の申

申告納税に対して、微妙な影響を与えてきた。一言にしていえば、納税者（農家）の自主性の喪失ということである。これを詳しく述べるならば、次のようになろう。第一に、申告納税方式の建前にもかかわらず、所得税は、税務署の割り当て課税である（所得税を納めるに至らない者にとっては、市町村による住民税の割り当て）という意識が深く潜在化することとなったことである。申告納税の衣を着た賦課課税ということになる。」（碓井 1987, 52）。むろん、現在では、農業所得標準課税は原則的には採られていないことになっているが、たとえ農業所得標準という名称でなくとも、各種の農業に関する基準が地域によっては厳然と残っているのが実情である。また、地域によっては、概算金をベースとした新たな基準も出てき始めている。これらの基準等を暗に使用して作成した青色申告は、指摘のように「申告納税の衣を着た賦課課税」とは言っても過言ではなかろう。ただ、本章は、こういった基準の使用がすべて間違っていると指摘したいのではない。公平・中立・簡素を旨とする課税の原則からすれば、言い換えれば税務の観点からすれば、逆に好ましい処理とさえ言えよう。

本章および本論文全体として問題にしているのは、本来の簿記という視点に基づいた場合、そこには、簿記の基本である記録・記帳の不要・不在という、看過できぬ問題があるという点である。先の言にもあるように、決められた標準・基準の使用は、農家側の「自主性の喪失」に繋がる。そしてそのことは、財務的な自主・自立にとって必須となる記録や記帳についても、必然的に不必要なものを見なすことに繋がる。勢い、記録や記帳をスタートとする簿記会計についても、その必要性は無いに等しいことになってしまうわけである。

ただ確かに、かつて、帳簿への記入・記帳、つまり簿記は、次のような事情で農業の世界には必要なかったのかもしれない。「反別課税の代表的なものが米価です。昭和 56 年まで、米の価格は 10 年ごとに倍々になっていました。だから、米をつくっても売ることを考える必要はありませんでした。ただよい品質の米を生産すればよかったです。生産すれば、年末に米価が政治的に決着して、所得は確定する。誰がすき好んで、難しくてややこしい帳簿を作成する必要があるでしょうか。」（全農協編 1999, 20-21）。

さらに、帳簿は作成する必要がないというだけではなく、前述のように、あっては不利になったこともあるようである。この事情を再度確認しておきたい。「たとえば、ある地域で、どの作目を何 a つくれれば所得はいくらであるという、反別課税がされてきたとします。ここには会計の入り込む余地がありません。この場合、帳簿を作成する必要がないのです。反別課税の場合は、課税の基準よりも多く所得を上げている人にとって、帳簿があっては不利になります。」（全農協編 1999, 20）。

しかし、時代は大きく変わりつつある。減反政策の廃止、TPP 交渉の大筋合意等、かつては考えられなかった状況が、日本の農業の世界に現れつつある。この時代には、米を中心とする農産物を、ブランド化等により、いかに高く売るかと言う努力は欠かせない。一

方、農業できちんとした利益をあげていこうとするなら、これらからはコスト意識も欠かせない。そして、コストの把握のためには、農産物を生産・販売するまでのコストを、秩序性・網羅性を備えたやり方で記録・記帳していくこと、つまり簿記が必須となるのである。

ところが、こういった簿記を、必要としないばかりか、時にはあつては不利とまで位置づけることになっていたのが、農業税務簿記が長く依拠してきた農業に関する基準・標準の使用であった。昨今は、個別に設定される農業所得標準は姿を消していても、概算金をベースに各種の金額（例えば自家消費額等）を一律に算出する動きも見受けられる。こういった、農業に関する基準や標準の使用には、これまで縷々述べてきたように、記録を前提とする簿記そのものを不必要なものと思なす構造が暗に横たわっているという点こそ、日本における農業簿記第1の流れである農業税務簿記が抱える、最も看過できない問題ではないかというのが本章の結論である。

注

- (1) ここで言う反別課税とは、面積課税方式による課税と同義である。なお、反別課税という言葉は、行政上の正式な用語ではなく、農家や農業専門の税理士等が使用する実務的な用語である。
- (2) 熊本における、西瓜・ピーマン・温州みかんに対する農業所得標準の適用状況を、図表7-6として以下にまとめた。

図表 7-6 西瓜・ピーマン・温州みかんに対する農業所得標準の適用状況推移

	熊本東税務署		熊本西税務署	
	西瓜(ハウス24尺、熊本市)	ピーマン(露地、高冷地)	西瓜(ハウス24尺、全地域)	温州みかん(旧河内村、本年産)
昭和58年	394,900	332,400	394,900	215,500
昭和59年	385,800	277,600	385,800	381,700
昭和60年	426,000	収入金額×76%	426,000	246,300
昭和61年	444,100	収入金額×60%	444,100	226,700
昭和62年	463,470	収入金額×65%	463,470	101,410
昭和63年	486,540	収入金額×70%	486,540	219,660
平成元年	収入金額×65%	収入金額×76%	収入金額×65%	279,270
平成2年	収入金額×70%	収入金額×78%	収入金額×70%	286,700
平成3年	収入金額×70%	収入金額×81%	収入金額×70%	収入金額×86%注)
平成4年	収入金額×70%	収入金額×62%	収入金額×70%	収入金額×63%
平成5年	収入金額×69%	収入金額×71%	収入金額×69%	収入金額×45%
平成6年	収入金額×70%	収入金額×68%	収入金額×70%	収入金額×65%
平成7年	収入金額×70%	収入金額×70%	収入金額×70%	収入金額×67%
平成8年	収入金額×69%	収入金額×73%	収入金額×69%	収入金額×68%
平成9年	収入金額×68%	収入金額×72%	収入金額×68%	収入金額×52%
	熊本東税務署と熊本西税務署が合同で一冊の農業所得標準を作成するように			
平成10年	収入金額×71%	収入金額×65%	東西同一に	収入金額×81%
平成11年	収入金額×69%	N/A	東西同一に	収入金額×69%
平成12年	N/A	N/A	N/A	みかん樹樹齢必要経費算定割合
平成13年	N/A	N/A	N/A	みかん樹樹齢必要経費算定割合
平成14年	N/A	N/A	N/A	みかん樹樹齢必要経費算定割合

出所：参考資料に掲げた農業所得標準表から筆者が作成。

(付記) 農業所得標準に関する参考資料は、全て熊本市小峰にある未来税務会計事務所の地下書架に所蔵されているものである。閲覧および論文資料として使用する許可については、事務所所長の西田尚史税理士より頂戴した。また、全ての資料を確認するために、同事務所の中満健氏および池田彩氏に協力いただいた。皆様に記して感謝申し上げる。

終章 要約と展望

日本においてこれまで展開されてきた農業簿記とは、一体何であったのか、そしてどうして、TPPをめぐる議論の前に、日本農業の競争力強化や農業経営の発展についてコミットできなかったのか。この問いに答えることが、本論文の課題と目的の中心であった。また、この問いに対して、タブーなく真摯に答えるため、文献研究だけでなく、関係者へのヒアリング調査を重用・多用した。研究手法としてヒアリング調査を重用・多用した理由は、序章においても述べたように、これまでの農業簿記研究においては、とにかく研究の前に、その実態の集積があまりにも欠けていたことが理由の一つである。また、他の理由に、農業簿記研究のみならず、日本の農業全般について考察・言及する際、農協問題を筆頭に強いタブーが存していたため、文献のみからでは有益な示唆を得ることに限界があったことにもよっている。

ヒアリング調査および文献研究の結果、これまで日本において展開されてきた農業簿記には、3つの流れがあったことが確認された。農業簿記第1の流れであり、現在最も主流となっているものが、農業者用の所得税青色申告決算書の作成をゴール、つまり目的とする農業税務簿記である。農業税務簿記は、所得税法に基づく税務・課税をその基本としたものであり、当然旧大蔵省（現財務省）サイドの意向を強く反映したつくりとなっている。

当該農業税務簿記は、現在、青色申告書の作成を補助する税理士により實際上・実務的に使用されているが、その使用は特別税理士法の下、農協にも許可されている。よって、地域によっては、農協が当該農業税務簿記を使用し、金融や保険サービスと共に、農業者の所得申告をワンストップで行っている場合もある。農業者の所得申告サービスにとどまらず、農協は農業税務簿記と強い関係性を有していた。農業税務簿記は、その遂行上、農業に関する多種多様な基準・標準を必要としてきたが、これらの基準・標準の決定に、農協は、国税局や地方公共団体と共に、深く関わってきたし、現在も関わっているのである。

農業税務簿記をめぐる農協・国税局・地方公共団体の連携関係は、戦後の日本の農業が置かれてきた、農協・農林省・自民党の強固な連携関係、いわゆる「農政トライアングル」と同様の性格を有するものであった。むろん、この農政トライアングルは、現在急速にその姿を変えつつある。しかし、戦後の日本農業をめぐる環境を深く考察するためには、欠かすことのできない重要な視点を提供するものであることに変わりはない。同様に、農業税務簿記が戦後長く置かれてきた環境・構造を深く考察する上で、農協・国税局・地方公共団体の強固な連携関係への注視は必要不可欠であった。

この、言わば「農業税務簿記を支えるトライアングル」への注視が必要だったのは、この関係の中で、農業所得標準が決定されていったという事実があるからである。そして、農業所得標準自体は公式的には廃止されている今現在でも、農業者用の青色申告決算書を

作成する上で、農協と国税局が相対で作成する農業に関する各種の基準が使用されていることが、これもヒアリング調査よりはじめて確認された。本論文では、ヒアリング調査を直接の契機として、上記のような、農業簿記第1の流れである農業税務簿記の実態を解明していったのである。

以上のように、日本において一般に農業簿記と言う場合、実はそれは農業税務簿記を指す場合が多く、さらにその農業税務簿記は、戦後日本の農業が置かれた特異な環境と適しながら実際に使用・適用されてきたことを本論文でまず明らかにしたのである。ただし、本論文におけるさらなる考察の結果、別の流れが存してきたことが、これも明らかになった。農業税務簿記とは異なる、農業簿記第2の流れ、それが農業統計調査という流れである。この流れは、より正確に言うと、農業統計調査を主流とする調査の下、その傍流として行われてきた農業簿記「研究」の流れでもある。

この流れの農業簿記研究は、京都大学農学部出身の研究者を中心に行われてきたが、彼らの研究の主眼は、複式簿記に基づいて農産物のコストを把握することではなく、統計という研究手段に基づき農産物の生産費を算定することにあつた。生産費の調査・算定は、特に食管法の下で米に対する政府の買い上げが行われていた時代には、その政府買い上げ価格を支える上で絶対に必要とされるものであつた。こういった背景のもと、主に京大農学部において展開された農業簿記研究は、米を中心とする生産費の統計的調査と深く結びつかざるを得ないこととなつていったのである。ここに、農業簿記第2の流れとして、農業統計調査という、農業税務簿記とは別の流れが存することとなつたのである。

さらに言えば、先述したとおり、農業税務簿記は大蔵省（現財務省）サイドの流れであるが、対して、農業統計調査は、京大農学部出身の研究者の協力は仰ぎながらも、その本筋は農林省（現農水省）の流れであつた。農林省は、戦前も戦後も、農政を効率的に遂行するためにも、日本の農家の経済実態を調べるというインセンティブを有していた。

農家への調査として、戦前戦後と長く続いたものとして、農家経済調査という調査がある。この調査は、むろん農家を対象としたものであるが、農業収支と家計とを正確に分離しながら農家全体を統計的に把握していったため、日本の農家・農業の実態をかなり正確に掴んできたと考えられている。農家経済調査の調査が、正確・緻密に行われてきたのは、農林省に多数存在する統計関係の職員が大きく寄与してきた。彼らが、「坪狩り」と呼ばれる実地調査により、各農家の所有する農地における、米を中心とする農産物の出来具合まで調べることで、農家経済調査の精度は増していった。また、この農家経済調査に対しては、特に統計的数値集計の作業において、京大農学部出身者を中心とする研究者の協力が必要であつた。さらに戦前は、京都帝国大学農学部の名前で農家経済調査が行われていたほどであつた。つまり、かつての京大農学部の強みは、生産費の統計的算出への協力だけでなく、この農家経済調査への関与もあつたことが明らかとなつたのである。

しかしながら、農家経済調査における精緻な調査を可能にしてきた、農水省に多数存在していたノンキャリアの統計職員達は、中曽根行革の格好の対象となってしまい、その数が大幅に削減されてしまった。その結果、農林省はもはやその調査を自省では遂行不可能となり、現在は総務省にその管轄を譲り渡している。また、食管法の廃止により、米の政府買い上げ価格も存在しなくなり、生産費の統計調査・算出も、その意味を失いつつある。そのため、農家経済調査と生産費の統計的算出に深く関わってきた、京大農学部を中心とする農業研究、特にその中でも農業簿記研究は、急速にその勢いを失っていかざるを得なかったことになる。京都大学内における、農業簿記研究所の閉鎖も、このような流れと無縁ではなかったろう。

つまり、一時期興隆を極めた農業簿記第2の流れである、農業統計調査の傍流として行われてきた農業簿記研究の流れも、その存在感が希薄にならざるを得なかったと考えられるのである。したがって、だからこそ現在、一般に農業簿記と言う場合、それは農業税務簿記を指す傾向がますます強まったのだとも言えるのである。

農業簿記第2の流れである農業統計調査について、主にヒアリング調査より明らかとなった実態は以上である。この農業統計調査という流れは、その目的が農産物の生産費（コストではない一戸田）の統計的推計であり、前提としているのが、統計関係の職員による「坪狩り」等のサンプル推計であった。そして、本論文の研究上重要なことは、農業簿記第2の流れである農業統計調査の目的とその前提は、通常の「簿記」のそれとは、全く異なったものであることが確認されたことである。

本論文では、以上のように、日本において展開されてきた農業簿記は、主流としてまずは農業税務簿記の流れが厳然としてあり、しかも現在その流れはますます強くなってはいるが、それ以外の流れも存してきたことを指摘した。そしてさらに、農業税務簿記や農業統計調査以外の流れが、日本における農業簿記に存してきたことを、これもヒアリング調査を直接の契機として確認するに至った。

その、農業簿記第3の流れこそ、「農協簿記」であった。農協簿記とは、「農業（者のための）簿記」というより、「農協（自身のための）簿記」と位置づけられるものである。現在の日本の農協は、農業に関する業務以外に、JAバンクを中心とした金融や、JA共済を中心とした保険を含め、「ゆりかごから墓場まで」というほど、多種多様で幅広い業務を行っている。こういった金融・保険などの高度で複雑な業務を、そして多種多様な経済業務を、農協は、複式簿記の技術・技法により、自らのために効率的に管理・運営しているのである。農協が行うこういった簿記処理は、金融取引や保険取引ごとに分類・整理され、全体としては「農協簿記」という名称で、実際に農業専門の書店で販売されている。また、高校卒業後、農協の中堅幹部職員を養成する1年生の学校であるJAカレッジでも、農協簿記という講義科目は開講されている。講義内容は、農業に関する取引処理だけでなく、

先にあげたような金融や保険などの現在農協が実際に行っている多様な業務を、どのように複式処理するかということのみっちり学習させるのである。

農業簿記第3の流れである農協簿記は、第2の流れである農業統計調査とは異なり、その手法・技法としては、「統計」ではなく「複式簿記」を用いており、複式簿記が有する効果については存分に享受しているものである。ただし、注意しなければならないのは、その対象が、「農業」というより、「金融・保険・その他農業以外の経済事業」であるという点である。さらに、当該効果の享受は、農協の本来の主役である組合員農家のためと言うより、農協自らのためである。しかしながら、歴史的に見れば、農協に対して複式簿記の適用が求められたのは、実は組合員農家のためであった。その事情はすでに本論文で見てきたが、ここでもう一度確認しておきたい。

戦後、日本において農協の設立を主導したGHQには、当の日本農協に対して強い不満があった。その1つは、日本の農協が、戦前の農業会の流れで、金融機能を有していたことである。米国の農協のように、農業だけの専門機関をつくらせたかったGHQにとって、その失敗によるダメージが計り知れない金融業務を設立間もない日本の農協が行うことは、何としても避けたいことであった。

GHQのもう1つの不満は、農協から組合員農家への利用高配当が、なかなか実現しないことであった。組合員農家が農協との取引を利用すればするほど配当金が支払われるという、この利用高配当制は、協同組合の基本精神であるロジデール原則に即したものであるばかりでなく、設立間もない日本の農協が組合員農家達から愛される存在になるために、GHQとしてはどうしても導入させたい制度であった。しかしながら、GHQが要請していた、農協からの金融業務の切り離しも、利用高配当制の導入も、中々実現しなかった。

業を煮やしたGHQは、両不満点の具体的解決のため、専門家を米国から招集することになる。そして、特に後者の、利用高配当制の導入促進のために、J.C.エッシーンという公認会計士が米国から招聘されることになる。エッシーン会計士は、短期間のうちに日本各地の農協を視察して回り、日本の農協がGHQが要請する利用高配当制をなかなか導入できないでいるのは、そもそも配当に回すことが可能な原資の計算ができていないことを突き止める。そこで、エッシーン会計士は、最終的な意見答申において、日本の農協が利用高配当制をとって、組合員農家が農協を利用すればするほど得になる、つまり自分たちのための農協だという意を強くするための、重要な方策を開陳する。それは、利用高配当を行う上で必要な支払い可能原資の計算を、旧来の計算方法ではなく、「複式簿記」という新たな技術・技法で行うべきというものであった。重要なことは、日本の農協に対して複式簿記の適用が要請されたのは、農協自身のためだったのではなく、まずは組合員農家のためであったという歴史的事実である。

この歴史的事実から見ると、農業簿記第3の流れと位置づけられる現在の農協簿記は、その方向性が、当初要請されていたものと大きく異なっているものになっていることが明

らかとなろう。同様に、現在の農協は、その切り離しが当初より強く要請されていた金融業務を、切り離すどころかJAバンクの業務として、全体業務の中でも中核的な存在として位置づけていると思われる。つまり農協は、本来分離が要請されていた金融や保険といった複雑な金融業務を管理していくため、また、そういった信用事業だけでなく多種多様な業務を効率的に管理するために、つまり自らのために、複式簿記という技術を使用していると指摘できるのである。

農協が、組合員農家のためというより、自身のために複式簿記を使用している例を、本論文では、クミカン（組合員勘定）という北海道で行われている営農管理手法からも確認してきた。クミカン制度とは、端的に言えば、「農協が農家に運転資金を供給するしくみ」（小南 2009, 28）なのである。そして、「農協取引部分については、相手勘定が全てクミカン（運転資金供給の科目）となる。水田・畑作経営の場合は、支出が先行（クミカン残高が赤）するため、クミカンは農家からすれば、『短期借入金』的な性格となる」（小南 2009, 30）。しかしながら、農家がこの記録をつけることはまれで、結局のところ、クミカン勘定は農協側が短期貸付金管理の一環として利用していることになる。重要なことは、農協との取引については全てクミカン勘定で処理が可能であるため、取引相手が農協に限定される組合員農家は、クミカン勘定を通じて農協のコントロール下にあるといえることである。クミカン制度は、複式簿記を使って組合員農家に対する短期貸付金の状態を、農協側が正確に把握・管理するのを可能にしてきた管理手法と見なし得ることになる。

ここで改めて、農業簿記第3の流れである農協簿記について概観しておきたい。現在の農協は、GHQおよびその依頼に基づき招聘されたエッシーン会計士より要請された活用目的とは大きく異なる目的で、複式簿記を活用していることになる。つまり、組合員農家に対する利用高配当原資の計算のためではなく、金融をはじめとする多様な運営事業の管理のため、そして組合員農家への短期貸付金管理のために、現在の農協は複式簿記を利用していると指摘できるのである。農協による、かような複式簿記の利用は、ヒアリング調査やそのような書籍名があることから明らかなように、「農協簿記」と見なし得る。そして、当該農協簿記の流れが、当初の構想とは違う姿となってしまったものの、日本における農業簿記第3の流れとして確かに存していることを、ヒアリング調査を中心にして、各種文献からも明らかにしてきたのである。

さらに、当該農協簿記は、主に金融や保険、それに農業以外の多様な経済事業を対象に、組合員農家ひいては日本の農業全体のためではなく、農協のため、つまり農協自身の効率的運営を目的としたものだったことも明らかになった。本論文の研究上重要なのは、当該農協簿記の目的は、「簿記」本来の目的とは異なるものであるし、その対象も、「農業」簿記本来の対象が農業に関する取引だとするならば、これも異なったものであるという点である。

以上本論文で考察してきたように、日本においてこれまで展開されてきた農業簿記には、その対象や目的がそれぞれ異なった、3つほどの流れが存していたことになる。ただ、本論文で見てきたように、農協簿記第2の流れは、先に確認された様々な理由から、その流れが先細ってきている。また、農業簿記第3の流れである農協簿記も、「農協」という限られた場において限定的に使用されているに過ぎない。そういった意味でも、現在ますます、農業簿記といえば農業税務簿記を一義的に指す傾向が強まっているものと思われる。また、農家の農業所得の算定をする上で、農協や関係する税理士達により、全国津々浦々、実務的・實際上使用されていることもあって、農業税務簿記の影響力たるや、農業統計調査や農協簿記の比ではない。その意味でも、農業税務簿記を改めて深く考察することは、日本において主として展開されてきた農業簿記の本質を知る上で、必要不可欠な作業であった。

本論文第Ⅱ部においては、この作業を行ったことになる。明らかになったことは多々あるが、最も重要なことは、農業税務簿記最大の特徴である「収穫基準」には、「簿記」の本質に照らした場合、看過できない問題点を抱えているということであった。

当該問題点の指摘の前に、今一度、収穫基準について確認しておきたい。収穫基準とは、「米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上する」という、所得税法上の収益認識に係わる基準である。したがって、収穫基準に基づくと、収穫はしたがまだ販売されていない米の在庫分も、収穫した会計年度の収益として計上されることになる。一方、期首に残っている在庫は、収穫されたのが前会計年度であり、そこですでに収益として一旦計上されているため、当該会計年度の収益からはマイナスされることになる。つまり、期末農産物棚卸高は収益の増加、期末農産物棚卸高は収益の減少という性格を有することになる。これは、通常の簿記会計的なとらえ方、つまり期首商品棚卸高は売上原価を計算する上で費用の増加、そして期末商品棚卸高は費用の減少として位置づけ、簿記処理上は仕入勘定に振替えられるのと、大きく異なっていることになる。農業税務簿記の根幹たる収穫基準に基づく処理と、通常の簿記会計的な観点に基づく処理の違いは、「棚卸高の金額が、販売価格で計算されるか、仕入などの原価で計算されるかの違いから生じます。棚卸高の金額が販売価格で計算されるのは、収益計上の時期に収穫基準を採用しているためで、収穫基準を採用している場合の農業所得の計算の特徴です。」(教科書3級2013,85)と説明される。

ここに、収穫基準のさらなる特徴として、「収穫(時の販売)価格」という、通常の簿記会計学が要請するような記録に基づく原価または期末の時価とは異なる、特殊な測定属性が要請されていることに気づく。そして、当然のことながら、この「収穫時の販売価格」という測定属性は、一体どのようにして実際に測定されるのかという、素朴な疑問が湧き上がることになる。しかしながら、この疑問が、文献調査により晴れることはついになく、ただヒアリング調査により、その適用実態が明らかとなったのである。

ヒアリング調査により明らかとなった、「収穫時の販売価格」の実態は次のようである。戦後の一時期は、農産物全てに政府の決定する公定価格があったため、この公定価格をもって、「収穫時の販売価格」としていた。農産物全体の公定価格が消えていった後も、特に日本の農産物の中心であった米については、食管法の下、政府買い上げ価格が存在したため、「収穫時の販売価格」には当該買い上げ価格をあてればよかった。では、食管法が廃止され、米の政府買い上げ価格が存在しなくなった現在では、米の「収穫時の販売価格」はどのようにして把握されているのであろうか。日本農業新聞等で、米の収穫時の時価を確認しているのだろうか。この重要な点を確認できる文献は存在しなかったものの、実施したヒアリング調査から、次のことが確認されたのである。

「収穫時の時価というものを実務上どこでとっているかという、概算金単価なんです。」(森発言, 戸田 (2014c,117))。つまり、現在、米についての「収穫時の販売価格」として実際に用いられているのは、米を集荷する際に全農から農家に前払いされる「概算金」単価なのである。さらに、ヒアリング調査により明らかになったのは、「農家のほとんどが、農業法人も含めて、仮渡金、概算金を受け取った時に売上を計上している」(森発言, 戸田 (2014c,117)) ということであり、「本来はこれ(概算金—戸田)は農家から見ると売上ではなくて、前受金」(同) であるが、「基本的には仮渡金(概算金—戸田)をもって売上高にあげているのが、商慣習として定着」(森発言, 戸田 (2014c,118)) しているということである。

ヒアリング調査からはじめて明らかになった、以上のような収穫基準の適用実態であるが、本論文における研究上特に注目したい点は、公定価格や政府買い上げ価格、さらには概算金に至るまで、「収穫時の販売価格」として適用されてきた測定属性は、どれも農家側の継続的な記録を必要としないものばかりだという点である。こういった、農家側の継続的記録を必要としないにもかかわらず、収穫基準の適用、つまり農業税務簿記の業務が何ら問題なく遂行され得る局面が多いことが、これもヒアリング調査により確認されている。

例えば、所得税青色申告決算書には、家事消費欄、つまり自分でつくった農産物を自分で食べた分について記入する欄があるが、筆者の素朴な疑問は、「自分で食べた量を記録し、しかもそれに収穫時の単位時価を乗じて、家事消費額を計算処理する農家などいるのだろうか」というものであった。筆者のこの疑問に対し、全国農業経営コンサルタント協会前会長の西田尚史税理士は、一旦「処理します。これはやらないと、税務署からいろいろと言われます。実際に食べますからね。」(西田発言, 戸田 (2014b,86)) と応じた後、続けて、「それで、これから先生にお見せしますが、大体の標準があるんですよ。本来は標準というのはないことになってるんですけど、標準をつくっておかないと大変でしょう。」(同) として、1人当たりの自家消費の標準額を含め、農業に関する各種の基準・標準が示された、熊本県版の基準表を筆者に見せてくれたのである。

その表を見て、筆者が抱いていた疑問、特に収穫基準の定義上の前提である「収穫（時の販売）価格」を實際上・実務的にどう把握するのかといった疑問は、雲が晴れるように溶解した。結論から言えば、収穫時の販売価格の把握や記録など必要なく、農業に関する各種の基準・標準を使用すればいいのである。例えば、家事消費については、家族で食べた農産物の量を記録し、それに食べた農産物を収穫した時の販売価格を調査し乗ずるわけではなく、「6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額」という標準が、実務的・実際上は使われているのである。より具体的に言うと、当該標準額が12,500円と示されている場合、6歳以上の家族が4人いれば、その一家の家事消費金額は50,000（12,500×4）円と、青色申告決算書の該当欄に記入されることになる。標準の使用は、期末の米の在庫評価においても行われる。具体的には、各県あるいは各地域の「玄米60kg当たりの基準額」に、棚卸しで確認された袋数（1袋60kg）を乗じることで米の在庫評価額が求められ、青色申告書の該当欄に当該数値が記入されることになる。

このように、農業税務簿記の実際の業務遂行上は、農業に関する各種の基準・標準が使われているし、「昔はもっと細かい（農業に関する標準—戸田）規定があった」（西田発言、戸田（2014b,87））のである。この、「昔のもっと細かい農業標準」については、農業所得標準の研究として本論文第7章において詳細に検討している。ヒアリング調査により明らかになったのは、かつてあった農業標準表はもちろん、戦後の公示価格や食管法時代の政府買い上げ価格、そして現在の概算金に至るまで、それらはすべて農業に関する基準・標準であり、これらに基づけば、農業税務簿記のゴールである農業者用青色申告決算書を問題なく作成できることである。そして、本論文上重要なのは、農業簿記第1の流れである農業税務簿記では、さらに言えば農業税務簿記の根幹である収穫基準では、簿記であるならばその遂行上絶対に必要な「記録」を、必ずしも必要としていないということである。

以上のような農業税務簿記の実態把握は、文献にのみ頼る調査では絶対に明らかにできなかった。なぜなら、現在、「こういうの（農業に関する基準・標準）がないことに表向きはなっている」（西田発言、戸田（2014b,87））からである。しかしながら、「それじゃあ仕事ができませんでしょ。それで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。」（同）と、西田氏も発言しているとおりである。農業所得標準については、国税庁長官の通達により公式的には廃止ということとなっているが、農業税務簿記遂行の現場では、少なくとも地域によっては未だ使用されていることが、ヒアリング調査によりはじめて確認されたのである。

ここで確認された最も重要な点は、農業税務簿記が実際に行われる現場で、つまり定義的・原則的には収穫基準に基づき「収穫時の販売価格」を適用すべきところで、農業に関する基準・標準が適用されているということである。そして、この実態には、簿記会計的な視点からは看過できぬ問題が存するのである。というのは、あらかじめ定まった基準・標準を使用するということが、農家側の記録・記帳を必要としない、つまり簿記の基本で

ある記録・記帳が不要となってしまうということである。当然のことながら、記録・記帳をスタートとする簿記会計についても、その必要性は無いに等しいことになってしまうわけである。

日本における農業簿記の主流を占めてきた農業税務簿記は、結局のところ、農家側の継続的記録に頼らずとも問題なく農業者の課税所得を算定できる構造になっていたわけである。むしろ、そのことは、日本の農業で主役を務めてきた小規模兼業米農家が、そもそも記録をとるインセンティブを有していなかったという事実⁽¹⁾とは、完全に符合するものである。彼らの記録に頼らずとも、農業者用の青色申告決算書が問題なく作成できることこそ、農業税務簿記の目指すところであり、目的でもあったことになる。当該所得税法青色決算書の作成には、確かに複式記入が必要とされているが、それは記録に基づき企業の経営成績や財政状態を正しく表すためではなく、申告書における農業所得を確定するためである。したがって、例えば、つくった農作物を自分の家で食べた際も、家事消費高は農業収入とすることが青色申告決算上決められているので、貸方家事消費高と仕訳し（借方事業主借）、金額は「6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額」という標準をあてればよいことになる。当該標準額が12,500円と示されており、仮に6歳以上の家族が4人いるとすれば、「(借)事業主借 50,000 / (貸)家事消費高 50,000」という複式処理を行えばよいことになる。この処理は、外形上は複式簿記と同一であり、だからこそ、農業の現場でも複式簿記は行われてきた、つまり農業簿記という実務はこれまでも行われてきたということになっている。

しかしながら、上記複式処理からは、正しい損益は導くことができない。仮に、食品卸会社において、社員が自社の食品を販売前に自分で食べてしまったら、またその取引を仕訳するならば、貸方は食品という資産の減少であろう（借方は損失発生）。また、食べた食品の金額は、仕入れ記録に基づいて算出されることになる。これを売上、つまり収益の発生と見なしたり、しかも、その金額を、標準を使って一律に算出したりはしない。正確な損益計算ができなくなってしまうからである。

このことは逆に、農業税務簿記で行われている仕訳は、複式簿記が通常基づく前提、つまり記録に基づくという前提に立っておらず、また、複式簿記が通常達成すべき目的、つまり正しい経営成績と正しい財政状態をあらわすという目的とは、異なった目的を持っていることを証明している。本論文では何度も確認してきたことであるが、農業税務簿記の目的は、農業者用の所得税青色申告決算書の作成である。そして、その作成においては、家事消費の際に見たような複式処理が必要とされていた。しかし、注意を要するのは、農業者用の所得税青色申告決算書は、企業の経営成績や財政状態を示す財務諸表と、外形は似ているが、その内容には大きな違いがあるということである。さらに、青色申告決算書を作成する際に必要な複式記入も、外形上は複式簿記のように見えるが、これもその内容・実質に大きな違いが存している。青色申告決算書を作成する際に必要な複式記入は、申告

書においてあらかじめ決められた欄に間違いなく記入するための形式であるが、複式簿記とは取引を二面的に把握しながら経営成績と財政状態を導出するシステムと考えられる。さらに大きな両者の違いは、前者は記録・記帳を前提とせずとも遂行され得るが、後者は記録・記帳を絶対の前提とすることである。

以上のような、本論文における第Ⅱ部の考察から、農業簿記第1の流れであり、現在実務としても行われている農業税務簿記は、その目的と、その目的を達成するための前提が、通常の「簿記」—ここでは「複式簿記」⁽²⁾と捉えている—とは、大きく異なっていることが判明した。農業簿記第1の流れであるところの農業税務簿記は、確かに複式処理を行うものではあるが、その処理は記録に基づかずとも行うことができ、したがって記録に基づいた原価の把握などは行うことはできない。そもそも、農業税務簿記の中核である収穫基準が、記録や、記録に基づく原価の計算を求めてはいないのである。ここに、農業簿記第1の流れである農業税務簿記とは、簿記という名称は付しているが、本来の農業「簿記」と果たして呼べるものだったのかについて、議論の余地があることが指摘できたのである。

そして、この指摘は、農業簿記第2の流れである農業統計調査に対しても、さらに、農業簿記第3の流れである農協簿記に対しても、同様になされ得るものであった。農業簿記第2の流れである農業統計調査は、その目的が農産物の生産費（コストではない—戸田）の統計的推計であり、前提としているのが、統計関係の職員による「坪狩り」等のサンプル推計であった。農業簿記第3の流れである農協簿記は、そもそもその対象が農業ではなく主として金融・保険業務であり、その目的も、歴史的に要請された組合員農家全体のため、つまり日本の農業のためではなく、現在農協が行っている多様な経済業務を効率的に管理運営していくため、つまり農協という一組織体自らのためであった。つまり、日本において展開されてきたどの流れの農業簿記も、その目的や前提を分析してみると、簿記本来の目的、あるいは簿記がその遂行にあたり当然としてきた前提と異なっていることが明らかなのである。

本論文における考察の結果、明らかになったことを再度まとめると、次のようになる。まず、これまで一般に農業簿記と総称されてきたものの中には、農業税務簿記、農業統計調査、そして農協簿記の3つの流れがあった。しかしそのそのどれもが、農業簿記が「簿記」として本来もつべき目的とは、異なった別の目的を有し、さらに、「簿記」が本来立つべき前提とは異なる前提のもと、その独自の目的を達成しようとしていたのである。ここで、農業簿記が本来有すべき目的について、全国農業経営コンサルタント協会前会長である西田尚史税理士が明確に述べている記述があるので、既述ではあるが最後にもう一度引用する。「農業簿記の目的は、正しい記帳を行うことにより、正しい損益計算書と貸借対照表を作成して、一定期間の経営成績を明らかにすること（損益計算書）、一定時点の財政状態を明らかにすること（貸借対照表）です。そして、正しい所得にもとづいた税務申告を行うだけでなく、農業経営の分析などを行い、農産物の生産に要した原価を把握してこれ

をもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与することが真の目的」（教科書 3 級 2013, 4. 傍点筆者挿入）なのである。

この言にあるように、本来の農業簿記は、「正しい記帳」、つまり農業に関する取引記録に基づき、「農産物の生産に要した原価を把握」する、つまり農産物のコストを把握することにより、「農業経営の発展に寄与すること」なのである。しかしながら、日本において、これまで展開されてきた農業簿記は、そのどれもが、「簿記」であるならば当然の前提に立っておらず、よって、「簿記」であるなら当然把握できたものを把握できず、結果的に、真の農業簿記の目的である「農業経営の発展に寄与する」ことに、言い換えれば、農業の競争力向上に寄与できなかつたと考えられるのである。そして以上の考察結果が、なぜ、これまで日本において展開されてきた農業簿記は、TPP という言わば外圧によってではなく、内生的・自発的に、日本農業の競争力強化や農業経営の発展についてコミットできなかったのかという研究課題に対する、本論文における答えである。

最後に、これまでの農業簿記とは異なる、いわば農業簿記第 4 の流れが現在出現しつつあり⁽³⁾、かつ、TPP 後の新たな環境の下、日本農業の競争力強化や農業経営の発展に真に資することが期待されることについて触れておきたい。残念ながら、これまでの日本の農業簿記は、西田氏が述べるような農業簿記の真の目的を達成するものではなかつた。ただし現在、旧来とは異なる農業簿記をめぐる環境が少しずつではあるが新たに出現している。例えば、家計と完全に分離した大規模農業法人が、6 次産業化等を契機に、当事者自らの真の姿を知るために、つまり自らの真の経営成績や財政状態を知るために、日々の農業に関連した財務的な「記録」⁽⁴⁾を複式簿記により処理しようというインセンティブが、確かに働き始めているのである。この新たなインセンティブは、記録者が関与しないところで定められた基準・標準を、所得税青色申告決算書を作成するために求められる複式記入により処理することにより、補助金や損益通算による税還付を受けようとする従来型のインセンティブとは似て非なるものである。この新たなインセンティブは、簿記本来の目的を、簿記本来の前提に基づき達成しようとするものであるため、当該インセンティブが生み出す農業簿記第 4 の流れこそ、まさに言葉通りの、真の「農業簿記」であると言ってもいいだろう。

21 世紀の現代日本は、この真の農業簿記の、言ってみれば黎明期を迎えているのかもしれない。そのような思いを確かなものとする次の言をもって、本論文の最後としたい。「これからなんですよ、本当の農業簿記は。」（西田発言、戸田(2015d,128)）。

注

- (1) 農家が記録をとりたがらない理由は、本論文でも様々に考察してきた。低い農業所得標準の存在は、確かにその理由の 1 つである。ただし、さらに長期の歴史的視点に立

つならば、日本国の成り立ちにまで遡る必要があるかもしれない。収穫量やその記録ではなく、耕す土地面積に基づき租税を課するという制度は、日本国成立以降の長きにわたる歴史上の課税制度でもあった。この点については、網野善彦氏の次の言を参照のこと。

「なぜ百姓という語をはじめから農民と思いで史料を読むというもっとも初歩的な誤りを犯しつづけてきたのか・・・(中略)・・・。その中でいちばん大きな原因のひとつは、『日本』を国号とした日本列島最初の本格的な国家、ふつう『律令国家』などといわれている古代国家が、北海道、沖縄、東北北部を除き、水田を国の制度の基礎に置き、土地にたいする課税によって国家を支えるという制度を決めたことにあると思います。」

(網野 2013, 258)。「荘園公領制は十三世紀前半までに確立しますが、この制度も基本的に水田を賦課単位にして、年貢・公事などの租税を取り立てているのです・・・(中略)・・・、水田を課税の基準にしてさまざまな産物を年貢、租税として取っているのです。」(網野 2013, 260)。「土地に租税を課している以上、百姓が農民であってほしいのは、国家のきわめて強い意志であり、国家にとってそれがもっとも望ましい事態だったことを考えておく必要があると思います。」(網野 2013, 261)。農業者が記録をとらず、お上が設定する基準・標準にしたがうのは、日本の国の成り立ちにまで関わる深淵な理由によっている可能性が指摘できる。

(2) 複式簿記の本質的特徴とは、商品のフローを複式で把握しながら、その差額である利益の計算を行うことだと考えられる。つまり複式簿記の本来の対象は、利益を生み出す商品であることになる。しかし、日本において、特に米は、歴史的に見て、そういった「商品」であったことが、ほとんどなかったことになる。日本において米は、納める税であったり、生産力や豊かさを示す尺度であったり、国家によって全量回収されるものであったり、国民に分配されるものであったり、その生産量や価格が政府によってコントロールされる対象であったり、補助金の投入先であったり、保護の対象であったりした。しかしながら、その売買によって利益を獲得する目的を有した「商品」であったことは、歴史上ほとんどなかったと考えられる。

(3) 農業簿記第4の流れを支援するため、現在あるプロジェクトが進行中である。それは、税務とは一旦切り離された体系を志向し、かつ株式会社化まで見据えた大規模農業法人を対象とした農業簿記検定1級の新設である。この動きに関しては、筆者自身も関係しており、2015年7月10日に初版が発行された『農業簿記検定 教科書1級【財務会計編】』および『農業簿記検定 問題集1級【財務会計編】』については、学術的な観点から種々の指摘を行ってきた。なお、両著の「おわりに」に、その旨の表記がある。

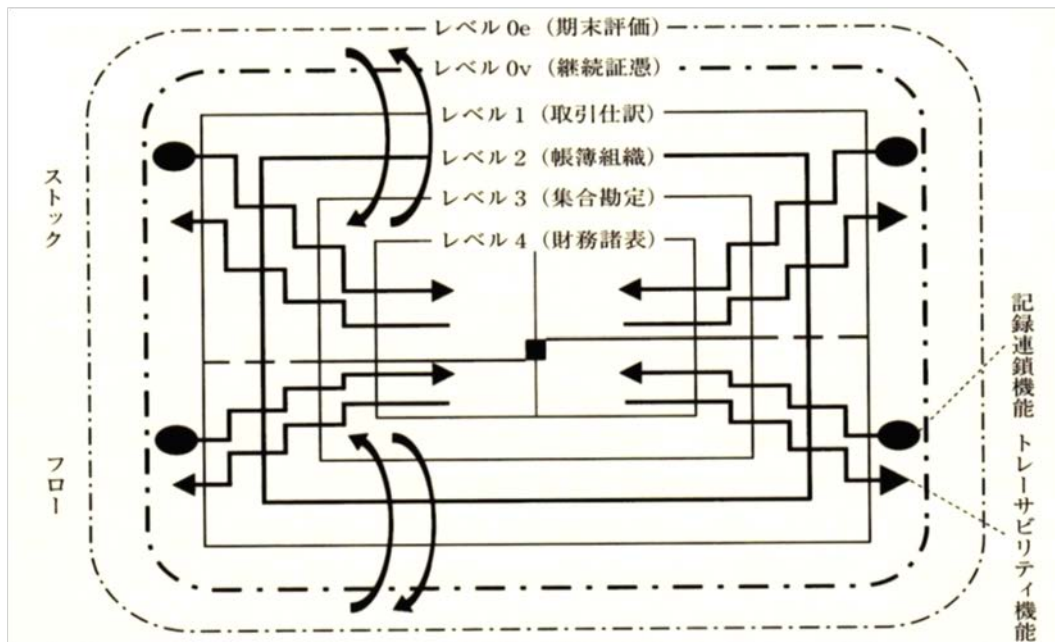
(4) 本論文では、「記録」こそ、簿記の絶対的で、外すことのできない前提として捉えてきた。これは、記録に基づいた農産物の「原価(コスト)」の把握が、日本の農業の将来にとって何より求められるからであった。ちなみに、1961年制定の農業基本法の問題点を、コストの面から記したものに、次のものがある。「それまで安く据え置かれてきた米

価に、物価や賃金に比例して上昇する方式を導入したが、これがすごいのは、黙っていても米価が上昇をつづけたことだ。農業所得を上げるには、まず生産コストを下げるべきだったが、そうせずに補助金漬けにしたのである。」(奥野 2009, 59. 傍点筆者挿入)。さらに、次も参照のこと。「大多数の農家は、つくっている作物ひとつあたりどれくらいのコストがかかっているのか把握できない。原価計算ができていないのだから、いくら価格が損益分岐点で、この価格になれば、どれくらいの利益になるということもわからない。ただ作物をつくり、市場に流して、そこで決められたお金をもらうだけである。農業が儲からないのは、こんなことやっているからだ。」(嶋崎 2009, 116. 傍点筆者挿入)。

上記の言こそ、筆者が訴えたかったことそのものである。原価計算ができておらず、農作物のコストが分からないため、日本の多くの農家は価格交渉ができない。そのため、価格は、大手スーパーの言いなりとなってしまう。大手スーパーは、消費者が望んでいるから、という名目で凄まじい安値で農産物を買叩く。これでは、いつまでたっても日本の農業界にお金が回らない。お金が回らないところに、人が集まってくるわけがない。この悪循環を阻止する第一歩こそ、「記録」をとり、その「記録」に基づいて、農作物の原価(コスト)を割り出すことである。「簿記」であるならば、大前提である「記録」は、その意味で、日本の農業の発展にとっても大前提であるべきなのである。記録こそ、「産業のインフラ」(杉山 2008, 109. 傍点筆者挿入)なのである。

「記録」が簿記にとって大前提であるということは、複式簿記の機能面からも指摘することができる。かつて筆者は、会計上の利益は、各種証憑「記録」を起点とした複式簿記の重層的な構造により、その信頼性を確保してきたのではないかという主旨の主張を行ったことがある(詳細については、戸田(2010)を参照のこと)そこでは、利益の信頼性を担保するものに、複式簿記が有するトレーサビリティ機能があるのではないかということも指摘した。つまり、利益を中心とした財務諸表上に表示されている各項目の数値は、各種帳簿「記録」や証憑「記録」にまで遡って確認することができるからこそ、その信頼性が付与されていると考えられるのである。さらに言えば、数値が単に遡って確認できるだけでなく、各種補助簿によって「豊かに支えられている」ことこそ、複式簿記が有してきた稀有な機能ではないかということも指摘した。主張の概要図を以下に図表8-1として掲げる。

図表 8-1 会計数値の信頼性を支える複式簿記の機能



出所：戸田（2010，24）

図表 8-1 で重要なのは、レベル 0v の継続証憑「記録」であり、複式簿記の本来の機能は、公開財務諸表レベルの情報がこの継続証憑「記録」にまで遡って確認できるトレーサビリティ機能により、公開数値、特に利益の数値に信頼性を付与することだと考えられるのである。ただし、これに対し現代では、公開する財務諸表に何を計上するかという点が最重視され、しかもそれが外部評価者によりあらかじめデザインされたものとなっているため、公開財務諸表の数値に信頼性を付与しにくくなってしまっているのではないだろうか。このような変化は、簿記が本来有していた「記録→集計・計算→公開」という流れが、「公開→評価」という流れに変容しつつあるとも考えられるのである。

参考文献

- 浅川芳裕・飯田泰之（2011）『農業で稼ぐ！ 経済学（第1版第1刷）』PHP研究所。
- 浅田幸雄（1988）「近代ドイツ農業会計の契機に関する研究—19世紀初頭のドイツ農業会計思考の胎頭について—」『明治大学農学部研究報告』第80号（1988年7月），1-24頁。
- 阿部亮耳（1990）『現代農業会計論（第1版）』富民協会。
- 網野善彦（2013）『日本の歴史をよみなおす（全）』ちくま学芸文庫。本参考文献は第28刷であり，第1刷は2005年に発行されている。
- 荒井晴仁（2007）「農業所得の捕捉率について」『レファレンス』（2007年8月），25-39頁。
- 新井肇（2000）「農業経営分析と農業会計」『農業会計の新展開（松田藤四郎・稲本志良編著，第Ⅲ部第3章）』農林統計協会，194-207頁。
- 有坪民雄（2008）『農業に転職する 失敗しない体験的「実践マニュアル」（第7刷）』プレジデント社。
- 家串哲生（2001）『農業における環境会計の理論と実践』農林統計協会。
- 石森宏宜（1983）「農業所得課税の推移と現状」『農業と経済』（1983年3月），13-21頁。
- 一般社団法人・全国農業経営コンサルタント協会&学校法人・大原学園大原簿記学校（2013）『農業簿記検定 教科書3級』大原出版。なお，本論文では「教科書3級」と称している。
- 一般社団法人・全国農業経営コンサルタント協会&学校法人・大原学園大原簿記学校（2013）『農業簿記検定 問題集3級』大原出版。なお，本論文では「問題集3級」と称している。
- 稲葉恵一（2000）「農産物コスト計算の諸問題」『農業会計の新展開（松田藤四郎・稲本志良編著，第Ⅲ部第1章）』農林統計協会，167-182頁。
- 碓井光明（1987）「農業所得課税に関する研究（5・完）」『エコノミア』（1987年6月），45-59頁。
- 内田龍之介（2015）「TPP交渉と農政改革—政権復帰後における農林族議員の行動変化」『政策創造研究』第9号（2015年3月），231-257頁。
- 大概正男（1990）『農業生産費考・農業簿記原理（昭和前期農政経済名著集16）』農山漁村文化協会（農文協）。なお，同著第1刷は1979年に，また『農業簿記原理』は単著として高陽書院より1941年に発行されている。
- 奥野修司（2009）『それでも，世界一うまい米を作る 危機に備える「俺たちの食糧安保」（第1刷）』講談社。
- 大室健治（2010）「《書評》古塚秀夫・高田理著『現代農業簿記会計』」『農業経済研究』第

- 81 卷第 4 号 (2010 年 3 月), 243-245 頁。
- 柏祐賢 (1990) 「解題 大槻正男著『農業生産費考・農業簿記原理 (昭和前期農政経済名著集 16, 第 1 刷)』」農山漁村文化協会 (農文協)。なお, 第 1 刷は 1979 年に発行されている。
- 季刊地域編 (2015) 『『概算金』ってなに? なんでそんなに下がったの?』『季刊地域』 (WINTER 2015), 12-15 頁。
- 北田紀久雄 (2000) 「農業簿記の記帳主体形成をめぐる今日的課題 ―女性の経営参画とパソコン農業簿記の普及を中心に―」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第 II 部第 2 章)』農林統計協会, 111-129 頁。
- 北村猛・森谷義光共編 (2013) 『平成 26 年版問答式 農業所得の税務 (初版)』一般財団法人・大蔵財務協会。
- 工藤賢資・新井肇 (1994) 『農業会計 (初版)』農山漁村文化協会 (農文協)。
- 倉田貞 (1996) 『新版 複式農業簿記 (7 刷)』大明堂。なお, 初版は 1979 年に発行されている。
- 合田公計解説・訳 (1998) 『GHQ 日本占領史 34 農業協同組合』 (竹前栄治・中村隆英監修『GHQ 日本占領史』, 初版第 1 刷) 日本図書センター。
- 神門義久 (2012) 『日本農業への正しい絶望法 (2 刷)』新潮社。
- 小南裕之 (2009) 「農業簿記の実務と課題 (第 24 回全国大会・統一論題報告)」『日本簿記学会年報』第 24 号 (2009 年 7 月), 27-33 頁。
- 斎藤精一郎 (1982) 『アングラマネー: 日本を動かす地下経済の解剖 (第 1 刷)』講談社。
- 澤浦彰治 (2010) 『農業で利益を出し続ける 7 つのルール ―家族農業を安定経営に変えたベンチャー百姓に学ぶ (第 1 刷)』ダイヤモンド社。
- 四方康行 (1996) 『ドイツにおける農業会計の展開』農林統計協会。
- 四方康行 (2000) 「ドイツ農業会計の展開」『農業会計の新展開 (松田藤四郎・稲本志良編著, 第 II 部第 4 章)』農林統計協会, 147-164 頁。
- 柴原一編 (2004) 『Q&A 農業・農地をめぐる税務』新日本法規。
- 嶋崎秀樹 (2009) 『儲かる農業 「ど素人集団」の農業革命 (初版第 2 刷)』竹書房。
- 杉山経昌 (2008) 『農で起業する! 脱サラ農業のススメ (第 20 刷)』築地書館。
- 杉山経昌 (2011) 『農で起業! 実践編 新しい農業のススメ (3 刷)』築地書館。
- 鈴木誠 (2011) 『りんご一つにあと 20 円多く払えば, 東北の農業は復興できる (第 1 刷)』講談社。
- 全国協同出版編 (2002) 『農協職員研修マニュアル 農協簿記の基礎 (四訂) (第 3 版第 1 刷)』全国協同出版。
- 全国農業会議所・都道府県農業会議 (2011) 『複式農業簿記 仕訳ハンドブック (第 1 版)』全国農業会議所。

- 全国農業経営コンサルタント協議会編集・発行(1999)『農業経営成功へのアプローチ(第2刷)』。本論文における引用に際しては、協議会名を、「全農協」と略称している。
- 竹下禎二(1999)「結びにかえて 1. 数理統計学研修」『農業統計・調査の確立過程—津村善郎さんの業績をふまえて—(「農業統計・調査の確立過程」編集委員会編)』農林統計協会, 220-222頁。
- 田代洋一編(2009)『協同組合としての農協(第1版第1刷)』筑波書房。
- 立花隆(1980)『農協 巨大な挑戦(第4刷)』朝日新聞社。
- 谷川清二(1983)「農業所得の実態—現場からの報告」『農業と経済』第49巻第3号(1983年3月), 22-30頁。
- テアア, アルブレヒト(Albrecht Daniel Thaer)(2007), 相川哲夫訳『合理的農業の原理(Grundsätze der rationellen Landwirtschaft)(上巻)(第1刷)』, 農山漁村文化協会(農文協)。原著は1809年から1812年にかけてドイツで刊行されている。なお, 本論文において引用する際は、「邦訳」と記している。
- 戸田龍介(2010)「利益の信頼性と複式簿記(第25回日本簿記学会全国大会・統一論題報告, 統一論題:「複式簿記『再考』」)『日本簿記学会年報』第25号(2010年7月), 21-27頁。
- 戸田龍介(2011)「地域振興のための簿記の役割(1)—農業に対する『記録』と『関係』の視点を中心に—」『商経論叢』第46巻第3号(2011年2月), 45-54頁。
- 戸田龍介(2014a)「日本の農業簿記の特徴と問題点」『税経通信』第69巻第6号(2014年6月), 17-26頁。
- 戸田龍介(2014b)「日本における農業簿記の研究(2)—全国農業経営コンサルタント協会会長・西田尚史税理士へのヒアリング調査—」『商経論叢』第50巻第1号(2014年10月), 83-99頁。
- 戸田龍介(2014c)「日本における農業簿記の研究(3)—全国農業経営コンサルタント協会専務理事・森剛一税理士他へのヒアリング調査—」『商経論叢』第50巻第1号(2014年10月), 101-125頁。
- 戸田龍介(2015a)「日本における農業簿記の研究(4)—ミツハシライス管理部財務課長・澤田泰二氏へのヒアリング調査—」『商経論叢』第50巻第2号(2015年3月), 309-324頁。
- 戸田龍介(2015b)「日本における農業簿記の研究(5)—元大手ハウスメーカーS社勤務・仮名Y税理士へのヒアリング調査—」『商経論叢』第50巻第2号(2015年3月), 325-342頁。
- 戸田龍介(2015c)「日本における農業簿記の研究(6)—神奈川大学経済学部・谷沢弘毅教授へのヒアリング調査—」『商経論叢』第50巻第3・4号合併号(2015年4月), 103-118頁。

- 戸田龍介 (2015d) 「日本における農業簿記の研究 (7) —全国農業経営コンサルタント協会代表理事・西田尚史税理士へのヒアリング調査 (第2回) —」『商経論叢』第50巻第3・4号合併号 (2015年4月), 119-134頁。
- 戸田龍介 (2015e) 「日本における農業簿記の史的展開と展望—農業税務簿記, 農業統計調査, 農協簿記を超えて—」『會計』第187巻第6号 (2015年6月), 41-55頁。
- 戸田龍介 (2015f) 「日本における農業簿記の研究 (8) —JA北ひびき・真嶋憲一氏へのヒアリング調査—」『商経論叢』第51巻第1号 (2015年10月), 69-87頁。
- 戸田龍介 (2015g) 「日本における農業簿記の研究 (9) —JA北海道中央会・小南裕之氏へのヒアリング調査—」『商経論叢』第51巻第1号 (2015年10月), 89-110頁。
- 戸田龍介 (2015h) 「日本における農業簿記の研究—収穫基準の両義性に注目して—」『日本簿記学会年報』第30号 (2015年7月), 68-74頁。
- 戸田龍介 (2015i) 「農業所得標準と概算金の研究 —日本の農業において簿記会計の普及を阻んできたもの—」『産業経理』第75巻第3号 (2015年10月), 65-78頁。
- 戸田龍介編 (2014) 『農業発展に向けた簿記の役割—農業者のモデル別分析と提言 (第1版第1刷)』中央経済社。
- 豊田尚 (1999) 「8.統計調査について」『農業統計・調査の確立過程—津村善郎さんの業績をふまえて—(「農業統計・調査の確立過程」編集委員会編)』農林統計協会, 131-139頁。
- 中島光孝・中島ふみ (2010) 『図解でわかる JA 金融法務入門 (初版第1刷)』経済法令研究会。
- 成川正晃 (2011) 「就業前簿記教育の実態把握—農業高校における簿記教育—」『地域振興のための簿記の役割—農業・地場産業を対象として—〈中間報告〉』日本簿記学会・簿記実務研究部会, 35-43頁。
- 西村林編 (1998) 『農業簿記の基礎知識 (初版第1刷)』税務経理協会。
- 日本経済新聞, 2010年10月31日, 2011年4月5日, 2011年4月25日, 2012年12月5日(夕), 2014年2月21日, 2015年4月2日。表示がないものはすべて朝刊。
- 日本経済新聞社編 (2011) 『ニッポンの「農力」強い現場が育む豊かさと未来 (1版1刷)』日本経済新聞出版社。
- 日本農業新聞, 2000年2月16日, 2014年9月17日。
- 農業補助金研究会・農業経営者編集部構成 (2009) 「農業補助金をもっと知ろう! ~その仕組みとカラクリ~」『農業経営者 (6月号)』 (2009年6月), 18-30頁。本論文における引用に際しては, 筆者名ではなく雑誌名である「農業経営者」を記している。
- 八田達夫・高田眞 (2010) 『日本の農林水産業 (1版1刷)』日本経済新聞出版社。
- 坂内久 (2006) 『総合農協の構造と採算問題 (第1刷)』日本経済評論社。

- 平野公認会計士事務所編（2003）『例解 農協簿記 ワークブック（問題編，解答・解説編，第1版第1刷）』全国協同出版。
- 平野秀輔監修 DVD（2010）『新・JA の簿記会計（初級編，中級編）』全国農業協同組合中央会（JA 全中）発行。
- 平野秀輔（2010）『農業協同組合内部監査士検定試験参考テキスト JA の会計（第4版第1刷）』全国農業協同組合連合会。
- 福田幸弘監修（1985）『シャープの税制勧告』霞出版社。
- 古塚秀夫・高田理（2009）『現代農業簿記会計』農林統計出版。
- ホプキンス，ジョン・A. およびヘディ，アール・O. 著，桑原正信・阿部亮耳・頼平・桜井倬治共訳（1961）『農業会計の理論と応用』富民協会。
- 松田藤四郎・稲本志良編（2000）『農業会計の新展開』農林統計協会。
- 松田藤四郎（2000）「農業経営の変貌と農業会計問題」『農業会計の新展開（松田藤四郎・稲本志良編著，第1部序章）』農林統計協会，1-9 頁。
- 馬淵春吉（1993）「青色申告で経営改善と節税を一農業所得課税の変遷と青色申告の必要性」『月刊 JA』（1993 年 10 月），27-31 頁。
- 谷沢弘毅（1997）『現代日本の経済データ（第1版第1刷）』日本評論社。
- 谷沢弘毅（2009）『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係』学術出版社。
- 八木幹雄（1987）「農家の税金 Q&A⑨ 農業所得標準とは」『農業技術研究』（1987 年 1 月），74-75 頁。
- 山下一仁（2009）『農協の大罪 「農政トライアングル」が招く日本の食糧不安（第8刷）』宝島社新書。
- 山下一仁（2011）『農協の陰謀 「TPP 反対」に隠された巨大組織の思惑（第1刷）』宝島社新書。

参考 HP

農林水産省(2014)「米をめぐる状況について(第1回米の安定取引研究会配布資料)」(2014年12月18日)

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/soukatu/kome_antei_torihiki/pdf/sankou1_1_141218.pdf

三重県農業技術情報システム

<http://www.mate.pref.mie.lg.jp/keiei/index.htm>

参考資料

- 「昭和 58 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区農業所得標準協議会)
- 「昭和 58 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区農業所得標準協議会)
- 「昭和 58 年分 鹿本地区 農業所得標準」(鹿本地区農業所得標準協議会／山鹿税務署／昭和 59 年 2 月 8 日総会)
- 「昭和 59 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区農業所得標準協議会)
- 「昭和 59 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区農業所得標準協議会)
- 「昭和 59 年分 鹿本地区 農業所得標準」(鹿本地区農業所得標準協議会／山鹿税務署／昭和 60 年 2 月 6 日総会)
- 「昭和 60 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区町村税協議会)
- 「昭和 60 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区税務協議会)
- 「昭和 60 年分 鹿本地区 農業所得標準」(鹿本地区市町税協議会／山鹿税務署／昭和 61 年 2 月 7 日臨時総会)
- 「昭和 61 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区町村税協議会)
- 「昭和 61 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区税務協議会)
- 「昭和 62 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区町村税協議会)
- 「昭和 62 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区税務協議会)
- 「昭和 62 年分 鹿本地区 農業所得標準」(山鹿税務署／鹿本地区市町税協議会)
- 「昭和 63 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区農業所得標準協議会)
- 「昭和 63 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区税務協議会)
- 「昭和 63 年分 鹿本地区 農業所得標準」(山鹿税務署／鹿本地区市町税協議会)
- 「平成元年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区農業所得標準協議会)
- 「平成元年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区税務協議会／No, 222)
- 「平成 2 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／上益城地区町村税協議会)
- 「平成 2 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊飽地区税務協議会／No, 093)
- 「平成 3 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
- 「平成 3 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税務協議会)
- 「平成 4 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
- 「平成 4 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税協議会)
- 「平成 5 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
- 「平成 5 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税協議会)
- 「平成 5 年分 鹿本地区 農業所得標準」(山鹿税務署／鹿本地区市町税協議会)
- 「平成 6 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
- 「平成 6 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税協議会)

- 「平成 7 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 7 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 8 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 8 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 9 年分 農業所得標準」(熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 9 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本中央地区税協議会／領収書 (200 円)
あり)
「平成 10 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 11 年分 農業所得標準」(表紙なし)
「平成 12 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 13 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)
「平成 14 年分 農業所得標準」(熊本西税務署／熊本東税務署／熊本中央地区税協議会)

平成 15 年分から、税務署別の「農業所得者の記帳簡素化のための基準額等」に変更されている。

補論

ヒアリング調査集

(1) 全国農業経営コンサルタント協会前会長・西田尚史税理士へのヒアリング調査

本ヒアリング調査は、2014年3月3日、熊本市小峰の未来税務会計事務所2階応接室)において行われたものである。

- 【戸田】 お忙しい中、時間をさいいただきありがとうございます。それでは、今から農業簿記検定3級の教科書を中心に、いろいろとお聞かせいただきたいと思います。
- 【西田】 だいぶ質問があるようですね。訂正しないとならんとところがだいぶあると思います。3人で編集しているものですから。
- 【戸田】 基本的には、どなたが教科書3級の担当なのでしょう。
- 【西田】 森剛一先生という方が監修です。
- 【戸田】 監修という形なんですね。
- 【西田】 プレテストの3級の問題集作りは私と宮田先生と松田先生ですけど。役割分担をしてですね。3級と2級の教科書の作成は、私、宮田吉弘、三谷美重子、松田孝志、安形京子、加瀬昇一、田口康生、渡辺基成、秋葉芳秀、安達長俊、木山雅人、西山由美子です。
- 【戸田】 ありがとうございます。ではまず、簡単などころからお伺いしようと思います。例えば、減価償却の対象が「取得価格」というふうになっていますけど、付随費用も入れて「取得原価」というのが減価償却の対象というふうに、私なんかだと教えていたんですが。これはこれでよろしいんですか。
- 【西田】 取得価格でいいと思います。費用を含めて取得価格とは言いますね。
- 【戸田】 そうですか。
- 【西田】 先生のおっしゃるのは、取得原価というふうにしたいということですか。
- 【戸田】 いえ。したいというよりも、何かそういうふうにならんと教えていたもので。
- 【西田】 ちょっと待ってください。今、税法便覧を持ってきます。税法上は取得価格なんですよね。ここ(税法便覧)に書いてあります。
- 【戸田】 ありますね。税法上の規定なんですね、これは。
- 【西田】 私たちは、全てを税法上でやっていきますからね。
- 【戸田】 はい。分かりました。こういうふうになってるんですね。
- 【西田】 よろしいですか。
- 【戸田】 多分、そういう違いなのかなと思っていました。次もちょっと簡単なんですけども、教科書3級では、見越繰延項目を見ると、例えば前払保険料とかではなくて、すべて前払費用というように、いわゆる統制勘定で説明されています。これに対して、例えば簿記の初学者なんかには私たちが教える時は、前払費用という繰延項目は説明しますが、仕訳を切る時は、前払保険料などという個別勘定を使うと思います。商業簿記3級とかだと大体個別勘定を使っていると思います。農業簿記3級では全部まとめて、未収、未払、前払、前受というふうに、集合あるいは統制勘定を使われていますよね。

- 【西田】 農業簿記検定では、一応こういう、最終的に勘定科目を統一したんですね。とにかく会計指針というのをつくって、こういうふうにしようということで。前払利息とかは一緒に合わせて前払費用というように、勘定科目を先に設定したんですね。
- 【戸田】 もしかして青色申告決算書のところで、そういう科目でしなさいという指示があるんですかね。これは違いますかね。
- 【西田】 青色申告決算書でしょう。
- 【戸田】 ええ。
- 【西田】 前払費用というのはもちろん、前払金なんかも青色申告決算書に記入項目があるんですよ。
- 【戸田】 青色申告決算書に合わず形で、細かいことを書くのではなくて、前払費用なんか統一しましょうという形で勘定科目になっているわけですね。分かりました。
- 【西田】 ちょっと待ってくださいね。これ先生、よかったらおあげします。実際、今、確定申告している青色申告書なんです。例えば棚卸資産がありますでしょう。棚卸資産だけど、本当は製造原価でいけば、仕掛品とか、半製品とか、商品とか本当はいろいろあるわけですよ。でも、これはあくまで青色申告書ですから、まとめて書きなさいと。
- 電子申告はもっと悪いんです。科目が分からんとめちゃくちゃ出てくる時があって、グループでぼいぼいと処理するから、非常に分がりにくいところがあります。青色申告には、農業は農業でまた別の青色申告があります。どうぞ、これもさしあげます。
- 【戸田】 ありがとうございます。それから、これは農業簿記では常識なんでしょうけど、誰かに農産物をあげたという場合の処理が、答えとしては資本金減少と水稻売上高という形が答えだということになっています。それはなぜかと言うと、青色申告決算書において、まず事業主貸と家事消費高の仕訳処理がされる。この事業主貸というのは、資本を減少させるものであり、家事消費高というのは農業収入、つまり収益のようなものである。だから(借)資本金××/(貸)水稻売上高××という処理が正しいということになっていますね。私がなぜこれをお聞きしたかというと、最初この仕訳を見たとき、えっ?と思ったからです。
- 【西田】 資本金じゃないと思いますけどね。所得税青色申告書の取扱いは、事業主貸勘定なんです。
- 【戸田】 多分、これはもともと青色申告決算書だから、直接じゃないかもしれないけど、それに沿うような形で答えはこうだというふうになっているのではないのでしょうか。ただし資本の減少と収益の発生という、恐らく普通の組み合わせとしてはなかなかあり得ないものになってるんじゃないのでしょうか。
- 【西田】 この場合、どういうことかと言うと、資本金というのと事業主貸というのは同じことなんです。事業主貸は、期首でもいいんですけど、期末の時は必ず振り替えるんですね。振り替えて、差額が元入金の方に来るんです。で、必ず振り替える、事業主借から。つまり、青色申告の場合は資本金という勘定はないんですけど、元入金ですからね。元入金は、会社の資本金とは違って、その金額が自由に動くわけですね。特に個人の場合は。法人は動きません。そういう意味で、ここで書いているのは資本金でしょうけど、所得税法の取扱いは事業主との債権は、事業主貸としてこういうふ

うにやりますよということなんです。

【戸田】 多分、これが所得税法の青色申告決算書に書く時の正しいやり方だから、こういう形で解答ということなんでしょうけど。

【西田】 自家消費用とした時はですね。

【戸田】 誰かにあげたという場合は、資産の減少と損失の発生みたいなのが普通かなというか。農業簿記3級の場合、資本減少と収益発生という組み合わせになっていますけど、やっぱりちょっと違和感があつて。

【西田】 本来なら、誰かにあげたのであれば、この仕訳は交際費の発生と水稻売上の発生なのかもしれません。

【戸田】 なるほど。

【西田】 それが正しい。ただ、自分で使った時の場合はやはり、自分の資本金が減ると考えます。そうすると、家事消費とは正味財産減少となるから、事業主貸というのも元入金からマイナスなんです。ただしこの問題は贈答品ですからね。贈答品でしたら、本来は交際費ですよ。交際費で仕訳を切ると利益になりませんよね。でも、水稻売上高はこのままでいいんです。これは贈答品じゃなくて、自分で使ったと。自分で消費したとしたら、自分の家事消費ですから、こういう仕訳をするんですよ。

消費の仕方には、事業消費と家事消費の2つがあります。事業消費というのは、今言ったように相手に贈答品でやったような場合なんです。家事消費というのは、自分が食べるため、例えば自分がサツマイモとか野菜を食べるような場合です。

【戸田】 そうしたら、親戚の吉田さんにあげるということは、自分で食べたんじゃないであげたんだから、ここは正確に言うと事業消費なんですよ。

【西田】 私はそうすべきだと思います。これは家事消費じゃない。

【戸田】 そうですね。

【西田】 ただ、事業消費も家事消費も、青色申告書は同じ欄への記入なんです。この欄には、金額は少しでも必ず計上します。

【戸田】 これ本当に、こんな処理をする農家さんってあるんですか。

【西田】 処理します。これはやらないと、税務署からいろいろと言われます。実際に食べますからね。それで、これから先生にお見せしますが、大体の標準があるんですよ。本来は標準というのはないことになってるんですけど、標準を作っておかないと大変でしょう。

【戸田】 そうすると、1つ1つ記録をつけるのが難しい時は、大体その標準というのを見るわけですね。

【西田】 そういうことなんです。標準がないと分かりっこないんですよ。これ、さしあげます。

【戸田】 ありがとうございます。

【西田】 これは熊本版です。

【戸田】 各県で違うんですか。

【西田】 各県で違います。国税局で違うんですよ。これは正式には公表はされてないけど、これでやれということですね。分かりにくいから。

【戸田】 確かにここに、1人当たりの自家消費の標準額がありますね。

- 【西田】 はい。自家消費は1人当たり 12,500 円で計上しろということです。1年間にです。保米は玄米 60 キロを単位とします。
- 【戸田】 これは資料として、論文で出してもいいものでしょうか。
- 【西田】 僕は分かりません、それは。いずれにせよ、これは国税局が出しています。これは 24 年の所得税の分。さらに 25 年の分もあるんですよ。
- 【戸田】 毎年、各県でこういうものがあるんですか。
- 【西田】 あるんです。これには、農産物だけじゃなく、牛とか馬の標準価格も載っています。ただし、各年で価格が違っているのが分かるでしょう。
- 【戸田】 これらの標準価格はどうやって決まるのですか。
- 【西田】 JA と国税局が話し合いをしながら決めていくんです。要は、こういうのがないことに表向きはなっているけど、それじゃあ仕事できませんでしょう。それで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。昔はもっと細かい規定があったんですよ。反別課税とか。
- 【戸田】 ええ。そういうのが全国農業経営コンサルタント協議会の頃に出された本の中で書かれていますよね。私、初めて知りました。昔は反別課税というのがあって、反別課税があると会計が入っていく余地がないんだと。とにかくそうですよね。払う税金がもう決まってるわけですし。しかも面白かったのは、記録を取ってしまって、標準収穫量よりたくさん取っちゃったら、もっとたくさんの税金払わなきゃならなくて、そんなこと誰がするんでしょうかという。そんな世界があったのかと驚きました。
- 【西田】 これは毎年1月頃に話し合いをするんです。本来なら国税局から出るものでしょうけど、今、国税局はこういうのは出さないんです。だから JA の名前を出しているんです。でも、これで実務はやっていくんです。
- 【戸田】 でも、これは勝手につくっているわけじゃなくて、もちろん国税と JA がきちんと打ち合わせをして作成しているんですね。
- 【西田】 打ち合わせしてやってる。それでこの前、千葉のある税理士先生から電話あったんですけど、西田先生、棚卸しはどうやってやってるのって私に聞くんです。その人の言うには、農業所得の申告は初めてで、標準表のようなものが今は原則としてないと言われてるから、どうしようかと。それで、熊本じゃあ、こうやってあるよと。だから、もう少し JA なり国税局なりで聞いてごらんって言ったんです。
- 【戸田】 でも、各地の国税局にとっては、標準をしっかり把握している税理士さんがいてもらったほうがいいですよ。ばらばらに申告書をつくってこられるよりも、基本的には標準表に基づく方が好ましいでしょうね。
- 【西田】 標準表に基づかないと駄目なんです。でも、標準は毎年変わるんですよ。
- 【戸田】 違ってきてるんですね。はい。ありがとうございます。改めて、別な質問をしたいと思います。お聞きしたい点は、期首および期末の農産物棚卸高についてです。一番最初に出てくる期首および期末農産物の棚卸高というのは、教科書の 59 ページに勘定科目が出てくるんですけど、この段階では、詳しい説明は特にしないと。第7章で説明するからということ、第7章に飛びます。
- 【西田】 59 ページから？

【戸田】 59 ページから 84 ページに飛びます。ここで説明しますという構造になっているんですね。そして 84 ページでは、期首の農産物勘定がなぜ貸方にあるかということ、最初に残っている農産物はもうないからと説明されます。で、期末で確定した農産物があるからということで、それでもう一行の仕訳において、期末の農産物が借方に来るんだなということは分かるんですけど。ところが最後まで、期首農産物棚卸高および期末農産物棚卸高というのは何なのか という説明は、実は行われていないんですね。

でも、85 ページの農業所得用の青色申告書の書き方を見ると、期首農産物棚卸高は収益の減少であるというのが、こちらの表によって分かる構造になっています。これを見ると、期首に残っている農産物棚卸高というのは、農業所得としての収入金額から最終的には引くんだと。本文では説明されていないんですけど、青色申告決算書（農業所得用）を見て、期首農産物棚卸高の勘定の性格は、収益のマイナスと理解してよろしいんですか。

【西田】 期首でしたらね。うーん、やっぱりもう少し収穫基準というのを説明しないといかんかったと思います。収穫基準というのは、例えば米を対象とした基準です。米とかカライモとか、そういうのは 1 年に 1 回収穫するんです。そうすると、収穫したら、集荷した時に、集荷した価格で計上しなさいと。これは、所得税法の収穫基準で決まるとるんです。

玄米だったら、単位当たり 16,700 円で計上しなさいと。もう決めてあります。収穫基準ですので、ここで収益が計上されますね。だけど本当に売れたわけじゃないんです。だから所得では、その年その年に収穫があったものを収入に上げて、去年の収穫は収入から引くんです。

農産物は棚卸しがありますでしょう。例えば米が 10 俵残っておったとしますよね。1 俵が 15,000 円だったら、15 万円ばかり残りますよと。これは期末の時は、その年で言うと残っておったんだから、この分は収入に上げますよとなるんですよ、期末は。その代わり、期首は引きますとなっているんです。去年収穫した期首の分はもう売れましたでしょう、販売して売れたでしょうと。だから期首は引くんですよ。これを収穫基準と言うんです。だから、なぜ期首農産物が収益マイナスとなるかということ、収穫基準に合わせただけなんですね。

【戸田】 そうですね。85 ページの説明はそうなってますよね。

【西田】 収穫基準というのは分かりやすいようだけど、棚卸しがあって残っておったら、実は税金の先払いになるんです。まだ売れてないから。でも、期首の農産物を引くんだったら一緒じゃないかという考えでしょうけど、収穫基準というのはそういうのがある。この収穫基準というのを、もうちょっと説明をする必要があったでしょうね。

【戸田】 農産物棚卸高勘定の説明は、とても難しいと思います。特に、初めて農業簿記を勉強する人には。期首・期末の農産物棚卸高というのはどうも損益計算書の勘定のようなだから、収益か費用のうちのどっちかなんだろうということまでは分かるんですけど。本文では結局最後まで説明せずに、農業所得用の青色申告書の記入例を見て理解してくださいねという構造になっているんですが。これは相当、難しいと言うか。

【西田】 だから農業簿記、ブレテストをやったんですが、受からん人がおるんですよ。

【戸田】 これは結局、暗記しないと。商業簿記 3 級で「仕入／繰越商品」、「繰越商品／

仕入」というのがあって、なぜこんな仕訳になるんですかという時に、売上原価の算定の説明をしますよね。農業簿記でも同様に、何か別枠で収穫基準の説明をする必要があるんじゃないでしょうか。

【西田】これが一番難しいところではあるんです。農業簿記の中で、収穫基準というのが1番ポイントになるところではあるんです。だから、収穫基準というのを一言書かにやいかんですね。

【戸田】書いてはあるんです。場所としては、教科書40ページに一応。そこでは、所得税の所得計算においては、米・麦などの農作物に限って、これらのものが収穫された年の収益に計上することを、収穫基準と言いますと。これはいいんですか、この説明で。

【西田】いいんです。米・麦とか、1年間にとれたものに限って収穫基準は適用されません。

【戸田】これは、例えば米なんかのように、農協の前渡金みたいな制度がある中で、ある程度金額が決まっているからできるということなんですか。

【西田】それとは違って、実際にある人がなんぼ収穫できたとするじゃないですか。これをもって売上にあげておかないと、その年その年の収入が分からないということになりますよね。例えば、仮に売上にいくらかあげておくといいますよね。カライモでもそうですけど、あげるんですよ。でも、これを実際に売れた時にあげたら、期間のずれがあり分かりにくいですよ。だから、収穫された時に限って、その分に限っては収穫をした時に、まず集荷したものを収益にあげて、売れた時は、前にあげておいたものを引きましょうという考え方をします。

【戸田】それはJAとの取引だと、まずはつくった農作物をとにかくJAに持って行って、やがていろいろな手数料とかを引いた金額が、最後入金されるために、出荷と入金が大きくなることを前提にしているのでしょうか。しかもJAに持って行くときに、集荷してくれるときの標準価格なんかを示されていれば、計算上は可能だからと、そういうこともあるんでしょうか。

【西田】それもあると思います。昔は米は買取制ですからね。そういうのが昭和56年ごろまで続きました。だから農家の人は、帳面つける必要も何もないわけ。そうすると、政府としては、なんぼ収穫があったからあなたの所得はいくらだというふうに、収穫をもとに決めるわけですね。特に、米、麦、大豆とかそういう穀物類ですね。そういうふうになっていたんです。なぜ収穫基準を使ってきたかというところを、もう少し説明する必要があると思います。

【戸田】収穫基準と聞いた場合に、私なんかみたいに農業を全く知らない人間はどうとらえるかと言うと、単価の測定において、国が買上価格を決めているような場合は、刈り取った段階でいくらで買い取ってくれると分かるから、販売してお金をもらった時点じゃなくて、収穫したその時点で収益を計算するというのが収穫基準だと思っていました。

ただし、ここで言う収穫基準というのは、もっといろんなことを含んでいますよね。特に米のように、昔は政府の買取制度があり、現在でもJAとの特殊な取引がある農産物を主な対象としているわけですね、この収穫基準というのは。

- 【西田】 そういうこと。そのこのところを、もう少し書かにかいかんということですね。
- 【戸田】 収穫基準の根本的な定義って、所得税法の中にあるんですか。
- 【西田】 41条です。今、税法便覧をお見せします。
- 【戸田】 なるほど、41条の文章が、そのまま教科書3級にも載っていますね。結局、農業簿記の難しさの根幹は、この収穫基準にあるんじゃないでしょうか。
- 【西田】 ただ、すべてに適用されるわけじゃないんですね。収穫基準が。
- 【戸田】 米、麦とかに限定されるんですよ。
- 【西田】 限定されているんですよ。それは何で限定されているかという、昔は結局、帳簿をみんなつけなければいいけど、つけられないから、やっぱりとれ高によってあなたの所得を決めましょうという考えですよ。基本的に。あなたのとれ高はこれこれだから、これでやってあなたの所得にしないでというふうに持っていきます。特に米については。
- 【戸田】 そのほうが、あなたは何反持っているからというよりも合理的だったんですね。たくさんとれたんだから、それはまだお金はもらってないかもしれないけど、今年はちゃんととれたんだら税金も負担できますよねという。
- 【西田】 子供が多いところとか、家族がいたら、売上には結び付かないですよ。売らないで食べてしまう場合もあるでしょう。そうすると、それは現金をもらってないから、所得は少ないよと言うと、それもおかしいですよ。とれたもの、収穫したものを所得と見なして、そして課税するよ。しかし、それじゃあ正しい課税にならないから、最終的には売れた時の金額が所得になるようにするんです。収穫基準で調整して。
- 標準表で見ると、米の単位当たりの価格は、平成24年は一応16,700円だったけど、25年は14,700円、2,000円下がってますよね。だから、棚卸であげたときは16,700円だったかもしれないけど、売れたときは14,700円、2,000円下がってるでしょ。もう一度調整するから所得の金額は間違いないでしょうという、そういう考え方をするんですね。
- 【戸田】 つまり、この期首農産物の棚卸高を引くというのは、ものすごく大事なことなんですね。
- 【西田】 なぜ収穫基準をやりにかいかんか、これが農業、特に米、麦、大豆の歴史ですよ。
- 【戸田】 米、麦のようにある種、貯蔵が利くもので、金額がある程度確定しているということが前提で、収穫基準があり得るということですか。
- 【西田】 そう。昔はそういうふうにと考えると、これは日本の政府の考え方の、すべて農業に関するところの基本があるんですけど、米、麦、大豆が主力で、ほとんど補助金関係は米、麦、大豆なんです。これがもう日本の農業の基本で、特に日本は米が主なんです。米の個別所得補償、米の直接払制度、すべて米が主になっているんです。
- 【戸田】 日本の農家は、およそ7割が米づくりを行っていると言われてます。そうすると、米を主たる対象とした収穫基準や収穫基準を核とする農業簿記は、現実とは合っていることになりませんか。ただし、同じ農業簿記という形を取っていますが、牛や豚の計算の仕方と米の計算の仕方とは違うんですよ。例えば、牛の例なんか分

かりやすくて、要はどんどんと費用が原価として貯蔵されていき、それが販売された時に売上原価になるというのは、通常の簿記会計を勉強している人間にとっては分かりやすいと言うか。

農業簿記3級の難しさは、米を主な対象とする収穫基準というのはそういう考え方をとらないことにあるように思います。

【西田】 だから、これを変える必要があるんです。つまり、本来は農業簿記に収穫基準を入れるべきじゃないという、会計学的にはそう考えていいんですよ。というのは、収穫基準はもともとは所得税法上のものでしょう。ところで、法人税にはそういう規定はないんです。だから、我々は法人税の中にも収穫基準を入れてくれんかと言ってんですけど、課税庁としては農業に関する法人という感覚がまだなかったわけですね。農業法人なんていうのは、例えばミカン農家から出たんですけど、そういう考えがなくて、こんなに発展するとは思ってないから。

だけど、会計だけで原価計算とかそういうものだけ考えたら、収穫基準はおかしなところがあります。逆に、法人税法上は入れないとおかしいということを、今、農業法人の調査なんかに課税当局が来たときに言うんです。

【戸田】 聞いてくれるんですか。

【西田】 いやいや。それを聞いたら先生、お金にならんじやないですか。お金にならないというのは、田んぼに植え付けていくと、本来は収穫してこそじやないですか。これが僕の論する、収穫してこそ初めて金になるというんです。田んぼにどれだけ植えてとっても、例えばカライモでも菊でも何でもそうですよね。収穫しなかったら、お金にならんから分からないじやないかと。そうすると法人税はそうになっていないから、ここで原価計算やってくださいと。そうすると、大体田んぼが同じだったら、去年の率で原価がかかったものを100分の何で割ったって棚卸じやないかという、こういう考えをせざるを得ないのです。

それでも収穫基準には、やっぱり違和感があったと思いますけど、それは先生、大事なことなんです。

【戸田】 私は違和感というよりも、つい研究者の立場から、ここに何か面白い点があるのではないかと思ってしまいました。

【西田】 やっぱり、農業簿記なんだから、あまり所得税とか、税法に偏り過ぎてもおかしいでしょう。会計は会計でやらにゃいかんのじやないかと、我々のグループの中でも話し合ったんです。でも、いくら会計でも、このところは農業特有の会計処理だから、収穫基準が合うし、それを入れなかったら、私から言うと未成の分に課税されることになるよと。とれてないやつに対して税金を課されたら、それは農家としても、ちょっといかんのじやないかと。会計は、税金を課税するための1つの道具にもなっているわけだから。

どちらかと言うと私たちも実務家だから、所得税法中心に農業簿記検定3級の教科書を書いているところがあるんです。

【戸田】 個人的には、まさに言われたとおり、所得税法上の青色申告書を書くことに引っぱられ過ぎてるかなというふうに思っていました。

【西田】 それはあると思います。

【戸田】 先ほどから話を伺っていますと、収穫基準というのは、所得税法がそう規定しているからだけではないことが分かってきました。収穫基準については、さらに個人的に研究を進めたいと思っています。ここで別なこともお聞きしたいと思います。まず、純額法と総額法という言い方は、農業簿記の実務の中では普通にされるのでしょうか。教科書 59 ページから 61 ページにかけて、総額法と純額法の説明が出てきます。

そこでは、総額法というのは、要は1個1個の科目を使わずに、期末仕掛品棚卸高みたいな勘定を使ってやっていきますよという説明がされています。

普通、総額と純額とはグロスなのかネットなのかということを使い分けていると思いますが、ここはちょっと独特な使い方と言うんでしょうか。純額というのは、ここで言うと、個別の費用の振り替えをしているということで、総額と言うのは、期末仕掛品棚卸額という単一勘定を使うという説明になっていますけれど、ぱっと頭に入っていない言い回しと言うんですかね。

【西田】 お答えします。法人税とか所得税は、基本的には総額主義なんです。総額であげなさいと。総額であげるとするのは、費用とか収益を相殺してはならない、必ず両方あげなさいということがあって、これが総額主義の原則なんです。それが税法ではあるんです。この青色申告書の農業用もそうですね。かかった費用を期末仕掛品として期末で引きましょと、こういうやり方ですね。もともと、総額主義でやれという規定が税法にあるんですよ。期末になると、私たち実務家はこのように処理します。そうすると、経費については、期末だけ拾えばいいんですよ。だから、われわれ実務家は総額法を使います。純額法はあまり使わないと思いますが。

【戸田】 普通でしたら、もちろん純額法のほうが分かりやすいと思います。決算日までにいろいろと費用がかかったけど、まだ収穫されていないから、収穫基準の考え方で、今期の費用にしませんと。資産勘定として仕掛品に振り替えておきますよという説明のほうが、分かりやすいですね。

ところが、所得税法上の総額法でも説明しなきゃいけないので、実はもう1つの方法があって、しかもこっちのほうが本来は基本ですという難しい説明になっている。特に、農産物の期末仕掛品の性格を説明するのが難しくなっているのでは。ここでは費用の減少として説明されていますが。

【西田】 製造原価の中の全部の資源の中から、製造の原価を減少させる性質が、期末仕掛品なわけです。

【戸田】 でも、簿記の初学者にはやはり難しいと思います。例えば費用を減少させるというのって、取り消しみたいなのは商業簿記でもありますが、いわゆる経費の節減を仕訳しなさいと言ったら、できませんよね。ところが、総額法で説明しようと思うと、さっきもそうですけど、収益の減少とか費用の減少という、発生項目のマイナスという説明をどうしてもせざるを得なくなっているんじゃないでしょうか。

この説明は、特に簿記の初学者には難しいのでは。農業簿記3級は、とにかく入り口ですから、まずたくさんの人に農業簿記って面白いねと思われることが大事なような気がします。

例えばですけど、下の級では純額法だけを教える。収穫していない場合、その期に

かかった費用は仕掛品として次期に繰り越される。そして、もう1級上がったところで、この純額法のやり方は分かりやすいかもしれませんが、所得税法では実はあまり使いませんと。

こういった形で、一遍流れを理解した上で、改めて総額法を教えるというのはどうでしょうか。あるいは、例えばもう1つのやり方として、種苗代を払った時には、ただ種苗代だけじゃなくて、現金の出と種苗費という複式処理にしますよと。でも、種苗費は収穫していなければ、実はその期の費用にはならず、仕掛品のところに振り替えられますよというぐらいのレベルに止めておく。でも農業簿記を本当に税務申告に使おうと思ったら、実はこれではできません。では、どうするんでしょうと、段階を上げていって農業簿記を教授するのも、1つの手なのかなと。

【西田】 3級だけで勉強しようとしたら、ちょっと理解しにくいところがあるかもしれないですね。

【戸田】 あと、所得税法の処理法を何としても複式処理でやろうとするので、難しくなっているような気がします。青色申告書の記入例を無理に会計的に説明しようとするため、さっきのように費用の減少とか言わなきゃいけないと言うんですかね。

農業簿記は農業簿記で、そこから導出された数字を、別の、農業所得用の青色申告決算書用に組み換えるというか、別枠で教えたり、両者の連携について上の段階で教えたりと、いろいろなプランもあり得るかなという感じもするんですよ。

現在の農業簿記3級は農業所得用青色申告書をゴールにして、全部複式による説明に落とさないといけないので、多分これを書かれた方もものすごい苦勞をされたと思うんですけど。複式簿記は、**B/S**や**P/L**をつくるという面においては合理的にできていますけど、申告書を作るためにあったわけじゃないので。だからでしょうか、ものすごく難しい説明を、この3級からやらざるを得なくなっていると思います。多分、作られた方も大変だったと思いますけど、受験する人間も意外と大変かもしれないなというふうに、ちょっと感じたということです。

【西田】 私たちは毎日日常的にやっているから、全然違和感と言うか、ないからいかなですね。そこが私たち実務家の悲しいところですね。先生とお話をして、なるほどなと思うところあります。

【戸田】 いえ。私もなぜそうなってるのかというのは、実はこういう考えがあつてというのを、西田先生にいろいろとお聞きして初めて知ったんですけど。

それと、やはり収穫基準ですね。農業簿記実務の真の理解へのポイントが。途中で少しかだけ説明されていますけど、もっと主軸として説明されてもいいのかもしれないですね。3級の教科書をつくるときに。

【西田】 それをしたかったんです。私は収穫基準を延々と書きたかったんですけど、ページ数が決まっておつてね。僕の担当は第1章から第2章だけですからね。最初の特徴だけを俺にやらせてくれと。あとはもうみんなに任せて、7、8人でやりましたからね。

【戸田】 私なんか逆で、執筆された先生方から批判の対象になると思うのは、正直に言えば、農業および農業に関する税や会計の処理の現場・現実は全く知らないですから。でも、だからこそ、直接そういった現場にたずさわってこられた西田先生のように

な方にヒアリング調査という形でいろいろとお聞きする機会をいただくのは、本当に貴重なことなんです。さらに質問してもよろしいでしょうか。

【西田】 はい。

【戸田】 期末仕掛品棚卸高のところなんです。何ページかな、84ページからでしょうか。ここなんですけど、私は最初に読んだ時に、えっ？という違和感がいくつかありました。その1つが、単価の計算は収穫時の販売価格となっている点です。通常は期末時点というふうに考えると思うので。この収穫時の販売価格、これは期末時点における評価額ではなくて、収穫した時の市場価格ですよ。それじゃないとまずいというのは、実務上の理由があるのですか。

【西田】 収穫時の販売価格というのは、例えば米なんかを収穫する時は玄米ですよ。玄米は精米して売らにきやいかんわけですね。そうすると、ここの収穫時の販売というのは、要はこういうのを売ろうとするときの価格ですね。大体1俵いくらぐらいだろうというのが出てくるんですね。その時の価格が、収穫時の販売価格ということになります。

【戸田】 ということは、大体どれぐらいで売れそうなのかということ、収穫した時点で把握した金額ということですか。

【西田】 目安があるということです。

【戸田】 目安があるんですか。

【西田】 あります。米でも、菊池米とか何かだったらいくらとか、新潟の米だったら、それは2万も3万もしますよ。だけ、ど、八代の米だったら少し安くなりますね。なぜかと言うと、海岸端です。そうすると、こちらの熊本のおいしい菊池米だったら、高いけど、他の場所の米だったら安いとか。やっぱり地域によって違うんです。収穫をするときの大体の相場があるんですよ。収穫時の販売価格というのは、収穫したときに大体いくらぐらいで売れとるなというような、言葉で書くと難しいでしょうけど、そういうときの価格です。

【戸田】 なるほど、ただ教科書の文言だけ読むと、未販売の農産物の棚卸価格の計算は、期末に残っている作物の実際の数をもとに数えるわけですね。ただその数にかけるのは、期末の時価ではなくて、もうちょっと前の収穫のときのものをかけましょうということになってますよね。なので、数えている時点と、評価の時点はずれていますよね。

例えば『農業新聞』とかを見ると、今日の農産物の時価が出てますよね。そうすると、期末に倉庫に残っている農産物なんかだと、どれぐらい残っているかが確認できたなら、期末時点の新聞に載っている価格をかけたほうが、全体でいくら残っているかというのが分かるような気がするんですけど。

【西田】 なるほど、一般の人は、先生がおっしゃったように、分かりにくいところがあるんでしょうね。ただ、実際には、農産物は集荷されるときに、その農産物が通常しとる価格で買い取られますから、問題はないんじゃないかと。

【戸田】 それで少し分かりました。例えば **JA** が米を集荷する際、概算金を農家に前渡しするようですが、そういった金額も「収穫時の販売価格」と見なされる可能性があるわけですね。

それともう1つ違和感があったのは、「期首評価」という表現なんです、先ほどの純

額法の説明のところに出てきます。教科書 60 ページにこの言葉があるんですけど。評価というのは、基本的には期末にやるんだというふうにならざるを得ないと思ってきたので、文字面だけ見ると何を意味しているのか分からなくて。教科書を見ると、12月31日という期末に、前年度に作付けし、当年度収穫した秋まき小麦の期首評価をするということですね。「期首評価」という言い方を今まで見たことがなかったのですが、文言だけで見ると、期末に期首の金額を評価し直すということですか。

【西田】 これ期首評価じゃなくて、期首棚卸ですよ。最初から期首棚卸高としておけば、分かったかもしれませんね。ただ、期首評価じゃないですね。文章的には、前期の期末棚卸額の内訳は何々であったと書かずにいかにですね。

【戸田】 期首評価という言葉に違和感があったのは、要するに期末になったら、1年前の費用なんて分かるわけがないんだけど、一応それを評価しましょうという、ある意味いい加減なことをやるのかと思ったからです。そしてもしそんなことができるんだとしたら、前の記録とつながらないわけで、いくらでも好きな数字が出せちゃうということになってしまうかもしれないなと思ったので。分かりました。

【西田】 でも先生、実は実務では、同じ面積の作付けだったら、期末棚卸の処理はしなくていいというのが所得税法にあるんです。同じ面積で、これに小麦を作付けするとするでしょう。5ヘクタールつくっていたと。今年も5ヘクタールだった、来年も5ヘクタールだったときは、こういう期末の仕掛品棚卸高の仕訳はせんでいいよと。なぜかって同じでしょと。だから、棚卸自体を省略してもよろしいという規定があるんです。所得税法の中には。同じことだからですね。

【戸田】 もしそうならば、逆にこんな難しい仕訳処理を見せなくてもいいんじゃないですか。

【西田】 そこそ先生、会計学で行くのか、所得税法で行くのかで（違ってきます）。

【戸田】 会計学でやろうとすると、やっぱり。

【西田】 そうです。たとえ所得税法ではあげなくていいと書いておっても、それは農業簿記3級には関係ないという意見もあるんですね。

【戸田】 農業簿記3級を編む際も、会計理論を中心にすえるのか、所得税法を中心にすえるのか、ご苦労があったわけですね。お聞かせいただき、ありがとうございます。もう一つ質問させてもらいます。按分についてです。秋まき小麦の場合、もし期末までに一部収穫されたら、育成にかかった費用は按分計算するんですか。

【西田】 そういふのはあり得ないですね。小麦ができて、収穫するのって、一時にぱっと収穫しないと終わらないから。米なんかも同じ。

【戸田】 そうか。収穫は、少しずつやる収穫なんていうのはなくて、1回でざっとやるから。私、未収穫農産物の期末棚卸処理を見た時に、じゃあ途中で一部収穫した場合どうするのかなとか思いましたけど、そういうのは基本的にはないわけですね。

【西田】 はい。

【戸田】 按分なんていうことは、そもそも現実にあり得ないということですね。

【西田】 花卉は違うんですよ。花卉というのは、胡蝶蘭なんかがあるでしょ。胡蝶蘭なんかは収穫するまで3年ぐらいあるから、それはちゃんと3年間してから振り替えていくとか、いろいろあるんです。胡蝶蘭1つとっても、例えばバンコクから種を持っ

て来て、芽を出したらフラスコの特別な栽培をしても、そういうリレーがあるんですよ。そうしたらそれが大体、出来上がって花になるまで3年ぐらいかかると。

【戸田】 実態を把握しておかないとならないんですね。

【西田】 だから、さっきお見せした標準表が絶対必要になるんです。例えばお茶の場合、4年目でやっともものになるんですよ。ミカンも10年かかるんです。「桃栗三年、柿八年」という言葉にも意味があるんです。

【戸田】 なるほど。こういう標準表というのは、現実をJAの人と国税の人たちがかなりしっかり分かっている、先生のようなプロが見たときに、きっちりやっていると感じになれるんですね。

【西田】 はい。やっています。それはやっぱり、細かいところまで見えています。

【戸田】 話は全然違いますが、米国の会計基準は、generally accepted accounting standards (GAAP)と言うんですけど、これは「一般に認められた会計原則」と訳されます。GAAPは、米国各地の実際の実務の中から、まあこれは妥当だろうというものを集めたものとも言えます。この実際の実務情報を集めることを担ったのが、米国の会計士たちでした。ですから、米国の会計士って、それなりに現実を知っていると言われてます。

日本は、会計士の人は本当に細かい実務情報を知ってるかという、あまりそういう情報が会計士協会に集まっていないようです。どこに集中しているかという、国税局に行ってみると、よく言われるんですよ。国税の人たち、特に地方に多数散ってる国税専門官の人たちが、例えばこういうものすごい細かい、本当の現実にそった情報を集めている。会計士協会よりも国税局に行ったほうが全然、本当の情報をつかんでいる、ある企業の人から聞いたんですけど。

【西田】 それは事実ですね。会計士が見る情報というのは、大体上場企業のもので一流の社員がやっとするでしょう。それをどうやってサンプル視察するかでしょう。大体出来上がってるでしょう。そうすると、本当のところは分からんと思いますね。

【戸田】 実は私の父と祖父が八幡製鐵所勤務だったんです。父から元経理部長の方を紹介され、いろいろと話をお聞きしました。その方によると、日本最初のリース物件の償却期限を何年にするかというので、会計士がもめている時に、国税の二課というところがいち早く、5年という数字をぱっと入れたらしいんです。それは実は、八幡製鐵が初めてリース物件を入れた時に、そのリース対象はIBMの大型コンピューターだったらしいんですけど、それが米国で本当に何年ぐらいで償却されているかをいち早くつかんできたらしいんです。その方も、「さすが国税、やっぱり本当のところをよく知ってる」と感心されたそうです。

【西田】 やっぱり、集めるんじゃないですかね。それが熊本のこの標準表なんです。静岡は違うかもしれない。お茶の静岡です。地域によって違うんですよ。でも、地域ごとの現実に基づいた標準は絶対必要です。

【戸田】 何だこれはというのを、申告の時に持って行ったら駄目なわけでもんね。

【西田】 そういう点で棚卸というのは、本当にわれわれ泣かせですね。

【戸田】 税と会計が違うという時に、つい私たちみたいな会計ブローパーは、税は取りやすいところから取れるだけ取るだけじゃないか、と正直思ったりする時があります。

ですけど、実は会計側のほうは全然現実を知らなくて、実際は税を取る人たちのほうが、本当の細かい現実を知っているというのがあるんですね。私たち会計側も、現実の情報をつかむという点で、びっちりしないといけないなというふうに思っております。

税と会計との対立という点で、さらに質問させていただきます。先生もこの教科書を編む時に対立があったとおっしゃっていました。確かに、所得税青色申告決算書における取扱いを、どう複記で説明するかというのが全編を貫いているように思えます。ところが、教科書の中では、簿記の原則が基本であって、青色申告決算書による取扱いは「参考」だと書かれていますよね。教科書作成の過程で、かなり主客の逆転があるんじゃないのかなというのが、どうしても思うところでした。

それと、教科書の最初のところに書かれているんですけど、「農業簿記の真の目的は何か」という問いの答えとして、「農産物の生産に要した原価を把握して、これを基に改善を図り、農業経営の発展に寄与する」と書かれています。ということは、やはり原価をいかに正確に把握していくかということが農業簿記の目的ですよ。私もこれ賛成です。簿記会計って、こういうことのために必要ですよ。でも、3級検定の内容に入って行けば行くほど、原価の算定をいかにするかというよりも、申告書類の作成を問題なく行うほうに引っ張られてるかなと、どうしても感じてしまいます。

【西田】 それが日本の現実なんですよ。これに対して特に米国では、農業というのは人を使っているんですよ。だから、会計が当然入ってるんです。人をどれだけ使って、どれだけ儲かるかと。だから、会計抜きにしては語れないわけですね。それはそうだろうと思う。あんな広いところ、何人も人を使ってするでしょう。そうすると、お金をいくら払わにゃいかんから、毎年ちゃんと帳面つけとかにゃいかんだろうというのは、最初からもう頭に入っとるんですよ。

日本はそうじゃないですよ。小さな土俵の中で食っていかなとならん。戦後の人たちは6割ぐらいが農業人口だったんじゃないんですか。昭和22年、23年、そういう時は食べていけるかどうか、でも、それでも税金は取らにゃいかん。これが課税庁にはあったと思うんです。だから、あなたたち帳面なんかつけなくていいから、特に米は政府が買い上げてやるからと。帳面なんかつけなくたって、これぐらいの面積で米をつくったたらあなたの所得はいくらよと上から言う。だから、シャウプさんが何で会計を入れないのと。シャウプさんが勧告しているわけですね、「シャウプ勧告」のとき。でも、それからずっと何もされてこなかったんです。

昭和59年ぐらいまでは反別課税でしたからね。でも、反別課税も各県によって違いますからね。やっと会計を入れにゃいかなとなつたのが、平成5年です。平成5年のウルグアイ・ラウンドのとき、米が自由化になったんです。細川政権の時に6兆円も補助金を使ったんですけど、何の効果もなかった。あれから、米がもう駄目になっていった。

【戸田】 そこで、会計に関して新しい変化があったんですよ。

【西田】 ウルグアイ・ラウンド対策として、いろんな農業経営基盤強化法ができました。その時に、我々のところの協議会が、平成5年6月頃スタートしたんです。これから農業は会計を入れて、いろんなことをやらにゃいかんでしょうと。会計が入って

くると、もう今は青色申告は当たり前ですよ。昭和 59 年までは、会計なんか関係なかったからですね。

【戸田】 先生は、会計はどうしても必要だというのが信念ですよ。

【西田】 会計を入れなかったら、本当に儲かるとかどうかなんか分からないですよ。そうすると、今の収穫基準は本当はおかしいということも出てくると思います。収穫基準でなくたって、本当の原価が分かればいいじゃないかと。そういうのを先生たちが学者として書いてもらいたい。そうすると、非常に変わると思います。

私から言わせれば、今の収穫基準は、一部で税金の先払いにもなっている。農産物の本当の原価をというふうに持っていけば、税金の先払いもなくなると思うんです。

ただし、戸田農家と西田農家とじゃ違うわけですね。それはその個別個別でやるべきなんですね。だから今、国税は個別評価をせよというのが原則なんです。個別評価せよということは、こういう標準表は表に出しちゃいかんことになる。実務的には絶対必要ですけど。でも やっぱり、収穫基準で一律にじゃなくて、個別個別の農家が農産物の本当の原価を算定するために農業簿記というのは必要なんです。

【戸田】 改めて最後にもう一度確認させていただきますが、農業簿記検定 3 級の教科書の初めに、農業簿記の真の目的として、「農作物の生産に要した原価を把握してこれをもとに改善をはかり、農業経営の発展に寄与すること」とあります。これは先生ご自身が書かれたんですよ。

【西田】 これは私が書きました。

【戸田】 ありがとうございます。本日は、本当に貴重な話を伺うことができました。もうこんな時間なんですね。すみません、確定申告でお忙しい中を。

【西田】 いえいえ、でも熱心で研究者らしい質問で、やっぱり学者だなと思いました(笑)。

【戸田】 そんな(笑)。でも本日は、長時間にわたり、本当にありがとうございました(終了)。

(2) 全国農業経営コンサルタント協会前会長・西田尚史税理士への
ヒアリング調査（第2回）

本ヒアリング調査は、2014年6月28日、熊本市小峰の未来税務会計事務所2階において、当時は全国農業経営コンサルタント協会の会長であった西田尚史税理士に対して行われたものである。

【戸田】 本日は、前回⁽¹⁾同様、お忙しい中、2回目のヒアリング調査を受けていただき、誠に有難うございます。前回ヒアリングをさせていただいてからこの間、農業簿記検定の2級と3級の試験が、先生が会長を務められている全国農業経営コンサルタント協会が共催という立場で、ついに実施されましたね。まずは、本当に、おめでとうございます。

【西田】 ありがとうございます。戸田先生にも、宣伝してもらったようで、こちらこそありがとうございます。

【戸田】 いえ、あれは宣伝したんじゃないんです。農業簿記検定について書いた論文の表題が、たまたま『日本経済新聞』の雑誌の広告欄に載っただけで。ですので、特に意図した宣伝でもなんでもないんです、正直言って（笑）。でも、研究者個人として、農業簿記という研究テーマをいただいたのは、本当に幸せなことだと思っております。本日も、どうかよろしく願いいたします。

さて、さっそくですが、前回も教えていただいた反別課税からお聞きしたいと思います。作付面積に対して一定標準率を乗じて農業所得を計算する反別課税ですが、これはいつ頃まで続いたんですか。

【西田】 昭和56年頃までは政府が一律の価格で買い上げよったんですよ。その頃まで続いたんじゃないかな、反別課税は。問題は、それから米の自由化が始まったんですね。米が自由化されると、自由な価格で売っていいことになる。まあ実際は、全部自由に売るなんてことはできなかつたんですけどね。とにかく、昭和56年頃ですね、いろいろな転機は。自由に売れるようになった米は、それも高くても売れる米は、やっぱり高くなるし、売れない米は安くなるんですよ。すぐにじゃなかったけど、だんだんだんだん、そうになっていった。それ以前は、みんな同じ価格だったから、反別さえ分かればよかった。だけど、自由に売れるようになったら、今度は反別じゃなくて、まずは収入に、その次は損益に、どうしても注目せにゃならん。

【戸田】 なるほど。食管法のもと、米の政府買上価格が存在していた時代と、自由化を迎えた時代で、税のとり方が変わっていくのは当然かもしれませんね。ところで、反別課税は、戦前戦後と永く続いた、日本の農家からの税のとり方だったわけですが、税率については、国税局、昔の主税局が最終的には決定してきたといわれています。ただ、この税率は、特に戦後は、地方の農協や市町村とよく話し合っ、最終的には、皆がだいたい納得するようところで落ち着くように決定していったようですね。前回のヒアリングでも、このように先生からお伺いしたと思います。

【西田】 ええ。いわゆる標準を、相対で話し合っただけで決めるんです。でも、あくまで標準なんだから、標準よりか下の人は大変だった。あるいは、水害があったとか、米が取れない時だって払わんといかんかった。でも、標準よりか上の人は得しますがね。

だから、標準というのは難しいんですよ。私なりの見解で言うと、農協さんあたりが、この人はよか（よい）農家さんって思ったところからとったのが、標準になっていくと思う。農家の中でも、きちんとやってなさる人のようなところのデータと、本当に全然儲からん人のところのデータとは、意味が違うんですよ。大体、農協に協力する人っていうのは、結局ある程度、農家の中でもよか人たちですよ。これまで決められてきた標準は、そういうよか農家のデータから決められることが多かったと思います。課税庁としても、そっちのほうが（税金が）とれるわけでしょうし。

【戸田】 すねに傷持つ人は、そもそもそんな調査なんか絶対受けないですからね（笑）。受けるということは、何も問題ないという人ということ。ということは、すねに傷もつ、とまでは言いませんが、どっちかというあまりやる気のない農家さんは、標準っていうのは、ちょっと困る、というか嫌だな、と思ってたんでしょうね。

【西田】 兼業農家とかですね。そういう人たちは結構今でもそうでしょうけど、大体所得が上がりませんね。

【戸田】 兼業農家さんなんかだと、そもそも農業は片手間で、本当はあまりやる気はないんで、専業でしっかりしたい農家さんのデータを標準にされるのは、ちょっと困るなというふうに思っていた人が多かったかもしれないと。

【西田】 それはありますね。

【戸田】 今はだいぶ変わってきてると言われていますけど、小規模で兼業で米をつくらせる農家さんの数が日本では圧倒的に多くて、特に政治力もあったと言われてます。そういう人たちの声で、変わっていったという可能性もあるんですかね、反別課税は。

【西田】 まあ、それはどうでしょう。私は、それより、消費税の導入が大きいと思いますが。平成元年から消費税が入ったでしょう。すると、収支を知らなくちゃいけないという声が出てくる。だって、反別じゃ分からんですからね。消費税というのは、米とか農産物を売った時に、消費税率掛けますからね。

そして、所得標準が機運としてほとんどなくなっていくのは、平成 10 年頃ですかね、僕は昭和 59 年に独立して税理士事務所を始めたけど、平成 10 年くらいまでは、まだ所得標準がありましたからね。だけど消費税が入って、それがだんだん浸透してくると、収支がきちっとして分からないと駄目、消費税を掛けにくいですよ。課税庁としては、収支に基づく損益計算書を出さないと、課税漏れが起きますからね。

【戸田】 先ほど、ヒアリング調査に入る前、事務所の地下書庫にご案内いただきましたが、そこでは、平成 13 年くらいまで農業所得標準が確認できましたね。大雑把に言えば、21 世紀には、課税標準は姿を消していったようですね。それでも、農業所得への課税方法の変化については、やっぱり消費税の関与という可能性が大きいとお考えですよ。

【西田】 ええ、私はそう思っています。消費税は、記帳をきちりしないとね。消費税が入ってきたならば、今のようにきちとした収支の記帳を前提としないんだったら、課税できんと思うんです。これは私の見解ですけど。

- 【戸田】 まず、3%の消費税が入ったのは。
- 【西田】 平成元年です。平成9年に5%になったんですね。
- 【戸田】 そうすると、消費税が3%、そして5%にぐんぐん上がってるのに、いつまでも作付面積を中心とした課税、つまり反別課税に頼ってると、先生のおっしゃるように、取りこぼしが相当でてる。国税側も、やっぱり反別課税のままやっていると、これはまずいと考えたんでしょうね。
- 【西田】 そう思います。歴史的には、そんな推移だったんじゃないかなって。ところが、今の若い税理士は、反別課税なんて、そんなの行われていたなんて全然知りません。それどころか、収入金課税なんかが行われてたなんてことも、知らんのじゃないかな。
- 【戸田】 収入金課税が一時的に入ったのは、いつ頃だったんでしょうか。
- 【西田】 平成5年ぐらいからじゃなかったかな。要は、農家が経営基盤をきちっとしてやらにゃいかん、そういった義務が出てきたあたりですからね。これは、農業経営基盤強化促進法と、それに関連した補助金とも強く結びついてたと思います。
- 【戸田】 そこは、重要な点なのかもしれませんね。ところで、もう一度確認なんですけど、政府による米の一律買い上げが終わったのは。
- 【西田】 昭和56年です、私の記憶では。昭和56年までは、米の値段はずっと10年ごとに倍になっていきました。だからよかったんですよ、この頃までは。農業に簿記や会計なんて、つまり収支を記帳するなんていらなかったんです。昭和56年頃が、1俵60キロが1万5000円ぐらいです。でも、ここから上がってないんです。それからずっと下がってきて、今は1万2000円とかまでいったりする。だけど新潟の高橋先生⁽²⁾辺りは、1俵60キロで4万円ですってたりなんかされてます。だから、昔は一律、今はいいところはいい。こうなると、もう一律の反別課税は使えない。
- 【戸田】 反別課税でいくか、それとも収入金課税でいくかっていうのは、基本的には、国家が農家から税金をとる際に、何が一番確実で、取りこぼしがなくていいかっていうのに、結局は強く依存してると考えていいわけですか。
- 【西田】 そうだと、僕は思いますよ。それに、はっきり言えば、今でも、農業に対する課税が農家さんの記帳に基づいてるかって言えば、それはどうでしょう。農家の人は朝から晩まで働いて、帰って焼酎1杯飲んだら、その日の夜はごろっと寝て、もう仕事はしないでしょう。帳面つけろといくら言ったって、そりゃ無理ですよ。そうすると、あんた反別で、こんくらいの収穫高があるはずじゃろってしたほうが、課税もしやすいし、払うほうも納得して払ったんじゃないかと思います。だから、今はもうない反別課税だって、よかともあったんだろうと思います。ただ、今はもう、青色申告が当たり前になってる。だから一応、建前としては、帳簿をつけることになると。でも、これが実はとても難しい。
- それでも、例えば街の床屋さんでも、普通の小売屋さんでも卸屋さんでも、彼らは帳簿をつけないと、特に銀行は相手にしてくれません。だから、彼らは帳簿をつけることに何の抵抗もない。ところが、農家の人たちだけは、そういう抵抗感が今でも根強いんですよ。
- 【戸田】 農業の世界では、今でも帳簿をつけるというのはなかなか難しいことなんですね。でも、他の商売と違って、銀行は相手にしてくれるわけですよ。特にJAバン

クが。それに、記帳だって、JA バンク通帳への記帳という意味では、JA、つまり農協がやってくれてるわけですよ。

【西田】 まあ、そうとも言えるかしらんですね。でも、帳面をつけにゃいかんなんていうのは、昔とはだいぶ変わってきたと思いますね。特に、今年平成 26 年 4 月 1 日からは消費税が 8%にもなってきたし、同じく平成 26 年の 1 月 1 日からは白色（申告）でも記帳義務が出たんですよ。昔は白色だったら、記帳義務はなかった。それに、農業所得が 300 万円以下なら、そもそも記帳なんてしなくてもよかった。それが、白でも記帳せにゃならんごとなって、変わってきた。だから、税法のほうが、会計とか何かを、つまり記帳を要求してきてると思うんです。

それに、例えば反別とか何かで推定課税はできたとして、でも裁判になって、農家がきちんとした帳簿を持ってくれば、それは負けてしまいます。たとえ国でもね。だから、優秀な農家さんは、帳簿をうんと持ってる。今でもいらっしゃいますよ、そういう方は。優秀な農家さん、うんと所得をとれる農家さんは、やっぱり帳面つけてらっしゃるんですね。

【戸田】 そのほうが得ということですか。

【西田】 まあ、得というか、つけざるを得ない、といのもあるかもしれません。青色申告で 65 万円も控除させるんだから。これだけ控除するってことは、残りのお金がどこにあるかを、全部出さにゃいかんじゃないですか、特に貸借対照表に。ところがまあ、問題のあるっていうか、帳簿をきちんとつけとらん人の中には、お金なんか残つとらん、て言うのもいてね。僕は、そこまで調べる権限がないけど、やっぱり課税庁はどこまでも調べられるから、そういうことに関係する資料はなるべく早く出してこれって言うてるんだけど。これが、なかなか（難しい）。

【戸田】 そういった方は、基本的には農家の方ですか。

【西田】 農家です。農家なんだけど、貸家業が主業だったりします。

【戸田】 農業は全然されてないんですか。

【西田】 農業は自分ではなく、家族の者がしたりしてます。

【戸田】 たとえ自分でなくとも、農業をやっていることで、さまざまな特典、例えば相続税とかの減免とかいろいろあると言われてますよね。

【西田】 そういう点は確かにあると思いますが、でも今は、農業だけで儲けてるところも、結構出てきてるんです。例えば、八代辺り見てると、売り上げが 1 億か 2 億ぐらいあるトマト農家がありますよ。10 人ばかり外国人を入れてね。

【戸田】 それは専業で、大規模でやっているんですね。

【西田】 そう。大規模で専業でトマトをやってる。そうすると、売り上げが 1 億か 2 億あって、専従者給料として 1000 万ぐらいみる。

【戸田】 1 人の給料を。

【西田】 そうそう、最低でも 1 人 500 万は。1 億を売っておったら、従業員みんなの給料を全部引いて、3000 万ぐらい家族に残るはずですね。標準的にはそのぐらい残らんと、能力のなかですよ。所得は大体 3 割ぐらいあるんだから、しっかりやれば、農家も結構儲かるんです。

【戸田】 そういう、農業に関するいいイメージって、なかなか伝わってこないですね。

とにかく、高齢者ばかりで衰退していく産業、そんなイメージが蔓延してるような。だから、農業に憧れる、っていう人がなかなか出てこないんでしょうね。

ちょっと話を、さきほどの農家への優遇について戻らせていただきます。前回のヒアリング調査でも先生に伺ったんですが、特に兼業農家さんにとって、会社員や公務員としての所得と農業所得との、いわゆる損益通算は、実は結構大きな意味があるという話でしたね。例えば、基本的には工場で働いているとして、でも親から継いだ農地があった場合、主業を農業で申請するんですか。

【西田】 はい。例えば、私が県庁の職員とか会社に勤めてるとするでしょう。でも、田舎にいて、田舎だから田んぼを持ってる。そうすると農家だって言える。それで、農業だけで申告すると、だいたい赤字になるわけですね、所得の計算では。農業が赤字だったら、会社員として払ってた税金が、赤字分と通算され、結果的に還付される。

だから、うちの事務所にも、還付のために確定申告の依頼がくる。損益通算による還付申告をするためにうちに頼んで、それで仮に50万還付され、うちが10万もらったって、40万得するじゃないですか。だから、そういった依頼は結構あります。そうそう、今度から国民健康保険料が変わりますから、得する金額はこれまでの倍くらいになるんじゃないでしょうか。そんなこんなで、特に兼業農家の人は、還付のための申告をしている人が多いんじゃないでしょうかね。

【戸田】 そうすると、そういう方にとっては、農業所得が黒字になっちゃったら、逆にまずいですよね。農業所得がすごい黒字とかになっちゃったら、還付に使えない。

【西田】 まあ、そんなことはまずないと思いますけどね。ところで、サラリーマンなんかの兼業農家さんにとって一番いいのは、何と言って米ですよ。手が要らんですもん。

【戸田】 週末だけの作業でいい、とかそういうことですよ。

【西田】 そういうことですね。トマトとかキュウリとかナスなんていうのは、常に作業していかないと駄目でしょう。兼業農家さんには、できんですよね。

【戸田】 国もそこら辺分かっていて、補助金なんかは、基本的に穀物というか、特に米に手厚い。やっぱり、やってる人が多いところに、優先的に。日本の農家の7割は、小規模兼業米農家さんですから。その人たちの大量で、安定的な票は、やっぱり無視できない。まあ、この構造は、現在徐々に変わりつつありますが。

【西田】 日本の農政の主眼というのは、やっぱり米ですもんね。昔は米がイコール経済を表す、つまり石高だった。一石というのは大体2俵半です、150キロ。これが1人が1年間で食べる米の量なんです。だから、細川さんが54万石と言ったら、54万人分の家来を雇えるわけですよ。

【戸田】 すごいですよね。ところで、この米なんかの穀物に関する収益については、収穫基準という、独特の収益認識基準が使われていますよね。この収穫基準について、お伺いしたいと思います。前に、森先生⁽³⁾とお話した時に、収穫基準は、「米、麦などに限って」の基準なのかをお聞きしたことがあります。森先生のお答は、いや、そうではなくて、農産物全体にかかるんだというものでした。「米、麦などに限って」というのは、畜産物なんかとは違う、という意味なんだと。

【西田】 そうなんです、私はやはり、「米に限って」と、とらえますけどね。米が一番のポイントで、だから農政も、ずっと米に対してのものだった。政府としては、戦中

戦後、抛出米を集めなきゃならんわけでしょう。御船とかうちの辺りでも、戦中戦後、自分のお米を自分が食べれないわけですよ。少しとっておこうとしても、やっぱりダメで、ちゃんと分かって持っていかれる。だから、つくった米は全部とられた。兵隊さんの食べる分とかにね。戦後でも、特に戦後のすぐのころは、基本的に何も変わらんかった。

だから、税法上の収穫基準だって、まずは米を対象としていた。とにかく、米の収穫が終わった時にちゃんと所得をあげるようにしましょう、というのが収穫基準なんですよ。収穫基準で一番メインになるというのは、何と言っても米です。あとは、あったとしても麦くらい。だから、「米、麦などに限って」という、収穫基準の文言になるんです。それに、日本の農家って、主力商品がやっぱり米、麦くらいしかなかったんです。今でこそハウスで野菜の栽培をなんて結構ありますが、私が事務所を開業した昭和59年頃辺りでも、やっぱり米が一番主でしたよ。

だけど、これは戸田先生たち、学者さんが考えて欲しいことだけど、収穫基準にもおかしかところがあるんです。そりゃやっぱり、(農産物が)売れた時じゃなく、とれた時、収穫した時に売り上げをあげるというのは、やっぱりね。別な点から言うと、本当は売れないかもしれないけど、棚卸しがあるっていうことになる。棚卸しがあるということは、私たち税理士から見ると先払いなんですよ、税金の。しかも、その在庫というのが、工場製品なんかだったらいいんですけど、農産物ですよ。いつまでもたんじゃありませんか、米や麦以外は。

だから、収穫基準というのは、米だから(適用)できた、米の買上価格が決まっただから(適用)できたわけです。反別課税だって、日本の農家全体が米をつくっていて、しかも買上価格が決まっていたからできた。でも、所得を計算する際の金額は、一律じゃなくて、地域ごとに違ってた。そりゃもちろん、米のとれ具合や美味しさは、それぞれだから。例えば、うちの辺りの米はよかいです、水がきれいで。これが、海岸べたの米はあまりおいしくないんですね。そうすると、1反当たりの所得がうち辺りが1万円でも、海岸べた辺りは5000円か6000円にしましょうとかね。そういうふうに決めておいて、あんたのところで作った米は収穫したけん、このあたりの価格を掛けて一応所得を出そうかね、というふうにしてやってきたわけです。まあ、これは収穫基準っていうより、反別課税のかつてのやり方ですが。

【戸田】 私も最初、とにかく今期収穫した分はすべて今期の売上に、というのは違和感がありました。単純に言って、売っていないものが収益っていうのは、どうかなと。それより不思議だったのは、期末棚卸で確定した農産物は今期収穫した分なんだから収入、という考えでした。だって、収穫した分をそのつど時価評価したものを売上計上しているんだったら、期末棚卸額の農業収入算入は、収益の二重計上じゃないのって思っていました。それと同じことを、自家消費や贈与についても感じました。やっぱり、期末時に残ってるものはまだ収益に貢献していない、と考える方が、普通というか、筋が通ってるような気がするんですけど。

【西田】 それは会計が入っていったら、そういう声が出てくると思うんですよ。会計では、当然原価計算をするでしょう。先生が言ったように、まだ売れてないんだったら、総額で原価はこのぐらいかかったけん、売れるまでの間はその分を原価で棚卸しにあ

げておく。そういった考え方や計算も、これから出てくると思いますよ。

【戸田】 面白いのは、おそらく調整をとってるんだろうなと思うんですが、期首の農産物は農業収入から引くということですね。まあ話としては、収穫したのは今期じゃなくて前期なんだから、今期の収益からはマイナス、となるんでしょうが。私としては、期末棚卸高はプラスさせる代わりにというか、やっぱり調整してるように感じてしまいます。

ただ、農業所得に関する書籍を見ていると、収穫基準も、もともとは会計的な売上原価を計算することを求めているようです。理論的には。そうすると、期首農産物棚卸高は、理論的にはやっぱり、売上原価を計算するため、仕入に加算される、つまり費用のプラスの性格になるはずで。ところが、収穫基準の規定で、その期の仕入高に収穫高をあてていいことになってる。こうなると、その期の収穫高と仕入高が同額で相殺されてしまい、計算構造から消える。で、残った期首農産物棚卸高と期末農産物棚卸高はどうなるか。ここで、論理の転換がなされ、期首農産物棚卸高は売上原価にプラスされるのではなく、農業収入（収穫高）のマイナスにされ、期末農産物棚卸高は、売上原価のマイナスではなく、農業収入（収穫高）にプラスされる。つまり、収穫基準っていうのは、理論的には売上原価の計算を一応求めてることになってるけど、実際には、農業簿記っていうのは実際が重要だと思うんですが、全然違う計算を要求することになってる。だから、そこには大きな矛盾があって、それがすごい分かりにくい形になってるのかなとも思ったんですけど。どうでしょうか、違いますか。

【西田】 ちょっと難しい話は、先生にやってもらって（笑）。でも、何度も言ってるように、収穫基準におかしなところがあるのは、これは確かなんです。だから、例えば先生みたいな学者がいろいろ言ってもらえば、変わる可能性は十分ありますね。

やっぱり問題なのは、会計学の普通の考えからすると、販売が収益計上の基本ですよ。ところが、米だけのことを考えたら、収穫と販売が1年、あるいは2年とずれてしまうんです。収穫したやつは実際は保有米になるんですよ、すぐには売れませんからね。こういった「ずれ」は、収穫基準だと必ず出てきてしまうんですが、やっぱり問題なんです。

【戸田】 このずれを修正するのは、収穫基準のもとでは、やっぱり難しいでしょうね。でも、現実というか実務的には、ずれを承知の上で、農協から渡される概算金が売上になるということを、森先生から聞きました。これは、本当なんですか。

【西田】 まあ、そういうことです。農協というか全農が、今やってるやり方ですね。でも、米の全部が全部が、そういう風になってるわけでもないんです。自分のところで商社機能まである新潟辺りの大きな農業法人になると、そんな概算金に頼らずに、自分でいくらかでも売りさばいてしまうんですよ。

【戸田】 ただ、概算金をもって確定的な売上として計上してしまうのは、やっぱり、現実の農協との取り引きが基底にあるんじゃないでしょうか。さっき先生がおっしゃった、収穫してから販売するまでのずれ、最終清算までのずれの修正には、2年ぐらいはかかると言われましたよね。会計学的には、かかった費用と売上は、期間的に対応させるべきですが、農業の現場でそんなこととてもできないわけですよ。だから、農協から渡される概算金をもって、売上計上とするのが最も簡単となる。でも、これ

だと、収穫前のお金の授受が収益認識の基本となるわけで、収穫基準の適用どころか、単純な現金主義による売上計上、となるわけですね。

【西田】 そういう現実もあるんです。でも、私が担当してる中でも、大きなところは、もちろんいろいろと違ってます。そういうところは、単純な現金計算なんてのではもちろんなくて、ちゃんと帳簿記録をとって計算してますよ。それでも、収穫基準に従うことで、いろいろな問題、例えば農産物のちゃんとした原価が出ないといったことが起こります。だから、収穫基準の問題は、やっぱり解決はせにやならんが、帳面をちゃんとつけることは絶対必要ですよ。それは小さな農家さんだって、本当は。農業簿記全体を、そういうふうに変えてもらいたいんです。本当のことを帳面から分かるためにも。みんなが帳面の大事さが分かったら、そういう風にだって変えられるんです。帳面もつけとらんような人は、例えばうちへ確定申告に来られたら、たまったもんじゃないんです。

【戸田】 私もそう思います。うがった見方かもしれませんが、収穫基準っていうのは、帳面・帳簿をつけるという簿記にとって最も基本的なことを、そもそも前提としていないのかもしれないですね。

ところで、収穫基準に基づいて作成した財務諸表って、例えば、銀行から資金提供を受けたりするような時には、作り直したりするんでしょうか。

【西田】 いえいえ、作り直しなんかはしません。ただし、所得税には収穫基準というのがあるけど、法人税にはもともとないのは注意せないかんことなんです。法人税法は、かかった費用の積み上げ計算。製造原価はつくったらいくらで、売れなかったら、それはいくらで棚卸しをなさいと。そして、その方法は最終仕入原価法もあるし、売価還元法もあるし、それらを常時連続して使っていく、それでよろしいですよというふうになっておるんです。

ただ、もう1つ、さっき先生が言っていた、企業会計原則が求める費用収益対応の原則というのは、ちょっと難しいでしょう、今のやり方の財務諸表ではね。さっきから言ってるように、今のやり方では、どうしても売上高と発生原価の計上には、ずれがでてくるんですよ。でも、同じことは建設業だってあるじゃないかと。建設業だって、工事はすぐには終わらないわけだから、対応関係をきちんとするのは難しいでしょう。

でも、今すぐというわけにはいかんけど、農業だって、やがて、そういう形になっていかにやいかん、費用収益対応の原則を守るというね。そういう意味じゃ、これからなんですよ、本当の農業簿記は。だから、いつまでも収穫基準を適用する必要はないんですね。ただ、もしそうなってくると、帳面がしっかりしとらんなら否認されてしまう。これはもう、絶対避けなきゃならん。

【戸田】 私もまったくそう思います。本当の農業簿記、農業者の記帳する帳簿に基づく農業簿記は、まさにこれから始まると思っています。そして、そういった農業簿記は、これまでの基本であった収穫基準と決別しなきゃならないんじゃないかと、個人的に思っています。収穫基準の問題は、先生のおっしゃるように、税金の先払いになっていくという点以外にも、とにかく記帳や記録を必要としない基準であるという点にあると思います。この点こそが、私が考える収穫基準の最大の問題点なんです。で

も、この問題点は、裏を返せば、農業者自身は何も記帳・記録しなくてもいいという、実務的・実際上の利点になってたんだと思います。

【西田】 でも、先生は学者だからね。私だって、収穫基準に問題があることは分かかっておっても、実務ではやっぱりそれに従っちゃう。実務家としては、お上が言ったやつでやっておったら、何も言われんじゃないですか。それはやっぱり。

【戸田】 やはり、重要なことなんでしょうね。私は、恥ずかしながら実務に携わったことがないんですが、そうなんだと思います。でも、実務を知らないからこそ、こうやって、実務をやっている方でなくちゃ知り得ない貴重な情報を集めてるんです。

実務家しか知り得ない情報と言えば、これは前から疑問に思ってたんですけど、そもそもどれだけ収穫したか、あるいは期末にどれだけ在庫が残っているかというのを、どうやって正確に計算してるんでしょうか。

【西田】 米をつくるじゃないですか。つくった米をどうやって量るかと言うと、その前に、まず精米せにゃいかんじゃないですか。例えば精米して、米にするでしょう。米にしたら大体、60キロとか30キロの袋に入れる。60キロの袋が多いかな、昔でいう1俵ね。この袋を数えれば、収穫がどれだけあったかは、すぐに分かる。それに、自分のところの倉庫に残った分を数えれば、在庫だって分かる。

【戸田】 それは大きなところだけじゃなくて、兼業農家さんでも大体そうしているんですか。

【西田】 そうですね。

【戸田】 じゃあ、農家さんは、60キロの袋の数だけは数えて、あとは、それに、前回先生に見せていただいたような、地域ごとの標準価格を掛ければ、計算上は出るということですね。

【西田】 そうそう。でもまあ、今は標準や基準はないっていう建前になってる。実際はあるけどね。でなきゃ、仕事にならなでしよ。だから建前と現実は違ってる。違ってると言えば、例えば売上1000万の農業法人があったとして、売上原価は1500万円なんっていうのが、日本の農業の本当の姿なんですよ。

【戸田】 えっ？ 売上より売上原価の方が多いんですか。

【西田】 赤字なんです。つくっても、だいたい赤なんです。だから、これに補助金なんかで500万補償して、やっと最終的にとんとんになる。こういうのが現実なんです、日本の農業っていうのは。だから、私のほうも、何とかしてやりたい。法人税法でいくより、所得税法でいく方が有利になるんだったら、やっぱりそうしてあげたい。そして、所得税法の収穫基準でいったほうが、実際いろいろと有利で楽なんだから、そりゃ、日本の農業に収穫基準は浸透しますよ。みんな知らなでしよ、日本の農業は、特に米つくったら、絶対とは言わんがまあほとんどは赤字になるなんて。

でも本当は、この現実、きちんと出すべきなんだと思います。特に、売上原価がどうなっているのかは。私たち協会は、いつも言ってるんですね、財務諸表をもっと分かりいいようにしてほしいと。農業経営者が、自分とこの財務諸表見ても、自分とこの経営状況が全然分からんじゃ、どげんもならなでしよ。これは結局、課税庁側が見やすいようにしとつとからやと思うんです。だから、うちの事務所では、お客さんによっては、税務書類とは別の、詳細な売上原価が載った計算書類をつくってる

んです。

ちょっと待ってもらえますか。具体的なやつをお見せします。ただ、守秘義務がありますから、写真などは撮らないでくださいね。それに、法人の名前なども出さないでください。

【戸田】 はい、もちろんです。

【西田】 これが、実際の例です。当期農業製造原価が、詳しく載ってるでしょう。

【戸田】 なるほど、所得税青色申告決算書のフォームと比べ、詳細な原価費用がありますね。でも、例えばこの法人は、原価合計で6400万あって、売上は2100万しかないんですね。そして、その差額が、先生のおっしゃったように、各種の補助金で見事に埋められていますね。

【西田】 ようできると思うんですよ。農水省なんかが、あんたたち足らんでしょうと。だから戸別所得補償でこんくらい、それ以外でも補助金をこんくらいと。いろいろな補助金を使ってですね。これが現実なんです。

【戸田】 でも、見せていただいた財務諸表は、とても分かりやすいですよ。この法人の本当の姿は、会計的にきちんと表現すればこうなるんですよ、これこそが本当の姿なんですよと。

【西田】 早くこうせんといかんのです。でも、こうするには、やっぱり収穫基準をなくしていかんといけん。だから、収穫基準というのは、本当に頭の痛か問題なんです。

【戸田】 収穫基準というのは、言ってみれば課税庁側の問題ですよ。だから、収穫基準の適用不適用の問題は、対税務ということに関係するんじゃないかと思います。対して、さきほどから話題になっている補助金の問題は、対農水省というか農水行政ということに関係するかもしれませんね。

なんでこんなことを言い出すかという、先生が独自におつくりになっている財務諸表は、対農水行政というか、農業に対する補助金の出し方にも一石を投じる効果があるんじゃないかと思って。例えば、単純にどれだけの面積の農地を所有してるかで、戸別所得補償としてお金が払われるでしょう。あるいは、減反政策による米の値段の高値維持にだって、税金がつき込まれてるんですよ。そんなじゃなくて、売上と売上原価がきっちりと比較されて、そこで赤が出てる、この赤の部分を補てんするために、元は税金である補助金を農業に投入する、と言うほうが筋が通ってるんじゃないかと思って。その筋の通った話に、簿記や会計がきちんと貢献する。それが、農業簿記や農業会計の意味というか、意義にもなるんじゃないかと思っています。

ただ、先生のお話によると、この赤がどれくらいなのかは、今でも農水側はだいたい分かってるということなるんでしょうか。

【西田】 農水省は頭がいいんです。ここらへんのはちゃんと計算して、最後は大体とんとんになるようにするんです。

【戸田】 先生がおつくりになっているような財務諸表を、農水側でもつくってるんでしょうか。

【西田】 つくってはいないでしょうが、こういうデータを、たくさん集計してると思いますけどね。

【戸田】 いわゆる、統計調査ですね。農水側の農業に関する統計調査については、今私

の大学の同僚教員にいろいろと興味深い話をヒアリングしていますので、これについては、また後日詳しく。

厚かましいのですが、先生が独自におつくりになっている財務諸表を、他にも見せていただいてもよろしいでしょうか。

【西田】 じゃあ、こちらの農業法人を。こちらは、米、麦、大豆なんかを主につくっている、まさに日本の典型的な農業法人ですが。

【戸田】 こちらの農業法人は株式会社化してるんですね。

【西田】 ええ、株式会社にしてます。森さんたちは農事組合法人作りが多いようですが、僕は株式会社にするのが多いですね。農事組合法人は組合員みんなが平等じゃないですか。でも、うちに話が来るのは、がちがちになってというのが多くてね（笑）。そうすると喧嘩腰になるわけですね。私はそういうのは分かるとるから、最初から組織体をつくっちゃうんです。200人も300人もおるようなところを、どうやってまとめますかと。ピラミッド型にして、組織がちゃんと機能するには株式会社がいいと。そういうふうにすることが多いんです、僕の場合は。

【戸田】 今、そういう組織化って、非常に重要だと言われてますよね。個人個人バラバラの小規模兼業農家さんでは、衰退していく日本の農業を救えないんじゃないかって。

【西田】 ここは、全部で200ヘクタール以上の農地をまとめます。農水省だって、大規模化するところにしか、補助金をださんごとなつとるしね。これも現実ですよ。それに、地域は1人じゃ守れんわけですからね。そうすると、その地域の人たちが集落で集まったところに補助金を落とすということは、社会政策上もいいわけですよ。

それに、やっぱり、大規模化は農業にとって大事なんです。農業で、ちゃんとした利益を出すためにもね。ほんの少しの農地を耕す兼業農家さんが、1人1台トラクター持っとったら、そりゃ農業で儲かるわけがない。

【戸田】 個人の農家さんにも、ちゃんとやってる方もおられるのは、私もヒアリング調査で知っています。でも、先生もおっしゃるように、組織化された事業体がある程度の規模でやらないと、これからの日本の農業全体に明るい未来はないかもしれませんね。

例えば、戸別所得補償なんかは、まさに戸別に、農家さんごとに補助金が渡されるんですよ。でも、そのお金は、農業の振興に果たして回るのか。思い出すのは、子ども手当ですね。この制度ができたときに、私もありがたくいただきましたけど、じゃあそれを子どものために、習い事なんかに使ったかという、いやいや（笑）。そもそも必要な習い事はすでにさせてるし。だから、結局は家計に紛れちゃうわけです。これが、子供の教育機関全体に、統一的な意思をもって回っていたら、結果は少し違ってたかもしれません。

それと同じように、農業に対する補助金も、農業が産業として成り立つように使ってもらいたいですね。そのためには、法人化したような大きな組織、そして農業を産業として見なさざるを得ない専業農家に、もっと効率的にお金が回って欲しいですね。やる気があるんだかないんだか分からない戸別の一農家に渡してしまうのは、農業の発展のためにはどうなんだろうと思ってしまいますね。まあ、票にはなるんですけど（笑）。

【西田】 今おっしゃった、先生の言いなさるような懸念があるんで、平成 27 年度からは、戸別所得補償のあり方も変わるはずですよ。まずは、認定農業者じゃないと、となるはずですよ。

【戸田】 プロ農家じゃないと、ということですね。

【西田】 それから次に、集落営農じゃないといかん。さらに、法人化せんと補助金が制約されてきてます。

【戸田】 そのほうがいいと思うんですね、私も。例えば、親じゃなくて、学校という機関にどんとお金を出して、子どもたちの教育のために使いなさいと。で、会計報告しなさいと。こうしないと、教育に回らないですよ。私なんか月 2 万円子ども手当をもらいましたが、じゃあその 2 万円を教育費に上乗せしたかって、そんなことしませんからね。

そういう意味で、補助金の出し方も含めて、戸別じゃなくて、組織、事業体として農業をやらないといけないと思います。そして、その事業体は、きちんとした簿記会計をやってもら。そういう簿記会計に基づき、実態をちゃんとあらわした会計報告書を出してもら。もっと言えば、本当はそういう計算書に基づき、農業に対してお金を回すべきでしょうね。

【西田】 ところが、農業とか農林水産業には、そんな回され方は全然されず、政治的な思惑でどんどんお金が使われてきた。私から言うとね。だから私が期待しよるんは、先生の言うように、正しい簿記会計に基づいたところが、それに基づいた報告して、報告が終わったんなら交付金やらを出すとか、そういう仕組みをきちっとつくってもら。簿記会計に基づくそういう仕組みができんと、今後の農業の発展はないんだと。戸田先生たちには、そういうことを言ってもらいたかね。

【戸田】 ええ、私自身もそう思っています。もっとも、私が言って、聞いてくれる人がどれくらいいるかは、はなはだ心もとないですけど (笑)。研究者のただの戯言、批判にすぎん、って見られるかもしれませぬ。

【西田】 批判と言え、今でもそうですが、特に地方では農協に対する批判はなかなか出しにくい。実害の無い都会の人は、バンバン言いよるけどね。地方じゃ、実害があるんですよ。昔、ちょっとだけ農協のことを批判した『熊本県 JA の経営分析』を私が書いたときは、出版差し止めを食らいましたからね。

【戸田】 農協批判をされたんですか？

【西田】 いや、批判ちゅうもんでなく、熊本県の農協を全部調べて、どこの農協に問題あるか、どんな問題があるか、っていうのを書いただけです。でも、農協から、そんな本の出版はやめてくれって。

【戸田】 先生、今なら出せるんじゃないですか。

【西田】 出しませんよ。僕は地域社会で、ここ熊本で生きていかならん。地方で農協を敵にしたら、干上がってしまいます。先生には、分からんこつでしょうが。

【戸田】 確かに、都会で研究者として生活してる私には、実感としては分かりません。でも、批判したからといって、別に実害を受けるわけじゃない我々研究者は、そういう意味でも、農協問題を含めこれまでタブーとされてきた問題に対して、批判も含めて物を言っていく必要があるんでしょね。じゃなきゃ、偉そうに大学教授だなんて

名乗る資格なんてない (笑), いえ, 本当にそう思ってます。

【西田】 期待しとります。これまで, 先生みたいに, 農業分野に切り込んでくる学者の人があまりおらんかったんですよ。特に, 簿記会計の学者さんが。だから, もっともっと踏み込んでくれればいいんですよ。

だけど, まあ, 農業には, これまで触れちゃならんことが多かったからね。例えば, コンバインとか田植機なんかの農機具の値段, こういうのも, 農業の発展のためにはもっともっと安くならにゃいかんですね。高すぎますよ。ただ, 農機具メーカーやら農協やらのいろんな絡みで, 中々 (難しい)。でも, こういうものに対しては, 会計側にだって問題があっただけ。今のところ, こういった機械は7年ぐらいで償却しますが, 実態をあらわしてるかというのと, どうでしょうね。それに, 田植機なんて, 田植える時だけで, あとは納屋にしまってますからね。もし月次決算なんてことになったら, 減価償却は単純に年割の12分の1にしたりすることが本当に妥当かどうか。こういったことを含め, きちんとした費用収益の対応をとる, つまり正しい損益を出すためには, これまで我々実務家が当然として処理してきたもんも見直さにゃいかんと思います。

【戸田】 その, 当然だとされてきたものの中に, ここでずっと話題になってる収穫基準もあるわけですね。

【西田】 そう, だから悩ましい。実務的には今も絶対的なんだけど, これからのことを考えるとね。でもやっぱり, 会計っていう点から考えるんなら, 会計を本当に農業にいれようとするんなら, 収穫基準というもんの問題はなくしていかにならんことがあるかもしれません。もちろん, それはあくまで, 会計の話。やっぱり一方で, 課税庁としては, 画一的に大量に短時間で税を徴収するためには, 収穫基準のような基準がどうしても必要でしょう。会計と税がつながってる日本では, そりゃ, 税の考えが会計を縛ることになる。

【戸田】 森先生も, そうおっしゃってました。税務が会計を規定するんです, って。

【西田】 ただ, 私は森先生とちょっと違うところもあってね。だから, 税が会計を規定する, そういうのはどうかと思ってる。それは, じゃあ, 何のために帳面つけるかって言ったら, 確かに税金のためにそうするのもあるでしょう。でも, 自分のところの本当の経営を見たいと思ってつけるような人もおりますよね。確かに, 農家の人も帳面つけてる人は, どちらかというところ, 税金のために仕方なくつけてる人が多いでしょう。でも, 会社というか組織になれば, 税金は抜きで経営感覚でもって経理をせにゃならん, 帳簿をつけにゃいかんじゃないですか。そして, 農家もこれから, 組織として農業経営していかならんものだから, 農業にも税とは別の会計が必要になってくるんじゃないですかね。シャウプさんが, 農業にも会計が必要だと言ったようにね。

そして, 組織だけじゃなくて, 農業に携わる人たちがみんな, やっぱりちゃんと帳面つけとかにゃいかんと思えば, 帳面ばつけることが当たり前になったら, 収穫基準をなくしていいんです。なくすべきです。その時は, 農産物が売れた時に, 売れるまでにかかった原価を帳面から計算すりゃええことになる。米や麦だって, 収益と費用がきちんと対応して, 正しい損益が計算できることになる。

ただ, こんな風になるまでには, 相当長い時間が必要でしょう。そもそも, 農業に

ついてだって、今はいろんな報道がされとるけども、本当の現実なんてほとんど知られとらんじゃないですか。ましてや、農業経理の実情なんて、その道の専門家やちゅう人でさえ、全然分かっとらせん。だから先生には、まず、そういったことを伝えて欲しかと思ってるんです。その上で、収穫基準による課税上の弊害とか、収穫基準が会計に与える影響とか、そういうのを書きなさったら面白いんじゃないでしょうか。

【戸田】 ありがとうございます。研究上のご示唆まで頂いて（笑）。でも、私も、先生がおっしゃったようなことを本気で考えています。だからこそこうやって、ヒアリングを受けていただき、それを農業簿記に関するオーラルヒストリーとして集積しようと考えています。農業簿記については、とにかく研究上の議論の前に、その実態がほとんど知られていないと思われまから。今回で2回目のヒアリングですが、まだまだ熊本に押しかけて、農業簿記の現実についていろいろとお伺いすると思いますので、これからもよろしくお願いします。

【西田】 いや、こちらこそ。じゃあそろそろ、記録に残されるのはまずか話を、これからの酒の席で（笑）。

【戸田】 はい、承知しております（笑）。毎回、お忙しい中、申し訳ございません。次回は、先生が地下書庫に保管されている関係書類も調査させていただきたいと思っております。それでは、事務所でお伺いするヒアリング調査は、これで終了したいと思います。誠にありがとうございました（終了）。

注

- (1) 西田氏に対する第1回目のヒアリング調査は、2014年3月3日、熊本市小峰の未来税務会計事務所2階応接室において行われた。
- (2) 高橋周衛税理士。全国農業経営コンサルタント協会会員で、農業経営アドバイザーでもある。
- (3) 森剛一税理士。全国農業経営コンサルタント協会現会長。なお、同ヒアリング調査時において、森氏は、全国農業経営コンサルタント協会の専務理事であった。

(3) 全国農業経営コンサルタント協会会長・森剛一税理士他へのヒアリング調査

本ヒアリング調査は、2014年6月18日、大原学園東京水道橋（1号館2階）の応接室において行われたものである。このヒアリング調査には、森氏の他、西山由美子税理士（全国農業経営コンサルタント協会）、野島一彦氏（大原簿記学校課長）、および中川和久氏（学校法人大原学園理事本部長）らが参加された。なお、ヒアリング調査時の森氏の肩書は、協会の専務理事であった。

【戸田】 本日はお忙しい中、申し訳ありません。以前、西田先生に何回かお伺いしていた、農業簿記検定教科書を実際に編まれた森先生と西山先生と、実際に教えておられる野島先生に、ぜひいろいろお話をお伺いしたいと思ひまして。ビデオでも撮らせていただきたいと思ひます。

さて、このたび、日本ビジネス技能検定協会が主催、全国農業経営コンサルタント協会が共催で農業簿記検定の2級と3級の新設検定が行われましたね。私も3級を受け、一応合格しました（笑）。

【中川】 次は2級も受けるんですか。

【戸田】 受けるつもりです。本日までお伺いしたいのは、特に教科書、私は研究者の立場として教科書を見させていただいたんですが、教科書を編んで出版されるということまで持っていかれたその経緯についてお聞かせいただきたいと思ひています。特に、どういう方がどういう分担で教科書を編まれていったのかについてお伺いいたします。

【森】 そのご質問については、奥付をちょっとご覧いただきたいと思ひますが、3級教科書の。後書きのほうですね。そちらのほうに、やった人間の一覧が出ています。順番としては、まず3級から始めたんです。それで、私どもの会員の中から教科書の執筆の委員会というものを組成しまして、分担を決めて、各自が原稿を書いて持ち寄って、さらにその中で検討してきました。その中で、西山のほうに、特に3級のほうの全体の調整をやってきたということです。

3級の教科書を作っている段階で、執筆者同士の調整が非常に難しいということが判明いたしました。

【戸田】 今日は、そこら辺もお伺いしようと思ひてたんですけども。・

【森】 じゃあその上、2級、1級と書くときには、ちょっとこのやり方は無理だと。章ごとに分担して共著者が書くということになると、お互いの分担を、どこまでが自分の範囲なのかということと、当然、教科書を通しての勘定科目の統一とかが問題になります。勘定科目の統一ぐらいは当然やらなきゃいけないことなので、当たり前なんです。それだけじゃなく、いろいろ記述の内容についても擦り合わせをしなければいけないということもあって。3級の教科書のほうは、私どもの副会長の宮田というのが一応チーフということでやまして、あといろいろ具体的な実務は西山がやりました。2級の教科書を作成する時には、森さんが1人で書いてくださいという話になり

まして、私も協会の専務理事という立場なものですから、なかなか嫌だとか言っていないということもあって、2級のほうは私が全部書きました。

3級の教科書を作る時には、大原の商業簿記の教科書もちろん参考にはしているんですけども、私が書いた別の本とか、いろいろなところから引っ張ってきたような形になっていて、ちょっと章立てなんか当初はかなりばらつき感があって。編纂をして、流れはきれいにはなっているんですけども。2級のほうは、基本的には大原さんの日商簿記の2級の教科書をベースに、農業特有の部分を私が加筆していくようなイメージで。かなり書き加えてはいるんですけども、できるだけ1つの教科書を通して一貫した説明になるように、そういう形で1人の人間が1つのものをたたき台にして考えていったというような形でやっています。

【戸田】 私の感想は、2級はすーっと流れているというか、もう1つは収穫基準みたいなのがあまり入っていませんね。ですから商業簿記、工業簿記の知識がちょっとある人ならば、すーっと入っていけるのに対して、3級は最初の時は、これは何だろうというのがたくさんありました。これは、おっしゃるような分担のせいというのもあったんですかね。

【森】 それもありますし。これは日商簿記もそうだと思うんですが、3級のほうは個人事業を提としている。対して、2級のほうは株式会社を前提としているといったとき、株式会社に関しては、商業も農業も大きく何か変わることがあるかという点、ないわけですね。収穫基準についても、あくまで個人の農業者にのみ適用されるものですので、2級の範囲の中では税法固有の評価基準みたいなものをあまり扱わないで済んでという、そういう事情も影響しているかと思います。

【戸田】 私の感想では、3級には、所得税法の青色申告書からの影響が強過ぎるのではないかと思うんですけど、この点はいかがですか。

【森】 これは1つは、いわゆる検定制度のためだけの勉強ではいけないというのが、私どもの会員なり教科書を書いている人間に共通する問題意識なんですね。つまり、実際に農業の現場で経理をやっている方、確定申告のために記帳している方が、この検定を受けることで実務的に力が付くということを目的にしていますので。そうすると、どうしても3級で個人の農業者の方を前提にした時に、確定申告に向けた決算が組めるだけの基本的な知識がなきゃいけないだろうということが背景にあって。共著の先生方も、実務とあまり離れたこともどうかと。

ただ、そうはいっても、教科書として最低限押さえなきゃいけない、章分けのパターンというのははずせないで、基本は日商簿記と同じように、検定としての、教科書としてのということですかね、そこから入っています。その上で、実務との違いというところを参考で触れていくというような形で、両方の簿記論としての学問というか、そういう目的の学習を考えている方にも受け入れられるようにしています。ただ勉強のために簿記をやっているのではなくて、実務で実際に個人の所得税の確定申告書、決算書を作るということを目的にしている方にも、ちゃんと勉強した結果が生かせるようにということで、両方を併記するような形でやっています。ただ、読んだ方から見ると、一体簿記の教科書なのか、税務の解説書なのかというところがあいまいになっているように映るのかなというふうに思います。

- 【戸田】 そこがご苦勞のいわゆる中心だったということですね。
- 【森】 特に3級はそうかもしれませんね。
- 【戸田】 西田先生も、税理士事務所の業務である税務と、会計というのがいろいろなところで当たったんですわ、というお話をされておられました。
- 【森】 それは2級でも若干はあるんですよね。どうしても執筆者の皆さん、税理士事務所を実際に主宰されている方ばかりですから、最終的に税務につながらないような記述というのは、非常に抵抗感があるわけです。さりとて最初から全部、実務の仕訳を書いちゃうと、それはそれで教科書にならないということなので。そういう両方を取り上げなきゃいけないというところは、ちょっと苦勞しました。・
- 【戸田】 ご調整を、森先生と西山先生がされたんですね。
- 【森】 執筆者の中でも、出し方が違う。人によっては、当初の原稿は最初から税務の仕訳を書いちゃった人も多くいて、それはちょっと違うと。教科書の全体の流れからすると、まずは簿記論の理論上の仕訳を書いて、その後で税務上の仕訳を参考に出すというような形にしなきゃいけないということで。そういう、統一しましょうという話はして、実際に具体的な作業は大体西山がやっていったわけです。
- 【戸田】 ということは、税務の仕訳の切り方を税理士の先生方がぼんと持ってこられて、それを西山先生が見られて、ちょっと待ってください、これはこう直しましょうとか、そういう調整をされていったんですか。
- 【西山】 最初は実務に生かせるものというふうに考えていたので、税務でいいという思い込みが私たちの中ではあったんです。確か大原の先生方に、簿記の考え方でこうはなりませんという指摘を受けて、税務と会計とは違うんだということをあらためて認識したんです。それで、頂いた原稿の中からこれは税務だなというところを抜き出して、所得税の取り扱いというふうに抜き出す作業を私のほうでやりました。
- 【戸田】 抜き出すというのは、税務と会計の違いはあるんだけど、どうしてもこれだけは税務の視点が外せないというものを取り出すとか、そういうことをされたんですね。
- 【西山】 ここは理解してもらわないと税務申告ができませんというところですね。
- 【森】 統一して、コラム的に扱いました。だから、こういう囲みが全部教科書の中に入ってきたわけです。
- 【戸田】 なるほど。例えば、どうして期首農産物棚卸高を引いて、期末農産物棚卸高を足すんだらうというのが当初よく分からなかったんですけど、「囲み」を見ると、青色申告書という税務に合わせているんだというのが分かります。じゃあ、当初は税務の処理のほうが先に出ていて。
- 【森】 先に出ていた方もいたというか、人によって違うわけです、そこが。
- 【戸田】 それを、簿記の原則による処理のほうを先に回して、なぜそうかというところに、こういう囲みによって税務の説明をしたわけですね。
- 【森】 そうですね。執筆者の大半の方がやっぱり税理士さんですから、税務の仕訳を先に出されていたんですけど、それを入れ替えたということです。そこを西山先生がしてくれた。
- 【戸田】 西山先生はもともと税務のほうで、大原の先生方が簿記会計的にはこうなんじゃないですかと主張されるというか、そういう構図ですか。

【西山】 もともと原稿ができてきて、大原の方に見ていただいた時に、会計と税務は違うというご指摘をいただいて、いろいろすったもんだあったんです。いや、税務でしようという意見もあって、税理士先生の中には譲らない人たちもいらっしやったんですけど、やっぱり簿記の教科書だから、簿記のものを最初に出さなきゃいけないよねというところで落ち着いていきました。でもやっぱり税務は譲れないという皆さんの思いがあるので、書き足してこられました。なので、その整理を私がしました。

【戸田】 3級教科書を見る限り、ここだけは引けない税務というのは、いわゆる収穫基準のところは絶対という形で入っているような気がしますが、そういうふうなとらえ方でよろしいんですか。

【西山】 それは、私がそこまで考えられなかっただけかもしれないです。収穫基準が税務特有の扱いだから括弧に入れるべきというふうに、そこまで考えずに、農業簿記の特徴だよなというふうに思って押し出しちゃったので、その是非はもしかしたら考えなきゃいけないのかもしれないですね。

【戸田】 そちら辺は会計の側から、ここだけはこうしてくださいという感じで、大原の方から何か変えてくださいと要請したものがああるんですか。

【野島】 税務の特有のものとして、事業主の勘定が至る所に出てきまして、それが前面に出ている原稿と出ていない原稿が、ぱっと集まった状態だったんですね。これはどうかしなければならぬというふうに考えました。まず、私どもは会計の立場で意見させていただくのが、立場としてはいいなと思ひまして。ですから、まず農業簿記の教科書の基本のスタンスとしては会計で、税務の知識も満載して、現場でも使える能力が付けられるような編成にしていきたいと思います。所得税のところはちょっと囲みに落とすという構造で、執筆者の方と調整を図っていただいて、今の形になっているということです。

【戸田】 家事消費について伺います。あれは借方が資本金減少になっていますけど、もともとは事業主貸でしたか、それでやるのが税務なんだけど、事業主という勘定は、我々の知っている中で言うと資本金だから、資本金減少という処理が教科書の解答でしたよね。

【野島】 もともと商業ですと、原価ベースで、仕入れを引くという形が、会計では基本となるスタンスだと思うんですけども。対して、農業特有のものとして貸方は売上に計上されるというところは、実務としては非常に大切なところだと伺いました。というところで、森先生、西山先生とお話しさせていただきながら、解答を会計的に表現するのであれば、借方は資本金減少が落とすところですよ。あそこが一番苦労した部分ですね。

【戸田】 この解答は、いわゆる簿記的に見ると、農業では誰かに物をあげたときには、資本減少と収益発生というふうになるということですよ。でも例えば、どこかに物をあげてしまったという場合、じゃあトヨタがつくった車を誰かにあげましたといったら、それは基本的には資産の減少と損失の発生が普通なんだろうと思います。でも、2つの理由から、ここでおっしやっているような形が解答なのだということになっているのではないのでしょうか。

1つは、家事消費が農業所得の収入に税務的になっているので、いわゆる会計的に

は収益にしないと、落とさないと駄目ということではないでしょうか。もう1つは、事業主貸という勘定を実務では使わなきゃいけないで、それは現在の我々の普通の簿記会計の知識からすると、資本金に似ている。似ているというか、資本金のようなものなので、あのような処理になったんだろうと思うのですが。そういえば、借方は交際費とした方が良くはないかという見方もあるようでしたが。

【森】 交際費はおかしいでしょうね。店主貸とか店主借という言葉というのはないんですかね。

【野島】 引出金が近いのかなって。

【森】 店主貸というのは税務的な考え方ですよ。

【野島】 そうだと思います。

【森】 商業でも、税務会計では店主貸とか店主借というのを使うんです。その本質は何かというと、私は資本の評価勘定だと思うんですよ。ただ、資本金と言うと、税理士を含めて制度会計をやっている人は、拠出资本だという考え方があるので、資本とか純資産と言うんだったら全然違和感がないんですけど、資本金というのは繰越利益剰余金は含まない概念ですから、資本金と書かれちゃうと何か違和感があるんですよ。ただ、その資本金というのは、資本の勘定を単に資本金と呼んでいるだけだということなら納得できるんですけど。

そもそも、元入金と資本金というのがあって、元入金というのは税務上の言葉なんです。青色申告決算書には元入金というのがあるんですけど、これは本質的には繰越利益剰余金だと私は思っているんです。要は、毎年期首に資産と負債の差額で算定されて、毎年洗い替えられる性格のものなので。個人には拠出资本という概念はないので、全部を個人事業の繰越利益剰余金だと考える。それを期中で増減した時のあくまで評価する勘定が、事業主貸だったり 事業主借だったりというふうに私は理解している。だけど、元入金も事業主貸も事業主借も使わないで説明すると、資本金という勘定を使わざるを得ないのかなと思います。

【戸田】 3級教科書では、事業主借と事業主貸をかなり詳しく後ろのほうで説明されていたと思いますけど。基本的には資本ですという説明だったように思いますけども。

【森】 そうですね。それは、そういう意味で統一はされていると思います。

【西山】 そうですね。そのように説明されています。

【戸田】 このあたりが、税務の考えをどう会計の説明として落としていくかというところで、大変だったところなんですね。

【森】 そうですね。その辺は、農業簿記だからというよりも、税務会計と理論簿記のギャップの話だと思うんですよ。商業でもあるわけですよ。事業主貸と言わないで、よく店主貸とかと言うんですけど。でも、別にそれは個人の営業者の青色申告決算書には同じことが起こるので、農業特有の問題ではないんですね。さっきの家事消費の問題は、これは農業特有の話だと思いますけど。通常は、さっき野島さんがおっしゃったように、商業者が家事消費した場合には、仕入れを減少させるという処理をしますが、それは農業ではやらない。やれないというの もありますけどね。仕入れたものをそのまま売っていいし。そこは農業は違う。ただ、これも税務の関係だと思うんですが、所得税における収穫基準の適用の結果ということでしょうね。

だから販売基準だけではなくて、収穫基準というものが適用される。収益の認識基準が、税務上2つあるわけですね。その関係で、基本的には収穫したものはすべて収益にあげると。同額を原価というか、仕入れに算入するというのが税務上の考え方なので、それはやはりどうしてもこの考え方を入れないことには、実務との整合性がとれなかったということなんですよね。

【戸田】 もっと後のほうで質問しようと思ったんですけど、収穫基準についてお伺いします。教科書では、いわゆる実現というか、販売が基本的な収穫の認識基準ですよと書いていますよね。ただ、例外的に、農業では収穫基準というのがありますと説明されています。だから、一応販売基準が原則で収穫基準は例外という位置づけですよ。さらに説明があって、収穫基準というのは、どんな農産物にも適用されるわけではなく、一部の農作物ですよ。本来は米とか麦とか、政府によって指定された農作物のみに適用されるのですよね。

【森】 そうですが、実際収穫基準を適用しないと処理できないものというのは、期末に在庫が残るようなものだけなんです。よく誤解があるんですけど、収穫基準は例外的基準という表現は私はちょっと、正しくないと思っています。原則例外と言うと、二者択一という話になりますよね。例外が適用される場合には、原則は適用されないというときに、原則的、例外的ということを使うはずなんですけど、そうじゃないんですよ。収穫基準というのは、販売基準と両方適用されるんです。

どういうことかという、例えばお米がとれましたというときに、まだ売れていない段階で、いったんそこで又穫基準によって収益を認識するわけですね。と同時に、同額で販売した時にそれを仕入れたものと見なすということなので、収穫したお米を売った時には、2回収益が計上される。そうすると、二重に収益が計上されるとおかしいじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、収穫したときに、もうそれで取得したものと見なすので、販売した時にそれが原価になるんです。ですから、収益に上げた金額と同額が原価として必要経費に算入されるので、要は収穫されて売られたものについては、費用と収益が同額なので、そこはある意味相殺されてなくなってしまふ。販売だけが計上されるということなんです。

期末において売れ残ったときには、収穫して収益はあがりますけれども、販売されないで、その原価は翌年に繰り越されていくという関係になるわけです。原則例外という言い方はどこができていましたっけ？

【戸田】 収穫基準が例外というわけではなく、教科書に書いていたのは所得税法における取り扱いですね。例外というのではありません。参考までに説明を加えていますというところですかね。それと、そのすぐ下のところに、「米、麦などの農産物に限って」と書いてあります。

【森】 その表現がちょっと良くないかもしれませんが、「農産物に限って」ということなんです。米、麦などのというのはあくまで例示なんです。要は、何が言いたいかというと、畜産物には適用されないということなんです。

【戸田】 ただ、米や麦と異なる、例えば野菜なんかは、収穫基準を適用しなくてもよいということになっていますよね。

【森】 それは、棚卸がないからです。原則上というか、理論上は農産物に対しては収穫

基準が適用されるんです。だけど、収穫基準というものを適用するという一番大きな実務上のシーンというのは、棚卸なんです。収穫して、それが取得原価になるわけですが、その時に収穫した時の価額、つまり時価をもって計上するということなので。

野菜の例を取って言いますと、収穫した時に時価で評価をするわけですが、販売した時に時価が原価になって、また販売金額が収益に計上されるわけですから、当初の収穫基準による収益計上額と、販売時の原価としての必要経費算入額が同額なので、消えてしまうわけです。相殺されて。そうすると、残るのは販売基準で計上した収益だけしか残らないので、最初から収穫基準をあたかも適用しなかったのと同じように所得計算は行われるわけです。だから、実務上は、そこは収穫基準が適用されたというふうに認識されない。仕訳も起きないということです。

ただ、野菜についても収穫基準が全く適用されないかということ、厳密にはそうではなくて、家事消費、事業消費したときには収穫基準が適用されて、時価で収入金額に算入されるんです。ですから、野菜が収穫基準適用から除外されているかということ、そうではない。もっと言うと、じゃあ野菜についても家事消費ってあるじゃないですかと言っても、それをいちいち食べた量を記録して、時価で評価して計上することは、実務的にはやらないんです。そういう意味で、税務の理論上は収穫基準が適用されるけれども、実際問題は適用されないという意味なんです。実態ではそうなんです。

税理士も、野菜に収穫基準を厳密に適用したような処理をしているかということ、していないと思います。じゃあ、何に対して適用されるかということ、米、麦、大豆などの穀物。それはなぜかということ、棚卸があるからなんです。一部、例えば果樹でもリンゴのように、収穫してからしばらく室で置いておくようなものには適用されることがあるんです。

【戸田】 お聞きしていて、農業簿記と商業簿記の大きな違いは、棚卸の評価にあるんだなと思いました。商業簿記で棚卸を考える際、仕入原価を基本にしますが、農業簿記では、棚卸がある 場合には。

【森】 時価評価をする。

【戸田】 時価評価をせざるを得ないからということですか。

【森】 せざるを得ないからっていうか、恐らく、なぜ税法上収穫基準なるものが設けられたかということ、農業者に原価計算というものを適用させるのに、実態上困難があったからだと思うんです。結局、農産物を原価で棚卸をする場合には、当然原価計算をして、その単位当たりの原価というのを出さなければ、棚卸ができないわけですよ。収穫したお米全量を秋で売ってしまうとか、あるいは逆に、全量を翌年に繰り越すということであればいいかもしれませんが、そうでない限り、収穫した年に一部売り、一部在庫として残している場合には、原価を計算するだけじゃなくて、収穫量を把握しないと、単位当たりの原価というのは出ないわけですよ。

おそらく、農業者というのは非常に数が多い。今でも多いですし、戦後間もなくはものすごく数が多かったわけで、じゃあ税務署が税務調査に入ったときに、例えば修正申告をさせると、あるいは全く無申告で決定をしなきゃいけないというときに、農業者の所得を計算する上で、原価計算をやらないと所得計算ができないというような

税法の仕組みになっていたとしたら、これはきわめて執行が難しいわけですね。

そういうことも背景にあり、農業者の方はものづくりをしているわけですから、当然簿記の理論から言えば、原価計算をして棚卸をするということになるわけですが、それができないということになればどうするかというと、じゃあ時価だと。特に戦後間もなくというのは、ほとんど農産物には公定価格があって、時価というものがきわめてはっきりしているわけですから、あとは推定収穫量、あなたのうちは田んぼがどれだけあって、平均反収はこのぐらいだから、このぐらい農産物が取れましたねと。じゃあ、幾ら幾らの収入になっているはずですねということが推定できるわけです。実際売っていなくても、収穫したということを基準に収益を計上するという事になれば。

おそらく、そういう税の執行側のニーズがあって、収穫基準というのが導入されたんだと思います。今現在も、農業者個人から見ると、収穫基準は原価基準による棚卸資産の評価に比べて不利なわけですね。なぜかというと、通常時価のほうが原価より高いわけで、時価評価をして棚卸をするということは、未実現利益が計上されてしまいますから不利なわけですが、若干税金を余分にとられるという意味での不利になる要素よりも、原価計算をしなくて済むという、そういう実務上のメリットというのが大きくて、なかなかこれは戦後何十年もたっているわけですが、改正されないんですね。実際それを変えようとする、おそらく相当困難な問題があるんじゃないかと思うんです。

【戸田】 実際に農作業をしながら、そういう棚卸をし、そこから原価を割り出していかとか、労務費の計算だっけないといけないというのは、現実的に無理なんだということですね。分かっているのは、農家が農産物を確かに収穫したという事実と、米などの政府買上価格だけという状況・前提では、こういうシステム以外になかったんだということですね。

【森】 それは会計の要請というよりも、税務の問題なんですよ。ただ、税務は会計を規定しますから、それが長年のある意味慣習としてというか、実際に税法というところの根拠があるわけで、農業簿記の実務にも相当影響を及ぼしているわけです。ですから、収穫基準を抜きに農業簿記の理論を語るということもなかなか難しくなってきたいて、やはりこういう内容にせざるを得なかったというところが、3級の教科書、特に個人農業者を扱う3級の教科書で入れざるを得なかったということなんだと思うんですね。

【戸田】 現実に日本で一番多いのは、小さい規模の兼業されている農家さんで、しかも米をつくっておられると。しかもほとんどの農作物を農協（JA）に卸しているというときに、本当に実行可能性があるという形だと、確かにこうなのかもしれませんね。

ただ、新規の就農者や新規に参入してくる企業が、農業ではたしてどれくらいの利益が出ているのかを正確に知りたいようなとき、今のシステムのままだけでは、問題ではありませんか。

【森】 それだけであればね。だけど2級とか以上になれば、きちんと原価計算もやっぱり範囲に入れて、原価の企画ができるように、利益計画ができるようにというふうに、ステップアップしていくわけです。ですから、もし農業簿記検定の内容が3級止まり

で、収穫基準しか教えなかったとしたら、戸田先生のおっしゃるような問題ということとは、もちろんそのとおりだと思うんですが。

【戸田】教科書の一番最初の「はじめに」というところに、農業簿記とは何のためにあるのかということが書かれています。そこで書かれているのは、原価をきっちり計算して、経営改善に役立てていくことだとされています。そのことは、2級には当てはまっているかもしれませんが、3級とはずれてるかなという感じがどうしても。

【森】3級だけだと取り上げられていないです。それは意識的に取り上げていない。つまり、3級レベルで原価計算までやらせるということは、これは商業簿記、日商簿記の検定でもやっていないことです。やはり3級、2級、1級というところの難易度、習熟度ということ考えた時に、原価計算を省いたところで教科書の範囲というものを設定せざるを得なかった。

その時に、商業簿記で言うところの、じゃあ仕入原価で処理をするということは、特殊なものづくりをしている農業においては、これは前提とできないわけですから、そうすると製造原価は扱わずに利益計算まで一応計算をするということになると、やはり収穫基準を出しておかないと、これはなかなか体系化できないということもあります。

【戸田】なるほど。ところで、収穫基準については会計側からは、特に何か主張されたのでしょうか。それはしょうがないとされていたのか、それとも何かバッティングがあったのでしょうか。

【野島】収穫基準自体は、農業の世界からははずせない要素だという認識は当初から持っていましたし、森先生、西山先生からもそういう状況、実態は聞きまして。これはもう3級のレベルとすれば、ここが落としどころで問題ないと思っていました。

【戸田】なるほど。ほかに何か、税務と会計で、どちらが最終的に残ったかは別にして、ちょっと当たったというか、そういうところって、どういうところがほかにはあったのでしょうか。

【野島】先生にご指摘いただいたところですね、3級ですと。収穫基準のところと、あとは家事消費のところ、ちょっと頭を悩ませた。

【戸田】さらにお聞きしたいのは、総額法処理と純額法処理についてです。私、最初にこれらの処理を見たときに何だろうと、相当難しいなと思いました。それに、期首評価という言葉がありますよね。期首において、その費用額を評価した金額を出すんだという説明が。これは何度も使われていたと思いますけど。期首評価という言葉も最初、何だろうと思ってました。

【森】3級のところにも、原価計算の考え方で仕訳が出てくるわけなんですね。どうしてもものづくりをしている農業ですから、3級の範囲といえども、原価計算的な考え方をしるを得ないわけですが、日商簿記というか、簿記論の原価計算の仕訳というのは、基本的には、例えば材料費なら材料費の勘定を原価計算する時に貸方に持ってきて、振り替えてしまうわけですね。そういう仕訳を、多分実務上はやっていないんですよね。それは農業だけじゃなくて、製造業でもやっていないんですよ。

【戸田】期末で、その期の収益と対応していない費用は、一遍仕掛品に入れておきましょう。これは分かったんですけど。

- 【森】 振り替えてですね。期首に。
- 【戸田】 ここで、期首評価という言葉が使われているんですけど。初めて聞く言葉で、ちょっと驚きました。この言葉は実務ではよく使うんですか。
- 【西山】 あまり使わないですね。
- 【森】 それは今気がついたな。期首評価って、著者の誰かが使い始めて、それで統一しちゃったのかもしれませんが。あまり吟味していなかったかもしれない。
- 【戸田】 そうですか。期首評価って言葉に違和感を感じたもので。
- 【西山】 おかしいですね。それはおかしいと思います。
- 【戸田】 私も最初何だろうと思って。西田先生が説明された時は、期首評価という言葉は、要するに期首の棚卸額と言いたいだけなんじゃないかっていうふうに言われていましたけど。教科書 60 ページから結構使われます。これは結局、1 期前の期末の棚卸額ということですよ。
- 【西山】 期末です。そうなんです。
- 【森】 期首に評価しませんね。これは考え直さないと。ご指摘に感謝します。
- 【西山】 そうですね。ここはちょっと直さなきゃと思っていたところなんです。ちょっと分かりづらいんですよ。
- 【森】 5 章を担当した人間がその表現を使って、多分吟味されないまま広まったんだね、きっと。
- 【西山】 そうですね。
- 【戸田】 分かりました。ありがとうございます。これに関連して、純額法と総額法の説明が続きますが、総額法の説明は難しくありませんか。純額法は分かるんですよ。要するに、かかったけど、まだ収穫していないんだから、対応していないんだから仕掛品に入れて、次期に繰り越しましょうと。ところが、総額法の説明は実は結構難しいんじゃないかなと思うんですけど。
- 【森】 これはどうしてこうなるかという、総額法を説明しないと理解できない。つまり税務上というか、通常はこういう会計処理をするんです。これは多分農業だけじゃないんです。工業でもやるんです。実務家はこういう仕訳を切っているんです。純額法の仕訳はしないんです。実務上の仕訳と簿記論上の仕訳が違うから、どうしても 2 つの表現になる。これは農業の問題じゃないんです。実務というか、税務会計と理論簿記のやっぱり差なんですよ。
- 【戸田】 なるほど。理論家の方の中にも、総額法処理は別におかしくないんじゃないのという意見がありました。ところが、純額法に違和感がどうしてもある。その方が言われたのは、純額法の翌期首の処理なんですよ。1 回繰り越された金額を次の期に持ってきて、もう 1 回各費用にばらすなんていうことあるのかなと言っていましたけど。じゃあ、純額法の仕訳は本当はないわけですね。
- 【西山】 やらないですね。
- 【森】 通常は総額法の仕訳だけを切ります。だけど、簿記論上、総額法の仕訳に対応する仕訳がないと気持ちが悪いわけです。だから執筆した税理士は、多分純額法処理も示し、また期首評価と言ったんだと思います。人ごとのように言っちゃいけないんですけど。それを監修者としては、このままでいいという判断をしているので、人のせ

いにはできないんですけど。

【西山】 ここは大幅に書き換ええないといけないんですね。

【森】 確かに違和感があるかもしれないです。

【戸田】 総額法が基本なんですよね、処理上は。

【森】 実務上はね。実務上は純額法の仕訳なんてしないんですよ、全然、税理士は。税理士はというか、会計の実務ではやらないんです。みんな総額法です。

【戸田】 なるほど。

【森】 要は、棚卸の仕訳というのが、一番そういう意味では理論簿記と実務上の会計処理で大きく乖離しているところなんです。それは農業簿記だけじゃなくて、商業簿記でも工業簿記でも同じなんです。その問題がなかなか整理できなくて、実務上の仕訳と違うものを並行して説明する都合上、どうしても何かこういう訳の分からない仕訳が出てこざるを得なかったのでは。

【西山】 ただ、説明する時、初心者の方は純額法のほうが分かるんですよ。そのほうが分かるんです。

【戸田】 それと、いきなり期首仕掛品棚卸高や期末仕掛品棚卸高といった新しい別勘定を使われても、何だろうというふうになるんじゃないでしょうか。私もそう思いますね。

【森】 原価計算上は総額法の考え方でやっているわけですね、実際に。

【西山】 そうなんです。でも、じゃあどうするかというと、やっぱり戻し直すしか行きようがないんですよ。

【森】 だけど、実際にこういう各費用に戻し直す仕訳はやらないよね。製造原価報告書って、実務上は試算表に載ってるけど、工業簿記で仕訳をすると、製造原価報告書の勘定って全部期末にゼロになっているね。だから、こういうふうに元に戻すということをやると意味というのは、理論簿記からいうとないはずなんです。

【西山】 でも、ここからまたさらにいろいろなコストが加わって、最後収穫し、売上につながっていくわけですよ。

【森】 そうだけど、製造原価報告書の内訳というのは、残高試算表からとらないから。実務ではとるけど、原価計算では関係ないでしょう。だって残高ゼロになっちゃう。

【中川】 期首、期末は全部まとめてやるんですよ。当期総製造費用でプラスマイナスして、そして当期製品製造利益は出しますから、こういう純額法の仕訳はしないです。

【森】 しないですね。だから、純額法は理論的にやっぱりおかしいんです。おかしいけど、やっぱり総額法と対比させちゃうと、こういう説明になるんだ。ちょっと考えなきゃいけない、ここ。

【西山】 そうなんです。ここって、原価の説明をもう少ししないと駄目なところかなとは思ってますね。

【森】 難しいですね。じゃあ、どう書き換えていいかというのは、非常に悩ましいところ。ただ、これは理論的にもやっぱりおかしいんです。こういう仕訳を教科書に載せるというのは。

【西山】 なくします？

【森】 ちゃんと検討してから。ここを書いた人にもちゃんとお断りをしないとイケない。

我々の中で議論したほうがいいです、もう1回。戸田先生から今日、貴重なご指摘をいただいた ということをご報告して、その上で少し議論したほうがいい。試験問題にこういうのは出してないよね。

【西山】 今のところ、出していません。

【戸田】 多分ご苦労されたと思うのは、棚卸については、個別の仕訳問題でのみ問うてますよね。でも、最後の精算表のほうでは、実はこういうものは一切入っていない。全部売り切っていますという設定になっていますよね。棚卸については、問題設定上、2つ分けているというご苦労がきっとあるんだろうなと。

【森】 そこは苦労して分けているというよりも、出せないんでね。棚卸の問題は、精算表の問題には出せないんでしょう。

【西山】 あまり期末に在庫が残っているというのは、やっぱり農業者の場合は少ないので、だからそういう考えのものはなくていいと思ったもので。

【森】 それと、3級の問題でそういう棚卸を問うというのは、ちょっと難しいと思うんです。本来2級の範囲だけど、結局ここで説明せざるを得なくて出しているんで。

【西山】 それはありますね。

【森】 難しいんです。商業簿記だと、基本的には原価計算というのは3級に出てこないわけですから。ところが農業簿記の場合には、全く触れないわけにはいかないというところで、じゃあどこまで説明していいのか、どうやって説明したらいいかが非常に悩ましい。例えば、育成仮勘定という、育成費用の計算というのは、原価計算の考え方が背景にあるわけですが、それは原価計算だから2級にしますというわけにはいかないんですよ。必ず農業者個人の決算を組むときに出てこなきゃいけないんで、そうすると、その育成費用の計算上、原価計算の考え方も多少入れておかなきゃいけない。

それと畜産物の評価、それから未収穫農産物の評価については、これは収穫基準じゃなくて 原価基準なんですね。

【戸田】 そうですね。

【森】 麦の例で説明しています。要は、麦というのは、12月にはまだ畑に植わっている状態ですから。

【戸田】 秋まき小麦ですね。

【森】 秋まき小麦ですね。春まきもあるんですけど、春まきは北海道の一部しかないんで、ほとんどが秋まきなわけですね。個人の場合、12月末が会計期間の期末なので、こういうもので一応仕訳を紹介しているという、そんなところですかね。

【戸田】 それと、説明でご苦労されたんだろうなと思うんですけど、期首農産物棚卸高および期末農産物棚卸高の会計的性格ですが、これらが収益なのか費用なのかという説明は、最後までなされていませんよね。結局教科書では、これらは損益計算書勘定ですよということは書かれているんですけど、それ以上の説明は本文ではされていません。本文ではなく囲みにおいて、青色申告書の記入例を持ってきて、要するに期首の農産物の棚卸額はマイナスされますよ、という説明になっていますよね。

【森】 収益のマイナスですよ。

【戸田】 収益のマイナスと収益のプラスというふうに理解しておくのがいいですよと

いうふうな読ませ方だと思いますけど、そういう理解でよろしいんですね。

【森】 それでいいんですが、多分それをはっきり書くことに関して異議がある人もいたんじゃないかな。何ではっきり書かなかったのかは定かじゃありませんが、基本的にはそうだと思うんですけど。結局、前期に収穫をした農産物については、前期において収益に計上を積み上げる んですよ。その農産物が再度、当年において販売されたときには、販売金額が売上高として計 上されるわけです。そうすると、二重に計上されているので、引いているということ。

【戸田】 収穫基準のまさに基本の考え方ですね。分かりました。ただ、問題集のほうでちょっと気づいたことがあります。問題集の 63 ページの解答ですね。この解答である振替例を見ると、期首農産物棚卸高は費用として振り替えていますよね。いわゆる収益部分というよりも、費用勘定と一緒に振り替えられているので、ここだけ見ると、じゃあ費用というふうにも思えるなど。

【野島】 全部逃げたつもりだったんですけど、ちょっとここは逃げ忘れちゃったんですね。

【森】 これは直したほうがいいですね。整合性が取れないのは、おっしゃるとおりですね。鋭いですね。

【西山】 本当にありがとうございます。

【戸田】 いいえ。文句つけられるんだったら何でも言えますから（笑）。代替案を出すのが難しい んですよ。

【中川】 ところで、米という在庫を年末に残すんですか、個人は。全部売っちゃうんじゃないですか。

【森】 いやいや、飯米もありますし。全部売るということは、逆にあまりないですね。ゼロとは言いませんけど、いったん売った形にして買い戻す方もいらっしやるので。絶対にないとは言いませんけども、ほとんどのケースは飯米として在庫を残しています。

【中川】 自分で食べる分ですか。

【森】 そうですね。あと、親戚に配る分とかも。

【中川】 それだけですよ。

【森】 あとは、個人で宅配とかで売られている方は、やはり在庫があります。

【戸田】 私もその点を聞きたいと思っていました。特に小規模な個人農家の方は、基本的には全部農協に卸して、中川先生も言われたんですけど、私もほとんど残していないというふうに認識しました。

【森】 法人は残していないと思いますけど、個人は残すんです。結局、法人の場合には飯米という概念はないですからね。まさに売る目的のためだけに米を作っているわけですから、基本的には全部売ってしまって、もし構成員といいますか、そこの従業員だとか出資者がお米を欲しいと思ったら、農協から買い戻すということになります。

【戸田】 買い戻すんですか。

【森】 買い戻すというか。買い戻すという言い方は変ですけど、買うわけですね。あと、法人が全量を農協に出すのは、自分のところでライスセンターを持っていないから、農協に出荷して、農協のカントリーエレベーターに出荷するわけで、その場合には保

管しておく場所がないですから、全量売るということになると思います。個人の場合には、自分で保管する場所がなくても、あるいは乾燥する場所がなくても、例えばはぎ干しといいまして、自然乾燥があるわけです。だから自分が食べる分だけははぎ掛けをして、それを自分で脱穀してもみすりして、玄米か白米にして食べているという人は、もみならもみで取っておくわけですよ。ですから、個人の場合も米の在庫については一概には言えないと思いますね。

【中川】 先ほどお聞きしたのは、どうしても商品というのは、販売するために保存するという頭があるものですかね。

【森】 農家の考え方は、どちらかというのと売ること1つの目的だけど、自分の食べるお米は自分で作るんだという思いで作っていらっしゃる方も結構いますので。というか、逆にそういう意識が強いから、日本の農業は兼業農家主体で、なかなか構造が変わらないということにもなるんでしょうけども。

【中川】 なるほどね。

【戸田】 あと、現場というのは、調べてみると多くの農家さんや農業法人は、ソリマチ社製のソフトを使っているんですよ。

【森】 そうですね。別にソリマチのソフトだけが百パーセントではないんですけど、ほかのソフトを使っても、基本的には勘定科目は一緒なわけです。この勘定科目というのは、基本的に個人の場合には青色申告決算書の勘定科目の体系になっていて、さっき言った総額法に合っているわけです。ですから、実務上はそういう仕訳しかしない。ソリマチに限らず、市販の会計ソフトというのは、基本的には青色申告決算書ができるようにつくられています。要は市販の会計ソフトはほぼすべて会計の理論ではなくて、青色申告決算書に準拠していると言っていると思います。

【戸田】 つまり、基本的にはゴールと言うと変ですけど、そのゴールは所得税法の青色申告決算書だということですね。その意味で目指すゴールと、会計理論の考え方がバッティングすることも出てくるわけですね。

【森】 でも、その意味では、資本の増加分が利益というのは間違いない。それは一緒だと思いますけども。貸借対照表を見ていただくと分かるんですけど、基本的には元入金というのは期末で、変わらない数字を入れるんですけど、この元入金と事業主借と青色申告特別控除前の所得金額を足したのから事業主貸を引いたものが、期首と期末の資本の増減なんです。期中においては、元入金という勘定を使わないんです、実務上は。その時に事業主貸と事業主借を使うということです。資本の減を事業主貸ととらえて、資本の増を事業主借ととらえるんです。

【戸田】 我々の言葉で言う資本増減が、事業主貸と事業主借としてたまっていくわけですね。

【森】 所得、利益としてですね。これが当期利益なわけです。青色申告控除前の所得金額というのは、企業会計で言うところの当期純利益になるんです。ですから、事業主借と事業主貸というのは、まさに出資者である事業主とのやりとりを表しているにすぎないんです。だから資本の増減。資本取引ですよ、そういう意味では。企業会計的に言うと。出資者である事業主に対して資産が流出した時には、事業主貸という勘定を使うわけです。

【戸田】 なので、誰かにあげた、家族で食べたという時に、この勘定を使う。

【森】 家族で食べたというときには、現実には資産が流出しているわけですね、経営から外へ。例えば農産物という資産が流出しているわけですが、農産物が流出したので、事業主貸という。だから借方事業主貸、貸方農産物というふうにいったん仕訳をしてもいいんですよ。次に 借方農産物、貸方家事消費金額というふうにやって、農産物を相殺してもいいわけです。分かりやすいのは、農産物が流れているということ。貸方農産物、資産の減少ですと。じゃあ借方は何かというと、資本の減少だから借方事業主貸と。

【戸田】 そのほうがずっと分かりやすいような。

【森】 そういうふうの説明すると分かりやすいとは思いますが、そう説明してはいないけどね（笑）。

【西山】 なるほど。そうすればいいのか。

【森】 でも、同じ勘定が借方と貸方で同額ずつ出てくるわけですから、相殺しちゃえば借方事業主貸、貸方家事消費高という、そういう仕訳になる。

【戸田】 教科書の説明だと、実はもう青色申告決算書で決まっている答えがあってというふうな説明の仕方ですね。それを会計的に考え直すと、こういった答えになりますよという説明になっています。

【森】 現状は恐らく 10 人のうち 9 人が、借方事業主貸、貸方家事消費高という仕訳をするんです。実務家はそれですとんと落ちちゃうから。でも、考えてみたら、その仕訳の意味何って考えると、やはり今の 2 つの仕訳に分解しないと理解できないかもしれないです。いきなり事業主貸で相手に収益の勘定をもってくるというのは、多分簿記の仕訳ではあまりない仕訳でしょうから。

【戸田】 最初見るとびっくりしちゃいますね。

【森】 びっくりすると思います。

【戸田】 えっ、資本減少と収益発生って、あまり見ない会計要素の組み合わせだよなという。

【森】 やっぱり、農産物勘定をかませたほうが分かりやすいでしょうね。

【戸田】 さらに自家消費についてお聞きしたいことがあります。そもそも、自分で食べた時に、その分を本当に記録する農家さんなんているのかと思っていました。この疑問を西田先生にぶつけたところ、出してきてくれたのは、JAさんと国税局の間で、1人当たり大体こういう金額を使いなさいという基準額が載った標準表だったんです。それを持ってきていただいた時に、細かいすべての謎が溶解したというんですかね。収穫基準って、収穫時の時価を把握して、期末の棚卸数量にかけなさいという計算をすることになってますけど、どうやって収穫時の販売価格なんて調べるのだろうと疑問でしたから。

【森】 実際には、じゃあ収穫基準による期末棚卸の仕訳って実務上しているかということ、していないんです。どういうことかということ、今のご質問に答えることになるんですが、収穫時の時価というものを実務上どこでとっているかということ、概算金単価なんです。例えばお米で言うと、最初契約金というのをもらうわけですが、概算金とか仮渡金という言い方をする時もありますけど、それを受け取るわけです。その受け取っ

たものというのが、本来はこれは農家から見ると売上ではなくて、前受金なんです。

【戸田】 教科書ではそう処理していますね。

【森】 ところが農家のほとんどが、農業法人も含めて、仮渡金、概算金を受け取った時に売上を計上しているんです。

【戸田】 実際には？

【森】 実際に。なぜかという、清算というのが2年後になっちゃうんです、最終清算って。野菜とか畜産物の清算。農産物というのは、ほとんどが買取販売ではなくて委託販売なんです。ですから農協に出荷した時に、法的には農家の所有権のまま農協に販売を委託して、預け在庫にすぎないんです。それを法的な形式に沿って仕訳をすると、本来ならば仮渡金を受け取ったときに、借方現金預金、貸方前受金という経理をして。と同時に、その段階で期末を迎えたら、借方農産物、貸方期末農産物棚卸高という仕訳を入れなきゃいけない。じゃあ、この時に期末農産物棚卸高というものを幾らで評価するかという、仮渡金と同額になるわけです。

つまり、第1番目の仕訳の借方現金預金、貸方前受金という仕訳、これは資産と負債の仕訳ですから収益は発生していないわけですが、期末における借方農産物、貸方期末農産物棚卸高という仕訳、これは貸方の期末農産物棚卸高が収益の勘定になるわけですね。でも、これはさっき言った前受金と同額なわけですから、前受金として計上するのはやめちゃって、その段階で売上高って経理して、期末の棚卸を省略しても、収益は変わらないわけです。実務上はそうしているということです。つまり、農協に預けている在庫なんだけど、それを在庫として認識せずに、仮渡金をもって販売金額というふうに認識をして経理しているのがほとんどです。じゃあ、本当に収穫基準が適用されるのはどこかという、期末の手持ち在庫の部分だけということなんです。

私は時々そういう話をして、そういうふうに理論どおり経理してもいいですよ、面倒くさいですけどね、と農家の人に言うことがあります。あと、得することがあります。実は預けているだけなので、法人を設立した第1期に販売金額を計上しないで、全部預け在庫だという経理をすると、1期目の課税売上高がゼロになるので、1期目、2期目の課税売上高が1000万円以下になって、4期目まで免税になるんです。そういうことをすると、消費税を4年間払わなくていいですよと言ったら、本当にやった人がいましたけど(笑)。でも、普通はしませんって最後に言うんだけど。あ、そうかと言って、本当にやった人もいますけど、それも税務署は文句を言えないわけです。それが本来の処理だから。ちょっと何か、法の不備を突くようなやり方なんですけど、実際4年間消費税を払わなくて済むということができるんですよ。

今、それをなぜ申し上げたかという、そういうことがあまりにもまれであるぐらい、基本的には仮渡金をもって売上高にあげているのが、商習慣として定着しちゃっているんだということを知ってもらいたかったからなんです。

【戸田】 そうすると、まさに現金主義ですね。

【森】 まあ、現金主義ですね。そうですね。

【戸田】 もらった現金こそ売上なんだと。それ以上のことはできないというのが、現場の本当の声なんです。ただ、せめて棚卸の時ぐらいは評価を入れよう。

- 【森】 棚卸だけは省略できないから、そうなる。だから實際上、収穫基準が機能しているのは、期末の在庫の評価だけなんです。あと、家事消費、事業消費のところ。でも、家事消費、事業消費というのはわずかですから。
- 【戸田】 しかも、実際にほとんどない、すべて委託しちゃっている場合は、対象も実はないということがあるということですね。
- 【森】 そうですね。手持ち在庫を持たずに全量をJAに出荷していれば、そういうことになりますね。ただ農業法人は関係ないんですね。
- 【戸田】 農業法人は、2級の中で説かれているような原価計算処理になるわけですね。
- 【森】 本来はですね。だけど実際、世の中にある農業法人がどうしているかというところ、原価計算できない法人がいっぱいあって、時価で評価している、あるいは売価還元みたいな形で時価に掛け目掛けて、大体の原価率で計算しているというのが圧倒的に多いです。なかなか、実際は本来のあるべき原価計算が徹底できていないんです。
- 【戸田】 そうなんですか。でもやっぱり個人農家さんを対象とするなら、収穫基準という考え方ははずせないんですね。代替案みたいなのは、やっぱり現場としてはこれ以外にはあり得ない。
- 【森】 理論を追求した結果、実務とあまりにも遠ざかってしまえば、結局その理論も使われないんで、やはり現実合った形にせざるを得ないと思うんですね。
- 【戸田】 そうですね。ただ全く個人的には、小規模で兼業をされていて、主に収穫基準が対象となるような米とか麦を作られている農家さんでも、やっぱり自分で記録をつけてほしいという思いがあります。農業簿記の目的も、自分でつけて、自分でできるように、そういうのとはちょっと違うんですか？
- 【森】 この農業簿記検定の普及対象なり、この教科書を誰をターゲットにするかということについては、かなりかかわった人間の中でも意見の違いというか、温度差がある部分なので難しいところなんですけど。農家自身とか、農業法人の経理担当者に向けてという思いを持っている方も多いです。もともとはそういうところなんですけど、ただ、それだけだと、はっきり言って本も売れないし、検定制度も普及しないというふうに思っているんで、私はやはり指導者層とか、農業法人や農家を相手にいろいろ商売するところの方に勉強していただきたい。
- 【中川】 JAや金融機関ですね。
- 【森】 金融機関ですね。私は、どっちかという金融機関の人が一番勉強するんじゃないかなんかと思っているんで、そういった方々をメインのターゲットにしたいと。
- 【戸田】 今、農業ファンドみたいなものをつくっている金融機関もありますし、確かに需要はあるかもしれませんがね。あとは、農業関係を中心にやられている税理士事務所の所員さんとか。
- 【森】 最初のうちはそうだと思います。でも、そこはすぐ飽和してしまうので。
- 【戸田】 そうですよ。あと、将来的に継続して受けてもらうというターゲットについては、何かお考えになっていますか。
- 【森】 そこはだから、いろいろ段階を置いていて。最初のターゲットは、やはり税理士事務所の職員、それからその顧客である農業法人、農家さんの経理担当者に受けてもらう。そこがまず最初のマーケットというかね。

- 【戸田】 JAの人たちもかなり受けておられるんですか。
- 【森】 いや、まだそんなには受けていないですね。あとは、第2段階として、農業団体だとか農業向けの金融機関の人たちに受けてもらうということです。ここはある程度の層があるので。その次に、やはり農業関係の教育機関ですね。農業高校だとか、農業大学校だとか。
- 【中川】 農業専門学校を。今、特に北海道は本当に力を入れて、ローラー作戦でやっています。三重と宮崎の農業高校からも受けるって来ましたね。
- 【戸田】 そういえば私、農業高校出身ですという税理士さんとお話する機会があつて。その方は1953年ぐらいに農業高校をご卒業されたと言われていましたが、なかったらいいんです、昔は農業簿記という科目が。それと反別課税時代といいますか、要するに農地をどれぐらい持っていればこれぐらい税金を納めなさいという時代には、簿記なんて全然要らなかったとお聞きしました。
- 【森】 全然いらなかったわけじゃないですけどね。ほとんど簿記記帳に基づく申告が行われていなかったということですよ。
- 【戸田】 それはちょっと意外でしたけれども。農業簿記って、その歴史をもっと深く調査すれば、興味深い点がたくさん出てくるんじゃないかと思いました。研究者の視点から、ですけど。
- 【森】 農業簿記の体系も、大きく分けて2つあるわけですよ。1つは、税務会計のサイドの農業簿記と、それともう1つは、簿記論的ではあるんだけど日商簿記の体系とは全く違う、京都大学の先生方がおつくりになった体系と大きく2つあって、それらは全然相いれないんですよ。相いれないというか、全然違うところが多いです。私は両方を知っているので、なかなかその統一が難しいですよ。
- 【戸田】 私も研究論文で書きましたけど、大槻正男という方が京大式農業簿記といったすごい試みをされていますよね。複式簿記は大変なので、何とか複式じゃない会計を、という。私が見る限り、さらにややこしくなっている感じがしますけど。
- 【森】 やっぱその影響というのはすごく大きいというか、農業の世界で農業の簿記論、農業簿記をやっている人たちというのは、京大の人たちの理論の流れをくむ人たちがほとんどなので。私はすみません、戸田先生を存じあげなかったんですが。多分その流れじゃないということですね。
- 【戸田】 全然違ってきます(笑)。
- 【森】 その人たちは大体知っているんで、私は、戸田先生って私存じあげなかったんで、きっとその流れの方じゃないんだなという。
- 【戸田】 全く違います。
- 【森】 研究会なんかも、ほとんどその流れの人たちで占められていますから。
- 【戸田】 そうですね。その流れの人たちが書いた農業簿記の文献は大量にあつて、こんなにあつたのかという感じですけど、でも会計研究側からはほとんど知られていないと思います。
- 【森】 だから全然違う。ガラパゴスみたいなんです。別の論理体系、理論なんです。要は、大槻先生もそうなんですけど、基本的には農産物の生産費調査と結びついているんです。

【戸田】 そうなんですよね。

【森】 基本的に、私もかつてそういう仕事をしていたんですが、国の政策として、政府買上価格を決める上で彼らの理論というものは構築されているので、要は複式簿記だとか財貨の流れとかということよりも、所得補償する上でのコスト、生産費というものを解明するということが主眼なんです。京都大学の流れの学説というのはそういうふうにできているんで、逆に言うと、それでもう彼らは行き詰まっちゃっているんで、それ以上進化しないんですよ、そこの垣根は取っ払いたいと私は思っているんですけど。

【戸田】 重要な点は、生産費を調査するために使ったのは、複式簿記ではなく、統計という技術であったということだと思います。

【森】 そうですね。まさにおっしゃるとおりで、生産費用を統計的に解明するための学問体系なんです。

【戸田】 対して、私なんかの立場からは、複式簿記を中心にすえた体系が別に必要じゃないかと。何で複式簿記が必要かというのと、どうしてもフローをしっかり把握して、差額としての利益をいかに計算し、まさに自分が儲かっているか儲かっていないのかというのを把握するというのが農業経営の発展に必要なじゃないかと思っているので。それで言うと、確かに複式簿記は今回の農業簿記検定に入れられていますけど、税務の最終処理のほうにぐっと寄っていて、何とかもう少し真ん中辺に持ってきていただけないかなと勝手に思っています。

【森】 それは、ぜひ戸田先生にもこのプロジェクトに加わっていただくしか私はないと思いますね。それはやはり、どうしても偏った人間が作れば、偏ったものになりますから。それぞれは偏ってなくても、その仲間だけが集まればそうなるので、やはりいろいろなお考えの人、いろいろな立場の方が議論を戦わせてつくっていかないとけない。私どもは、ここから一切変えないというふうに思っているわけではありませんで、今日ご指摘いただいたことも含めて、どこから見てもいいようなものをつくっていきたいと思っています。

【戸田】 思いつきの代替案で申し訳ありませんが、例えば販売基準のような会計の原則的な考えですべてを説明した後に、別立てで収穫基準を説明するというのはどうでしょう。あるいは、検定3級とか2級という上にあがっていくんですけど、A級、B級、C級じゃないですけど、どっちが上とかじゃなくて、例えば農業簿記検定C級は青色申告をきっちり作れるような簿記ですというふうな。そういうやり方もあるのかなというふうにも、ちょっと実現性は置いておいて、思うんですけども。

あと、これはやっぱり収穫基準をどう扱うかという問題があると思います。収穫基準を中核に据えた農業簿記というのは、記録を自らとらないことが多い小規模兼業米農家さんをその主たる対象とするということですよ。そうすると、じゃあ3級というのは、言ってみれば小規模兼業米農家さんをメーンターゲットにするということになるんでしょうが、そこまで言い切るのはちょっと、という感じもします。

【森】 日商の簿記検定との平仄もあるので、個人事業をベースにしているというところは基本線としてあるわけですよ。そこで、じゃあ税務会計特有、農業特有の収穫基準をどう扱うかというのは、確かにいろいろ難しい問題ではあるんですが、なかなか

全く後発でこういうものを企画して、一からつくりあげるということは難しいし、今までの先例で世の中のある意味固定概念というものをうまく利用しないと、実際の普及ということからすると難しい面があります。ですから、日商3級と共通点というのが言えるようにしておかないと。3級じゃなくてC級でもいいんですけど、むちゃくちゃ難しいんですよと、収穫基準ですよと言って脅かしちゃうと、受ける人もいなくなってしまう気はするので、やはりレベル感としては、個人事業者を対象としたという意味では一緒ですよとおきたいところです。ただ、ちょっと農業特有の収穫基準というのがあるんですけどねというぐらいにしておかないと、なかなか普及啓発が難しいかなとは思っているんです。

【戸田】 現実で考えたらそれしかないですね。それと、収穫基準と期末の棚卸資産を時価評価するというやり方は、買えるだけの農業簿記の本を買って見たら、みんなそうなっているんですね。

【森】 戦後ずっとこの収穫基準というのが続いています。税法が会計を規定してしまっているんです。そもそも、農業簿記の基本的な考え方が税法から来ているということもよく分からないで書いている人も、もしかしたらいるかもしれません。そのぐらい規範として確立してしまっているの。われわれ税理士は、税法に書いてあるからというのは知っていますが、税理士でない人はそういうものだと思っている人もいますよね。でもやっぱり、先生のような会計研究者からすれば違和感がありますよね。

【戸田】 そうですね。でも、そんな昔からあったんですね、収穫基準というのは。又穫基準についてもう少し伺います。この基準は、条文に従うならば、「米、麦などの農産物に限って」、適用されるんですよ。

【森】 限っているんです。ですが、「米、麦などの」はなくても、この文章は意味は変わらないんです。

【戸田】 そうですか。私は前掛かりで読んでいたので。要するに野菜とかいろいろある中で、米、麦だけと言っているんじゃないんですか。

【森】 そうではなくて、農産物に限ってということ。

【戸田】 そうなんですか。

【森】 農家で作るものは、農産物だけじゃなくて畜産物もあるわけですね。農産物と畜産物を合わせて農畜産物という言葉もありますけれども、畜産物には収穫基準は適用されないの。そういう意味で書いているはずなんですけど、読む人によっては、米、麦などのというふうに読めちゃうかもしれません。

【中川】 在庫が残るかどうか。

【西山】 そうですね。

【中川】 秋まきだったら残るの？

【森】 秋まき、これも難しい。基本的には出荷して、麦を自家用に取っておく人はあまりいないの。ただ、もっと厳密に言うと、それも委託販売なので、預け在庫だという考え方はあるんです。なかなか難しいですね。農産物のほとんどが委託販売ですから。

【戸田】 JAを通せばということですね。

【森】 ええ。JA を通さないということは、穀物については難しいわけです。米はまだ別ですけど。米は直接最終消費財となるので。でも、麦とか大豆というのは必ず加工業者とか製粉会社とか、実需家が入るわけで、実需家に直接一般の法人とか農家が売るといことは難しいわけです。ロットも集まらないわけです。

【戸田】 よっぽど大きな農業法人でないよ。

【森】 まずないんですよ。そうすると、JA に売って、いわゆる共計という共同計算、同じ銘柄、同一品質のものはブル計算して清算しますよと。だから等級が変わらなければ、少々品質が悪くても同じ値段だからということで、努力のしがないということも起こるわけです。けれど、それは農協が悪いのかということ、恐らく商社が間に立ってもほぼ同じようなことが起きるでしょうし、もちろん細かな品質の格差をつけるといことは、農協じゃなくて商社がやればできるという意味では、変わる余地はあると思うんですけど、本質的には変わらないと思うんですよ。直接消費者に売れるものでないと、なかなかそういう品質格差というものを値段に直結させることは難しいですよ。

【戸田】 ありがとうございます。あと、今後1級をつくられていくというご予定で、何か1級を取ると特別な何か士という称号付与というのがあると聞いていますが、1級はどういう内容に。

【森】 基本は、やはり日商の1級の範囲のもので、農業に出てくるものはカバーしようよ。農業に出てこないものは削りましようよ。

【戸田】 日商1級をベースにということなんですね。

【森】 はい。ここもいろいろ議論があったんですが、農業経理士ですか、じゃあ1級まで取ったらこれをすぐ付与するということになると、いわゆる簿記論だけでは足りないんじゃないかなということになるわけですね。経営分析診断ですとか、農業の税務ですとか、そういうところも入れていかないと、農業経理士という称号を与えるにはどうかなという話になって。さりとて農業簿記という、農業簿記検定という名前の中でじゃあ税務まで扱うのは、今度は名前と実態の乖離が生まれてきますので、今のところ考えているのは、1級の範囲はもう簿記論に限定していく。財務会計、原価計算、管理会計に限定してしまっ、プラスアルファ農業税務と経営分析の検定を設け、それはもう別立てと。農業簿記検定1級とは別にして、1級プラスアルファでそういう称号というはどうかということで、今検討を進めています。

【戸田】 実は研究上だけなんですけど、IAS 第41号「農業」という国際会計基準があって、公正価値を農産物に適用しようという考え方に基づいています。

【森】 将来価値からの会計ですね。それはなかなか。

【戸田】 ヨーロッパだと農産物の関連で上場している会社とかがたくさんあって、実際にはどんどん使われているのが現状みたいですけども。そういったところも将来的に検定の範囲にするというのは、さすがに日本ではちょっと無理でしょうか。

【森】 恐らくそれは時期尚早なんですよ。というのは、やはり農場ごと売買をすることではなければ、時価評価をする意味ってあまりないと思うんです。ところが今の日本の農業というのは、農地法の問題もあり、農場を農場ごと時価評価して売買するということは、法制度上できない仕組みになっていますから、実際そういうものをや

ったとしても、なかなか日本の実務界では使われない。例えば企業買収の上で使えるとかというのであれば、普及する余地があると思うんですけど、そういう余地がない。したがって、需要がないというか、マーケットがないものをつくって売るわけにはいかないの。

将来的には、もちろん日本の農業に関する諸制度が変わってきて、ヨーロッパなりアメリカやオーストラリア並みのそういう商習慣といいますか、農業に関する取引というものが増えてくれば、当然そういうものをやっぱり範囲に含めていくということになると思うんですけど。現実には、当初申し上げたとおり、やはり実務で使えるということが1つの大きな基準ですから、いい悪いは別として、それはなかなか日本では使えない、適用例があまりにもなさすぎるということですから、当初は少なくとも範囲に含められない。

ただ、1回つくった1級の範囲が、もちろんある程度試験制度の基盤になるものだから、頻繁に変えるべきではないと思っていますけど、永久にそれをいじっちゃいけないというふうには思っていないので、世の中の流れが変わってくれば、それに合ったものを体系の中に取り込んでいくということはやっていかなきゃいけないと思っていますし、その時にやはりそういう国際会計基準に準拠した部分を、実務上使える部分は入れていくということになるんだと思うんですけどね。

【戸田】 確かに、日本は農場全体の売買がないというのは面白い指摘だと思います。そもそも会計の認識・測定の問題を考える場合、商習慣と適合しているかどうかを考慮するのは重要な視点だと思います。

本日は、だいたいお聞きしたいことをすべて聞くことができました。2時間もの間、どうもありがとうございます。

【森】 ぜひ戸田先生には、今後とも簿記検定をいろいろとご支援いただきたいと。そのうち試験委員辺りをもしかしたらお願いしなきゃいけないので、その時はぜひ。

【戸田】 いえいえ、私としては研究題材として見させていただきたいだけで。逃げるわけじゃないですけど（笑）。本日は、皆様、誠にありがとうございました（終了）。

(4) ミツハシライス管理部財務課長・澤田泰二氏へのヒアリング調査

本ヒアリング調査は、2014年9月24日、神奈川大学横浜白楽キャンパスの戸田龍介研究室（1号館709号室）において行われたものである。

- 【戸田】 本日は、米卸し会社のミツハシライスにご勤務の、澤田泰二管理部財務課長にヒアリング調査をさせていただきます。本日はいろいろとお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 【澤田】 こちらこそ、よろしくお願いいたします。
- 【戸田】 ところで澤田さんは、わが戸田龍介ゼミの優秀な出身者なわけですが（笑）、卒業や入社はいつごろでしたっけ？
- 【澤田】 1999年卒なので、入社も1999年ですね。
- 【戸田】 最初から経理に配属だったんですか？
- 【澤田】 最初からです、私は。途中、部署の名前は変わっていますが、ずっと経理ですね。経理一筋、15あるいは16年です。
- 【戸田】 すごいね。それは、澤田さんの希望もあったんですか？
- 【澤田】 私の場合は職種別採用ではなかったんですけども、ただ、就職の求人票みたいなのに経理をというコメントがあったので。それで、就活のときから経理をやらせてくださいという話をして、めでたくそのまま経理に入ったという形です。
- 【戸田】 日本の会社ってあまり職種別で募集しませんけれども、じゃあミツハシライスって昔から、経理なら経理という形で募集していたんですか？
- 【澤田】 そうですね。一応求人票みたいなには営業、工場、その当時は総務、経理みたいな形で書いてありました。もともと私は、事業会社の会計や経理をやりたいので、就活もそういうのが書いてある会社を探して受けました。
- 【戸田】 素晴らしい。そして希望どおりになったわけですね。
- 【澤田】 そうですね。
- 【戸田】 そういえば、まさに偶然ですけど、うちのゼミで2つ下の代にいた岩永寛毅君も、同じミツハシライスの経理部に所属しているんですね。
- 【澤田】 そうですね。彼からOB訪問を受けまして、うちの経理に入りたいという会話をしました。彼の場合は、最初は営業に配属になって、でも3、4年してから経理に配属になり、その後ずっと経理をやっています。
- 【戸田】 すごい。うちのゼミ出身者が2人も同時に、ミツハシライスの経理部にいるんですね。ところで、農業には、独特の簿記や会計手法がありますけれども、米卸し会社独特の会計というか、経理手法、会計手法ってあるんですか？
- 【澤田】 会計手法は、恐らく普通の事業会社とほとんど変わりがないです。ただ、原価計算においては、それは会社によって多分様々だと思います。原材料の原価率、当社でいうと、お米の原価率というのが90%以上を占めるので、管理的には、生産コストがいくらだというよりも、そっちが主眼になりますね。

- 【戸田】 ということは、別に人件費や生産費をどう正確に計算するかではなく、米をいくらで仕入れたかということが中心になるわけですね。つまり、大量に保管している米の、仕入原価を管理することが大切なんですね。
- 【澤田】 主眼がもうそこになりますね。
- 【戸田】 それって、例えば棚卸しで米の下落分なんかが生じた際、どういう感じで評価しているんですか。
- 【澤田】 これは本当に会社によって様々です。とにかく、まず、米の公正な市場って基本的にないんですよ。
- 【戸田】 会計学には測定属性として公正価値、フェアバリューというのがありますけれども、あれは理想的にはたくさんの参加者がいて、彼らが集う市場において強制力なく自然と決まっていく価格ということですが、何と、日本の米にはそもそも公正な市場がないということですか。
- 【澤田】 そうです。基本的には、農協とか生産法人とかが相対で価格を決定しているので、フェアバリューがいくらかというのはいくらも認識していません。というか、そもそも市場自体がないというのが現実です。まあ、先物市場はありますけれども、よく新聞にも出ていますが、動いているかというのと動いていないというのが事実です。また、米卸しの仲間内でいわゆる取引所みたいなものはあるんですけども、それが大規模に行われているかというところではない。なので、いわゆる公正な市場や公正な価格が、米に関しては基本的にないということになります。
- 【戸田】 フェアなマーケット、フェアなバリューがない。でも、棚卸しするときなんか、その時点の価格はどうやって決めるんですか。
- 【澤田】 なので、細かな実態は会社によって様々なんですけれども、基本的に業者はそれこそ何もしない。
- 【戸田】 期末評価しないということですか。
- 【澤田】 取得原価でそのままという形ですね。
- 【戸田】 物さえ確認できれば、価格については分からないし、評価のしようもないということですか。
- 【澤田】 そうですね。比較するものがないので、どうしても難しいというのが現実になります。お米の卸しという事業は、玄米を買って玄米で仲間内に売るというのが、その1つの事業になります。もう1つが、精米して売るという、例えばスーパーとかに卸すという事業になります。そして、どちらの事業にしても、生産コスト、製造費、労務費・経費の配賦とかというのをあまり主眼に置いていないというか、いわゆる原価計算があまり発達していないというのが現実なんですね。なので、原価に適正利益をのせた、適正販売価格というものがない。私が習った会計学と最も違うのは、内部コストがいくらなのかという原価計算の発想がほとんどないことだと思います。そういう考えより、どちらかというところ、玄米を売ったり買ったりすることが重要です。そして、米の評価についても、そこで相対で決まる価格に基づいて決めている会社がほとんどじゃないでしょうか。
- 【戸田】 なるほど。ところで、私たちが普通スーパーで見る米は、精米して白米にして売っているけれども、その前は玄米の状態ですり取りしているんですね。玄米でのや

り取りは、卸し会社同士でやることになるわけですね。

【澤田】 そうです。基本的に同業と、つまり業者間です。あるいは、大量に買ってくれる、精米機械を持ったような外食産業とかですかね。

【戸田】 そこでは相対とはいえ価格は決まるから、もし評価しようとするれば、その時やり取りした価格を使うしかないわけですね。

【澤田】 ええ。再販価格という意味ではそれを使います。それも分からない場合は、直近の仕入れ価格を使うんだと思います。でも、中小以下は何もしない、つまり購入価格のままというのが多いケースだと思います。

【戸田】 じゃあ、今みたいにお米の価格が下落しているときなんか、含み損を抱えているということは分かっているながら、しかしそこは出すと言ったって、いくら下落しているのか分からないしこのまま置いておこう、となりがちなんですね。売却損が実現するまでは放っておこうという、ある種リスクーというか、そんな感じがするんですけど。

【澤田】 確かに、適正な期間損益という意味ではどうなんだろうというところはありません。ですが、申し上げたとおり、お米の場合、市場で公正に決まる価格がそもそもないというのが現実で、そこが一番のネックなんだと思いますね。

【戸田】 フェアバリューというか、適正な時価というか、誰もがそれぐらいだろうと考えられるような価格が存在しないわけですね。そういった価格が誰にも分からない。

【澤田】 分からない。ただ、仲間内価格というのはあるにはあるんですけども、それが全農から買う価格とリンクしているかという、それはリンクしていなかったりします。例えば今、相場が下落していますが、仲間内価格は当然かなり下落した価格で動くんですけども、全農から買う場合は若干の下げしかないとか、その乖離も出てきてしまうので、どっちを使うのという話にもなってくるんですね。

【戸田】 日本におけるお米には、そもそも誰もが大体これぐらいだろうなというような価格がないということなんですね。ところで、日本の場合はそういった形になるんでしょうけれども、例えば米国なんかだと、カーギルみたいな巨大な穀物卸し会社は、市場の評価額を使っているという可能性はあるかもしれませんね。

【澤田】 そうですね。当然、コーンとか小麦とか、ああいうのはやっているんだと思うんですよ。穀物という意味ではおっしゃるとおりなんです。

【戸田】 米だけには、特に日本国内で取引される米だけは、そういうのがない。

【澤田】 そうです。

【戸田】 なるほど。日本のお米だけが、市場の評価の対象から全然外れた、不思議な農産物になっちゃっているわけですね。対して、コーンとか小麦には、当然そういった価格がある。

【澤田】 ありますよね。市場で決まる世界的なバリューが。大豆なんかにももちろん。

【戸田】 だけど、お米にも、世界的なバリューは一応ありますよね。

【澤田】 ありますけれど。

【戸田】 日本とは全然違うんだ。

【澤田】 日本とは全然違うんですよ。

【戸田】 そうでしょうね。もちろん、すごく安いんでしょうね。だからこそ日本では、

グローバルマーケットとは全く関係ない独特の取引価格を、関係者の相対で形成していかねばならないでしょうね。

【澤田】 日本の米というのは、非常にドメスティックなものになっているんだと思います。つくっている量からいっても、中国であるとか、タイとか、あの辺が世界の米という意味では一大産地なんですよ。ただ注意しておかなければならないのは、そのバリューと、我々ドメスティックな日本のお米のバリューとでは、価格だけでなく、もの、つまり品質や味なんかの点で別物と考えた方が良い場合もあります。その場合、グローバルマーケットにおける価格というのは、参考にもならない。参考にもならないというか、むしろ使ったらゆがむんだと思います。

【戸田】 だから、もし適切に評価するということになれば、品質や味の差を適切に考慮するということが必要になってくるわけですね。ただ、このごろ時々聞く、外国市場での日本のお米の高値取引なんかだと、評価というより別の思惑で値付けされているような感じを受けます。限られた層に対する一種の言い値というか。日本の高い米なんか買おうという人は、外国のごく限られた富裕層しかないから、そういう人たちはいくら高くても買うはずという。そうだとすれば、別に言い値でもいいし、そんなグローバルな価格形成なんかを知らなくたって、何の関係もなく商売はできることになりますよね。

【澤田】 実際おっしゃったとおり、中国とか、あの辺りで日本産米って売っているんですけども、日本での売値と比べてもはるかに高い額で取引していますね。はっきり言って、通常の農産物ではなく、いわゆる嗜好品です。

【戸田】 なるほど、嗜好品ね。ただ、それでも利益はきちんと計算できるわけですね。高い日本の価格をベースに、さらに高く売った金額の差額が利益だから。このスタートの日本の高いコメ価格が、どうしてそのように決定されているのかについて、さらに話をお聞きしたいと思います。さっきちょっとお伺いしましたが、日本における米の卸し値の決定は、全農さんと米卸し会社の相対で行われているのが実情なんですね。

【澤田】 そうです。ただ、米卸し会社は集団で相対交渉するわけではなく、個別で相対交渉をし、それぞれの相対関係の中で米の卸値が決まっています。

【戸田】 じゃあ、米卸しは神明さんなら神明さん、ミツハシさんならミツハシさんが全農と個別で相対交渉をし、全農があなたの会社にはこの地域の米はこれぐらいで、あなたのところはこれぐらいという形で卸すわけですね。とういことは、同じお米でも、米卸し会社によって異なる卸し値が全農側によって示されることになるんですか。

【澤田】 そういうことになります。

【戸田】 それは全然知らなかったな。米の基本価格って、全農と米卸しの個別相対で決まっていくんですね。その辺の事情を、もうちょっと説明してもらえませんか。

【澤田】 一般的にあまり知られていないことと言うと、価格の形成なんかの前に、とにかく量の確保とその発注があることですかね。価格の話以前に、例えばどこ産の何とかという品種を、当社はどれぐらい必要としているということを全農さんに伝えることから、実際の米の取引はスタートします。

【戸田】 それはまだお米が収穫される前の話なの？

【澤田】 もちろん。栽培も始まる前です。例えば、今年ミツハシとしては、どこどこ産

のコシヒカリを何キログラムぐらい欲しいというのを、早い段階から全農さんに申し入れるわけです。

【戸田】 それを受けた全農側は、申し入れた量は絶対確保してくれるんですか。

【澤田】 そうとも限らないですけども、基本的には総量の中で、どの米卸し会社にどれぐらいみたいな割り当てが発生します。収穫量すべてがそこで決まるかということ、そういう話ではないんですけども、大きな卸しに対しては、例えば年間でこれぐらいというざっくりした話がまずスタートとしてあります。例えば去年 1000 トンだったから、今年も 1000 トンぐらいでいきたいとか、今年はまだちょっと増やしたいとかっていう。でも、全農としては総量の生産量はある程度の目安は決まっているので、これ以上は無理ですみたいな話とか、ここまではいけますとかという、量の話がまずスタートとしてあるんです。

【戸田】 価格なんかより、まずは量なんですね。

【澤田】 はい。

【戸田】 決め方に力関係ってあるんですか。

【澤田】 ありますね。力関係というか、関係の太さと言ったほうが良いかもしれませんが。ただいっぱい買うから、優先的に量を回すという話だけではないんですよ。これは私の偏見なのかもしれないですけど、全農さんとか農協さんとかというのは、お米の取引に対する感覚が商品の売買じゃないんですよ。

【戸田】 面白いですね。言ってみれば、おらが村で作った米を分けてあげる、という感じなんですかね。市場原理というか、いくら札束積まれたって、分けたくない人にはちょっとねえ、そういう感覚なんでしょうか。

【澤田】 まあ。そういう感覚が非常に色濃く残っていると思っています。それに、業界に独特の慣習もあります。慣習というか、実績重視ということですかね。例えば、熊本の森のくまさんというお米が人気が出ている、だから買い付けたいということになっても、これまで購入実績というか、その地域とのお付き合いがなければ、全農は容易に受けてはくれません。例えば、うちのような関東の米卸しだったら、基本的には関東以北、つまり関東、東北、ここらが主要な仕入先地域なんですね。なので、ここらとのパイプというのはあるし、去年の実績程度なら問題なく買えますよ、とそういう話になるんです。でもじゃあ今まで全然関係ない、九州熊本の森のくまさんを買いたいというと、買えないんですよ。

【戸田】 そうなんですか。買いたいという希望を全農に出しても、ちょっとそれは、あなたのところは今までお付き合いがないでしょうと、そうやって断られるわけですね。

【澤田】 そういう世界です。絶対買えないかということそうではないですけども、例えばいきなり 1000 トンくださいとか、ある程度のボリュームをくださいと言っても、それは多分買えない。

【戸田】 どうしても欲しいとなったら、全農を通さずにどこかを通す手はあるんですか。

【澤田】 今度は 1 個下の県本部という単位があるので、県本部に話す。県連ですね。もしくはその下の単位農協に話す。それでもダメなら、全然別のルートで生産法人に直接話すみたいな話がありますけど。

【戸田】 でも、発注量が大きければ、どうやってもなかなか難しいんでしょうね。

- 【澤田】 そうなんです。お米は収穫できる総量にそう変動がない中で、高い価格を提示してくれた先に売り渡すというようなことはまずなく、もともと古くからのお付き合いのあるところが最優先になります。お金を払ったら買えるというものではないんです。関係というんですか、お付き合いの歴史というんですか、そういうのが非常に色濃い独特の世界なんです。こういう特殊な業界ですから、最初のハードルは価格競争ではなく、量、量が確保できるかどうかということになります。
- 【戸田】 どれくらいの量を取り扱っているのが重要なわけですね。ところで、米卸し業界の取り扱い高順位ってどうなっているんですか。
- 【澤田】 神明（ホールディング）さんという会社が取扱高1位です。変わったところでは、3位ぐらいに、全農パールライスっていう会社がきます。
- 【戸田】 えっ、それって全農の関係会社ってことですか。全農が自分で米を集めてきて、自分というか身内で買うの？
- 【澤田】 まあ、そういうことです。
- 【戸田】 とところで、第2位の会社は？
- 【澤田】 木徳（神糧）という会社がきます。こちらは、確か JASDAQ スタンドアの上場会社ですね。
- 【戸田】 珍しいですね。日本の農業関連企業で上場するというのは。
- 【澤田】 そうなんです。米卸しではここぐらいかな。あと、米専業ではないですけども、ほかにヤマタネという会社も上場していますね。米の関係会社で上場したりしている目立ったところはその2社ぐらいですね。米卸しのランクの話に限って言うと、先にあげた3社ぐらいがどんと抜けていますね。
- 【戸田】 ビッグ3なんていう言い方は、業界ではするんですか。
- 【澤田】 しないですけどね。米卸し最大手というと神明さんの名前が出て、2番手というと木徳さんの名前が出る。だけど、微妙なんですよね。3番手の全農パールライスという会社は、法的には確かに米卸しなんですけれども、全農の100%出資の会社なので、同じくくりかというのと、やっぱりちょっとニュアンスが違うところがありますね。
- 【戸田】 ミツハンさんって何位ぐらいなんですか。
- 【澤田】 うちがトップ10には入っているような形ですね。
- 【戸田】 いや、でも、米卸しの業界ってなかなか面白い構造になっているんですね。ところで、ちょっと問題があるかもしれない全農パールライスも含めた米卸し会社は、まず量をどれくらい確保したいかというのを全農に申し立てるわけですよね。その時、全農は、その量の提供を書面で確約するんですか、それとも、ただお聞きましたよというだけなんですか。
- 【澤田】 実は、契約という概念がそこにはないんです。特に、希望量の申し入れ時点のタイミングでは。
- 【戸田】 何かを正式に交わすわけではなくて、一応希望はお聞きしておきますわというか、前向きに対処しますというか。
- 【澤田】 その後、希望を出してきた各社に、どのくらいの量を、どのくらいの価格で出せそうだということを、全農の中で調整することになるんだと思います。このステッ

プに移る前に重要なのが、実際の米の集荷に際して農家に支払う仮渡金あるいは概算金です。多分、全農の中では、こういったことを大枠で決定する前のタイミングで、仮渡しはどれぐらいにしようかなみたいな話があるんだと思うんですけど。

【戸田】 ちょっとまとめると、まず、米卸し会社は全農に希望する量を伝える。価格については、その後の全農から農家へ仮渡す概算金が基本となる。こういった経緯を経て、全農と各米卸し会社は、特定地域や特定銘柄の量や価格について、最終的に相対契約を結ぶ。だいたい、こういう流れだととらえていいんですか。

【澤田】 そうですね。

【戸田】 この正式な相対契約に入るタイミングにおいては、米はもうそこにはある？ まだない？

【澤田】 あるケースとないケースがあります。収穫前に契約する場合は当然そこにはないですし、契約もいろいろなタイミングがあって。それこそ、収穫前に契約する契約形態もありますし、収穫した後に契約する形態もあります。収穫前契約は当然リスクがあるので、契約価格帯が若干違ったりみたいな話があります。

【戸田】 相対契約の金額自体は、絶対に守られるんですか？

【澤田】 基本的には守られます。

【戸田】 米を最終的に仕入れる前でも、あるいはその途中でも、価格が高騰しようが下落しようがそれはもう契約した金額でということですね。

【澤田】 ただ、その契約を取り巻くタイミングで全量買うわけではないので、あるタイミングで契約したらいくら、別のタイミングで契約したらいくらというように、タイミングごとに価格は変わっていきます。

【戸田】 なるほど。米の取引って、一回で大量のロットを全部契約するんだと思ってましたが、必ずしもそういうわけじゃないんですね。外から見れば、全農と個別米卸し会社の一回の取引契約のように見えて、実は幾つかの契約に分かれているというようなケースが多いんですか？

【澤田】 そういったケースもありますし、契約形態はほんとに様々なので。とにかく、米の種類、必要量、そして価格も含めて、基本的に米仕入に関する契約は、すべてその時その時に全農さんとのやりとりの中で結ばれていきます。特に、私達のように一定規模以上仕入れる必要のある会社は、ですが。

【戸田】 すごい、本当のまさに相対の関係の中で、米についての様々なことが取り決められているんですね。その関係には、力関係もあるだろうし、お付き合いの関係もあるだろうし。そしてそれらいろいろな関係は、マーケットとはあまり結びついていないという点も特徴的です。じゃあ例えば、同じ種類の米を、同じ量、同じタイミングで仕入れる契約をしても、例えば全農と神明さんとの卸し価格と、全農とミツハシさんとの卸し価格は違ってくるわけですね。

【澤田】 そうですね。

【戸田】 ところで、契約後、お金はどのタイミングで全農に払うんですか。やっぱり、お米が入荷された後ですか？

【澤田】 基本的には、米が出荷される直前に現金が支払われます。

【戸田】 へえ。現金との引き換えってことは、キャッシュで直接支払うんですか？。

【澤田】 銀行振り込みでお金を払います。全農側が確認次第、じゃあ出荷します、というのが一応の基本形態なんです。こういったやり方を軸とはしています。ただ、いつも必ずそんなことはできないので、金利相当分を保証するような形で業界団体に保証金を積んだりして、例えばいくらまでは出荷後7日待ってキャッシュアウト、みたいなのも一般的ですね。

【戸田】 今までの話をまとめると、米卸しはまず全農に希望の量を、品種や産地もあわせて伝える。そのやりとりの後、あなた方が希望している量は大丈夫そうだけど、価格はだいたいこれぐらいになりそうだっていうのが伝えられる。その後そこで決まった価格を米卸しが支払い、それを受けて全農は米を出荷する。だいたいの流れは理解できました。が、全農から伝えられる価格は、そもそもどうやって決まるのですか？なぜ、その価格になったのについて、何か説明はあるんですか？

【澤田】 価格の根拠が明確に示されることはありません。ただ、先ほどちょっとお話しした、農家に支払う概算金が多いことは間違いないでしょう。

【戸田】 それは、米の集荷する前に、全農が単位農協を通じて各農家に前渡しで払う概算金のことですね。これが非常にでかいということになりますね。

【澤田】 重要ですね。

【戸田】 この前渡し金あるいは概算金は、どういう感じで決まっていると大体考えられますか。

【澤田】 それは恐らく、いくら払うから、このくらいは集荷させてくれという世界ですね。

【戸田】 このくらいは集荷させてくれ？

【澤田】 最近新聞とかにも出ていますけれども、全農の課題として、米の集荷率が下がっているということをご存知ですか。

【戸田】 はい、そう載っていますね。

【澤田】 その対策のために、概算金を去年そして一昨年と、上げているという実態があります。だから集荷率を上げる、米を集めるために全農がどこまで出せるかというところでしょう。これは、本来の米のバリューとは全然関係できないところで決まります。

【戸田】 つまり、お米の価値がどうか、おいしいとかまずいとかは、概算金そのものの決定にはあまり関係ないわけですね。最初、卸しはみんな量を言ってくるわけだから、全農としてはこの量を確保しないと全体がうまくいかない。そして、この量を集めるために、「これぐらい払いますから、集荷させてくださいね」と概算金を各農家に提示するわけですね。

ところでその時に、「こんな低い金額ではほかに持っていったらよ、道の駅なんかにも持っていったらよ」と交渉して、値上げしてもらおうようなことはあるんですか。

【澤田】 いえ、個別交渉のたぐいはやらないと思います。これぐらいの価格だったら集められる、っていうところを全農が意思決定するんだと思いますけれども。

【戸田】 なるほど。結局、市場の需給とはあまり関係ないところで、全農側の判断で決まるわけですね。

【澤田】 ちょっと話がそれるかもしれませんが、米を提供する農家さんにしても、この

価格で売りたいというのはないはずですよ。

【戸田】 そうか、そこは重要な点ですね。

【澤田】 この価格以下では原価割れで商売にならない、なんて発想はそもそもないはずなんです。たとえ赤字になっても、最終的に補助金をもらえれば、というのが日本における米をつくる環境なんじゃないでしょうか。米の流通の中で最大の構造的な問題は、農家さんだけでなく、これくらいの原価がかかっているんだからこれこれの価格で取引しなきゃペイしないという、こういった発想がそもそも形成されていないことだと思いますね。

【戸田】 非常に重要な指摘ですね。そもそも米の売り手側が、記録に基づいて原価を把握していないし、把握するつもりもない。だから、概算金に対しても、かかった原価くらいは最低限保証してくれ、という対応ではなく、とにかく去年よりは上げてくれよとか、それぐらいの対応しかできないわけですね。

【澤田】 そういう世界はありますね。とにかく、手取りを保証することだけが関心事となってしまうという。

【戸田】 このような米をめぐる世界というか環境って、食管法のもと政府による米の買上価格があったことが大きいように思います。政府買上価格が、政治決着によって年々上昇していく時代が長く続けば、農家さんだって、記録だ原価だってめんどくさいことはやらずに、ただお米をつくることだけに専念すればすべてが丸く納まったんでしょうから。今は食管法も廃止になり、そういう買い上げ価格は表向きはないけれど、概算金って制度的にはその代替なんだと考えられるのかもしれないですね。どちらも、本来の米のバリューとは関係のない思惑の中で決まるわけだし、しかもそれが本当にキャッシュとして農家さんに払われる。

【澤田】 キャッシュの動きについては正確には分からないですけど、私も概算金については、基本的には政府買い取り価格の代替に近いイメージだととらえていますね。だから、日本の米のベンチマークは、特に価格的には、概算金によって決まるんだと思いますね。全農が各農家に支払う概算金が、日本の米の取引価格のスタートになるんです。

【戸田】 確かに、農家側の継続的記録に基づいて計算された原価、これがスタートでは全くない。そもそも、記録をとってないんだから。農家側は、大体これぐらい払うから集荷させてくださいね、という金額を結局のところ言われるがまま受け取るしかないということになる。もちろん、農協の他に販路がなければ、だけど。

【澤田】 農家さんの感覚としては、そこでの手取りと補助金で、あと兼業だったら、普通の兼業先の収入との合算で何とかやればいい、というのが実態でしょうね。

【戸田】 日本において多数を占めるといわれる小規模兼業米農家さんは、農業で儲けようというインセンティブが乏しいと言われています。それに何となれば、農業で儲かってないほうが、兼業先収入との損益通算により税の還付の可能性だって生じるわけで、そっちのほうがありがたいことだってありうる。原価削減による利益確保、なんていう通常の産業における話なんか通じない。

でも、これって農家さん側だけの問題じゃないんじゃないでしょうか。さっきからの話を総合すれば、全農の米卸し価格は、支払った概算金に全農の取り分をのっけれ

ば基本的に決まるし、米卸し会社の最終卸し価格は、当該金額に米卸し会社の取り分をのつけたものになるわけですね。とにかく全農側からの概算金支払額がスタートで、あとは流通の過程で各社が自分の利益をのつけていくだけです。ということは、米の世界あるいは全体構造の中では、かかった経費を積み上げるという意味での「原価」を計算する必要が誰にもないってことになりますよね。

【澤田】 まあそうですね、誰にもないです。

【戸田】 農家側も原価がこれぐらいかかっているんだから、もうちょっと高く買ってこれるということも言わないし、言えない。全農側だって、そもそも払った金額が先にあるんだから、それにいくばくかのプラスの金額をのせて卸しに売れば、自分のところの利益は確保できる。この事情は、卸し側だって基本的に同じなんです。だから原価を計算するというのが、どこにも、農家側にもないし、全農側にもないし、卸し側にもないってことになる。これが、日本の米をめぐる環境だったんですね。

話は少しずれますが、今年新設された農業簿記検定試験のために、農業簿記の教科書が出ています。そこには、農業簿記の真の目的として、農業経営の改善のために、きちんとした「原価」を計算することだと明記されています。しかしながら、日本の米をめぐるすべての構造において、この原価を計算するっていう発想がない。これは先ほど、澤田さんが、いみじくもおっしゃったとおりだと思うんです。

【澤田】 思うに、兼業農家さんが先祖伝来の土地を使う場合、そこにはコストがかからないわけですから。それに、本来はかなりのウエートを占めるとされる人件費に関しても、使用者がいるわけではないので、労務費も支払いコストとしては発生しない。じゃあ、現実にはコストとして誰もが分かるものって何なのっていうと、それこそ稲と肥料と除草剤に関わるぐらいのものしかない。それらはキャッシュアウトの管理さえできればよくて、ここの1反当たりいくら集荷できて、その総原価はいくらかという発想は持つ必要は恐らくないんですよ、兼業農家さんは。大きな農業法人が、大規模な土地を借りて、たくさんのお客を雇うことになれば、また別の話なんじゃないでしょうか。

【戸田】 そうですね。大きな農業法人が、例えば農地は借りています、人も雇っています、ということになれば賃貸料や人件費が当然発生しますからね。こういったスタイルが基本になってくれば、そこで初めて通常の簿記や、それを基盤とした原価計算が真に必要とされるんじゃないでしょうか。今現在、少しずつではありますが、そういった環境が日本の農業をとりまく世界でも出現しつつあると思っています。

【澤田】 さらに言うと、恐らくそういう農業法人は収穫した農産物を全農には売らない、少なくとも全量は売らないと思いますよ。たぶん、自分達で直接消費者に売る。ないしは、我々みたいな卸しに対して売るんじゃないでしょうか。全農を介する今の流通には乗せないはずですよ。

【戸田】 なぜ？ 買ったたかれるから？

【澤田】 単純な話、中間コストがかかるよりは、ということですよ。

【戸田】 なるほど。そういう農業法人がたくさん増えてくることは、例えば、ミツハシライスさんなんかの卸し会社には好ましい？

【澤田】 量がまとまれば、ですね。だから、大規模化が前提になりますね。

【戸田】 そうか。たくさん卸さなければいけない会社にとっては、量の確保が絶対に必要ということですね。高い品質でおいしいお米なんだけど、量が安定的に確保できないと卸しとしては商売にならない。

【澤田】 こだわりのお米みたいなスタイルでやるならばともかく、ある程度の規模で安定的にというのが卸しの前提になりますので。安定的というのは、量はもちろん、品質や価格もそうです。そうすると、大規模化したところではないと、なかなか我々としてもお付き合いしづらい。逆にいうと、我々みたいなある程度の規模じゃなくて、町のお米屋さんとか、町の卸しさんなんかは、それこそ個人農家さんとかとのパイプで、こだわりのお米を非常に高い価格で商売するというスタイルも可能でしょう。

【戸田】 町の卸しさんって言えば、東急東横線の都立大学駅近くにそんな店があったな。僕の両親が都立大学駅の近くに住んでるんで、たまにお店の前を通ったりするんだ。面白いよ、各地のお米が並んで。お店の人が、奥さんたちに「ここの米はどうこう」とか説明しながら売ってる。ああいったところは、お米を仕入れるって言っても、米卸し会社みたいに大量に仕入れなくてもいいわけでしょう。ある意味、ここはという農家さんから、ピンポイントに仕入れることが可能なんですよ。

【澤田】 そうです。

【戸田】 じゃあ、量はそれなりに扱わなければいけない、米卸し 10 位以内のミツハシライスさんなんかは、そこらへんが意外と難しいわけですね。

【澤田】 ハンドリングが難しいですね、正直言って。

【戸田】 量は量で必要だから、全農さんはもういいですというわけにはいかないし。かといって今までのままだと、そんなに利益幅のあるお米は回ってこないでしょうし。だからといって、ちょっと別ルートで仕入れたいと思っても、それは量の確保において問題があるとか、諸々のジレンマを抱えてしまうということですね。

【澤田】 だから、我々だけではなくて、ある程度の米卸しは、全農さんとの比率を下げて、県連さんとか単位農協さんとの比率を上げていくのが、共通の経営課題となっています。要は、中間コストがちょっとでも低いところとの取引を増やしていきたい、ということです。

【戸田】 全農さんとの比率を下げるって、近頃 TV なんかで JA 武生と農協との関係がよく取り上げられてるけど、色々問題が出てくるんじゃないの？

【澤田】 さあ、どうなのでしょう。うわさには聞きますが、われわれも直接見たり聞いたりしてるわけではないので、不確かなことは言えませんね（笑）。でも、確かなこともあって、それは米栽培の根幹の米の種子っていうのは、基本的に全農とか農協組織が管理しているということです。結局、普通の農業生産法人って、そこからはつくっていないんですよ。稲の前、何て表現すればいいかな、田植えしていく状態のものは自前ではつくっていないことが多いと思います。

【戸田】 本当に？ じゃあ、農協組織から買わざるを得ないんだ。

【澤田】 そうなんです。むしろ、大規模な農業生産法人さんなんかは、自前でつくるようになってきているやに聞いていますけれども。でも、圧倒的多数の日本の農家さんは、基本的に苗は農協から買っていると思います。苗だけじゃなくて、肥料も農協から買うし、資材も農協から買う。

- 【戸田】 肥料や資材は別ルートっていうのが結構出てきて、例えばホームセンターなんかでとかって聞きますけれども。でも、苗は基本的に農協組織から買うしかないってことですか。じゃあ、やっぱり言うことを聞かないと。
- 【澤田】 そうなんです。ただ、さっきも言ったように、自前で苗からつくるところもあるにはあります。でも問題もあって、例えば新潟の魚沼コシヒカリってうたえるかという、そうではなかったりするんですよ。
- 【戸田】 種子は、銘柄を管理している農協から直接買わなければ、そのブランドをうたうことができないの？
- 【澤田】 そうです。例えば、新潟のコシヒカリというのは新潟の JA によりブランディング化されています。そこが工夫して生み出し、種子も管理していますので、遺伝子が普通のコシヒカリと違ったりするんですよ。遺伝子調査をすると、新潟の JA が認めたコシヒカリなのかそうでないのかが一発で分かるんですね。
- 【戸田】 そうか。じゃあ、簡単に脱農協って言ったて、意外と難しいわけだね。現在、政府与党は、農協改革を公言しているけれど、どうなんだろう。全中の位置づけも難しいけど、全農も株式会社化の政府案が出ていますよね。全農が株式会社になったら、これまでの米の取引環境が大きく変わると思いますか？
- 【澤田】 どうなんでしょう、変わらないんじゃないでしょうかね。
- 【戸田】 より高く買ってくれるところに優先的に卸しますよ、なんていう普通の商取引はないんですか？ 競争入札制度というか。例えば、ミツハシライスさんが、「うちは神明さんや木徳さんより、1キロ当たり 500 円高く買います」とかかって手をあげるなんていうことは一切ないんですか？
- 【澤田】 一切ないとは言わないですけども、そういう決め方はしていませんね。そもそも、お互いが全農といくらで相対取引したのかは、完全にブラインド状態ですから。
- 【戸田】 競争相手がいくらで買っているかというのが、全く分からない？
- 【澤田】 分からないです。うわさとか、会話の中で出る可能性はありますけれども、基本的にはすべて相対の世界なので。
- 【戸田】 うーん、それはすごい。完全ブライド状態での相対取引ってことは、競争条件が全然整ってないってことですよ。全農側から伝えられた米仕入価格が、他社への卸値と比較して、高いのか安いのかも分からない。知られざる、日本における米の流通の実態ですね。ところで、卸しは皆で組んで、全体で全農と対峙しようなんて話はないんですか。言い値での取引が嫌だったら、卸し全体で対抗しようとか。
- 【澤田】 ないですね。米卸しというのは、玄米を売買するのと、精米する事業が2つあるんですけど、主力は玄米の売買なんです。そして、マーケットバリューを握っているような米卸し会社は、玄米を同業に転売してさらなる利益を出すんです。その場合、同業より安く仕入れて、そこに利益をのっけて売るということになります。例えば神明さんなんかは、うちよりも 100 円安く買って、50 円利益をのっけて、うちに売ります。それでもうちは、普通に仕入れるより 50 円安く仕入れることができるんですから、この取引は成立するんです。
- 【戸田】 その差額が取れば、必ず利益は出るんだから、全農がいくらで卸そうが、実

はあまり関係ないということになりますね。

【澤田】 ええ、ですから、大規模でバリューを握っているような大手のところは、全農との関係が深くて安く買えるんですから、組合をつくって全体で交渉するなんて全く必要ないわけで。それに、我々としても、弱い基盤の産地米を集めようとするれば、団体交渉なんかするよりも、大手から買い付けた方が楽ですから。

【戸田】 今の米流通の世界って、特に米卸し会社の利幅は会社によって異なるとしても、全農も含めそこに関わる全ての会社が確実に利益を獲得できるようなシステムになってるよう感じます。とにかくスタートは農家に支払う概算金なんだけれども、全農も含めた各社が自社の利益をそこにのせて米を流通させていく。流通段階では、競争入札など基本的に行われず、全農との相対取引が完全ブラインド状態で行われる。他社より安く仕入れたのか、高く仕入れたのかも分からない。まあ、実は分かっているみたいだけど、別に不満は生じない。なぜって、その金額が高かろうと安かろうと、とにかくそこに各社の利益をいかに乗せてさらに流通させるか、というだけだから。いや、すごい世界ですね。

でもこのシステムって、日本における米流通の世界だけ、日本の米という独特の農産物が特殊な管理の下にあってはじめて成り立っているような気がします。例えば、TPPはどれぐらい影響があるか正確には分かりませんが、もし外国から米が関税ゼロでどばっと入ってきたら、それをもし個人の消費者が自由に買えますよというふうになったら、今のやり方・システムはもう全体として崩壊しませんか。

【澤田】 そうですね、崩壊するんじゃないでしょうか。農産物全体をめぐる制度は、段階的に開放には向かっているとは思いますが。ただし、特に米については、多分ほかの農産物をめぐる環境に比べたら、だいぶ違うんじゃないでしょうか。まだまだ、いろいろと守られているというか。

【戸田】 私は、なんだか日本の大学の状態と似てるなあって思うんですよ。日本の大学って、学生さんは圧倒的に日本人であり、講義や教授会も日本語で行われ、運営も含めとにかく全てが日本人の感覚なら分かるよねっていう感覚で行われている。だけど、大学教育や大学運営のグローバル化や世界的な競争の中で、このままで本当にいいのかっていう問題はあると思う。成績のつけ方や、教授方法、それにわれわれ大学教授の資格についてだって、グローバル・スタンダードの波と無縁ではいられなくなるんじゃないかな。今はまだ、日本的大学運営方法に守られてるけど。だから、人のことばかり批判できない(笑)。

日本的な守られ方でちょっと思い出したのは、旧大蔵省と金融機関の昔の関係。旧大蔵省は銀行なんかの一支店の開設まで、言ってみれば箸の上げ下げまで指導・監督していた。でもそれは、一行たりとも潰さないという方針の下で、最も体力のない銀行でも存続していけるような構造を保障するためだったと言われている。銀行側もそれは分かっていたし、自分達が過当競争によって疲弊しないためにも、その仲裁役として旧大蔵省の役割を求めていたとも言われている。そして、だからこそ、進んで旧大蔵省からの天下りを受け入れていったと言われている。ところで、米卸し会社は、例えば農林省が管轄しているっていうわけではないんですか？

【澤田】 ではないですね。だから、どこの卸しも別に農水省の人が出向で来るとか、あ

るいは全農の人が出向で来るとか、そういうのはあまりないですね。

【戸田】 分かりました。ところで、米を中心とした農産物について、何か新しい動きがあるんだったら、最後に教えて欲しいんですけど。

【澤田】 そうですね。これは、大規模化の1つなのかもしれませんが、我々みたいな流通、卸しとか、もしくはイオンさんとかの流通大手、こういったところが自ら農業法人をやり始めていることでしょうか。

【戸田】 いわゆる、6次産業化ですね。6次産業化自体は、農業の好ましい方向性だとは思いますが。ただ私は、流通大手、いわゆるスーパー大手が、自ら農業生産法人を有することには若干の危惧を抱いています。現在、農産物の価格は、大手スーパーの言いなりだと言われています。だからもし、大手スーパーが特売のため、めちゃくちゃな安値を設定した場合、はたして契約農業法人はどの程度のお金を手にできるのでしょうか。泣く泣くそのめちゃくちゃな安値から逆算した分しかもらえないなんてことが、本当はないのか危惧します。

【澤田】 おっしゃるとおりで、生産法人や株式会社化した法人がそれをやられたら、たまりません。でも、本来は下請法に引っ掛かるはずなんです。下請法って略称・俗称だと思いますが、とにかくこの下請法という、大法人が下請けに対してダンピングしてはいけないよという法律があるんですね。ところがこの法律は、子会社には適用されないの、そこには抜け道もあるんです。だから、大手流通さんが、子会社をつかって農業法人をやりますよ、ということだと適用されないことになります。

【戸田】 もしかして子会社化する目的の1つに、それに引っ掛からないようにするためってのもあるのでしょうか？

【澤田】 さあ、それはどうでしょうか。ただ、子会社だと、引っ掛からないというか、多分グループ内の移転としてとらえられるんじゃないかと思います。もっとも、農業法人の形態をとった子会社がいっぱいできて、先ほど出たような問題が顕在化したら、いろいろ変わるかもしれませんけど。

【戸田】 新たな情報提供、ありがとうございます。さて、そろそろ、ヒアリング調査をお願いした時間となってきました。本日は、一般的にはほとんど知られていない米卸しの世界の実態をお話しいただきました。正直、驚きをもってお聞きしました。本当にありがとうございます。

【澤田】 いえ、こちらこそ、いろいろとありがとうございました。

【戸田】 長時間お話しいただき、とても感謝しています。また、お話しを聞かせてもらいたいと思っています。では、本日のヒアリング調査はここで終了させていただきます（終了）。

(5) 神奈川大学経済学部・谷沢弘毅教授へのヒアリング調査

本ヒアリング調査は、2014年8月1日、神奈川大学横浜白楽キャンパスの谷沢弘毅研究室（1号館612号室）において行われたものである。

【戸田】 本日はお忙しい中、ヒアリング調査に応じていただき、誠に有難うございます。また、日頃から、本学経済学部の紀要に「研究ノート」として書き飛ばしているものに、気を留めていただいているようで、感謝しております。谷沢先生には、常々、「戸田さんのやっける農業簿記の研究はおもしろそうだけど、抜けている点があるんじゃないの」と言われております。本日は、この「抜けている点」について、ぜひ伺いたいと思っております。

【谷沢】 いや、別に抜けているっていうか、明確にしていない点があるんじゃないかと思って。ところで、今現在はどんな研究をしているんですか。

【戸田】 現在は、文献調査の他は、まさに今やっているヒアリングというかインタビュー調査をやっています。実はこれまでも、各種のヒアリング調査はやってきたんですけど、論文にする際は、こちら側でまとめてしまっていました。しかし、本当にヒアリング対象者は論文で示したような発言をしたのか、またそのような意図で言ったのか、あやふやではないかという指摘を受けました。確かにそうなんですよね。この問題の克服には、ヒアリング調査を何人かで聞いて、みんながそう思ったかどうかというのをチェックするやり方とかもあるらしいんです。ただ、今現在やっている単独でのヒアリング調査には、そのやり方は使えない。そこで思いついたのが、ヒアリング調査をビデオで撮って、発言をそのまま文字にしてしまうやり方です。今回も、この方法を使わせていただきます。実は、別な意図として、文献調査では決して得られないものを、アーカイブスとして保存しておきたいっていうのもあります。

【谷沢】 分かりました。いわゆるオーラル資料というわけですね。オーラル資料でちょっと思いついたんですけど、『昭和財政史』という本の恐らく「終戦から講話まで」というシリーズの基礎作業で、植松さんという大蔵省⁽¹⁾の幹部だった人じゃないですかね、この人が述べたオーラル資料があるんですよ。そんなにストレートにオーラルチェックには書かれていないんですけども、結局こういう資料がとても貴重なんです。特に、終戦直後というのはものすごく政策が錯綜・混乱しているから、何でそんなばかなことをやったのと言われたとき、当事者しか本当のところは分からない。文献をいくら調査したって、出てきようがない。だから、常にとは言わないけど、オーラル資料が大事になることも確かにある。

【戸田】 先生から紹介していただいた、終戦直後の資料、特にGHQ関係の資料は、私の研究にとってとても役に立ちました。特に、農協をつくることを要請したのはGHQであったのかかわらず、その後立ちあがった日本の農協は、GHQの理想とした米国の農協とは、似ても似つかぬものになっていく過程について、興味深く資料を追うことができました。とにかくGHQとしては、農業のことだけを考える、農業のため

だけの組織である農協をつくって、そこが農地解放後多数うまれた農家に利益を分け与える、そういう構想を抱いていた。ところが、その後の日本の農協は、金融や保険、またそれ以外の多種多様な領域をワンストップでフルサービスできる組織になっていくわけです。特に、JAバンクみたいな金融業務を行えることが、色々な意味で大きかったように思います。

【谷沢】 あれは誰がつくったんですかね、東畑四郎とか、あそこらが考えていたんですかね？

【戸田】 誰の考えというより、もともと、1947年に農協がスタートのときからのようです。資料によれば、大蔵省とGHQは反対していたようですが、農林省⁽²⁾が押し切ったようです。

【谷沢】 そのころなら、東畑四郎の影響もあったんじゃないかな。私がなぜ、東畑四郎って急に言うかという、彼こそ農地改革の真の中心人物だと思っているから。農地改革ってのは、形式的には国がやったようになってるけど、実質的には市町村単位、だから市町村の幹部が担ったわけ。彼らが大地主から土地を買いたたいて、それをさらにもすごく安く小作人に売るわけだ。ここで、買ったたいたときの代金を地主にどういうふうに支払うのが問題になる。当初GHQ側は、インフレを見越して、インフレに価格が連動する国債で払うということ提示している。当時は、ものすごいハイパーインフレが起こっていた時期だから。

それを東畑の上司の和田博雄農林相が、いや、価格は固定にします、インフレに連動しない国債にしますと、彼自ら言った。なぜかといえば、要するにインフレ効果で財政負担を軽くしたかったわけだ。もちろん彼だけじゃなく、当時の農林省の幹部も、そういうふうなやり方でいくことをGHQに対して明確に意思表示している。

【戸田】 私も、農林省サイドの考え方が、農協を含め、戦後日本の農業の姿を強く規定していったんじゃないかと感じました。今、先生がおっしゃったこともそうですし、農協から金融機能を切り離しなさいというGHQと大蔵省サイドの意見もけるわけです。ところで、大蔵省サイドが、金融の切り離しを言ってきたのは、これは当然ですよ。

【谷沢】 そりゃあ、自分たちが監督したいからね。

【戸田】 金融機関についての権限は自分たちのもとにあるのであって、農業をやる団体がなんで金融機能を持つんだって話になりますよね。ですがそこだけは、農林省が、何かいろいろな理由を付けて、それをブロックしていくというんですかね。何とか踏ん張ったように思います。サンフランシスコ平和条約発効後は、GHQもいなくなってしまうからね。

【谷沢】 だけど、当時はそれと似たような話がいっぱいあってね。例えば、通産省が貿易保険なんかを自らでやっているわけでしょう。貿易の保険って、要するに、代金回収とかですよ。そのときも、結局そういう金融業務を、通産省はやっぱ大蔵省に取られないようにしてやっている。だから、さっきの話も、農林省だけの特殊性というより、やはりそういうことというのは後々おいしいことになるよという意識が、当時の役人の中で共通認識としてあったんじゃないかとは思いますがね。

【戸田】 まさに役人、あるいは役所の考え方やその対立というのは、戦後日本のあらゆる

るところで垣間見られるんだらうなと思います。私は現在、たまたま農業簿記を研究しておりますが、ここでも、役所の考え方の違いが如実に現れることがあります。関係する役所としては、まず、先ほどからも出ている農林省。農林省が行う農業の実態調査については、今回特に詳しく教えていただこうと思っています。そして、もう1の役所として、今の財務省、昔の大蔵省があります。現在、農業簿記というと、大蔵省サイドの、つまり課税のためという考え方が主流ではないかと考えられます。

【谷沢】 要するに、主税サイドの話ということですね。昔は国税局がないから、税金を取る側ということは、主税局の話ですね。

【戸田】 そうです。この大蔵省サイドの、いわゆる課税のための流れというのは、現在の私の調査でも、少しずつですが、いろいろなことが分かりだしています。ただし、もう1つの流れ、つまり農林省サイドの調査については、まだ詳しいことが分かっておりません。今回のヒアリング調査では、ここをメインに、先生からいろいろなお話を伺いたいと思っています。すでに先生から、少しお聞きしていることではあります。農林省サイドの調査である農家経済調査や、協調会の調査なんかがあるんですけどよね。

【谷沢】 そうですね。ただ、調査のメインは、農家経済調査、我々は「農経調」って言いますが、これが戦前（1913年）からまず1本あることになります。これを戦後、農林省が利用したんだと思う。協調会は、ある特定時点（1934年）の事例（埼玉県井泉村）しか調査していません。だから、農家経済調査（農経調）、これが農林省サイドの調査の基本です。

ところで、戸田さんの研究には直接役立たないかもしれないんだけど、協調会って面白いのでちょっと説明します。そもそも、協調会というのは、まさに労使協調ということのために戦時体制の中でできた公的団体なんです。だから、初めから純粋な調査業務を目的としているわけじゃないんですよ。そして、協調会の調査って、おまえやれと言われた人が、突然その時点で調査をスタートするんです。だから、協調会自身にノウハウがあるわけじゃないんですよ。では、やれと言われた人はどうするかというと、今までどういうふうなスタンスでこういうことは調べられてきたのかなというふうに考えるわけですよ。そうすると、例えば、この分野は確か京大農学部がえらく強いなど。そうすれば、京大のやり方を横目で見ながら、という感じで調査がされたんだと思う。私が見る限り、協調会というのは、先行研究を一生懸命見ているなという感じがします。

ただ、先ほどから言っているように、農業実態に関する調査としては、戦前戦後も農家経済調査がそのメインです。農家経済調査って、基本は農家の所得調査なんです。戸田さん会計屋さんだから、（税務）会計のほうに引っ張りたいたいの分かるんだけど、農家の所得を正確に調査してきたのは、やはり農家経済調査なんです。もちろん所得というフローだけでなく、所有資産というストックも調査してた。今流に言えば、いわゆる総務省の全国消費実態調査に近いかな。あれも、所得というフロー一面と、農家で言えば田んぼが何反あるとか畑が何反あるとか、そういうストック面の調査をするからね。農林省管轄下の農家経済調査がすごかったのは、1カ月ごとに家族がどのぐらい労働投入しているとか、あるいは労働時間がどのぐらいあるかと、

そこまで調査してたこと。もっと言えば、戦前の農家経済調査は、戦後の調査よりさらにストイックだったってことなんですよ。だから、我々が中途半端に、戦後の調査のほうがより詳細だろうなんて思っていると、そんなことはないんですよ。

【戸田】なるほど。先生がよく私におっしゃっていただく、私の農業簿記研究に欠けている点というのは、今まさに説明していただいた点にあるわけですね。つまり、農家経済調査をはじめとした、戦前戦後行われてきた農業実態調査の流れを把握しておく必要があるわけですね。

【谷沢】そういうことだね。ただ、農家や農業の実態調査って、これを正確にとろうとすると負担がものすごい。農林省は、かなりの数の統計職員を内部で抱えてたから、これができた。でも、そういった統計職員たちが中曽根行革でバツサリやられてしまっただけで、農林省も農家経済調査を、総務省にほっぽり出さざるを得なくなった。その頃には、農水省になってたかな。

話は少しずれるけど、実態調査って、正確にやろうとすればするほど負担が大変なの。例えば、家計調査。よく毎月毎月、NHKのニュースなんかで、先月のサラリーマン1世帯当たりの消費支出は、前年の同月と比べて何パーセント上がりました、下がりました、だから景気は良くなりました、悪くなりましたなんて言うでしょう。だけでも、その基礎的な調査がものすごい負担だから、総務省としても何とかやめたいもんだ、もっと簡単な調査法があればそっちに乗り換えたい、なんて思っても不思議じゃない。まあ、それでも日本における調査は、他国における調査と比べれば緻密なんだけど。実態調査にも、日本人独特の生真面目さというか、それぞれのお国柄が現れるんだ。

このような背景のもとで、日本においては、負担は大変だけどかなり緻密な体系を、特に農業調査に対しては有していたことになる。だから、僕がすごく不思議に思っているのは、なぜ税務（会計）のほうの連中が、そこに学ぼうとしなかったのか、ということなんです。

【戸田】それに対して、明確に答えるのは難しいですが、私なりに思うところがあります。現在、私が調べている限りでは、結局長い間農業の課税方式が、収穫高のような実態ではなく、いわゆる標準率を設定してしまっただけで、例えば耕作面積に乘じるというような方法でやってきたのが一因じゃないでしょうか。国の側でも、耕作面積さえ確定できれば、これこれの税ぐらい取れると。農業の実態ではなく、いわゆる外形標準みたいな形の税金の取り方をしてきたため、といのも一因じゃないでしょうか。

【谷沢】確かに難しいね。それには、恐らく複合的な要素があると思う。1つは、やっぱり農民側の政治圧力というものが強かっただろうし、もう1つより重要なのは、税務の人たちって最後はどこに行き着くかという、税金とればいいんです。方法はどうあれ、より確実な方法できちんと税金がとれば、目的はそれで達せられているんです。

だから僕がよく学生に言うのは、税務申告書と例えば通常の営業報告書って、実は様式だけでなく実質の数字も違う。僕は、まだ若く一般の会社に勤めていたころ、よく上司なんかに聞いてたな。「課長、どっちを取るんですか」って。そしたら、上司は、「最後の最後では税務署のをとればいいんだ」って言ってたな。営業報告書ってのは、

税務申告書を作成するときの細かな補足情報として、付け加えられるものだと思ってればいいだけの話だよと、こういうふうに言っていました。言われてみるとそんなものなのかなと思っていただけ、頭の中では、もやもやとした状態だったけどね。

こういう体験もあるもんだから、僕ははっきり言えば、農業関係の税務のアプローチの仕方というのは、ちょっと甘いんじゃないのと思ってしまうんだよね。

【戸田】 先生が、実態調査、特に農業統計調査の点から、そのように思われているのは不思議ではないと思っています。ここでは、その農業統計調査について、さらにお聞きしていきたいと思います。前に、ちょっと伺った、米の生産費調査について、あらためてお聞かせ願いたいのですが。

【谷沢】 それについては、まず米価審議会の話からしないといけないですね。米価審議会って、何のデータを基にして審議するかということ、これが極めて重要ですよ。なんといっても、米に対する補助金を算定する審議会ですから。そして、米価審議会が最も基礎とするデータが、米の作付調査という調査データなんです。このデータのために、日本全国に何万とある各地の農政事務所、農業事務所とも言うんでしょうが、あそこの人たちが、「坪刈り」という方法で一先懸命田んぼを見ながら、極めて緻密に調査しているんですよ。ある意味、税金や課税とは全く別のアプローチなんだけど、すごく緻密にやっているんです。

もちろん、農林省の中でも、幾つかのアプローチの仕方、あるいは幾つかの統計手法があるでしょう。でも、少なくとも、中曽根行革前までは、農業事務所に多数存在していた職員が、米に関しては正確な実態をつかんでいたんだと思いますよ。

【戸田】 なるほど。日本の農業の実態把握にとって、現地調査に携わる多数の農林省職員の存在が、とても大きかったというわけですね。でも、その意味では、そういった人たちが、中曽根行革により削減されたことは、日本の農業の実態把握にとっても、大きな転機だったということになりますね。ところで、農林省から総務省に移管されてしまった、農家経済調査においても、米の作付なんかに関する調査は行われていたんですか？

【谷沢】 いえ、農家経済調査っていうのは、基本的に収入なんぼ、支出なんぼ、つまり農家の所得と消費を調査するものです。そして、それに加えて、トラクターの簿価なんぼといったようなストックデータ、つまり資産とか負債も調べていますよ、ということになってるんです。

【戸田】 これほど重要な調査を、現在では、農水省が自身で行わず、総務省に移管しちゃっているわけですね。

【谷沢】 もうやらなくていいということですよ。役所の中で、ものすごい手間や負担をかけなくてもいいと。だから、我々（研究者）の価値観と違うわけですよ、役所は。要するに、まず政策があって、それに基づいて必要ならその調査が発生する、でも必要ないんだったら調査する必要がない。過去やってきたからと、自分たちがやり始めてみると、こんなつらい調査があるのかとなってきて、しかも政策的にも要求されていないんだったら、もう放り投げたいなど、恐らくこうなるわけです。

それでも、過去にそういった調査がなされてきたのは、思うに、補助金の関係が大きかったんじゃないかと思いますね。補助金を持つというのは、大蔵省に対して予算

要求できるということですし、農水省自身のステータスだって上がることになる。だから、この調査は絶対外せないと思えば、一生懸命やる、というかやらせるわけです、末端の機関に。

【戸田】 現在の情勢では、そういった調査は、すでに必要ないと思われているわけですね。

【谷沢】 少なくとも、農家経済調査に関してはね。要するに、ある種のおいしさ、つまり利権だけど、これと担当セクションとしての調査のつらさ、これらをてんびんにかけて、とてもじゃない、つらいことばかりだと。そして、さっきから触れてるように、行革で統計関係の農水職員が大幅に削られたのも、これも相当痛かったと思う。農林水産省には、多省に比べてものすごい数の統計関係の職員がいたから、ねらわれたんだね。経費節減といったとき、末端の農事事務所、あそこらが一番削りやすかったんでしょね。でも、だからこそそれと同時に、農家の所得調査はもちろん、米の作付けなんかの農業統計調査全般が、急激にアバウトになってきているはずなんですよ。むしろ、米は日本農業の基本ですから、調査自体がなくなることはないんだけど。

【戸田】 米の生産費の算定に関わっていた方にヒアリング調査をしたことがあったんですが、結論を出す際には、相当アバウトに計算式を組み換えていたようですね（笑）。この算定会議には、京都大学農学部の関係者も出席されていたようですが、食管法もないこの時代には、そこにおける需要もなくなりつつあるようです。

【谷沢】 ないでしょうね。一時は、京大の先生なんかは、タイ米とカリフォルニア米と日本米の、コストの3カ国比較みたいな、そういうことを一生懸命やっていた時期もあるんです。今からもう二十数年前に、京大農学部では。だけど、もうそんなのも恐らくやっていないと思います。そう言えば、近頃、京大農学部の研究って、あまり聞かないですね。

【戸田】 農業簿記なんかに関する研究所も、改廃・改組されたように聞いています。ただ、現在でも、その流れというか、京大農学部を中心にした農業簿記・農業会計の研究は、脈々と受け継がれているように思います。でも、どうなのでしょう、簿記や会計に基づいた研究は下火になっており、やはり統計なんかに基づいた研究の方が盛んなんじゃないかと思えます。まあ、これは戦前も、そうだったのでないでしょうか。そう言えば、先生にいただいた戦前の農家経済調査は、京都帝国大学農学部の名前でその調査報告書が出されていますね。

【谷沢】 そう。だから、今はどうか知らないけど、京大農学部のかつての凄さってのは、この農家経済調査への関与にあったと思う。とにかく日本の農業というか、農家の実態把握については、やはり統計的手法に基づく農家経済調査がきっちりやってきた。戦前戦後を問わず、調査手法として根付いていた。まあ、根付きすぎなんですよ。逆に言うと。

【戸田】 それと、家業と経営が全く未分離であった、戦後の農地改革後に多数生まれた小規模兼業農家に対しては、簿記会計的手法に基づくより、農家経済調査なんかに基づく統計的手法の方が、よくその実態を捉えていたのかもしれないね。

【谷沢】 だから僕が前から戸田さんに言っているように、日本の農業を研究するんだったら、家業である農業分野の話と家計の話とを一旦きっちりと分けて、さらにそれら

を統合して考えなくちゃいかんわけ⁽³⁾。家業のお金の出入りと、またもう1つの財布である家計のほうのお金の出入りとを、きっちり分けているんですよ、農家経済調査は。だから完璧だと言っているわけ。調査結果としては簡単に示されるけども、「農業部門」というのはそういうことなんですよ。僕に言わせれば、生産費調査なんてのは、こういった調査結果からさらに枝分かれして、米だけのところを調査したものでことになる。

農家経済調査は、一農家を事業体と見て、農業収入はもちろん、農外収入なんかも別途、しっかり調査するわけですよ。出稼ぎなんかそう、年金被贈扶助等の収入としてね。だけど最も重要なのは、全体の収入のうち、そもそも農業から発生する所得の内訳はこれこれですよと、これはもうきっちりやるわけ。だから、農家経済調査っていうのは、事業体としての農家全体も見ているし、家計の一主体としての農家も見ているから、こんなに完璧な統計調査はないんですよ。それを、僕は言っているわけ。だから戸田さんに、これはすごいでしょう、すごいでしょうと、延々繰り返し言っていたわけですよ。

【戸田】 いや、よく分かりました。ところで、何でこれを、じゃあ税務側は全然使おうとしなかったんでしょうか。

【谷沢】 それを僕はずっと言っているわけ。申し訳ないけれども、農家の税務申告の様式が頭の中にこびりついているから、ここに行かなかただけじゃないのかな。まあ、僕はこちらから研究してるから、戸田さんや、戸田さんがヒアリング調査してる農業専門の税理士先生なんか言っている話というのは、随分粗っぽいなと感じちゃうわけ。でも、どっちが正しいっていうんじゃないくて、アプローチの差なのかもしれないね。

ただ、戸田さんが今やろうとしている研究を、今後どういう形で発展させていくかという意味から言わせてもらえば、1つは、現状こうなっているという把握ももちろん重要だけど、もう1つ、農家経済調査なんかの統計調査にも、もうちょっと食い込んでいくっていうのも重要になってくるんじゃないかって思ってたわけ。まあ、これは僕のアプローチ、専門だから、ここまでやる必要はないかもしれないけど。

【戸田】 いえ、ぜひ食い込みたいと思っています。特に、先生がさっきおっしゃった、青色申告決算書、あの形に落とすことが農業簿記のすべてなんだという考えが蔓延してる気がしてるんですが、この流れを相対化させるためにも、農業統計という流れは有益な視点を与えてくれると思っています。

でも、偉そうなことを言わせてもらえば、税務の視点でも、そして統計の視点でもない、まさに私の専門である簿記会計学に立脚した、言ってみれば第3の研究の視点というのだから、きっとあるはずだって思ってるんです。いろいろご批判を受けると思うんですけど、それこそが、私が本当にやりたい研究の道なんです。

【谷沢】 頑張ってください、難しそうだけど(笑)。いずれにしましても、流れを整理するためにも、農家経済調査だけは目配せしといてください。例えば、これこれ、1995年の報告書がありますから、こんなのを見られたほうがいいですよ。

【戸田】 ありがとうございます。ところで、農家経済調査って、基本的にどんな調査をしてたんですか。平均的な農家のサンプルを抽出して、そういったものに、農家人数

を掛けたりしてたんですか？

【谷沢】 いや、基本的には、個別に調査してたんです。しかも調査して終わり、じゃなかった。まず、調査票がある。そして、はい、じゃあこれに数字書きました。で、どうもありがとうございました、で終わりじゃないんですよ。調査票を受け取った側がちゃんとチェックしてみて、これは合わない、と。そうしたら、もうちょっと相手に聞かないと修正できないということになる。要するに、調査する側と調査される側で、キャッチボールのやりとりがあったはずなんです。

というのはなぜかという、今総務省のやっている家計調査でも、やっぱり同じようにやるんですよ。特に、所得とか消費調査というのは、ものすごく間違いが多いですから。極端な話、バランスシートで右と左が合わないなんていうことがざらにあるんです。これらのミス、調査して埋めていくんです。だから、調査する方もされる方も、お互い大変だったということです。

それに、サンプル調査だって、全然やらないわけじゃないけど、無作為のサンプリングじゃないですよ。ランダムじゃないですよ。というのは、ランダムでやって、この農家が当たった、だから今からあんだのところは、こういうのを1年間、12カ月分つけてもらうということを行った場合、瞬間的にまあ平均的な人は、「嫌よ」と、こうなるんです。うちは共稼ぎだし、お父ちゃんは工場に働きに行き、私だけ日中農作業しなきゃならないんだから、とにかく忙しいと、こうなるわけですよ。そうするとどうなるかという、そうね、じゃあしょうがないね、別のところに頼むか、となる。だから、サンプル調査の場合でも、ランダムでも何でもなし、無作為でも何でもなし。だからバイアスが掛かるとよく言われるんです、特に所得調査というのは。それだけでも、世界各国どこでもそうでしょう。ただし、日本の調査は世界的に見て調べることが細かすぎるから、結局バイアスが全体でもものすごく掛かっているんじゃないかということがよく言われる。

【戸田】 ちょっと思うんですけど、例えば、国税庁の人が調査に来たといったら、ちゃんとやったら結局税金取られるだけ、なんて疑心暗鬼となるんでしょうが、農林省の調査官が調査します、しかもその調査如何で補助金が出ます、となれば対応が違うような。こんなことって、ないんでしょうか。

【谷沢】 それはあったかもしれないね。例えば、この調査表のサンプルを見てください。これには事業体のお店の名前が出ていないんですよ。番号だけなんです。で、ここに必ず、この調査は税金には関係ありませんよ、と、こういうふうにかかれる。これは昔も今も同じなんです。確かに、税務調査には使っていないんです。そこに納得できる人は、この調査を受けるんです。だからこそ、かなり正確な情報が集められたってのはあるかもしれないね。

ただ、さっきから言ってるように、調査は大変だった。1度受けた農家が2度目受けるかというそれはなかなかないだろうし、1度目だって大変だったはず。調査官が、私20世帯やらなきゃならないんだけど、今19世帯まで来て、あんだのところあと1世帯で埋まるんだ、頼むよ、なんてね。こういうふう泣き落としでやるんだって、ごく一般的だったんじゃないかな、恐らく。でも、税金を徴収するためじゃないことやいろいろな理由から、農家経済調査という統計調査は、農水省の事業として延々

と続いていたんです。今はやめちゃって、総務省に移管されてるけどね。やめさせられたのか、そもそもやめたかったのかは微妙で、僕はどっちも間違いじゃないだろうと思ってるけどね。

【戸田】 あと先生、これは租税資料館でコピーさせてもらった資料なんですけど、見てもらえますか。戦後すぐの頃って、農水と大蔵がやり合ってたみたいで。まず、シャウブ勧告を受けて、農家側が所得を申告してきた。ところが、それが大蔵側からすれば少なすぎるというので、追徴課税をぼこっとかけたらしいんです。これには世論の後押しもあったようです。当時は、都会の人が大事なものを農家に持って行って、なんとかお米と換えてくださいって時代ですよ。そうすると、農家は意外と豊かなんじゃないか、申告してないけどすごい所得があるはずじゃないの、それにちゃんと課税しろ、という世論もあったようです。世間の公平感が大事な大蔵も、そういった声を受けてぼーんと追徴課税したらしいんです。当然農家側は反発します。で、どうしたかという、農林側に調査のやり直しを求めたようで、そんなこんなで、農林側の調査なら協力を、という感じになったのかもしれないですね。さっきからの先生のお話を伺いながら、そんなことを思っていました。

ところで、その追徴課税の根拠が、反別課税という、農作物の作付面積に一定標準率を掛けて税金を決定するというやり方だったんです。つまり、どんなにシャウブさんが言ったとしても、農家が本当の農業所得を申告するわけがないし、そもそも記録をとってないんだから申告のしようがないだろ、と大蔵側は考えていたんじゃないかと思います。結局、戦後永く、この反別課税と言う課税方式が農家に対して課されることになります。先生が、統計調査のお話をしてくださったので、私も税務の話をし。

【谷沢】 だけど、大蔵のほうの所得算出方式というのは、要するに平年並みとか何とかという意味でしょう。

【戸田】 反別課税は、結果的にそうなると思いますが、基本的な考え方は、収穫基準という考え方をとります。反別課税時代は、収穫した事実をもって、面積に一定の標準率をかけて税金を計算する。反別課税後は、やはり収穫した事実をもって、収穫した分を収穫した年の収入として計算するやり方です。昔は、収穫「期」基準と呼んでいたようですが。だから、家事消費したみたいなものも、収穫したものを食べているんだから、それは収入なんだという考え方をとります。

【谷沢】 自家消費の、要するに収入換算ですよ。

【戸田】 そうですね。ただし、じゃあ本当にどれぐらい食べたかを把握するかは難しい。

そこで、実際は農協と税務署が基準をつくって、実務的には処理してるようです。

【谷沢】 税務の現場ではそうなんだろうけど、経済学的、あるいは統計学的に言えば、僕はおかしいと思うわけ。経済学的に見れば、自家消費やっただったら同額が支出になるでしょう。要するに、自分のところで食べるということは、自分のところで収入があって、それを使ったということと同じでしょうということですよ。失礼な言い方かもしれないけど、税務って、農業というものを1つの事業体として見たときの所得の発生ベースをきちんとつかまえているのか、って思うね。まあ、僕の言ってるのは、あくまで所得調査の話としてですがね。自家消費や贈与まで、農業収入ですって

ということになると、農家経済調査の所得調査の話とは、当然乖離しますよということです。

【戸田】 先生のおっしゃってることは分かります。私は税務側の人間ではないのですが、あえて言わせてもらえれば、税務会計はそんなに理論的にできてるわけではないんじゃないのでしょうか。取りやすいところから取れるだけ取る、なんてことは言いませんが(笑)、公平感というのも税務では必要だったんじゃないかと思います。トーゴーサンなんて言われ、サラリーマンから不満があがってたとき、農家って自分でつくったものを自分で結構食べてるけど、それが所得から除外されるのは不公平、なんていう声を無視するわけには、やっぱり。

【谷沢】 先ほど言われていた、いわゆる税金の取りこぼしに関連した話ですよ。これなんかは、はっきり言って。特に戦後すぐは、闇で米をなんぼ売ったとか、そういうレベルの突発的な収入というか、所得が漏れているという可能性を大蔵は強く懸念しているし、いや、そうじゃないんだということを農林のほうは主張したかったんだと思います。

ただ、農林のほうの主張の仕方というのは、基本的には、事業体としての把握を前面に押し出すわけです。だから、闇でなんぼ売ったなんていうことは、基本的にあまり考えるなど、多分こう大蔵に言いたいわけ。ところが大蔵のほうは、実際僕も調べたことがあるんだけど、闇での売買額がものすごく多いことを知ってる。通常の、汗水垂らして米をつかって正当に販売した金額なんて、言葉は悪いけど、屁でもないわけだ(笑)。だから、国家財政を支える税金を集めなきゃならない大蔵は、こりゃやばいというので、確実な税収確保の方向に走ったのかもしれないね。

ただ、僕は、所得調査というものは本来、単年度でもってどう動くという話よりかは、所得の稼得力というのがどのぐらい農家の場合はあるか、あるいはサラリーマンの場合はあるか、これを調査するもんだと思ってる。リスクの可能性とかも含めてね。そう考えたときに、さっきからの繰り返しになるけど、農家経済調査の調査というのは極めて良くできてると思うわけ。例えば、さっきの闇の話は、この調査の分類上は農外、年金被贈扶助等の収入のところでごそっと分類できる。

【戸田】 お話をされていて、自分自身の中でも、かなり道筋がはっきりしてきたような感じがします。戦後の農業簿記が置かれてきた環境は、おおざっぱに言えば2つあって、その1つは大蔵側、もう1つは農林側、となるんだと思います。ここでは話の流れから、まず、大蔵側の方を議論したいのですが。例えば、今のところ私がとった資料というのは、租税資料館にあったものとか、大蔵側の資料が多いことになります。これらの資料から読み解けるのは、特に戦後から高度成長期のあたりまでは、簡単に言うと、不公平感を何とかする、というものだと思います。さっきも言ったような、農家のやつらだけいい目を見やがってと、そんな感情を何とか鎮めなきゃいけない。クロヨンの議論のときだって、サラリーマンたちが、俺たちと違って農家だけ所得を全然捕捉されないじゃないか、という不公平感を抱いてた。大蔵側としては、これを何とかする必要がどうしてもあった。

【谷沢】 税の公平を逸する話ですから、これは大蔵としてみればものすごく重い。徴税の仕事を中心にやっている者からすると、ものすごく危機感を持つわけですよ。

【戸田】 そうですね。そうすると、じゃあどうして公平感を醸成したらいいかというのと、とるべきところからはきっちりとっていますよ、というふうなことをどうしても言わなきゃいけない。まずは全国一律にきっちりとるためには、農家側の記録は信用せず、というか頼らずに、作付面積による反別課税、今で言えば外形標準課税をかけるのが、税務執行上も、当初の公平感の醸成からも有効だったんじゃないでしょうか。

ただその後、クロヨンの議論が大きくなるのが昭和 53 年ぐらいですかね。そのときになると、所得をきっちり把握されてるサラリーマンたちが、農家の所得は全然把握されてないじゃないか、しかも自分たちに比べすごく安い反別課税しか払っていないじゃないか、というような新たな不公平感を口にするようになる。そこで、そんなに言うなら、じゃあ今度は面積ではなくて、どれぐらい収入があるかで税金かけますから、となる。反別課税から収支課税の変化って、理論上どうこうと言うより、案外こんな感じで生じたのかもしれないですね。公平とは何か、なんていう理論上の議論より、その時代の多数の被徴税者が感じる公平「感」が、徴税側の大蔵にとって大事なんでしょうね。

【谷沢】 そうだろうね。特に、高度成長期の後は、サラリーマンの所得の伸びがなくなって、農家のやつらより俺たちの方が税金をいっぱいとられてるという不公平感というか、タックスペインを急激に感じてたんだろうね。それに対して、当時、まだ農業のほうは、政府買上の価格保証制度がきちんとしていた。しかも政権政党の自民党が、票田としての農家をきちんと押さえておきたいもんだから、農家に対しては優遇というか、緩めの税金の取り方を見逃してやるというふうな風潮は確実にあっただろうね。クロヨンの議論は、こんな中で出てきた話だと思いますね。

【戸田】 先生には、私が持参したこちらの資料も見て頂きたいんですが。ここでも分かるんですが、農家からの税金のとり方は、その時代時代の状況で、大きく変わっています。例えば、反別課税の時代だって、国税庁が全国一律に決めていたのが、標準率の決定については、だんだん地方税務事務所と地方の農協の話し合いの中で決めるようになっていきます。地域地域で標準率が決まっていくようになると、この標準率の決定に、地域の政治が絡んでくるようになります。地域における標準率の決定には、市町村などの地方公共団体も絡んできます。ということは、市町村長の選挙なんかか念頭にあれば、標準率は低くして、地域に多数いる農家さんを取り込みたいと考えるのは自然でしょう。だからでしょうか、反別課税時代の標準率、ひいてはその時代の農業にかかる税金は、おどろくほど低いものだったと言われています。これに対して、企業勤めのサラリーマンの不公平感が、だんだん募ってきたんでしょうね。

【谷沢】 と同時に、農業の中の構造改革が進んでいって、いわゆる第2種兼業農家のウェートが高まってくる。彼らは、普段は会社や役所で働いて、週末とか休みの日だけ片手間で農業をやる。彼ら自身がやらなくなると、かあちゃんやじいちゃんやばあちゃんがやる。その農業はどうも全然儲かってるわけじゃなさそうなのに、なぜかいろいろ恩恵があるみたいだし、生活だって単に一家の主がサラリーだけで食っている通常のサラリーマン世帯より豊かそう。机並べてる人の中にそんなのがでてくると、そりゃ、サラリーマン達は不公平感を強く意識するだろうね。50年代かどうかは分からないけれども、それはやっぱり農業の構造変化の中で、おれたちとやっていること

がそう変わらないやつのうちが、こんなに恵まれた状況かよ、というのがものすごく出てきていると思うんだよね。

【戸田】 それと、作付面積による課税、いわゆる反別課税が、時代の趨勢の中で、収入課税とか収支課税にだんだん移っていくんですが、どの時代においても、農業所得はそう上がってはいない。つまり、儲かっていないことになっていた。ただし、儲かっていないことは、実は意外と重要で、サラリーマンや公務員として払っている税金が、損益通算により還付されることも可能だったと言われていました

【谷沢】 それは赤字をかなり大きく計上するからということでしょう、農業部門で。僕が注目しておきたいのは、そういった状況において、実は農業がそんなに複雑化していなかったということ。じじばばだけ、三ちゃん農業なんていうのは、要するに米を中心とした単一品目だからできるわけですよ、そういった米だけの単純な農業だから、おやじが外に出ていかれるわけでしょう。農業構造が簡単になりつつあったわけでしょう、その昔と比べれば。冬場にわらじを編んでいるわけでも、みそを造っているわけでもない。だから思うんだけど、本当はそのときが、税務署がきちんとした農業簿記を入れるいいタイミングだったんじゃないかな。そのタイミングで入れとけば、今でも続く極めて原始的だと思われる農家の課税システム、制度というのを維持する必要性は全くなかったんじゃないかな。僕がずっと言ってるように、片や農経調みたいにきちんとやっているところがあるんだからさ。

結局のところは、大蔵辺りがもうちょっとまじめになって、農家に対する課税というものを本来考えるべきだったんだと思うね。僕は最近、土建国家というか、その関連でもって、つい最近出た慶應（大学）の井手先生が編集している『日本財政の現代史』という本を読んでるんだ。その中でもって、1965年ぐらいから赤字国債が発行されてることが書かれてる。赤字国債を政府が発行するとどうなるかということ、打ち出の小槌だから、租税収入以外でどんどん収入が増えてくる。そうすると、今度はそれをどう使おうかという話になってきて、そのときやっぱり政治が介入してくるんですよ。赤字国債って本来は租税収入の裏付けがないんだから、もっと危機感を持って発行すべきだった。ところが、結局恒常化していくわけですよ。ただ、高度成長期はまだそれでも税収がどんどん上がっていたからいいんだけど、結果的には低成長期になって、結局今に至る財政赤字の構造的な体質に陥っていく。そんな中で、政治が大蔵省の中に、財政事務に介入してくる。大蔵の主税というか国税のほうにも、代議士なんかを通じた圧力がかかる。こういったことが大きな要因となって、結果的に、農業の現場における適切な農業簿記の普及をためらわせたんだらうなという感じはしますね。

【戸田】 そうだと思います。米をつくる兼業農家、彼らを中心に戦後の日本農業、それに農業に対する課税は構想されてきたんだと思います。そして、小規模で、だからこそ多数の農家だったことも重要だと思います。もの凄い数の小規模兼業米農家、この人たちの大量の組織票が、戦後の政権政党である自民党を安定的に支えてきたわけですよ。彼らの票で当選してきた代議士は、当然こういった小規模兼業米農家たちの優遇を、財政的にも大蔵に求める。しかも、彼らの所属しているのは、政権与党。こりゃ、大蔵としても、いくら中立を旨としていると言ったって、何らかの配慮、とい

うか相当の配慮はせざるを得なかったんじゃないでしょうか。もちろん現在は、そういった農家数が減っていきっており、彼らを束ねてきたかつての盟友の農協なんかに対して、安倍自民党政権は牙を剥いてますけどね（笑）。

【谷沢】 産業構造からすると、今は農林業世帯が1割もいないからね。ただ、実態としては農家数というのはもっとあると思うんですよね。なぜかというところ、それは農地転用がやっぱり難しいから。農地転用が難しいってことは、ほとんど農家としての機能を果たしてはなくても、農作物をつくってなくても、あそこのうちは農地を持っているから本当は農家なんだという形になりますよね。恐らくそういうことも含めて、自民党や大蔵の立場として、農家を保護していたという部分があるんだろうなと思います。

【戸田】 農地転用については、とにかく農業委員会の許可次第のようですが、田舎では確かに難しいでしょう。ただ、特にバブル期、都会の農地が、様々な理由で売却され、売却した農家側に巨額のキャピタルゲインとなって入り、そのお金がJAバンクに預金され、さらに農林中金が、時にグローバルに運用していったのは事実でしょう。巨額の運用失敗を出して、一時マスコミでも叩かれたほどです。

【谷沢】 僕は、学者になる前は、北海道・東北地域で銀行員やってたんだけど、農地転用って言えば、牧草地のスキー場への転用の案件を思い出すね。牧草地ってほしい斜面になってるんです。斜面だから、米をつくれるわけでも麦をつくれるわけでもない、ましてや野菜もつけれないと。で、何をやるかというところ、唯一放牧です、だから牧草地になるんです。それで、同じ斜面なんだから、スキー場に転用できないかと考えるんです。ところが、牧草地としての農用地をスキー場へ転用させるのだから、なかなか大変だったんです。僕は、スキー場への融資を随分しているから知ってるんだけど、要するに転用のための整備がまだ進んでいませんなんていうのがいくらかもあって、ぼこぼこ穴なんか空いているわけですよ、農地に。ここもまだなんです、ここもまだなんです、というようにね。だけど考えてみれば、牛を単に放牧しているだけだったから、そこら辺にごろごろでかい石なんかもある。そんなところは、なかなか農地転用、農転ができずにスキー場の整備も進まなかった思い出があるね。

だけど、戸田さんが言われているように、都会とは全然事情が違うのかもしれない。地価のバカ高い都会で、平坦で区画整備されてる、つまり米をつくってた農家なら、基本的にはやっぱり売っちゃいたいと思うだろうね。

【戸田】 結局、売れる農地を持つ都会の農家の人たちは、多額のキャピタルゲインを手にする機会があるかもしれないから保有し続ける。たとえ、農業には魅力を感じていなくても。対して、売れない中山間地の農地しか持っていないような人たちはどうするか。もちろん、しっかりと農業をされてる方も沢山いると思います。でも、農業をするかしないかにかかわらず、農地として持っているところ、相続税もかからないも同然だし、持ち続けたほうが当然いいわけです。もしかしたら、いつかキャピタルゲインも得られるかもしれない、それに農地にはさきほどから話してきた事情もあり各種の税務上の特典があるので、農地を手放しはしないんだけど、そこで農業はやらない、何もやらない人たちが沢山出てくる。そういった名ばかり農家の、何もしていない農地が、耕作放棄地となっていくわけです。今では、滋賀県と同じくらいの面積に

なってるようです。

【谷沢】 うん、近頃よく聞くね。近頃よく聞くとさえ、TPP なんかもそうだけど、結局今何が求められているかという、農業に対しては収益力というか、足腰の強い農業が求められているわけでしょう。その1つの重要な目盛りとして、収益がどのぐらいあるかということをしちんと把握しているということが重要なわけですね。そういう意味からすると、僕は農経調のことを何度も言うけど、農経調に近いような収入と支出の把握というものを農家に義務付けていけば、外国からの黒船じゃないけれども、もっとそういったものに対応できると思うんだけどね。だけど、大蔵側が政治に日和って、そのタイミングを逸したんじゃないかっていうのが、僕の考えなわけ。

【戸田】 その点については、さらに調査するつもりです。ただ、日本の農家がおかれてきた環境を考える場合、大蔵や農林への目配せと共に、彼らを束ねてきた農協についての目配せというか批判的な眼差しは、非常に重要だろうと思ってるんです。私は、農業簿記、農業に関する記録についても、農協の存在が非常に強く影響してきたと思っています。農家がなぜ記録自体をとってこなかったか、それは、農協が、すべての取引をJAバンク通帳に記帳してくれていたから。そして、それだけじゃなく、臨時税理士法の規定によって、農協は税務申告業務までできる。だから、農業に関する記録・記帳や農業所得の計算・申告・還付、それに農外の補助金なんかまで含めて、本日お話ししてきたような事柄は、すべて農協がワンストップで処理できる体制が整えられているんです。

【谷沢】 イコール、農家は甘やかされてきたということですね。

【戸田】 そうです。しかも、政権政党としても、この構造はありがたかった。農協が大量の農民票を束ねてくれていましたから。でも、だからこそ、農協の要求は、与党自民党はもちろん、その農協・自民党と鉄のトライアングルを組んできた農林省、さらには大蔵省だって、最大限聞かざるを得ない。こういった構造と、農業に関する記録をどのようにとるべきかといった問題、つまり農業簿記とが、無関係であったはずはないというのが私の考えです。

【谷沢】 だけど、お金を握っているのが一番強いからね。統計を握るより、お金を握った方が絶対強い。だから、僕の立場からすれば、その差が、結局は筋の通った統計を税が排除してきたんじゃないか、ということになるね。やっぱり、今までの話を整合的に説明するには、大蔵の力に負けた、という仮説が比較的当てはまるんじゃないかとは思いますがね。

【戸田】 農家経済調査を丹念に研究してきた先生のお考えは、私も理解しているつもりです。でも、今度は私の立場からですが、統計と税、この2本の道しかないのか、特に今私が研究している農業簿記の世界では、と思ってます。筋の通った統計があるなら、筋の通った簿記会計だってあるんじゃないか、こう思うんです。でも、そうは言うけど、どうも今までは、統計側か税務側かの農業簿記が主流で、筋の通った簿記会計に基づく農業簿記って、少なくともこれまでの日本にはなかったんじゃないか。これが、まだまだ不完全ながらも、現時点における私の考えなんです。

【谷沢】 僕の考え方とは、違うところがあるけど。とにかく、研究テーマとして、意外とこっち失礼だけど(笑)、なかなか面白いのかもしれないね。

研究テーマと言えば、僕は今、零細な商店のお金の動きの研究をやろうと思ってる⁽⁴⁾。これまで僕が調べてきた農家や農業については、個票があって研究者もそれなり多いんだけど、駄菓子屋なんかの中小商店についての調査や研究ってほとんどないですから。

【戸田】 商店のほうのご研究が進みましたら、ぜひまたいろいろ、研究成果についてお伺いしたいと思います。それでは、本日は、本当に長い間ありがとうございました。ヒアリング調査は、ここで終了させていただきたいと思います（終了）

注

- (1) 本ヒアリング調査では、時代背景に鑑み、現在の財務省という名称ではなく、大蔵省という旧称を使用している。なお、文中で大蔵という場合、大蔵省を指している。ヒアリング調査の模様を再現するため、敢えて修正していない箇所がある。
- (2) 本ヒアリング調査では、時代背景に鑑み、現在の農林水産省という名称ではなく、農林省という旧称を使用している。なお、文中で農林という場合、大蔵省を指している。ヒアリング調査の模様を再現するため、敢えて修正していない箇所がある。
- (3) 谷沢教授の考えは、例えば、谷沢弘毅（1997）『現在日本の経済データ』（日本評論社）の「3.2. 農業経営動向調査」において、特に同書 73 頁の図 3-1 において明確に示されている。
- (4) 谷沢教授による中小商店に関する家計・家業構造の分析結果については、谷沢弘毅（2009）『近代日常生活の再発見—家族経済とジェンダー・家業・地域社会の関係』（学術出版社）の第 3 章「戦前期東京の個人小売商世帯における業計複合体の形成メカニズム」を参照されたい。

(6) JA 北ひびき 営農部 経営対策課・真嶋憲課長へのヒアリング調査

本ヒアリング調査は、2015年3月16日、北海道士別のJA北ひびき2階会議室において行われたものである。

【戸田】 本日は、お忙しいところ、ヒアリング調査を受けていただき、本当にありがとうございます。

【真嶋】 いえ、こちらこそよろしく申し上げます。わざわざ、北海道の士別にまで来てもらって、ありがとうございます。

【戸田】 私の方も、JAの方に直接お話を伺う機会を楽しみにしておりました。いろいろとお聞きしたいのですが、まずはJA北ひびきという、現在真嶋さんがお勤めになっているところについて、教えていただけますか。

【真嶋】 正確な情報は、後で資料で確認してください。うちは、組合員の数が1,428戸ぐらいですかね、今、職員が、臨時や何かも入れて327人ぐらいいます。

【戸田】 真嶋さんのように、直接営農指導に当たられている方って、そのうち何名ぐらいいるんですか。

【真嶋】 営農部局にいる人間でいくと、今、本所でだいたい8人ぐらいですかね。そうそう、本所とは別に、支所もあるんです。まず士別でいけば、朝日支所というところと多寄支所というところと、それに、支所よりまだ小さい孫支所というのが2つあるんです。温根別というところと上士別というところ。あとは、和寒と剣淵に支所があります。でも、どこも4～5人ぐらいずつしかいないんですよ。その中で、さらに営農指導している人間は本当に少数ですね。

【戸田】 農協は農業の指導が基本なはずなので、本来は営農の方がたくさんいるであろうというふうに普通の人とはとらえていると思います。ですが、実際は金融や保険に人がとられ、農協の本来の業務である営農部門には人が少ないというのはよく聞く話ですが、本当なんですかね。

【真嶋】 まあ、そうですね。ただ、営農指導に限定するとそうなんですが、例えば、米だとか麦だとかの販売を扱っている人間、集荷して発送したりだとか、倉庫への保管やら米の検査やらも、大雑把に言えば販売部門ということになりますが、そこに属する人間というのも結構います。畜産なら、牛の出荷を担当したり、個体識別というか、10けたの管理の仕事なんかもしますので、営農指導ならぬ畜産指導なんかもあることになります。

それでも、営農指導員という資格を持つ人間なら、うちもたぶん40名ぐらいはいますけど、いろいろと、共済なんかに行ったりしますね。このうち、実際に営農の部局にいて、営農指導員として活動しているのは、本当に人数がぎゅっと狭まっちゃって、私も含め先ほど申し上げた人数くらいになっています。

【戸田】 異動って結構あるものですか。

【真嶋】 あります。でも、自分の希望で、というのはまずありません。僕も営農は長いので、もうそろそろ動くかもしれないです。

【戸田】　ところで、1,428 戸の組合農家さんというのは、平均的には多いほうなんですか。

【真嶋】　どうでしょうか。でも、とりあえず、府県（北海道以外の都府県—戸田）とは、人数も含め色々違うと思います。最も違うのは、1,428 戸の農家さんを、クミカン（正式には「組合員勘定」—戸田）というもので、管理というか動かしているところです。

【戸田】　クミカンは、北海道の農協が、複式簿記を使って、独自に管理運営しているシステムなんですよ。今回の北海道訪問も、このクミカンを調査したかったからなんです。クミカンについては、後に詳しくお伺いしたいと思います。

ところで、確認なのですが、1,428 戸の組合農家さんは、ほとんど専業なんですか。私のイメージだと、北海道というのはほぼ専業なのかなと思うんですけど。また、JA 北ひびきという組織の変遷についても、教えていただきたいんですが。

【真嶋】　まず、専業・兼業については、圧倒的に専業が多いんじゃないでしょうか。ただ、この辺りは冬の間は雪で作業がないですから、専業農家と言っても、冬場の例えば除雪のアルバイトだとか、士別に日甜の製糖工場がありますけど、そういうところに働きに行くだとか、あとはタクシーの運転手をやるだとか、いろいろされてると思います。そういう人は兼業とは言わないんでしょうが、まあ、冬場のアルバイトはやってるということです。

また、この JA 北ひびきというのは、10 年前、和寒、剣淵、朝日、多寄、士別の 5 つの単位農協が合併してできました。もっと前、平成元年には、士別内でも農協の合併がありました。だから、合併、合併で、今の JA 北ひびきはできたことになりすね。でも、昔は、合併なんて特に必要なかったんです。そのころは、組合員の方も、今と違ってそんなにやめて出る人はいなかったと思うし。

【戸田】　今はやめて出られる方が多いんですか。農業をやめちゃうということですか。

【真嶋】　離農しちゃう方ですね。それは、年齢だとか、後継者の問題で。でも、実は多いのが、負債の問題が引き金になっている例ですね

【戸田】　そうなんですか。負債を抱えちゃって、結局離農せざるを得なかった、という例が実は多いわけなんですね。

【真嶋】　ええ。うちの営農部門は、負債がらみの、そういった後ろ向きな仕事も結構あるんです。そういう農家を、どういうふうの後処理するんだというのは、金融と一緒に組んでやったりもします。いくら本人が、まだそれでもやると言っても、お金の調達手段がもうないんですね。クミカンからはお金は供給できませんよ、という話になっちゃうので。

【戸田】　じゃあ、基本的には農協がお金を貸さないとすれば、もうそこで終わりということですよ。

【真嶋】　他に財産がないなら、実際どこからもお金を調達できないですからね。

【戸田】　やめざるを得ないということですね。

【真嶋】　最終的にはそういうことになると思います。

【戸田】　そういう状況の場合、農地はどうするんですか。

【真嶋】　農地はやっぱり処分していかないと。

【戸田】　そういうとき、ちゃんと次の担い手っていうか、その売却農地で農業をする方

って見つかるものなんですか。

【真嶋】 以前は見つかったんですけどね。今は、なかなか受け手の問題があつて。今すでに、どんどん高齢化だとか離農だとかでやめていって、1人の持ち分の面積ってそれなりに大きくなっているんです。でも、もうこれ以上は増やせないよねというか、今の労働力を考えたときには、限界まできてるんじゃないかと思います。ただ、大規模法人化には、可能性はあるんじゃないかと思います。例えば、真嶋という人間が経営をやっていたけど、あまり思わしくなくて、傾いちゃってやめましたよという場合には、それはそうなんだけど、経営者としては駄目だったけど、例えば作業員としてはトラクターにも乗れるしいろいろできるから使えるよねというのは、場合によってはあると思います。

【戸田】 私もそう思います。日本の場合、農地法の問題があつて、農家には代々農地を持っている人しかできないことになってますが、それは農家が1人で、農作業から経営まで全部やってくださいというふうになっている気がします。でも、もしかしたら人を束ねて経営するほうが向いている人もいれば、あるいはとにかく作るのがプロであつて、あとはなるべくお任せがいいという人もいるでしょうし、本当はいろいろだと思えます。でもまあ、これまでは経営の部分は、農協が一括で担ってきたんでしょうね。

ちょっとまた脱線しちゃいますけど、実は農業をやるときに躊躇するというのは、農地法の問題もありますけど、実は初期投資がすさまじいというのがよく聞きますよね。土地買って、土から耕してなんてやっていたら。

【真嶋】 耕種部門というか、土地利用型作物を作ってやる人は土地代ですよ。それに、トラクターだとか機械の話ですよ。畜産なんかをやりたいなんていったら、建物を建てて牛飼ってなんていったら、とんでもない金額になるのは確かでしょう。

【戸田】 ですので、例えば、その一番お金のかかるところはリース方式にする、なんてどうでしょうか。補助金も、全員に一律なんていうのはやめて、一番参入障壁の高い金のかかるところに集中的に、なんてどうでしょうか。農地の使用なんかも、やりたい人に安価なリース料のみで貸し出すなんていう。とにかく、農業をやりたい人たちに対して、参入障壁を低くするというやり方はあるんじゃないでしょうか。

【真嶋】 考え方としては、そういうのもありだと思います。ただ、問題は人なんですよ。本当は、農業をやりたいって来る人たち、新規参入したいだとか研修したいだとかという人たちは、だいたい行政を通じて来たりとかしますけど、そういう人たちって、みんながみんなそうじゃないですけど、自分が自分が、ああいうことをやりたい、有機をやりたい、何をやりたいってできもしないことばかり言って、結局できないで逃げていっちゃうんです。実際に私に対応した人は、米を作りたいという人でしたが、冬の間はどうするの、ここらは雪がすごいよって話すと、じゃあ冬場は読書でもして過ごしますって、いや、さすがにちょっと違うんじゃないのって(笑)。

【戸田】 よく言われているのが、都会で仕事や人間関係に疲れちゃったと。田舎に行って農業でもすれば、ゆっくりできるんじゃないかという勘違いをしてる、そういう人が多いと。

【真嶋】 現実には、そんな人たちがほとんどなんです。でも、今は受け入れ側も知恵をし

ぼり始めてるんです。このヒアリングが終わったらお連れしますが、デイリーサポートというところなんかは面白い取り組みをしています。そこは、研修農場を持っていて、酪農をやりたいという人をいったん受け入れて、そこで酪農を実際やらせてみるんです。とにかくやらせてみて、それでどうなんだと。そこで1年、2年研修させて、適性を見極めてから、高齢化で酪農をやめていく酪農家さんのところへすぽっと入れていく、まあそんな試みをやっているところもあるんです。言い方は悪いですが、お試し、の期間がないと。

でも我々農協の人間と役所の人間ってのは、そのところでは大分違いますね。とにかく役所ってのは、新規参入希望者には基本的にウエルカムなんですよね。行政の人って、そうなんですよね。でも、気をつけないと駄目だなと思いますね。

【戸田】 役所としては、人口が減っているところなんかは特に、とにかく人が来てくれるんだったら、もう大歓迎というスタンスなんですかね。

【真嶋】 そうなんでしょうね。でも後から、こんな使えないやつ連れてきやがってって、地域の農家さんから文句言われるのは僕たちなんですけどね(笑)。とにかく甘くはないんですよ、田舎で農業をやるというのは。

【戸田】 農業の中でも、特に酪農は大変なんでしょうね。昔、酪農家さんにヒアリングしたことがあったんですが、その方が言っていたので印象的だったのが、米なんかを作ってる方がよっぽど楽ですよ、って。とにかく牛や豚を飼っていると、休みがないんですよ、とっていました。

【真嶋】 相手が生き物ですからね。

【戸田】 ただ、この前テレビで見たんですが、酪農をお手伝いする人を組織的に作る試みもあるそうですね。確かにそういう人がいないと、酪農家は全く休めないですし、土日がない職場に若い人は入ってきませんからね。

【真嶋】 酪農ヘルパーですね。うちの農協でもやっていますよ。

【戸田】 そうなんですか。

【真嶋】 ええ。確かに酪農家は、冠婚葬祭だとか、まるきり休めないというのは大変なのでね。酪農ヘルパーに関する事務は、農協でやっています。酪農ヘルパーの人たちは、うちの農協の準職員みたいな扱いで、健康保険、社会保険も全部面倒を見ています。ただ、ヘルパーが専業というより、酪農家仲間で仕事を分担し合うというのが現状ですね。

【戸田】 農協さんも、いろいろとやられてるんですね。

【真嶋】 農協も営農というか、予算をちゃんと立てて、それに対して助成金を出して事業をしています。もちろん、それだけじゃ全然足りないんで、酪農家の人たち自身も、その事業に加盟している人たちでお金を出し合って何とかやっているという状況です。

【戸田】 なるほど。こちらの北ひびき農協では、酪農ヘルパー事業以外に、何か他の農協ではやっていない、特徴的な事業ってあるんですか。

【真嶋】 先生の論文にも書かれてましたけど、GLOBALGAP をうちはやってるんですよ。もちろん、ほんの数戸の農家さんですけどね。

【戸田】 そうなんですか。どういうきっかけで、GLOBALGAP に取り組まれたんですか。外国への輸出をやるうとしたんですか。

【真嶋】 いえ、特にそういうわけではないんです。もともとは、イオン向けの特裁、特別栽培をやっていた農家さんがあったんですが、そこまで手間暇掛けてやるんだったら、JGAPを通り越して、いっそGLOBALGAPでっていう話になって。そして、本当にそうだったんです。今、10軒の農家さんが取り組んでいます。

まあ、10軒しかないんで、それほど大々的な取り組みとは言えないんですけど、参加した農家さんはみんな、すごく意識が高いんです。そもそも、この話だって、我々農協からじゃなくて、農家さん自身の方から話があったんです。本当はちょっとお金のかかる話なんですけど、その人たちがぐいぐい引っ張っていったんです。その人たちからは、ところで農協さんはどんな支援してくれるのよ、みたいな感じでしたね。でも、これを推進しようとする農家さんは、GLOBALGAPをきっかけに、自分の経営の改善を図ろう、バージョンアップしていこう、そんな気概を皆持っていると思います。

【戸田】 今のお話は、これからの日本の農業、それに農協の今後に大きな示唆を与えてるんじゃないでしょうか。今、日本の農業は大変革期であると誰もが言っているのに、聞こえてくるのは、農協がしっかりしていないから駄目だとか、そんな話ばかりですよ。でも、そうじゃなくて、必要なのは、農家さん自身が自分の農業経営を安定させるために何をすべきかという問いかけであり、彼らがその何かを実行する際に、しっかりとサポートを農協が果たしてあげることなんじゃないでしょうか。

【真嶋】 そうですね。でも、まあ、内情は色々あって。まず、特別栽培をやってきた人たちが、じゃあみんながみんなこういうふうな方向に行けるかといったら、それはまだまだ。イオン向けの特裁栽培をやっている人は44戸くらいありますけど、その中で今（GLOBALGAPの取り組みを―戸田）やっているのはやっと10戸ですからね。うちの農協の青果の担当者も、彼らに対してはできるだけがっちりお手伝いしようとしています。でも、その10戸の中にも経営的に厳しい農家さんが何戸かあって、それが今ちょっと頭を悩ませている問題なんですよ。だから先生、理論と現実って、中々厳しいっていうか、難しいんですよ（笑）。

でも、やっている取り組み自体はすごいんだし、輸出までできますよね、と私もいつも言ってるんですよ。いつでもホクレン（後に詳述―戸田）通商を紹介するよ、って。何を言ってるんだか、って目で見ると農家さんもいますけど。だから、農家さんだけでなく、うちの農協というか、営農部はそれなりに意識が高いんだと思います。すみません。ちょっとうちの自慢になっちゃいましたけど（笑）。

【戸田】 いえいえ、私の方こそ、理論屋の端くれなんで、つい、これは行けそうだっていう理論が浮かぶと熱くなってしまって（笑）。でも、農業、特に私のやっている農業簿記の分野では、理論の前に現場や現実の知識があまりになさすぎるという問題があると思ってるんです。こうやってヒアリング調査しているのも、まずは現実の状況を把握したい、そう思ってやっています。ところで、せっかくGLOBALGAPの話が出たんで、農業における標準について、一般的には知られていない現実があれば教えて欲しいんですけど。

【真嶋】 そうですね、たまたま思いついたのは、日本のJGAPの問題ですね。実は、それに関して、今2つの組織があるんです。もともとは1つだったんですが、仲間で仲た

がいたみたいで、よくある話なんですけどね。どうも、流通業者を中心としてやっている JGAP と、生産者というか農家さんが中心のもう 1 つの JGAP, この 2 つに分かれているようなんです。農協や、それに先生がヒアリング調査していた森先生なんかは、後者のほうだと思いますけど。

【戸田】 何となくその対立の仕方は分かりますけどね。日本の農業における、生産と流通との断絶という、昔からの問題が噴出している感じがしますね。

【真嶋】 あくまで私の立場からすれば、結局は流通業者が牛耳っているように感じるわけです。その人たちに都合のいいように決められる部分もあるだろうな、と思ってしまいます。その人たちは責任を取りたくないですから。例えば、残留農薬が出ただとか問題があったときには、全部生産側の責任だよねって、多分そういうふうにしたいんじゃないかって、僕は勝手に思っているんですけど。もちろん、個人的な意見としてはですが。

【戸田】 生産と流通との対立というか断絶って、昔からあって、しかも日本の農業が発展しない大きな要因の 1 つであると思います。確かに、現実の農産物価格の決定って、結局大手流通の言いなりだとよく指摘されますし、その通りだと思います。その結果、農産物の生産側にお金が回らない、お金が回らないから魅力がなくなり若者が参入しない、この悪循環がぐるぐる回っているとされています。ですけど、この悪循環というか、負の構造って、流通側だけが悪いんでしょうか。

これは完全に手前味噌ですが、生産者側にも問題があって、それは、記録をとって原価を計算する発想と実行がないから、とにかくつくだけつくって、あとは腐らないうちに、流通側の言い値で卸すしかなくなる。これこれの原価がかかっているんだから、これこれ以上でなければ商売できない、そう言い切ることができない生産者側に、全く問題が無いとは言い切れないんじゃないでしょうか。むしろ、もっと根深い問題に、そもそも日本の多くの小規模兼業米農家は、農産物の商売で儲ける必要がなかったわけですが。もちろん、専業農家さんが多い北海道は事情が違っているんですけど。でも、とにかく、原価を把握する必要性を感じていなかった生産者側の問題にも、焦点を当てる必要があると思っています。

【真嶋】 いや、その通りだと思いますよ。先生の研究もそうだと僕は思うんですけど、原価ってなんぼなのよというところから始まらなきゃならんわけですよ、再生産するためにも。

【戸田】 時々会う農家の方とかは、先生の言っているのは分かりますけど、特に人件費が難しくて計算なんかできませんよ、って言われます。でも、いつかやっていかないと、結局買ったたかれるだけですと。例えばこのトマトを 10 円で売りますから、特売でというときに、ふざけるなど。30 円原価がかかっているものを、10 円でどうやって売るんだと、20 円補てんしてくれるのかというふうには言えないから、買ったたかれるわけじゃないですか。

【真嶋】 そうなんですよ。農家の人を見ていて思うんですけど、米の値段なんてホクレンが買い取りしてくれるからか、春作付けする段階で値段が決まっていなくても栽培しちゃいますからね。秋にならないと分からなくても。でもまあ、僕ら農協にも問題があるのかもしれないですけどね。例えば、今これだけ米の値段が下がってきてるの

に、ホクレンから農協に入ってくる1俵当たりの米の手数料って、ずっと同じなんですよね。これはあんまり言っちゃあいけないのかもしれないけど。うちの農協も、米、うるち、もち、くず米も合わせて36.9千俵くらい扱いますから、相当でかい。まあ、昔からの既得権なんでしょうけど、僕らから見ればドル箱ですね。でも正直、そんなこんなで、特に米の値段ってキチンと決まっているのか、というか、キチンと決められるのかっていうと、どうなんでしょうね。でも、そもそも、誰もそんなこと本気で問題にはしませんからね。

【戸田】 手数料の件ははじめて聞きましたが、衝撃的です。後で、記録に残らないように配慮いたしますので、じっくりお聞かせください（笑）。

価格の件に話を戻しますと、よく言うんですけど、この車が一体いくらで売れるのか分からないけど造る車メーカーはないですよ、と。いくらで、どれくらい売れるのか予測しないで、しかも誰からの注文も受けずに、とにかくつくるだけつくる。しかも、流通や販売は関係ない。こんな製造会社はないし、あったらすぐに潰れます。でも、こういった構造は、車を造って売るための原価と、車を売った売上の差である儲け、つまり利益で、従業員を食わせていかなきゃならないときに成り立ちます。だからこそ、原価の計算は必須なわけです。ただし、車は趣味で造っていて、そこでは儲けなくとも全然かまわないとなれば話は別です。

私がよく、こんな分かり切った話をするには理由があります。端的に言って、農産物を主業としてつくっている人たちに、きちんとお金が回るようになって欲しいんです。ちょっと余談ですが、フランスにも日本にもスターシェフがいるのに、フランスにだけいて、日本にいないというか、中々話題にならないのがスター農家さんです。フランスでは、有名料理店に直接卸す高級野菜をつくるスター農家さんが一定数いて、ものすごい年収をとるわけです。こういう人が出てこそ、自分もそういうところでやろうかなという人たちも出てくると思うんです。いくら国や地方自治体が新規就農者をつていう旗を振ったって、そんなことでは出てきませんよ。日本はこれだけ食に光が当たっているのに、生産し卸していく人たちのところに光と、そしてお金がきちんと回っていない。でも、それは生産者さん自身にも問題があると思ってます。お金が回るということは、ただ現金を沢山もらうことじゃない。農産物を作るまでにかかったお金すべてと、農産物を売り上げたお金の差、つまり儲け、私たちは利益と言ってますが、この儲けをいかにとるかということです。でも、難しいのは、売り上げたお金を計算することじゃなくて、作って売るまでにかかったお金、私たちは費用と呼んでいますが、このお金の計算なんです。この費用の計算のために、簿記や会計っていう道具が開発されたんですから、こういった道具を駆使することは、農業で生きていくと覚悟を決められた農家さんの心強い武器にきつとなってくれるはずだと、少なくとも私は信じてるんです。

【真嶋】 私もそう思います。だから私も、営農指導では、結構簿記や会計って大事だよと言ってるんです。でも、それで本当にやってくれるようになるかっていうのは、どうでしょう、意識の高い農家さん以外はやっぱり（難しい）。でも、いろいろな方法はあると思ってます。例えば、土業の先生の助けを借りるとか。まあ、この辺は田舎な

ので、税理士の先生といたって、地域で1人いればいいほうですけど。社労士の先生だってね。そういうレベルですけど、そういった先生たちとうまく組んで、自分たちでやれる範囲はやって、あとは協力関係でやっていく方法もあると思ってます。やっぱり私たちの立場からは、大事なことは心にとめながら、できるところから、できる範囲でやっていくほかないですから。

でも一方、いろいろなことが待ったなしの状況だってことも分かってます。近頃で言えば TPP なんかも。僕は正直に言えば、農協の人間として、アメリカに心まで売るのがといった感じで TPP を批判的に見ています。でも、近頃は、抵抗だけでいいのかな、やっぱり対応していかないとか駄目なんじゃないのかって、そう思うんですよ。

【戸田】 必要なのは、抵抗より対応。すごく含蓄のある言葉だと思います。さきほどの GLOBALGAP なんかの話も、出てきた本来のきっかけは異なるものであっても、世界的なグローバルスタンダード化の波に、まさに対応したものになると思います。後々、士別の農産物の輸出というときになったら、さっと対応できるかもしれないですしね。

【真嶋】 押し付けられるのか、それとも、自分たちで先にやるかっていうのは、生き残っていくかどうかの重要な岐路なのかもしれませんね。生き残りと言え、法人化というのもその1つですね。僕も法人のお手伝いをして、今うちの農協エリアに 40 ぐらい法人があるんです。農業生産法人が。

【戸田】 結構あるんですね。

【真嶋】 まあ、経営状態はいろいろですけど。でも、とにかく農業をやりたいという人がいれば、中には作業なんかがつい農業法人もあります、ですけど紹介できるんですよ。ただ、多くの、というかほとんどの農業法人には、遅れている部分がありますね。宣伝の仕方だとか、物の売り方だとか、何だかんだという部分で。だから、そういうことに長けている人が、もしかしたらいるかもしれないですよ。新規就農希望者の中に。まあ、そういう人間を田舎の組織が雇うかどうかという問題もありますけど、やっぱりそういうふうにしていかないと、自分たちも生き残っていけないかなと。農協もそうですけど、そういう道はあるのかなと思うんですけど。

【戸田】 40 ある農業法人って、それぞれ従業員数というのは、どれぐらいなんですか。

【真嶋】 みんな少ないですね。家族で法人成りしているところもありますし、顔の違う人たちが集まってやっているところは、本当に数えるくらいしかないんです。だから、今はいいですけど、年数がたってくると、次に入ってくる人を探したりだとか育てていかないと法人として存続しないですよ。特にここ 1, 2 年、人が全然集まってこないんです。

そんな中で私が注目しているのが、札幌に八紘学園といって、農業の専門学校があるんです。そこには、実家は農家でないんだけど、農業やりたいっていう生徒さんが来てるんです。学校では、果樹だとか畜産だとか野菜も、とにかくちゃんとした農業を教えている専門学校みたいなのがあるんです。今私は、そういうところに、人が欲しい農業法人の社長さんたちを連れて行って、そこでマッチングしたりとかしています。

【戸田】 そこに来ている人は、実家を継ぐわけじゃないんだけど、本当に農業やりたい人たちなんですね。

【真嶋】 そうなんです。片や、農業大学校ってのがありまして、そこは農家の子弟が行くんですが、言い方は悪いですけど、ただ遊びに行くようなのもたまにいます。農業大学校は、都道府県に大体1つあります。北海道で言えば北海道農業大学校ですが、道立で、つまり道の予算で運営しています。対して、さっき話した農業専門学校には、実家は農家じゃないけど本気で農業をやりたい人がいるんですね。ただ、就職先がなかなか厳しくて。だから、人を求めている農業法人にとっては、逆にチャンスかなど。結構、道外の法人からも求人が来ているようです。

【戸田】 そうなんです。生徒さんたちは、いわゆる高校生なんです。

【真嶋】 いえ、高校を卒業して、それから2年間の専門学校です。もちろん、大学を卒業した人や、確か全寮制だったと思います。実習も勉強も、朝の5時からという結構ハードな内容なんです。だから、高校を卒業してすぐに農業法人に入るより、そこで2年勉強しているだけ、即戦力になるかもしれないんですね。今、そういうところで、うちの農協エリアの農業法人をマッチングして、採用までもっていったりしてるんです。

そういうところに入った学生や、その先生ともいろいろ話をしたことがあるんですけど、やっぱり就農に関する情報を求めているんですね。我々としては、そこを卒業したらこういう就職先があって、将来こうなるよというのを見せてあげたいし、もし見せられれば、多分士別にも来てくれるかなど。現状でも、士別の農業法人の社長さんと一緒に学校まで出かけて行って、学生さんといろいろ会話して、それで1人、2人とかって採用が続いていたりしてるんですよ。少しずつなんですけどね。

【戸田】 ちょっと私の知らなかった新しい、これまでの農業関係の学校とは違う、もしかしたらという可能性のあるところかもしれないですね。

【真嶋】 そうなんです。そこに教えに来る先生方もいろいろ科目を持ってやっているんですけど、実習なんかは、どこかの農業試験場にいて場長ぐらいまでやった人が、定年後にそこでもう1回やってる人もいます。もともとそこにいる先生もいますけど、実習というか実務の先生以外は、例えば簿記の先生だとかは、よそから先生を連れてきてみたいですね。

【戸田】 そうなんです。そこでは、どんな農業簿記が教えられてるんでしょうか。

【真嶋】 さあ、そこまではちょっと。でも、私が習った農業簿記と、だいたい同じ内容じゃないんでしょうか。

【戸田】 真嶋さんは、どこで農業簿記を習ったんですか。

【真嶋】 JA カレッジというところですよ。高校を卒業した後、1年間そこで農業簿記、というか農協簿記をみっちり勉強させられました。

【戸田】 農協簿記？

【真嶋】 ええ。確か、JA カレッジの講義の中に、そんな名称の簿記の時間があつたと思います。農業だけじゃなくて、金融取引とか共済取引とか、今農協がやってる業務の簿記処理を習うんです。

【戸田】 なるほど。農業簿記、じゃなくて農協簿記っていうのが、何だかとても意味のある言葉だと思いますね。ところで、お聞きしたかった農業簿記の話題がでたところで、いよいよ組合員勘定、いわゆるクミカンについてお伺いしていきたいと思います。

【真嶋】 詳しい資料については後でお渡ししますが、まず、クミカンっていうのは、帳票のシステムのことを我々は指して言ってます。私が農協入る前から、そういう仕組みがあったんです。ただ、JA 全体として全国でやってるわけじゃなくて、北海道単独というか、独自でやってる仕組みだと思います。

【戸田】 北海道では、どの JA もクミカンという共通の仕組みを使ってるんですか？

【真嶋】 いえ、北海道全部の JA で同じ仕組みというわけじゃありません。帯広なんかは違ったんじゃないですかね。確か士幌農協は、独自の仕組みを持ってるはずですよ。また、十勝農協連というのがあって、その傘下では、クミカンに近いけど完全に同じじゃない仕組みを使ってたと思います。でもまあ、ざっくり言って、北海道の JA は、府県（北海道以外の都府県一戸田）とは違う、独自のクミカンという仕組みを持っている。と言うことはできると思います。

【戸田】 つまりクミカンっていうのは、北海道の JA 独自の営農管理の仕組みと捉えられることになりませんか。ところで、クミカンという仕組みを動かす場合、どこで各農家さんの情報を管理・処理してるんですか？ 各単位農協ごとにやるんですか？

【真嶋】 いえ、全部札幌のほうでやります、そういった情報の処理は。我々は、その処理された情報を見て、実際にオペレーションっていうか、農家さんへの貸付を行うんです。だから正確に言うと、クミカンっていうのは、営農管理の仕組みというよりも、資金繰りの仕組みですね。

【戸田】 なるほど。その独特の資金繰りの仕組みは、なぜ北海道にだけ広まっているんでしょうか？

【真嶋】 私が思うに、要するに北海道って府県と違って、冬の間は収入がまずないんですよ。だから、そもそも資金繰りが大変だったっていうことが大きかったんじゃないんでしょうか。だからクミカンって、農家さんに対する総合貸付口座みたいなものなんですよ、しかも計画に基づくね。どういうことかと言うと、まず年のはじめに、今年どういう作物をどれだけ作付けして、どれだけ収益を上げて、肥料代や農薬代がどういふふうにかかるのかという営農計画を出してもらって、その計画に基づいて農協がお金を供給する仕組み、これがクミカンなんです。最初は貸し付けから入るのは、はじめは肥料だとか農薬だとか、費用っていうかクミカンから引かれていくものが先ですからね。農産物の販売代金は秋以降、後にならないと入ってこないのですね。

【戸田】 ありがとうございます、よく分かりました。クミカンについては、農協さんのほうでは、札幌の情報センターが処理しているのは先ほどお聞きしましたが、農家さん側はその記録をつけてるんでしょうか？

【真嶋】 まあ、みんなが全部ってのは無理なんじゃないですか。ただ、農家の人も処理された数値は見ますから、毎月毎月クミカンがどうなっているかというのは確認できるわけです。そこから次に、簿記にどうつなげていくかというのを、僕が今やってるんです。全国でナンバーワンソフトであるソリマチ農業簿記を使って、クミカンの個人データをソリマチ簿記に取り込むんです。取り込むために、まずやらないと駄目な作業が1つあって。それは、クミカンで使っている、いわゆる各営農コードを、ソリマチ簿記の勘定科目になるときはこの科目に振り替えるよという、そういった振替システムの仕組みを1回通してから、ソリマチ簿記に取り込むんです。

ただ、難しいところもあって。農協以外の取引がある場合なんかですね。農家の人って、よそから肥料を買ってくる人もいれば、よそにカボチャを売ったりアスパラを売ったりする人もいますので。あとは、生活の部分、個人の現預金の管理ですね。正確に言えば、事業主勘定で処理すべきなんでしょうけど。こういった辺りは、全部が全部正確にクミカンに取り込んだり、ましてや振り替えや対応付けができないんですよ。でも、今、個人的に何とかやろうとしてるんです。実際は、こちら側が手で直さないと駄目なんですけどね。

【戸田】 農家さん側というより、農協側でやってるわけですね。やはり農家さんって、記録やその処理は、基本的に農協にお任せという感じなんですか？

【真嶋】 基本的にそうですね。でも、やっている人も中にはいますよ。ただ、全体としては、確かにそんな感じですかね。私としては、せめてよそとの取引や生活の部分だけでも管理しておいてもらえれば、あとはそれをクミカンに取り込んで、全部一括で管理できまよってという話はするんですけど、それでもなかなかやっぱり（難しい）。

【戸田】 その場合の管理っていうのは、農協側からの農家に対する管理という側面も持ちますよね。

【真嶋】 そうなりますかね。まあ確かに、クミカンっていうのは、簿記上資産勘定に入れますからね。基本的に農家に対する貸付金ということなんですね。でも、普通の資産勘定じゃないんです。クミカンは、1月1日から12月末の取引を対象としますが、1月1日時点ではゼロからスタート、12月末では残高をゼロにするというルールがあるんです。ルールという言い方も良くないかもしれませんが。

例えばクミカンが12月末にプラスでお金が残るとしますね。100万残るとしますか。その100万は次の年のクミカンに繰り越されるんですけど、足りなくなる人っていますよね。100万マイナスになりましたよといったら、クミカン以外の別の勘定に動いちゃうんです。だからクミカンは、年明け1月1日からは必ずゼロからスタートするんです。正確に言えば、プラスの場合はそのまま金額が繰り越されるんですが、マイナスなら、その金額はクミカンには引き継がれないということになるんです。

【戸田】 おっしゃるように、独特の勘定ですね、クミカンって。でも、もちろんでしょうけど、クミカンがゼロになるといっても、マイナス100万が出た人のマイナスがゼロになるわけじゃないですよ。

【真嶋】 そりゃそうです、その100万は返してもらわなきゃなりませんから。それで、本来だったら、その100万をすぐ12月中に埋めなさいよという話だったと思うんです、共済や土地を担保に借りて埋めてくださいよというような。でも今は、年明けから1月末までには清算してくださいという話になってるんです。それはなぜかというと、12月末までに農産物の清算って全部終わらないんです。年をまたいだような清算というのが結構あるので、そこまで一応待ちますよと。ただ、そのマイナス100万というのは次の年のクミカンには全く出てこないんです。別のところ（勘定—戸田）でそのお金は管理されて、そっちのほうで埋めてくださいという処理をするんです。すみませんね、ちょっと分かりづらい話になりますけど。とにかく、クミカンっていうのは、そういうふうになってるんです。

【戸田】 ポイントは、クミカンがマイナスだった農家さんも、形の上だけでは短期借入

金が一旦ゼロになるところですね。マイナスが同一勘定上で引き継がれないので、本来ならクミカンの返済を最優先すべき農家さんでも、とにかく翌年はゼロスタートで、改めてクミカンによって短期資金を貸し付けてもらえるわけですね。

【真嶋】 そうです。マイナスがあった場合は、クミカンではなく清算金口座というところで管理されるんです。そっちのほうにいったん入れておいて、年が明けてから、基本的には1月中なんですけど、短期資金でも何でもいいから借りて埋めてくださいという要請をするんです。

【戸田】 埋められなかったら、つまり本来はクミカンのマイナスを、もし支払えなかったらどうなるんですか？

【真嶋】 埋められない人も、残念ながらいます。埋められる人は、それも本当に余裕のある人は、預貯金なんかから持ってきて、埋めちゃう場合もあります。

【戸田】 預貯金がない人はどうするんですか。土地しかない農家さんだと、キャッシュを用意してくれといっても難しいんじゃないですか。

【真嶋】 預貯金がない人は、借り入れできる範囲で借ります。共済なんかですかね、多い例は。共済には、積み立てている部分のうち、ここまでは借りられますよというのがあるので。それに、多くはないですけど生命保険なんかもありますね。質権設定してお金を貸しますという、そういう場面もありますよ。

でも、今言ってるのは最悪の場合で、こういったことにならないように、農家さんにはきちんとした営農計画を出してもらって、その中で資金を供給していくんです。その辺の査定を、我々がするという形なんです。

【戸田】 なるほど。でも、来年こそはいけるという営農計画を出してくるんだけど、毎年毎年マイナスがたまっていくような農家さんがいたとして、そういう人はどうするんですか。やっぱり、途中で資金提供を打ち切るんですか。

【真嶋】 打ち切るというか、数字を見せて、こういう状況だけどうすると本人に話します。もう今までみたいに、クミカンから資金は給できないですよという話になります。

そういう話をしたときに、自分からやめると言う人もいれば、もうちょっと頑張っ改善を図っていくから、何とか続けたいと言う人ももちろんいますね。そういった人たちに対しては、我々の中でも、ここまで行ったらこういうふうには指導するし、それ以上超えるようならこういう指導をするっていう、基準と言うかルールみたいなものが一応あります。

実は、うちで明日と明後日に行われる特別委員会っていうのは、まさしくその話をするんです。今から頭が痛いですよ。内部のルールなんか脇において、やらせていいんじゃないのとか、やめさせれだとか、まあ、みんな好き勝手なことを言いますがね(笑)。言ってしまうと、農協の理事さんなんていうのは、自分のところはいい経営をそれなりにしていますね。

【戸田】 自分はちゃんとやってるのに、何でこんなことができないんだ、ということになるわけですか。

【真嶋】 そうなんです。でもそういう立派な人って、農場がうまくいかずに借金で苦しんでる人の気持ちなんて、多分分からないんですよ。本当は、そういう人の気持

ちが分かって、分かった、おれが見ているからとにかく頑張れっていう人が、それぞれの地域から理事さんとして出てきて欲しいんですけど、現実とは全然違う（笑）。

【戸田】 農協の理事さんというのは、選挙か何かで決まるんですか。

【真嶋】 どうでしょうか、選挙に今までなったことはないので詳しくは分かりませんが、基本は地域から推薦されてなりますね。

【戸田】 推薦って誰がするんですか。

【真嶋】 地域の組合員ですね。まあ、その地域地域でいろいろあるんでしょうけど、まずは地域ごとに選考する人たちが選ばれて、彼らの中であの人がいいとかこの人がいいとかって決めるんじゃないんでしょうか。自分でやりたいっていう人もいるんでしょうけど。でも、同じ農協でも、理事さん達とわれわれ職員って別ルートなんで、僕ら職員の立場からはよく分からないことが多いですね。

【戸田】 農協って、退職年齢は何歳なんですか。

【真嶋】 60です。ただ、理事や常務に選ばれれば、そのままずっといれます。

【戸田】 理事さんの任期って、何年ぐらいなんですか。

【真嶋】 3年以内です。

【戸田】 農協の最高意思決定機関というのは、どこになるんですか。

【真嶋】 総代会ですかね。もちろん、実質的には月々の理事会でっていうことになるんでしょうけど。総代会は、来月の4月の10日にありますよ。年に1度、決算報告を行います。決算書は、これまの数年間分を後でお渡しします。どういう切り口で、どういう風に分析されるかは、お手並み拝見ということで（笑）。

【戸田】 ありがとうございます、何だか怖いですね（笑）。そういえば全国農業経営コンサルタント協議会会長の西田先生が、熊本の農協を対象にそういう分析をしたらしいんです。もう何十年も前に。そして、どこの農協にはこういう問題点があったみたいなことを書いた本を出版しようと思ったらしんです。でも、農協から、そんな本を出版するのはやめてくれと言って、出版差し止めを食らったようです。

【真嶋】 そういう本、ぜひ読んでみたいですね。

【戸田】 でしょう。それでこの前ヒアリングさせていただいた際、西田先生に、出版差し止めは農協の批判をしたからですか、とお聞きしたら、批判というか、どこの農協にどんな問題があるか書いただけだって言われてました。だから、特に昔は、少しでも農協批判に結びつくのってのは本当にタブーだったわけですね。

【真嶋】 何となく分かります。閉鎖的ですからね、僕らの職場って。僕もいろいろ言われたことがあります、余計なことするなみたいな。別にいいべさと思うんですけどね。

【戸田】 でも今、一口に農協とってひとくりにできないぐらい、特色ある農協も出てきていますよね。JA 武生みたいなところもあるし。

【真嶋】 そうなんですよ。でも、農協って、結局のところ、ひとまとめにされて語られてるじゃないですか。マスコミでたたかれる農協の基本方針なんて、全中なんかのお偉方が決めたやつで、あんなのがすべての単位農協で基本になってるわけじゃないのにな。農林中金にメガバンク並の預金残高があるって言ったって、僕らからしてみたら全然ピンとこないというか。とにかく、一口に農協って言っても、中央と地方じゃ全然違うんですよ。明日、先生も行かれると思いますけど、北海道中央会の小南さん

がいるビルだって、北農ビルですか、あれだってすごく立派ですけど、僕ら下々の農協職員から言わせればね、いや、言いませんけどね（笑）。

とにかく、中央の理事にでもなったら、そう簡単に辞めれませんよ。夜一杯飲むということになっても、黒塗りのビカビカのクラウンが運転手付きで来ますからね。役員室もすごいんです。実は、僕も間違っちゃったことがあるんですよ。北農ビルの隣のホクレンビルなんですけどね。ホクレンビルの一番上の階が大きい会議室なんですけど、300人ぐらい集まってる会議だったんです。そうしたら、トイレの時間とか込むじゃないですか。それで、下の階に行ったんですけど、その階はホクレンの役員室の階だったんです。そこじゃあ、トイレは大理石張りだし、じゅうたんはつまずきそうなほどふかふかで、これは辞められないなと思いましたね（笑）。

【戸田】 ホクレンというのは、どういう組織なんですか。

【真嶋】 ホクレンというのは、全国組織でいけば全農のような組織ですね。経済連です。だから、北海道独自の全農みたいなものだと思ってもらえればいいんじゃないでしょうか。燃料を売ったり、餌を売ったり、牛乳を集めたり、米を集めたり、麦を集めたり。とにかく、そういった経済連的なことを、北海道で行なう組織です。

【戸田】 じゃあ例えば、お米を買い集めたりとかいうのは、北海道ではホクレンが基本的にやるわけですね。

【真嶋】 そうです。

【戸田】 そして、ホクレンの役員になると、ふかふかのじゅうたんが敷き詰められた役員室をもらえ、トイレだって大理石でつくられたところまでできるわけですね（笑）。

【真嶋】 そんな贅沢を味わったら、農業の発展なんて正直どうでもいいべき、って思う人も出てくるでしょう（笑）。でも、何だかちょっと言い過ぎましたけど、中央にもちゃんとした人、農業の発展を考えて、いろいろやってる人もいます。明日会ってもらおう、JA 北海道中央会の小南さんもその一人ですよ。でも、そういう人って、なぜかみんな営農にいますよね、金融や共済じゃなくて。

【戸田】 ご紹介ありがとうございます。でも、トップと最前線の人達が、違う方向を向くという悲劇は、何も農協だけじゃないと思います。私が勤める大学なんかも、その典型例かもしれません（笑）。ところで、農業の発展に対しての阻害要因というか、何か問題について、他にもあると思われませんか。

【真嶋】 そうですね、昔から言われてますけど、補助金ですかね。補助金そのものというより、その処理の問題というか。例えば、僕が今お手伝いしています、270ヘクタールくらいある大規模な農業法人があります。そこは面積が大きい分、ちょっと特殊事情なんですけど、転作奨励金の額が半端じゃないですよ。億から入りますから。そしてその額をいったん農業経営基盤強化準備金に計上しておいて、その後さらに土地を買い増そうとするんです。土地を買って準備金で圧縮することで、何とか税金を猶予してもらおうとするんですね。でも、いい区画にするために、別の土地まで買うことになり、そもそもかなりあった長期借入金が、さらに膨大に膨らんでしまうことになったりします。

【戸田】 大規模化は達成されているけど、経営の効率化には全然。

【真嶋】 ええ、全然なってないんですよ。そう言えば、話はちょっと変わりますが、転

作奨励金みたいな、作付面積に対して支払われる補助金、助成金は雑収入、つまり事業外の収入として扱うのが本筋だけど、数量に比例して支払われる補助金というのは、売上高に入れるべきなんじゃないかという考えがあるんですね。これは、先生もご存知の森先生が言われてるんですけど。ちょっと面白い考え方だなと思って。

【戸田】 私も、森先生からちらっとその話を聞いたことがあります。確か、何かの、税務的な処理の必要性から、そのようなことをおっしゃっていたように思います。ただ、もし作物別の収益分析をしようなんてことになったとき、補助金を売上に混入するのは、単純にまずいんじゃないかと個人的には思いますが。普通の経営分析が成り立たない世界ですよ。でも、農業に関する簿記処理には、今のような例、つまり何らかの別の思惑から処理法が導かれ、しかも悪いことに、その処理の結果、いい経営なのか悪い経営なのかよく分からないようになってしまっていることが、実際に結構あるんですよ。

そして、実はその構造が結構あるために、普通の金融機関は農家の財務諸表からは何も分からずに、とてもじゃないけど融資できない。融資できるのは、財務諸表の情報とは全く関連しないけど、農家の実情をよく知っている農協、JA バンクだけとなる。だからいつまでたっても、農業の発展に必要な資金が、銀行から農業界に流れ込まない。普通の経営分析が可能な、普通の財務諸表を、普通の簿記会計で作成していない弊害が、こんなところに如実に出てるんだと思いますね。

【真嶋】 先生が編集された本にも、そんなことが書いてありましたね。

【戸田】 銀行の方からよく聞くんですが、農業分野への新規融資を考えてるんだけど、とにかく農業法人の財務諸表を見ても、よく分からんって。特にさっきから話題になってる補助金絡みの各種準備金が、負債やら資本に紛れてて。だから、普通の銀行は、財務諸表から農業の実情が掴めないのに入っていかず、結局は JA バンクや日本政策投資銀行の独壇場になってるんじゃないでしょうか。健全なリスクマネーがきちんと農業分野に入っていくためにも、普通の簿記会計を基盤にした財務諸表が必要とされてると思うんですけどね。

【真嶋】 北海道の場合だったら、北海道銀行だとか北洋銀行が今そういうところにも力を入れて、農業経営アドバイザーや何かの資格も職員に取らせてみたいことをやっていますけどね。僕も、ちょっと興味を持って、そういう会議に出たことがあります。でも、上司に何勝手なことしてるんだって怒られましたけどね。うちはそういう職場なんで(笑)。でも、農家さんの中にも、簿記をやらなきゃっていう動きもありますよ。農民連盟なんかもそうじゃないかな。

【戸田】 農民連盟ってどんな団体なんですか？

【真嶋】 農家の人達がつくった組織で、地域地域にあって、元々は、米価の要求だとか乳価の要求だとか、そういう運動団体だったんです。それが今、税務の申告のお手伝いなんかを、青色申告会を基本としてやってるんです。士別の場合もあって、そこはソリマチの JA バージョン、農協で使うシステムみたいなイメージなんですけど、そういうシステムを入れて、農家の方で希望者のデータを入れてやってるんです。

【戸田】 入力是谁がやるんですか。農家の方が自分でやってるんですか？

【真嶋】 その役員の人たちみんなです、一斉にやっていますね、特にこの時期に。でも、本

当は農協でやって欲しいんだけど、みたいな話をされますね。よく農家の人に言われるのは、おまえら農協はおれらのクミカン見てるんだから、全部分かるべやみたいな、そんなこと。でも、そうじゃなくて、対農協以外の取引はうちでも分からないんです。だから、JA 以外の取引の情報を全部もらえればやらないでもないですが、やっぱり農家の人もそれぞれなので、よそに売っているやつまでも全部見られるのは嫌だとか、いろいろあるんですよ。

【戸田】 そうでしょうね。でも本当は、そういった農家さんは、自分で記録をとって、自分で自分を分析しないとイケないんでしょうね。クミカンにしても、確かによくできてる制度だとは思いますが、ちょっと批判的な見方をすると、農協側としては農家側の確実な情報が得られますけど、この情報を農家側が主体的につくっていないので、できあがった情報を見ても自分のどこに問題があるのかを自分で判断できないんじゃないでしょうか。農協以外との取引が多くなれば、ますます。

【真嶋】 中央会も、大昔は自分で記帳することにすごく力を入れた時期があったみたいなんです。そういう中で、いろいろ苦勞しながらやるっていう、そういう指導もあったようです。でも、今はそういうこと、言っては悪いんですけど、一切ないです。

【戸田】 基本的には、農協に全部お任せをっていうことですね。

【真嶋】 まあ、そういうことですね。農協に全部っていうより、地域の税理士さんと一緒にやりますから、それを含めてですね。府県に行くと、大きな農協だと、そういった記帳サービスを農協内で一本化してやっているところもあります。税務申告のお手伝いみたいな形で。臨時で税理士業務をやっているような感じですかね。いろいろあって、全国一律というわけではないようですが。

我々だって、それが絶対にいいとは思ってはいませんが、現状はそうなってるんです。でもやっぱり問題は、農家さんが簿記を全然知らない、知らないっていうか、教わる機会がなかったということじゃないでしょうか。お話したように、僕はたまたま高校を出た後、農協の学校（JA カレッジ—戸田）で農協簿記をみっちりやらされましたけど。でも、そういったところで勉強する機会がないと、たとえ農協職員でも、それに普通の農家さんなんかは絶対、簿記に触れることはないでしょうね。

【戸田】 私が思うに、簿記、というか複式簿記は、農家さんすべてに必要なのかと言えばそれはどうでしょうか。小さい規模の田んぼで、土日とゴールデンウィークだけ集中的に作業して、平日は別に勤めに出てるような農家さんに、はっきり言って複式簿記は必要ないと思います。複式簿記って、利益を計算するシステムですから、それで生活していけるほどの利益を稼ぎ出す事業や取引を対象としたものであるはずなんです。ですので、言い方は悪いですが、余暇や趣味、あるいは農地の維持だけを目的とした農業にとって、複式簿記は必要ない技術なんだと思います。

対して、都市近郊と違って、ここ土別みたいな、多くの専業農家さんが大きな面積でやっている農業には、複式簿記は必要なものとなるんじゃないでしょうか。そういった農家さんだけでなく、農業法人になれば特に。さっき、複式簿記は、利益の計算のために必要って言いましたけど、その利益を他人から預かったお金を基にして生み出し、さらにそのお金を出してくれた人たちに分配する利益を計算する際に、複式簿記はさらに必要となるんだと思います。ちょっと私個人の複式簿記観が入ってますけ

ど。

【真嶋】 でも、確かに、自分で必要と思わなければやらないですよ、簿記なんて面倒くさくて。僕らみたいな営農指導員がいくら言ったって、なんで必要なかが分かってなきゃ、そりゃやらないですよ、動かないですよ。だから僕らも、今先生がおっしゃったみたいなことも含めて、なぜ簿記って大事なのかを伝えなきゃいけないのかもしれないですね。でも先生、実際の普及活動って大変なんですよ。さっきお話したGLOBALGAPの普及のときだって、興味を持ってくれる農家さんはいいですけど、多くの農家さんは、はあ？っていう反応ですからね（笑）。やっぱり、指導なんてのには限界があって、農家さんが自発的にやろうとしなければどうしようもないんじゃないでしょうか。うちの管轄内でのGLOBALGAPの普及の時には、これがあったんですよ。

そうそう、農家が自発的につて言えば、これから、ちょっと面白いところをご案内しますよ。そこは、酪農家のグループなんです、なかなかユニークな取り組みを自発的にやっているとところなんです。簿記や会計に関する取り組みじゃないので、先生の興味に直接お応えすることはできないんですけど。

【戸田】 ありがとうございます、小南様へのご紹介も含め、いろいろご手配頂いて。では、ヒアリング調査はこの辺で終了させていただきます。JAの内部の方にヒアリングする機会ってなかなかないので、本日は本当に貴重な話をお聞きすることができました。誠にありがとうございました（終了）。

(7) JA 北海道中央会基本農政対策室・小南裕之室長他へのヒアリング調査

本ヒアリング調査は、2015年3月17日、北海道札幌のJA北海道中央会会議室において行われたものである。このヒアリング調査には、小南氏の他、平野茂貴氏（農業振興部農業企画課主幹）、沼田光弘氏（農業振興部農業企画課課長）らが参加された。

【戸田】 本日は、お忙しいところ時間を割いていただきまして、ありがとうございます。最もお聞きしたいのはクミカン（「組合員勘定」の略称—戸田）についてですが、それ以外にも、農業簿記に関連した色々な事実や事情をお聞きしたいと思っております。とにかく、農業簿記については、現場における事実の集積がまだまだだと感じておりますので。

【小南】 こちらこそ、色々と勉強させてもらえればと思っています。お話の参考として、こちらで作成いたしました資料をお持ちしましたので、適宜使っていこうと思います。

【戸田】 ありがとうございます。クミカンのご説明を受ける前に、農協の組織的な構造を確認させていただきたいと思います。まず、中央会というのは、いただいた資料にもあるように、各単位農協を指導されるお立場なわけですね。ところで、昔は県単位で、経済連という組織があったと思うんですが、経済連と中央会というのは違うわけですね。

【小南】 経済連さんは、要は販売事業とか購買事業を担っていました。でも、ほとんどの経済連さんは全農に統合しちゃって。

【戸田】 そうなんですか。

【小南】 ただ、北海道にはホクレンという経済連が全農とは別組織であります。あと、経済連という組織が県単位で残ってるのは、静岡とか沖縄とか。

【平野】 愛知もそうですね。愛知は愛知県連があります。ちなみに、お隣の静岡は全農になっています。

【戸田】 じゃあ、昔は県単位であった経済連は、今ではほとんど全農に統合されたわけですね。ただ全部じゃなくて、いくつかは残っている、と。今でも都道府県ごとに1つあるのが、貴団体のような中央会で、各県内の農協を指導されているわけですね。

【沼田】 ええ、基本的にはそうなります。そして、全国単位の中央会が全中となるわけですね。詳しくはこちらの資料をご覧ください。

【戸田】 ありがとうございます。経済連という組織について、よく分からなかったのですが、大変参考になりました。ではさっそくですが、クミカンのお話をおうかがいしてもよろしいでしょうか。

【小南】 ではまず、クミカンの制度の説明からいきましょうか。資料に基づいて説明させていただきます。クミカン制度というのは、組合員勘定取引約定書に基づいて、営農計画書によって定めた取引から生ずる債権、債務を普通貯金で決済して、残高不足の場合は当該組合員勘定から別口座に移し貸越決済する、こういった仕組みを持ってい

る制度でございます。

クミカン自体は昭和 36 年にできた仕組みなんですけども、年月が経過する中、クミカン制度の本来の目的とか運用の仕方とかを、組合員さんだけじゃなくて、担当職員もなかなか理解が足りなくなっているのが実情なんです。ですので、あらためてクミカン制度とはどのようなものなのかを整理せねばという本会監事からの指摘もありまして。それでこの資料を、うち（JA 北海道中央会一戸田）の経営企画課と農業企画課のほうで整理・作成したわけでございます。

【戸田】 クミカンの担当部署が、経営企画課と農業企画課の2つの課なんですか？ 先ほど頂いたお名刺には、皆さま農業企画課にご所属となっております。

【平野】 少し正確に言うと、農業企画課は、クミカン制度そのものというよりも、農業簿記とか農業経営の観点から、クミカンの有効活用を考えていこうとしています。クミカンの実際の運用とか制度改善というのは、経営企画課と、それから JA 北海道情報センターという、実際にコンピューターを動かしているシステム会社があるので、そういったところが担当しています。

ただ、先ほどのような指摘を受けまして、我々もこれまであまりタッチしていない部分はどうしてもあったので、これからそういうところも対応強化していこうというようなことになったわけです。具体的には、税務申告とか経営分析のために、クミカンをもっと有効に使えないか、といったように。でも、まだ、気持ちだけが前面に出ているような段階なんですけどね。

【戸田】 確かに、昨日真嶋さんにいただいたクミカンの資料を見ても、農業者用の青色申告書とはだいぶ違いますし、農家さんの全部の取引が網羅されているというわけではないんですね。

【平野】 農家は、農協以外との取引もありますので。申告のときはそれを会計ソフトなり、自分でエクセルなりで管理して、それらをクミカンデータに合算する形で申告しています。クミカンデータはクミカン基準のまま申告していいよ、ということが税務署にも認められています。もちろん、継続的な処理をすることを前提にですが。

【戸田】 端的に言えば、クミカン基準による会計処理で全部いける。

【平野】 いけると。ですから、北海道の農家は、クミカン制度を使っていれば、クミカンからデータを引っ張ってきて、それで申告書を作れるわけです。

【戸田】 そうなんですか、それは初めて聞きました。ということは、収穫基準、所得税法上の農産物の収益認識規準である収穫基準のことですが、これも、クミカンを使ってる場合は、別に大した影響力があるわけじゃないんですね。収穫基準によれば、農産物の期末棚卸は、農業収入にプラスするためにもやらなければならないことになってますからね。

【平野】 確かに、所得税法上はそうなっているんですが、実はなお書きみたいなのがあって、継続性の原則ということも認められていますよ、ということになっています。我々JAグループで作っている教科書にも、そういったような記載があります。

【戸田】 ありがとうございます。ところで、これまでお話してきたクミカンというのは、どうも北海道だけの制度のようなんですけど、なぜ北海道だけに普及したのか、そして昭和 36 年、1961 年ですかね、そこで開始されたきっかけ、というか、どうしてその時

期に始められたんでしょうか？

【平野】 クミカンとは、正確に言えば、営農計画と一体となったクミカン制度です。ものの本によると、やはり資金繰りに関係しているようですね。農産物の収穫期って基本的に秋ですよ。なのでそれまでの、肥料・農薬などの生産資材を買ったりするお金が必要になります。このお金がないと、資金繰りが悪化して、資金繰り倒産みたいなことが起こる。だから、そういったことを防ぐために、クミカンから農家に資金を提供するわけです。あとは、いわゆる営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的もあったようです。こういったようなことのために、北海道中央会の先輩が考案してつくった仕組みが、クミカンというわけです。

【戸田】 農産物を販売してお金が入る前に、営農計画書を見て、必要資金を JA が供給するシステム。クミカンってのは、このシステムを指してるわけですね。

【平野】 ええ、基本的にそうです。

【戸田】 そういう意味では、農家さんにとっては助かるシステムですよ。でも、なぜほかの地方では、これはいいというのでみんなが真似なかったんでしょうか？

【小南】 1 つはオペレーションの問題があったんじゃないでしょうか。取引情報の電算化といいますか。むろん、各県でもいろんな形ではやっていると思うんですが、北海道では、いち早く札幌に電算センターをつくりましたから。こういったハードに関する体制が早くからでき上がっていたのが大きかったんじゃないんでしょうか。正確ではないですが、クミカン開始は、この電算センターの設立とも関係してるんじゃないでしょうか。

【平野】 それに加えて、北海道の特殊事情もあったと思います。府県と違い、冬の間の裏作ができませんし、兼業先がとにかかないですから。

【戸田】 昨日、真嶋さんも同様のことをおっしゃってました。

【平野】 だから、我々としては、クミカンという制度は、当たり前がいいものだと思ってるんです。以前、JA バンクシステムに移行するとき、クミカン制度をなくす、なくさないで、北海道としても中央ともめたことがあったんです。全国の JA が JA バンクシステムに一律に切り替える際に、北海道だけにクミカンという独自の制度を認めるのか、認めないのかで、中央と闘いになってしまったんですね。

【戸田】 今北海道で制度的に残っているということは、そこは中央も一応認めたということなんですね。

【平野】 まあ、認めないというのはあり得ない話です。今 JA 改革の話がありますが、こういうクミカンのような仕組みをなぜ JA 全体として構築しないのかと思います。全国団体に移植して、JA バンクの支援システムとしてやってみたらいいんじゃないか。まあ、監督官庁が金融商品上認めてくれるのであれば、の話ですが。

【戸田】 計画書を見て短期資金として貸し出す制度自体は、金融商品ではないような気もしますけど。

【平野】 そうなんですけど、ただ、クミカン制度の裏には営農貯金というのがあるんです。営農貯金次第で、貸し出しの利率が異なるんで、やはり一種の金融商品の性格を持つんです。

【戸田】 営農貯金というのがないと、基本的には貸し出しができないんですか？

【平野】 いえ、なくても貸せるんですが、その場合は金利が高くなったりします。営農貯金との関係で、貸出金利は3段階ぐらいに設定されます。

【小南】 今までのお話に直接間接に関連することが、お持ちした資料にも出てきます。3ページ目の右下のスライドあたりからですかね。まず、クミカン制度というのは、要は組合員さんの営農と生活に関する JA とのいろいろな取引、そういったものを一元的に決済する制度なんです。ですから、それぞれに関する情報の管理を一元的に行う制度、ということでもあるんです。クミカンで扱う項目はいろいろありますけども、例えば農産物の販売代金とか、農業生産に関わる直接費・間接費の支払いなんかの他に、家計費の関係についてもその対象となります。さらに、余剰金の貯金積立、先ほどの営農貯金へののですが、こういったこともクミカンの中で取り扱われます。だから、一元的な決済・管理システムというのが、クミカンの特徴ということになります。

【戸田】 営農に関するものだけでなく、家計に関するものも含むんですね。

【小南】 ええ、クミカンの中には「家計」というコードが1つあります。それと、クミカンの別な特徴として、さっきもお話があったんですが、基本的に資金を無制限にじゃぶじゃぶ供給するということじゃなくて、あくまで単年度の販売代金見合いを限度として供給するという、そういったものがあるんです。

【戸田】 無節制に借り入れることはできない、ということなんですね。

【小南】 そういうことになります。借入の限度の設定も幾つかあって、確か3つぐらいだったかな、そういった設定もしているんです。

【戸田】 先ほどのお話ですと、JA に営農貯金がかかりあれば、借入利率はやっぱりものすごく低いということですか。

【小南】 そうです。基本的に貸し出しの段階では、当然クミカン利率はかかるんですけど、そういった担保があるかないかで利率はかなり違ってきます。そして、貸し出しはもちろん、決済の情報も、クミカンを通してどんどんデータとして蓄積されていくんですね。そういったデータは、組合員さんにとってはもちろん、農協にとっても有益なんです。組合員さん個々のそういったデータを農協が掌握することによって、例えば今年の販売取扱高の見込みはどれぐらいかとか、貸付金はうちの農協はどれくらいになりそうかとか、そういった農協の事業にとって必要なデータが得られるんです。

【戸田】 いただいた資料によると、クミカン制度の基本的な構想や全体的な情報処理は中央会のほうでされて、どう個別に使ったりなんかするかというのは、各単位農協次第なんですね。

【小南】 そうですね。例えば、クミカンのコード設定自体も、いくつかを除いて、基本的に地域の農協に任されています。一口に農作地域といっても、畑作地域とか酪農畜産地域とかいろいろありますし。もちろん、中央会としても、農畜産別の基本コードはひな型としてお示ししてはいるんですけども、野菜ひとつとっても地域でいろいろ違うということで、コード設定は基本的には各農協の任意ということになっています。

ただ、逆にデメリットとしては、そういったクミカンデータを全道で集約する場合に、コードがそれぞれ違うので、全道平均がうまく出せないというのはあります。

【戸田】 各農協がコードを組み替える時に、このコードは全体で言えばこっちになりますなんていうふうに、そこまでは設定しないんですか。

- 【小南】 できないですね。システムを介すればできないことはないんでしょうけれども、なかなか開発費もかかるということで。
- 【戸田】 イメージだけで申し訳ないんですけど、お聞きする前は、私はもっと中央会がクミカンはこちら使いなさいという指示をぼんと出して、各単位農協がそれに従ってるんだと思っていました。すみません、勝手なイメージで（笑）。
- 【小南】 いえいえ。それからちょっと、資料の6ページ目ぐらいですかね、ページがちゃんと書いてないんですけど、飛んでもらえますか。そこにクミカンの狙いということで、いくつか書いています。まず、1つ目は組合員経済の計画化、ということなんです。どういうことかと言うと、クミカンは計画、営農計画書と我々と呼んでいるんですけど、とにかくこの計画に基づいて実践し、チェックするのを狙いとしてるんです。営農計画書には、年間の耕作計画とか資材調達計画とかが載っていますが、そういった計画と実績を対比して課題を洗い出し、さらに次の年の営農計画書につなげていくんです。
- クミカンの別な狙いに、組合取引の集中管理、ということもあります。農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握できることとなります。こうすることで、組合員さんに必要な資材なり資金を、営農計画書で把握された単年度の見込み収益の範囲内で速やかに供給することができるようになります。こういったものは全部、管理報告票というものに記載されてきます。
- 【戸田】 でも、農家さんの取引に、農協外の取引があった場合はどうなるんですか？
- 【小南】 それは反映されないこととなりますね。
- 【戸田】 じゃあ、農協以外への売り上げが大きいところなんかは、なかなかクミカンだけではつかみきれないということですよ。
- 【小南】 そうです。おっしゃるとおりです。
- 【戸田】 なるほど。でも逆に、取引のほとんどが対農協だという農家さんなんかだと、クミカンを通せば、その農家さんの状況がほぼ正確に分かるわけですね。
- 【沼田】 そうなりますね。組合員をやっている方で、あえて自分でクミカンを使わないという人はいないと思いますので。営農計画書を作って、それに応じてクミカンという制度の中で動いている方が大半ということです。
- 【戸田】 農協との取引がどの程度かに関わらず、やはり営農計画書の作成は必須なんですね。これは、私たちが府県で調べた小規模兼業農家さんとは、やはり事情が大きく異なっていますね。全部が全部というわけではないんでしょうが、記録や計画しているのをつけたり立てたりする人たちって、ほとんど見なかったような気がします。北海道では、とにかくクミカンを使うならば、営農計画書の作成は必須というわけなんですね。ところで、営農計画書の作成指導なんかはあるんですか。こんなにいいかげんに書きちゃ駄目でしょ、みたいな。
- 【平野】 あります。まずは農家さんが自分で作ってきて、それを農協の担当者と一緒に協議します。それが、いわゆる農協の営農担当者の冬の大きな業務なんです。
- 【沼田】 この指導については、各農協ごとにみんなばらばらなんです。
- 【平野】 ひな型については、北海道中央会でずっと昔に作ったんですけど、今はそれぞれ進化してます。先ほどお話したように、畑作バージョンや酪農バージョンとか、米

バージョンとかですね。野菜が多い地帯は、もちろん野菜バージョンというように。

【戸田】 なるほど。でも、ちょっと批判的にとらえると、クミカン制度に何の問題もなく、素晴らしいだけのものであったら、さすがに全国でももっと広まっているはずですよ。聞きにくいことではありますが、クミカン制度の問題点についても、可能な範囲でお聞かせ願えますか。

【平野】 そうですね。クミカンというシステムは、結局のところ資金供給、いわゆるキャッシュフローの供給システムなわけなんです。ところが一時期、計画どおりであればなんぼでも借りられる、言い方は悪いんですが、お金が自由に借りられるずさんな制度っていう、はっきり言って誤解なんですけど(笑)、そういった批判はありましたね。

【戸田】 確かに、私が読んだクミカンへの批判の中でも、どんなに借りてもクミカン上は翌年ゼロになってまた借りられる、だけど借金がゼロになるわけじゃなくて、結局膨大な負債として残り続けて、結局農家は大変なんだみたいな論調が多くありましたね。

【平野】 そうなんですよ。農協がクミカンという制度で農家を締め付けている、縛り付けている、みたいな批判ですね。そうかと言えば、ずさんな貸し付けで組合員を堕落させてるみたいな批判もあって。だから、クミカンをやめた農協もあるんです。

【戸田】 北海道で、ですか？

【平野】 北海道で。稚内、ぴっぷ、富良野、この3農協はクミカンをやめています。

【戸田】 そうなんですか。北海道も、クミカン制度でガッチリまとまっているわけではないんですね。

【平野】 ただ最近、ぴっぷ農協がクミカンを復活させる動きがあります。そこは、クミカンと税務申告をうまくタイアップして、農協が組合員の経営管理能力をきちんとアップさせるというねらいのようです。

【戸田】 ぴっぷって、士別に行く時に JR の駅名で見ました。面白い名前の駅だなと思って見ましたけど、あそこですか。

【沼田】 ヒップエレキバン(笑)。CM は、本当にあそこで撮られたんですよ。

【平野】 クミカンの話に戻りますと、クミカンはいわゆる資金供給システムなんです。だから、キャッシュフローの管理としては非常に有効なんです。一方で財務の管理としては正直いまいちだったんです。

【戸田】 キャッシュフローだけで見ているんで、クミカンには、例えば減価償却費なんかは入っていないということですか。

【平野】 そうなんです、そこがクミカンの弱点だったんです。ですので、なんとかうち(JA 北海道中央会―戸田)でも、減価償却なんかを把握できる経営ソフトをつくって営農計画書に付けたりして、資金管理だけでなく、併せて費用分析や経営分析もできるようにと。農協自体は、クミカンを使った経営分析なんかはやってきましたが、これを組合員農家さんにも、ということです。

【戸田】 なるほど。簿記会計の研究者の立場から言わせてもらえば、その動きには、とても期待したいですね。何より適正な利益を計算し、併せて正しい財産の状態を表示する、そして、そういった数値に基づいた分析をし、明日の経営のために役立てる。

何だかカッコいいことを言ってるようですが、これが簿記会計の最終的なゴールなんだと、個人的には思っていますので。

【平野】 すでに取り組んでいる農協もあります。

【戸田】 ところで、私がヒアリングしてきた農家さん、正確には農業組合法人では、だいたいソリマチ社のソフトを入れていたんですが、北海道ではどうなんでしょうか。それに、先ほど言われていたような分析は、クミカンの情報をソリマチのソフトで処理すればできそうな気もしますが、どうなんでしょうか。

【平野】 北海道でも事情は同じです。それに、おっしゃるような連携は、すでにできているんです。

【戸田】 できているんですか。

【沼田】 ええ。コンバートの仕組みが。電算情報センターから、クミカンデータをそのままソリマチのソフトで読み込ますこともできるという形になっているんです。あくまで、クミカンベースでやるんですけどね。可能です。

【平野】 ソフトもいろいろあって、大体は、クミカン情報の自動転送になっています。ソフトも、もちろんソリマチもありますが、弥生会計とか別のもあって。ただ、実際の経営分析や何かは、自前というか、職員レベルでエクセルベースで開発している部分もあるんです。

【戸田】 昨日お話を伺った JA 北ひびきの真嶋さんも、それをつくっていたんだと思います。聞いた話では、ソリマチのソフトも、新潟で個人がエクセルか何かで税務申告書をつくっていたらうまくいって、だんだんだんだん今のように大きくなっていったようですね。

ちょっと話は変わりますが、中小企業に強い税理士グループに TKC というのがあるんですが、元々の名称は栃木計算センターっていうんです、確か。実は、この計算センターっていうのが大きいと個人的には思ってるんです。やはり、データを大量に処理し、業種や地域ごとの標準値を出せることは、経営分析のスタートである「比較」に役立ちますから。そして、この TKC と提携してるドイツの税理士グループに DATEV というのがあるんです。ここは昔から、電算処理センターを有しているようですが、面白いのは農業関係に強いところなんです。ですから、ドイツの農家はデータを DATEV に送れば、全ドイツから集まってくる農業経営情報と、自分の経営が比較できる。というか、DATEV が比較分析してくれて、経営指導までやってくれる。何でこんなことを言うかという、北海道の JA は自前で札幌に電算処理センターをお持ちなんだから、TKC や DATEV のような展開の可能性はあるんじゃないかと思って。

【平野】 できるんだと思いますし、すでにある程度はやってるんです。クミカン情報と税務申告の連携なんて、その例じゃないでしょうか。ただ、最近は大規模経営になって、そういうのを 30 万、40 万ぐらい払って、税理士事務所や税理士グループに丸投げをして、なんてところも実は多いんですよ。まあ、それでも、クミカンを通じた経営指導なんかを各地の農協がやってるっていう状況は、他の府県との状況とは大きく違うんだとは思いますがね。

【戸田】 クミカン制度もそうですが、やはり農業を取り巻く状況が、皆さんの言う府県、

特に都市近郊の農業とは全く異なることがよく分かりました。

【沼田】 とにかく専業が多いですからね、北海道は。

【戸田】 それが一番大きいかもしれません。小規模兼業米農家さんの数が多い状況って、それは結局、本州のことを言ってることになるんでしょうね。小南さんの論文にも書かれてましたが、農地って本州の平均は1ヘクタールぐらいだけど、北海道では20ヘクタールぐらいあるんでしたよね。しかも、本州の都市近郊の農家とは違って、農地を売却して膨大なキャピタルゲインを得られる可能性もほとんどないわけでしょう。都市近郊の耕作放棄地は、そういったキャピタルゲイン狙いで、地目としては農地として保有され続けているのが多いって言われてます。何ととっても、農地であれば、固定資産税や相続税が驚くほど安いですから。ヒアリングさせてもらった真面目な農家さんなんて、耕作放棄地には宅地並み課税をかけるべきだ、って憤慨されてましたけどね。

【平野】 実は我々も、政策提案活動みたいなのは組織としてやってるんです。一方で、農業会議や農業委員会なんかは、そのところの政策提案も別に作ってまして、そこではもう宅地並み課税の話は提案書に盛り込んでいます。うちはまだ組織合意ができていませんので、宅地並み課税ということまでは言い切れないんですが、個人的にはそうしたほうが良い面もあるのかもしれないと思います。

【戸田】 そういった声が、農協自体からあがってくるとしたら、事態は本当に動くのかもしれないですね。まあ、北海道は特殊だから、って黙殺されるのがパターンなんでしょうけど(笑)。でも、何らかの策を施さないと、今や滋賀県と同じ面積にまでなっているという耕作放棄地は、いつまでたってもまともな農地となる可能性がないってことになりますよね。

【平野】 農地には出し手と、受け手っているんですけど、これまでの制度は、出し手に対するメリットしか講じてきてないんです。対して、我々は、この制度はおかしい、受け手に支援策が講じられるように、というような主張をずっとしてきているんです。今は出し手ばかりにお金が回る仕組みですので、受け手主義が必要だろうって。

【戸田】 なるほど。確かにそうですね。農地を持つてる人よりも、これから農業を実際にやろうっていう人に光があたりなくちゃ、農業の発展にはつながりませんもんね。その意味では、補助金なんかも、今所有されている農地に対してじゃなく、その農地でこれから農業をやろうとすることに対して出すべきものなんじゃないかな。

【平野】 我々はそう考えてます。そういう意味では、いかに農地を供出させ規模拡大を図っていくかという規模論は、北海道はもう卒業しています。規模でどうこうというよりは、労働を起点にもの考えていこうというのが、今のポイントになっています。

それに関係する資料をちょっと見ていただきたいと思います。この資料は、北海道の農業改良普及員の方がエクセルで作られたシートなんですけど、横が月別、縦が労働時間というふうになっています。そして、この折れ線グラフは、日照と労働力を基にした労働可能折れ線グラフです。だから、2月の下旬なんかはがくんと下がっているし、夏場は日照が長いので折れ線グラフが上がっているということです。ここに水稻何ヘクタール、キュウリ何ヘクタールで、作型はどうとかを入れると、シミュレーシ

ョンとしてどれぐらいの労働時間が必要かということが出てくるような仕組みになっています。この折れ線グラフの内側に収まれば、大体効率よく働いていけるでしょうということですが、収まらないとこれはちょっと過重労働になっていますね、と。これに、他の条件も入れると、これはちょっときついけど実はお金が儲かりますとか、こっちのほうが効率いいですよというようなことまで分かります。いろいろな作物の組み合わせができますので、シミュレーションとしてこの作物とこの作物を組み合わせたら、ここで労働競合が起こってまずいので作型をずらしましょうとか、いろいろなことができるソフトになっています。

つまり、今はやっぱり規模拡大一辺倒じゃなくて、こういった労働力の面から土地利用型作物と集約型作物を組み合わせ、いかに効率よく働いて、効率よく稼ぐかというようなことを目指してやっていかなくちやならない。我々が目指そうとしているのも、そういったことになるんです。

【戸田】 素晴らしいですね。安倍政権は農業所得を2倍にすると言うけど、4倍働いて2倍になってもしょうがないですからね。それに、労働時間の把握は、若い人が農業に入ってくるのに重要ですよ。そりゃもちろん、収穫期の忙しい時に常に週休二日ってわけにはいかないでしょうけど、そんな甘えたこと言ってるんじゃないっていうだけでは、これからは難しいでしょう。先ほどの資料を示して、これくらい稼ぐのであれば年間トータルでは週休二日になるんですよ、ってというような示し方も、これからは必要なんじゃないでしょうか。

ただ、生き物相手の酪農なんかは、そうそう休みはとれないようですね。何とかしなくちゃということで、昨日伺った士別なんかでは、酪農ヘルパーっていうシステムで酪農家を支援してるようでした。実際に真嶋さんに案内されて、畜産農家さんを訪ねましたが、そこで餌を圧縮したりして、すごく面白い取り組みをしていましたね。何人かで共同出資して、会社組織にしてやられてましたけど。

【平野】 TMR ですか。

【戸田】 確かそうです。そこの社長さんが言われてましたが、本当のところ言えば、いくら酪農ヘルパーみたいな人がいても、休みが休みがなんて言ったら酪農なんてできないよ、って。昔は年間4000時間ぐらい軽く働いたかなと言っていましたね。

【平野】 酪農に関しては、資料の一番後ろに出ています。労働曲線で見ると、夏場が大変なんですね。搾乳とかもちろんあるんですが、その時期は牧草の一番の収穫時期なんです。だから搾乳作業もやりながら牧草の収穫、サイレージ化もするので、夏場が労働時間のピークとなります。

【戸田】 酪農で大変なのは、実はこの牧草の収穫とその牧草の餌やりなんだと伺いました。この一番大変なところを会社組織にしてやることで、何とか酪農に関する労働時間と労力の削減を図ることができて、それでやっと、後継者も出てきているんですよと伺いました。牧草を刈って、積み上げて干して餌にして、その餌を持ち上げて牛にやる、こういったことが一番手間暇がかかる大変な作業なんですね。こういった作業を個人ではなく会社組織で、しかもただ刈って集めるだけじゃなくて、圧縮して持ち運びやすいようにしていました。特許もとられたようです。

それをお聞きしているとき、私がふと思い出したのは、あるテレビの経済番組でし

た。そこでは、家畜、特に豚の餌を、リキッド配合飼料という液体の餌にしていた、厚木のある会社に取り上げられていたんです。都会で出る食べ物のかす、残渣をうまく液体にして各養豚場に持っていくと、栄養価が高いから豚も美味しくなって、かつ扱いが楽。それで、餌の保管や輸送が酪農の最大のネックだというのなら、この飼料のように液体にしてみたらというような話を、社長さんに話してみたんです。そしたらその社長さん、面白いことを言われてましたね。なるほどそりやおもしろい考えだけど、それは豚だから可能で、牛では無理やなって。豚と違って牛は、反芻することで、食べたものを発酵させて栄養分を取り込むんですね。だから、牛じゃ駄目だな、確かに豚ならいけるかもしれないなって。牛って確かにもぐもぐもぐもぐ反芻しますが、わらみみたいな固形物が混じっていないと反芻できないらしく、駄目なんだよと言われて、なるほどなと思いました。

本当に農業って、奥が深いですね。私なんか知らないことだらけですよ。だけど、素人考えかもしれませんが、もしかしたら餌とかそういうところに省力化のヒントって、まだ農業にはあるのかもしれないと思うんです。商業、工業では、死にもの狂いでいろいろな改善をやってきたわけですが、この発想を農業にも入れれば、もしかしたらそれまでやっていた人には全く想像つかないような発想も、まだ残ってるんじゃないかと思いますけどね。

【沼田】 外部化ですね、餌を作るのは。餌専門の会社だったりも作ります。そこを切り離すことによって、労働がかなり軽減されるというのは確かにあります。ただ、コストの問題は当然あるんですけども。今、TMR センターは、牛の給食センターみたいな組織を作って、そこが毎日餌を供給して、酪農家は絞るだけに専念するという仕組みを作られていますね。

【戸田】 ロールケーキのような餌を圧縮してつくる技術は、特許をとられたようですが、その技術は全国に結構普及しているそうですね。

【沼田】 北海道ではかなり普及しています。どのぐらいかな、50 までいかないと思いますけど、かなりいってると思います。

【戸田】 そういうことを伺っていると、農業は、これまでなかった新しい仕組みがどんどん生まれようとしてる、新しい競争時代に入ったのかもしれないですね。それでちょっと思い出したのが、ちょうど今日の午前中、すぐ近くの中小企業支援機構というところで南野さんという知り合いの方にヒアリングした時の話です。南野さんは、商業、工業はこれまでも倒産したり、競争が激しくて、だからこそ何とかしようという工夫があったけれど、農業はこれからですね、というふうに言われていました。もちろん厳しい作業もあったことは分かっていますが、でもやっぱり、今までいろんな意味で守られてきたとも言えると思います。駄目だったら倒産しちゃうとか、そういう厳しい競争は、商工業に比べればなかったんじゃないでしょうか。だけど、これからは、もしかしたら農業でも、商業や工業の企業が普通にやっているような、競争や創意工夫が普通の状態になるかもしれないというふうに、そんなふうにおっしゃっていました。

【小南】 我々からすると確かに商業、工業は厳しい世界だとは思いますが。でも、北海道の農業というのは、府県の農業とは大きく違うってということも知っておいてもらいた

いんです。先ほど申し上げたような、規模や専業度合なんかとは違う、独特の苦労があったんです。農業が政策的に非常に保護されてきたというのは、確かにそういった面もあるかもしれませんが、府県は別としてもこと北海道の農業というのは、これまでの過去の歴史を丁寧に見ていただくと、決してそんな甘い歴史ではなかったわけです。農家さんの立場からすれば、そういったことがあるんだと思いますね。

【戸田】 始まりは屯田兵ですしね。そういえば今、若者に人気の漫画で『銀の匙』という農業高校を舞台にした漫画があるんですけど、それを描いている北海道の農家出身の作者が、『百姓貴族』という別の漫画で北海道の開墾の話を書いているんです。今みたいに機械があっても、開墾ってめちゃくちゃ大変で、いくらやってもごろごろした石はでてくるは地下にびっちり根をはった切り株はとれないわ、らしいですね。だから、機械もない中、よくご先祖様はこんな大変な開墾をやってきたなって。

【小南】 そうなんです。そういった苦労への配慮抜きに、北海道の農業が府県の農業と同一に論じられるって言うのは、我々としては正直ちょっと、という感じになってしまうんです。

【平野】 そういったことは、府県の農協の人と話していても強く感じますね。ただ、我々としても、現在の状況は現在の状況として正しく把握して、組合員農家さんの経営改善に何とか役立てて欲しいと思ってるからこそ、お示ししているような資料や、各種のシミュレーションを行っているんです。

ちょっと資料に帰りまして、少し詳細に見ていただくと、いろいろ面白いことが分かります。例えば、作物 10 アール当たりの所得だけで見ればトマトなんかは高いんですけど、時間当たり報酬で見ればぐっと低くなるんです。対して、麦なんかは面積当たりの所得は低いけど、労力が非常に少なくて済むので、時間当たり報酬は高くなってます。

【戸田】 これを見ると、水稻って時間当たり報酬が低いんですね。農作物の中でも、お米は楽でいい、っていうのをよく聞くもんですから意外です。

【平野】 水稻は、春先の苗作りと移植作業、それから収穫、乾燥、調整がいろいろあって。その辺に非常に時間がかかるので、これぐらいかと。

【戸田】 でも、かなりの部分を農協さんにお任せ、でやってる農家さんなら、数値は相当違ってくるでしょうね。例えば、乾燥や保管を農協のカントリーエレベーターなんかで、全部お任せでやっている農家さんなんかなら。苗作りなんかも。

【平野】 そうですね。それはあるかもしれませんが。ただ、面積当たりの所得だけで見れば似たような農作物も、時間当たり報酬で見ると違ってくる、というのは確かなんです。その意味で、やっぱり麦というのは省力作物なんです。

【戸田】 よく、お米づくりは補助金の対象になりやすいし、楽でもあるから、つくるなら米に限るなんて声を聞きますけど、これから補助金も削減される中、そんな考え方のままでいいのかなというのは思うところです。精度はこれからさらに上げていかれるんでしょうけど、こういう資料があってはじめて、どの農作物が本当に適正な労働時間で適正な報酬を得られるのかが分かりますよね。こういうことをきっちりさせていくのが、今のわが国の農業の課題なのかなと思いますね。

【平野】 ただ、労働時間の正確な把握は結構難しいです。それに、どのくらい機械化さ

れているのかにもよりますから。機械化が進むと、労働は楽になりますが、今度はその減価償却費なんかで所得が減るといった問題も起こります。だから、基本的には、時間当たり報酬が高い農作物が望ましいわけですが、それだけというわけにもいかなくて。

【戸田】 手前味噌ですが、そういった農業経営全体を見ると簿記会計というのは、お役に立てるんじゃないかと思うんです。簿記は、機械なんかのストックと減価償却のフローを、同一体系の中で把握しながら、最終的に利益を算定できるシステムですから。

【平野】 実は、今我々も、役に立つ簿記の本を探しているんです。でも、農産物には、いろいろな作型がありますので、全部を網羅する簿記の本ってなかなかない、というのが率直な感想なんです。

ただ、先生もご関係されているようですが、新しく出た『農業簿記検定教科書3級』なんかは結構いいなと思ってます。この教科書でいいのは、勘定科目の設定が、大項目、小項目と分かれているところだと思います。勘定科目の設定っていろいろなやり方があると思うんですが、税務申告に対応する形で、大コード、小コードみたいな分け方で科目を振っているのが非常にいいなと思うところだと思います。他の、普通に売ってる教科書なんかだと、勘定科目がざくっとしているんです。そういう意味で、経営形態に合わせてこうやって勘定科目を大と小ぐらいに分けたり、畜産はこうとか、果樹はこうとか、ある程度作型に分けてひな型が示されてるのは非常にいいかなと。

【戸田】 西田会長や森専務理事にお伝えしときます。喜ばれると思います。ちなみに、一応、3級は個人農家さん、2級は小さな農業法人、1級は株式会社化まで見据えるような大規模農業法人というふうに、一応その対象は分かれているようです。今度、1級を正式につくるようで、私も少しだけその動きに関与してるんですが、ぜひこの分野は1級の範囲に入れてくれ、という現場のご要望があれば、お伺いしたいんですが。

【平野】 リース会計ですかね。

【戸田】 あ、そうなんです。リース会計は入ります。西山先生という税理士の方も、今農業の世界では、リースの知識、特にその税務処理についての知識は、絶対必要だっておっしゃってましたね。

【平野】 あとは、大規模で6次化をやっているような法人は子会社をつくっていますので、連結なんかは重要ななと思います。

【戸田】 連結も入っています。あと、日本ではそんなに起こらないんでしょうけど、これからも考えて、買収・合併の会計処理なんかも範囲には入ってますね。

【小南】 それ以外でしたら、税務申告との連携なんかですかね。クミカンに話を戻させていただきますと、クミカンの情報って、即税務申告に役立つものというより、営農計画に基づく貸付判断の基礎資料という性格が強いんです。ただ、実際には、税務申告との連携が求められています。いくら、クミカンから税務申告への組み換えが可能といっても、まだまだひと手間もふた手間もいるもんですから。

【戸田】 なるほど。現実には、税務申告との連携が、まず第一に求められるんでしょうね。でも、私の立場からすれば、税務申告も大事だけど、経営分析による経営改善な

んかはずっと大事で、その意味で、経営分析に資する財務諸表との連携なんかも考えていただきたいなと思います。先ほどのお話では、そちらのほうも、すでにお考えのようですが。

【小南】 クミカンも、我々としては非常に役に立つものだとは思っていますが、いろいろと改善する時期に来ているのかもしれませんが。

資料を見ていただきますが、そこには、「クミカンの反省点」を載せています。クミカンについては、これまでも、JA ごとに取り扱いの差があったり、運用の仕方に差があったんです。でも、これ自体はある意味当然なんですけど、問題は、営農計画書がきちんと出されていないのにクミカンを使ったり、使ったあとのサポートを JA としてしていなかったり、営農計画書は出ていても、それに基づき計画的にクミカンを使っていなかったり。そういった問題も、一部とはいえ確かにあったのかなと。それと、単年度でクミカンが結局赤だった場合、それを安易に別勘定に書き換えたり、安易にそれを毎年繰り返していると、負債が膨大に膨らんでいくわけです。つまり、あるべき運用をしてなかったことによる、そういった弊害も、クミカンという制度に一部あったのかなと思います。

ただ、念のために言っておきますと、クミカンから無制限にお金が貸せるわけではなく、基本的に単年度の販売代金の中で、年間の経費を賄うことができる範囲といった制限はもちろんあります。それに、クミカンであれば何でも資金として提供しているということじゃなくて、運転資金でないもの、例えば機械を買うとか土地を買うとかといった支出、そういうものへのクミカンからの支出は基本的には禁じられています。

【戸田】 トラクターを買ったりするのも駄目なんですか？

【平野】 駄目です。基本的に現金で買うか、あるいは借入金をちゃんとしてもらってから、そういった資金で。

【戸田】 基本的に日々の取引に限定される、だから有形固定資産なんかは基本的に駄目、ということですか。

【平野】 絶対に駄目というわけではなく、乳牛ぐらいいというラインはあるんですけどね。それと、限度額の関係なんですけども、一応いくつかのロックがかかることになっています。まずは、資金供給限度額です。これは営農計画書に定められた販売代金の範囲内で、年間トータルでクミカンからの供給額を設定しています。それから、貸越極度額。これはクミカンの貸越ピーク額を基本的には月別に設定していて、それを超えるとロックがかかります。

【小南】 あとは、家計費現金供給限度額というものが設定されています。家計費も、クミカンから供給できるので。

【戸田】 息子が大学に行くんとか、そういった場合もクミカンから？

【沼田】 それは出ると思います。

【平野】 そういったものも、全部計画表に入りますから。

【沼田】 ただ、もちろん人によって限度額が違います。農業収入は A さんはこれだけ、B さんはこれくらいですとなりますから、それによって違いますね。

【小南】 今のお話に関連して、クミカンの手続きについてもご説明します。資料の 11

ページをご覧ください。ここには、クミカンの手続きがいろいろ書かれていますが、下の方に担保、保証の関係が載っています。クミカンを扱う場合、基本的には抵当や担保の設定が必要なんです。昔は、連帯保証人とかそういう形もあったんです。

【戸田】 なるほど。そもそもクミカン取引を行うに際しては、基本的には農地とかに抵当を設定するという手続きが必要なんですわ。

【小南】 そうですね。

【戸田】 これは大事かもしれませんね。ということは、あまりに成績が悪くて負債がたまりにたまれば、抵当権の行使ということももちろんあるということですよ。

【小南】 停止ということですね。

【戸田】 停止？ 農地を抵当として没収するということではないんですか？

【沼田】 そういうのはないです。ただ、供給停止はあります。

【平野】 特定組合員制度っていう制度があるんです。成績が悪かったりとか、借金が多くなった方というのを、特定対策者といったような位置づけで。まあ、負債対策なんですけど。農協の理事さんたちが集まるような理事会なり委員会なりで、そういう方を設定したら、その方に対しては、巡回指導に行ったりとか、月別会議をしたりします。これについては、結構農協の職員も労力をかけていて、技術相談と一緒にやったりとか、生活相談にも及んだりとか。

【小南】 家族も呼んで、今の経営実態はこうですよ。

【戸田】 多分、昨日お会いした真嶋さんも、それを明日されるんだと思います。気が重い会議があるんですわ、って言われてました。

【平野】 特定者に対しては、特別に担当者をつける場合もあります。特定者の決め方も解除の決め方も、一律ではなく、農協次第でいろいろな判断に基づきます。

【戸田】 どんな場合でも、やはり何とか支援しようとするんですか？ 例えば農地に抵当を設定してる場合、負債を返済できないなら、農地の強制売却なんていうことは。

【平野】 そこで身ぐるみを全部はがれるような、農地を売っても何も残らないようなお金の貸し方をするのか、このままいっても駄目だから、ある程度資産を残して、幾ばくかのお金を持って離農するような判断をするのかというのは、非常に難しいというか、ルールでは決められない世界なんです。

【沼田】 それに、対人信用というのがついているんです、農協の信用事業に。金融じゃなくて、対人信用に基づいてやっているんです。だから信用事業という言い方をするんです、我々は。クミカンは資金提供するんですから金融取引で、一応銀行のルールというか、金融庁のルールはあるんですけども、根っこの部分は対人信用なんです。農協が組合員に対する信用に基づいて資金を融通する、これがクミカンなんです。

【戸田】 よく分かりました。クミカンは、一般の銀行が行う資金貸付とは、似ているようで全然違うんですわ。ただ、でも、そこまでの対人信用というのは、地域に根を張る農協にしかできないことになりますね。例えば、ある人がどんな家族構成で、どんな性格かも知っておく必要がありますよね。その人が今まで何をしてきたとか、昔こういう場合にこういう行動をとったとか。対人信用というのは対人情報を沢山もってなければ、とてもできないですよ。ということは、対人情報を持たない一般の金融機関は、いくら農業分野に進出しようとしても、なかなか難しいということにもなり

ますね。たとえ進出しても、よく分からないリスクがあるんで、結局貸出利率を高くしないとペイしない。

【小南】 利子率についてちょっと。資料 13 ページの下のほうをご覧ください。クミカンには貸越利率っていうのがあるんですけども、貯金担保や共済担保なんかの担保によって、幾つかの利率が設定されているという仕組みになります。

【戸田】 この資料によると、最も高い貸越利率と、最も安い貸越利率、つまり最も担保に余裕がある場合とでは、実に 3% も利率が違うんですね。

【平野】 貸し越しになれば、つまりクミカン内で赤になれば、当然利息が発生しますというのがスタートです。次いで、営農貯金とかの担保があれば、貸越利率が 3.5% じゃなくて、最も安くて 0.4% になりますよということです。ただ、担保を超えて貸した場合は、超えた分に応じて、あらためて段階別の利率がかかりますよという仕組みです。もっとも、当たり前ですが、クミカンは赤にならないのが一番いいんです。

ちなみに、クミカンが赤にならないように、資金受け入れというような項目があって、現金をクミカンの中に入れちゃうという仕組みもあるんです。だからクミカンが貸し越しにならないように、現金の余裕金みたいな項目もあるんです。

【戸田】 現金の余裕金って、貯金ということですか？

【平野】 ええ、クミカンの中に貯金もあるんです。

【戸田】 クミカンの中に貯金がある？

【平野】 現金が入っているということです、クミカンに。そのほかに、クミカンとは別扱いになりますが、営農貯金があります。クミカンの裏側には、この営農貯金があることになります。

【戸田】 でも、クミカンというのは農協が貸す、貸付金のようなものですよね。クミカンに現金が入っていると、その現金を貸しているというように思ってしまうんですが。

【平野】 いえ、そうではありません。クミカンっていうのは、いわゆるお財布なんですよ。だからクミカンには、農産物の販売代金とかも入ってきます。そして、プラスの場合もあれば、マイナスの場合もあるんです。

【戸田】 分かりました。私はつい、貸借対照表上の貸付金項目のような理解をしていたんですが、そうじゃないんですね。

【沼田】 確かに分かりにくいんで、よく井に例えられるんです。

【平野】 井勘定の井ですね。

【戸田】 それは初めて聞きました。でも、なるほど、農協との取引金をとりあえず、ぶち込んでおく、いや、言い方が悪かったかもしれませんが (笑)、とりあえず入れておく井のようなものなんですね、クミカンは。

【小南】 貸し越しがあるというのが、ちょっと特殊なんですけどね。

【平野】 先ほど申し上げましたように、貸し越しに際しての利率は、担保次第でかなり変わります。だから、営農貯金は積んだほうが良いということになりますね。

【戸田】 いただいた資料を見ると、クミカンと他の勘定項目、例えば資金借り入れだとか現金だとかいうのが、とにかくクミカン内で即座に相殺されるような形になっているわけですね。担保との関係は、利率決定のための形式的な相殺のような気がしますが、クミカン内の関係は、資金の実質的な相殺なんですね、

- 【平野】 そうです。農協外取引なんかがあって売り上げ、現金ががばっと入りましたというときは、クミカン内の貸し越しが消えるんですね。だから、資金の返済も、自動返済の形になっています。そうやって年度の帳尻を合わせるというか、そういうことをやっています。
- 【戸田】 基本はすべてキャッシュで動いているということですね。伺った感想としては、クミカンというのはやはり、キャッシュベースの貸付金管理勘定なんですね。そして、営農計画書は、その年間予定が書きこまれた、いわば付属明細書のような気がします。
- 【平野】 ただ、営農計画書には資産も書くようになっていきますので、ここから貸借対照表ができる仕組みにもなってるんです。その貸借対照表に基づいて、経営分析までできることになってます。実際のものをお見せします。
- 【戸田】 なるほど。確かに機械とか土地が、項目別に並んでいますね。でも、いわゆる一般的な貸借対照表というより、担保となり得る所有財産の一覧表のような気がします。
- 【平野】 まあ、これが即貸借対照表というより、この情報が自動転送されて、正式な貸借対照表や損益計算書の作成に役立てられる、というところでしょうか。
- 企業さんなんかだと、一般的な財務諸表が大事なんでしょうけど、我々はそういったものより、作物別損益の状態が示せるものが欲しい。だから、クミカンや営農計画書の情報の中から、何とか作目別に情報を配賦できるように、システムを組むんです。もちろん、その配賦は完全に正確じゃないですけど。実はこの配賦のやり方が、一番大変なんです。それでも、やっぱり必要ですから、何とか配賦して、それぞれの作目ごとの成績が出るようにしてますね。もちろん、一般的な財務諸表も作成しますし、それに基づいて、いろんな経営分析も行います。ただ、どの資料を、どう使うかは、それぞれの担当者がいろいろ使ってみて、決めてもらえればいいと思っています。
- 【戸田】 クミカンやクミカンに基づく情報によって指導を受けてる農家さんって、北海道ではどのくらい、人数でも比率でもいいんですが、おられるんでしょうか？
- 【平野】 さあ、正確にはわかりませんが、ほとんどの農家さんはそうじゃないんでしょうか。ただ、販売農家じゃない組合員もいらっしゃるの。自家用とか、土地持ちの方とかも若干いらっしゃるの、全部の農家さんじゃないでしょう。
- 【沼田】 正組合員になれる条件というのは、農地を持っているだけでも満たしてしまいますから。例えば高齢者で、土地は持っているけども全部貸しちゃっている人とかでも正組合員になれます。ただ、そういった正組合員さんに、クミカンは必要ないですからね。
- 【平野】 それに、おれはクミカンなんか使わなくてもやっていけるぜという人が、いないわけじゃありません。先ほど申し上げた、クミカン停止になった方も若干おられます。
- 【戸田】 そういえば、クミカン利用料ってかかるんですか？
- 【平野】 情報料は利用のたびに若干かかります。でも、本当に便利な経営ツールだと思うんですけどね。クミカンについては、誤解している人もいないわけじゃないということでしょう。
- 【戸田】 クミカンについて私が誤解していた点は、農協のワンストップ体制の象徴とい

うか、これで何でもかんでもやってあげる、というものじゃなかったんだということですね。例えば、税務申告とはダイレクトでは結びついていない点とかですかね。まあ、これから目指そうとされているようですけど。

【平野】 なので、青色申告会なんかでは、そういう税務申告は手計算し直したりとかします。ただ、クミカンの基礎にある営農計画書は、自分でちゃんと数字を作りますね。そういう意識は、利用者の皆さんにはあると思いますよ。

【戸田】 クミカンについては小南さんの論文等で知っていましたが、それを支える営農計画書については詳しく知らなかったの。それを知らなかったの、北海道の農家さんって、農協が管理するクミカンに全部お任せ状態なんじゃないかと、実は思っていました。これは私の誤解だったな、というのがよく分かりました。

ところで、全国全てではないんでしょうが、特別税理士法で農協が税務申告をしてもいいことになっているので、税務申告を行ってる農協さんもあるじゃないですか。でも、今までのお話では、北海道ではそうじゃないんですか？

【平野】 奪われちゃって。

【戸田】 それは、元々農協がやってたけど、税理士さんたちが、それはおれたちの仕事だと言って。

【平野】 そうです。税理士会のほうに言われまして。だから、北海道では、今はやっていません。ただ、そうはいても、申告組織は残っていますけどね。今は正直、北海道の農協は税金部分が弱くなっていますので、そこを強化しようというのが、去年から今年にかけて我々が取り組みはじめた運動の1つなんです。

【戸田】 北海道の農協が、税務申告業務を税理士会に委ねていったのって、いつごろなんですか？

【平野】 平成17年から19年ぐらいにかけて、徐々にだったんですよ。

【小南】 最初は都会だけだったんですが。

【平野】 徐々に周辺も。

【戸田】 それで今は、北海道で税務申告を代理で行っている農協はないと。

【平野】 はい。全国すべてではないんでしょうが、少なくとも北海道では。

【戸田】 なるほど。でも、だからこそ、北海道は他の地域と状況が違ってるのかもしれないね。本州の農家さんの中には、すべてのやりとりはJAバンクの通帳に記帳されてるんだし、税務申告まで農協が全部やってくれるんだから、とにかく農協さんにお任せという方もおられました。何をどのくらい栽培するか、どんな肥料を使うか、農業機械の購入や修理に至るまで、全部が全部農協さんにお任せ。こういった方は、そもそも記録もとりませんし、だから簿記なんて全く関係ないというか。でも、北海道は、状況がだいぶ違うんですね。

【平野】 違いますね。特に、営農計画書まで全部農協側でつくっちゃうというのはあり得ないですね。確かに北海道の農協だって、それなりのワンストップなんですけど、農家さん個人も経営者としてやるべき部分はやってもらいます。というか、農協が全部抱えちゃったら、職員も大変というか。北海道は、結構職員数が少ないです。

【戸田】 そうなんですか。

【平野】 営農と言われる部分が農協の本筋ですが、実はここに人があまり回っていない

です。でも、何か問題があると、何でもかんでも営農に振られるんです。営農は、だからはっきり言って、過重労働状況なんですよ。

【戸田】 営農ではなく、よく言われているように、金融や共済の方に人が回ってるんですか？

【平野】 本来は逆なんですけどね、営農にこそ、それなりの人間を回さないと。めちゃめちゃ忙しいんです、営農の部署は。

【小南】 まあ、もちろん、それぞれの農協の姿勢もあるとは思いますが。

【戸田】 私も、お聞きしていて、営農こそ、農協の本来の姿だと思いますけども。でも、他の地域でも、営農の方は大変だと言う話はよく聞きます。ただでさえ、人が金融や共済にさかれています中、しかも農協の合併合併で、営農職員1人が担当するエリアが広がっているようですね。勢い、昔は農家さんを手取り足取り指導できていたのが、今はとても無理になってしまっただけで、軒先まで上がりこんでの個別指導はもう無理なんで、集団指導体制だと。組合員農家さんを講習会なんかで呼んで、一斉に経営指導するとか。その流れの中で、指導する際の元データを農家さん自身につけてもらおう、そのためには簿記の知識も必要だよねという、こんな風な展開をみせるところもありましたね。

【沼田】 そういうところでは、営農計画書はどうなってるんですか。

【戸田】 どうなんですか、そこまでは分かりませんが。

【沼田】 正直、計画なくして営農をやることができるのかなど。我々の感覚からいって、そんな気がするんですよ。

【戸田】 営農計画書のような事業計画を、農家さん側が主体となってつくるということは、他の地域にはあまりない、北海道独特のやり方なのかもしれませんね。ただ、昨日、JA 北ひびきの真嶋さんにお聞きしましたが、すべてを農家さん側がつくるわけではなく、真嶋さんのような営農指導員の人の指導もあるんですよ。ここはどうなっているのか、ここはいいかげんな数字を入れなくてとか、そういう指導は行くとお聞きしましたが。

【沼田】 そうですね。個別面談みたいな感じで。

【戸田】 でも、本当によかったです、北海道まで来て。クミカンの詳細な内容だけでなく、クミカンを支える営農計画書の存在や、その実情を知ることができましたから。クミカンに関しては、私の過去の論文で、少し農協に批判的な視点から書かせてもらっていますが、どうかご容赦いただければと思います（笑）。

【平野】 農協もいろいろありますから。我々も、府県の農協に視察とかに行くんですが、いわゆる先進農協と言われるところは、北海道にはない面白い取り組みをしているところもありますし、そういうところだって、悪いところだけとらまえば、問題は結構いろいろありますからね。

【戸田】 農協改革については、現在盛んに議論されてますが、それについても率直なところをお伺いできれば。今回はせっかく簿記会計ということでお伺いしたので、全中の独占的監査権の廃止についてなんか、どうお感じなのかお聞かせいただければ。

【平野】 基本的には、全中の機能を低下させるための1つなんじゃないかな。農協改革の中で、実は一番怖いのは準組合員制度の廃止あるいは制限なんですよ。金融や共済に

大きく関わりますからね。それで、廃止や利用制限みたいなのは絶対困るといった中で、じゃあ何を差し出すかといったときに、農政的なぎりぎりのやりとりがあって、その部分（全中監査―戸田）で折り合いをつけた、というふうに我々は認識をしています。

では公認会計士監査がいいのかということ、我々には協同組合独特の組織の目的があるんで、つまり、株式会社とか一般の上場企業じゃないので、果たしてどうかと。とにかく、組織の目的が違うんだから、一律の公認会計士監査がいいのか、できるのかと、そこら辺は問題視せざるを得ないんですよ。

【小南】 そもそも論として、今回の農協改革の目的は組合員さんの所得増大とか、地域の活性化というのが基本だったはずなんです。そういったことを昨年6月にとりまとめたはずだったにもかかわらず、その後急に、全中の監査の問題が焦点になっちゃって。

【戸田】 そうですね、確かに。農業者の所得を2倍にするのが目標みたいですけど。

【小南】 全中監査の廃止と、農業者の所得倍増がどうつながるのか、その説明が全然ないのが問題なんです。

【戸田】 さっき平野さんがおっしゃったように、政治的なスケープゴードになっちゃったというところなんですかね。

【小南】 うがった見方をすれば、農協の信用事業とかを、将来的には農水省ではなく、金融庁の所管にしていくみたいな、そういった後々の筋書が垣間見えるのかなという気がします。

【戸田】 農協誕生時の歴史を調べていたら、やっぱり農協が金融部門を持つかどうかでもめたみたいですね。GHQ と当時の大蔵省は当然反対、農林省は、できたばかりの農協が力をもってちゃんと独立するには金融機能がどうしても必要、ということで強く賛成したようです。結局、当時の農林省の後押しを受けて、農協は金融機能を有することになるわけですが、まさかその機能が後々、今のような巨大な JA バンクとなっていくとは、誰も想定できなかったでしょうね。

その意味では、今の財務省が、やっぱり金融・保険はわれわれの管轄下でしょうということで、JA バンクや JA 共済をその所管としたいというのは、あながちうがった見方とばかり言えないのかもしれないかもしれません。まあ、全く個人的な意見としては、農協がその本来の業務に集中するために、それ以外の機能を切り離していくことについては、そういう方向もあっていいんじゃないかとは思いますが。でも、この点を議論しだすと、小南さんと激論になってしまいそうなので、この辺で（笑）。

そろそろ時間も押して参りましたが、本日は、お忙しい中、長時間のヒアリングを受けていただき、誠にありがとうございました。クミカンをはじめ、北海道の農業の本当のところを詳しく知ることができまして、本当に感謝しております。とにかく、日本の農業簿記において、実情や実際のところの情報が、あまりにも集積されていないというか、知られていないのが一番の問題だと思っておりますので。また、詳細な資料もいただきまして、こちらも感謝しております。持ち帰りまして、改めまして検討させていただきます。

【沼田】 ちょっと宣伝になってしまいますが、農協改革の議論に対して、JA 北海道と

しても自らの組織や事業を改革していきましょうということで、『JA グループの改革プラン』という冊子を昨年 11 月に出しています。こちらも、資料としてお持ちください。この中の 36 ページで、先生の最大のご関心事である農業簿記についても触れておりますので、ご覧になってください。

【戸田】 貴重な資料をありがとうございます。あらためまして、本日は長時間にわたるヒアリング調査を受けていただきまして、本当にありがとうございました（終了）。